

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設  
プロジェクト

環境影響評価方法書

令和7年12月

ENEOS Power 株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院の地理院タイル及び基盤地図情報を加工して作成したものである。

## 目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1- 1( 1)
第2章 対象事業の目的及び内容	
2.1 対象事業の目的	2- 1( 3)
2.2 対象事業の内容	2- 3( 5)
2.2.1 特定対象事業の名称	2- 3( 5)
2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	2- 3( 5)
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	2- 3( 5)
2.2.4 対象事業実施区域	2- 3( 5)
2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2- 7( 9)
2.2.6 特定対象事業に関する項目であって、その変更により環境影響が変化 することとなるもの	2- 9( 11)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	3.1- 1( 21)
3.1.1 大気環境の状況	3.1- 1( 21)
3.1.2 水環境の状況	3.1- 41( 61)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3.1- 67( 87)
3.1.4 地形及び地質の状況	3.1- 73( 93)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3.1- 78( 98)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3.1-114(134)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3.1-119(139)
3.2 社会的状況	3.2- 1(141)
3.2.1 人口及び産業の状況	3.2- 1(141)
3.2.2 土地利用の状況	3.2- 11(151)
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3.2- 15(155)
3.2.4 交通の状況	3.2- 18(158)
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の 状況及び住宅の配置の概況	3.2- 24(164)
3.2.6 下水道の整備状況	3.2- 35(175)
3.2.7 廃棄物の状況	3.2- 36(176)
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3.2- 41(181)

#### 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4.1-	1(243)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4.1-	1(243)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由	4.1-	8(250)
4.2 調査、予測及び評価の手法	4.2-	1(253)
4.2.1 調査、予測及び評価の手法	4.2-	1(253)
4.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由	4.2-	1(253)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4.3-	1(254)
4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物）	4.3-	1(254)
4.3.2 景観	4.3-	14(267)
4.4 総合的な評価	4.4-	1(273)

#### 第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見	5.1-	1(275)
5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	5.2-	1(282)

#### 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の項目の選定	6.1-	1(287)
6.1.1 環境影響評価の項目	6.1-	1(287)
6.1.2 選定の理由	6.1-	8(294)
6.2 調査、予測及び評価の手法の選定	6.2-	1(299)
6.2.1 調査、予測及び評価の手法	6.2-	1(299)
6.2.2 選定の理由	6.2-	1(299)

#### 第7章 その他環境省令で定める事項

7.1 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、 並びに事業者の見解	7.1-	1(351)
7.1.1 関係地方公共団体の長の意見	7.1-	1(351)
7.1.2 関係地方公共団体の長の意見に対する事業者の見解	7.1-	13(363)
7.1.3 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	7.1-	19(369)
7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に 関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯 及びその内容	7.2-	1(378)
7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等	7.2-	1(378)
7.2.2 発電設備の配置計画	7.2-	1(378)
7.2.3 発電設備の構造（煙突高さ）	7.2-	3(380)

# 第 1 章

事業者の名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 香月 有佐

主たる事務所の所在地 : 東京都港区麻布台一丁目3番1号

(空白ページ)

# 第 2 章

対象事業の目的及び内容

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

2025年2月18日に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、「S+3Eの原則」<sup>※1</sup>のもと、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示された。

非効率な石炭火力のフェードアウトが促進される一方、将来の電力需要増加<sup>※2</sup>が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUS<sup>※3</sup>の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されている。そのため、供給力確保を目的として2023年度より開始された長期脱炭素電源オークションにおいては、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースについても支援がなされることとなった。

このような背景のもと、2024年4月からENEOSホールディングス株式会社の100%出資会社として電気・都市ガス事業を担う当社は、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」として、川崎臨海地域のENEOS株式会社川崎事業所の遊休地<sup>※4</sup>に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備(約75万kW)を1基新設することを計画している。

ENEOSグループは、政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」や、経済産業省と関係省庁で策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」<sup>※5</sup>等を背景に、2050年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて、「カーボンニュートラル基本計画」を策定した。温室効果ガス排出削減を製造・事業の効率化やCCS<sup>※6</sup>、森林吸収等によって進めるとともに、社会の温室効果ガス排出削減に貢献するため、水素・カーボンニュートラル燃料・再生可能エネルギー等の供給による「エネルギートランジション」の推進と、リサイクルやシェアリング等による「サーキュラーエコノミー」の推進を掲げ、具体的な目標やロードマップを定めている。

これを踏まえ、当社の温室効果ガス排出削減に係る具体的な目標及び事業方針、並びに本事業における脱炭素化の方針は、政府のエネルギー政策やENEOSグループのカーボンニュートラル基本計画における電力分野の内容(CCS・水素発電等)を念頭に、検討中である。

本事業の目的は、将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献することである。これは、『火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていく。具体的には、トランジション手段としてのLNG

---

※1 安全性(Safety)を大前提に、エネルギー安定供給(Energy Security)を第一として、経済効率性の向上(Economic Efficiency)と環境への適合(Environment)を図る

※2 電力広域的運営推進機関が2025年1月に公表した「全国及び供給区域ごとの需要想定(2025年度)」においては、2024年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新増設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034年度にかけて電力需要が増加すると想定されている

※3 CCUS: 二酸化炭素回収・利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)

※4 当該遊休地は、近隣の既存LNG基地からパイプラインにより天然ガスの供給を受けることが可能な立地環境にある

※5 2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速させ、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策

※6 CCS: 二酸化炭素回収・貯留(Carbon dioxide Capture and Storage)

火力の確保を燃料の確保と併せて進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見性を確保しながら進めていく。加えて非効率な石炭火力のフェードアウトを促進する』という第7次エネルギー基本計画と合致している。なお、本事業の運転開始時期は2033年頃を予定しており、本事業の実現を通じて川崎臨海地域の活性化への寄与も目指したい。

## 2.2 対象事業の内容

### 2.2.1 特定対象事業の名称

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト (以下「本事業」という。)

### 2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)

### 2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

約 75 万 kW

### 2.2.4 対象事業実施区域

対象事業実施区域の位置：神奈川県川崎市川崎区扇町 12 番 1 号

ENEOS 株式会社 川崎事業所 (以下「川崎事業所」という。)  
の敷地内

対象事業実施区域の面積：約 19.0 万 m<sup>2</sup> (陸域面積約 17.2 万 m<sup>2</sup>、海域面積約 1.8 万 m<sup>2</sup>)

対象事業実施区域は川崎事業所の遊休地とした。

現在、川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しているが、本事業はENEOS 株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画である。

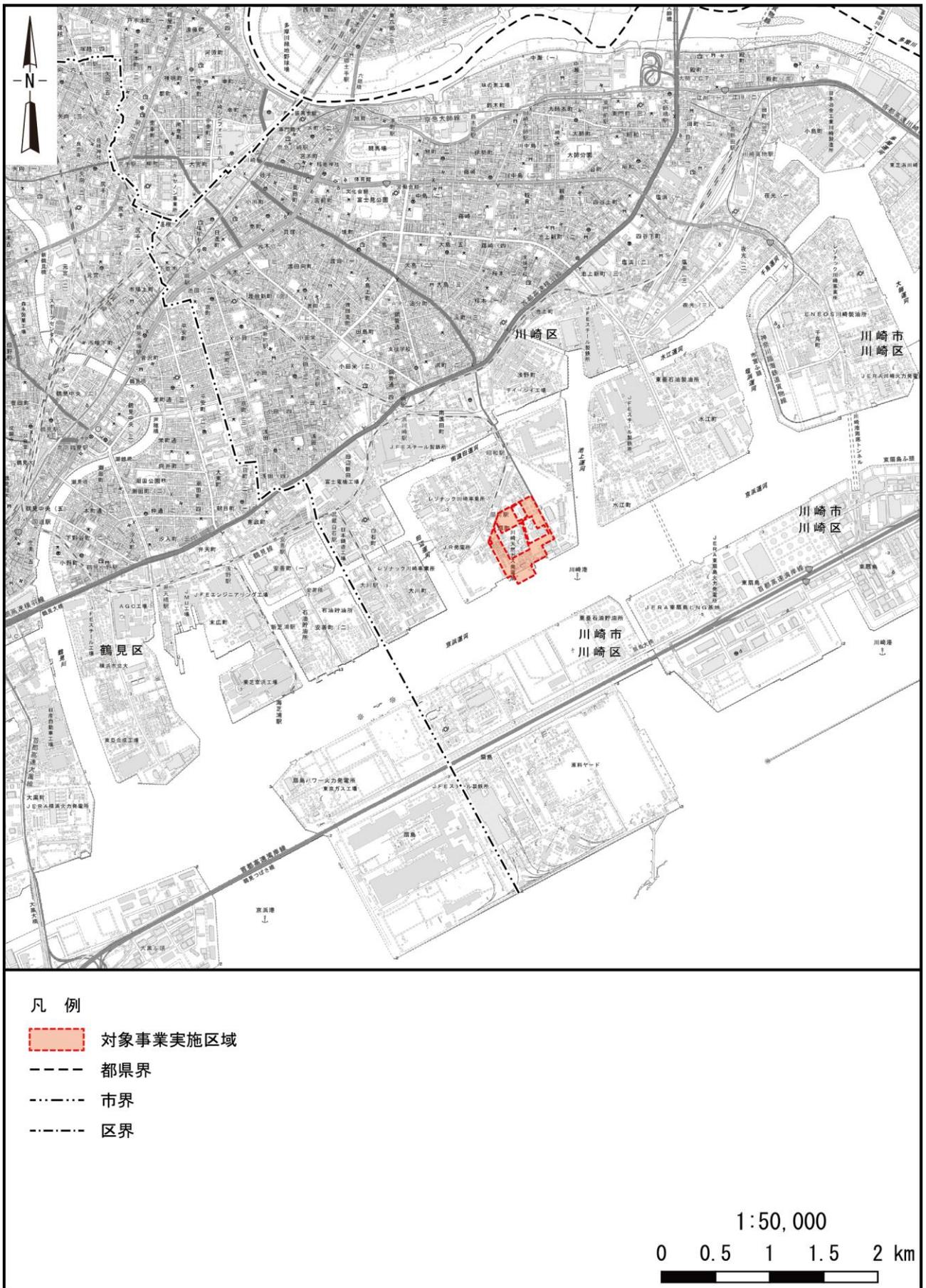
対象事業実施区域は、発電設備及びその付属施設・設備が設置される区域 (以下「発電所計画地」という。)、資材置き場並びに土捨て場等の区域を包括している。現時点での使用可能性を考慮して、陸域は配慮書時の事業実施想定区域と同じ、海域は浚渫工事の区域とした。

対象事業実施区域は工業専用地域であり、周辺の住居系地域から約 1.4km 離れている (「第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況 第 3.2-2 図」)。

対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は第 2-1 図～第 2-3 図のとおりである。



第2-1図 対象事業実施区域の位置



第 2-2 図 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況（周辺地域及び周辺海域）



〔「空中写真」(川崎市、令和7年1月撮影)より作成〕

凡 例

 対象事業実施区域

 発電所計画地

1:10,000

0 100 200 300 400 m



第 2-3 図 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況 (空中写真)

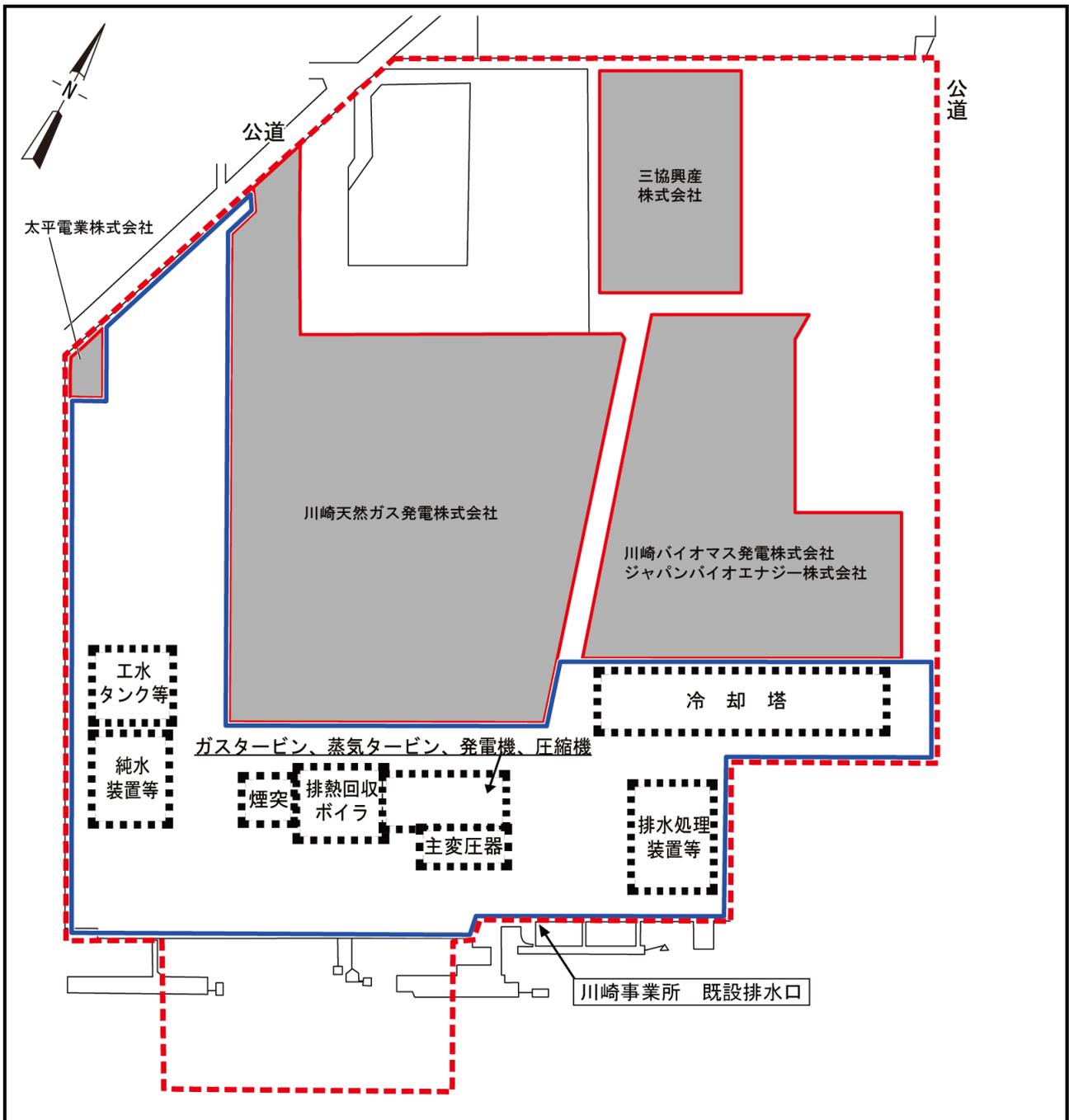
## 2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

発電設備の配置計画は第2-4図のとおりである。

発電所計画地は川崎事業所の遊休地に位置している。

発電設備については、排熱回収ボイラ、ガスタービン、蒸気タービン、発電機、圧縮機、主変圧器及び煙突を設置する計画である。

なお、発電所計画地以外の区域は、工事中の資材置き場や土捨て場等に使用する予定である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域外
- 本事業で新設する設備
- 発電所計画地

注：設備配置及び緑地等の詳細については、環境影響評価準備書において記載する。

1:4,000

0 50 100 m

第 2-4 図 発電設備配置計画概要

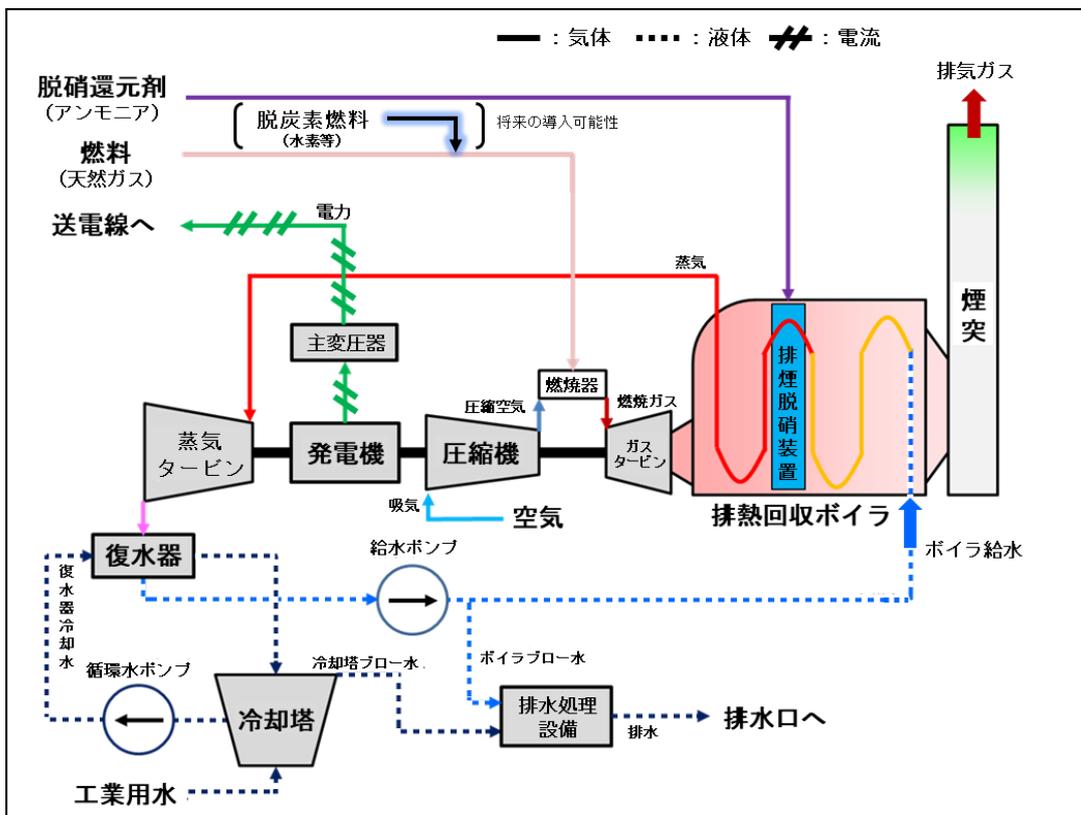
2.2.6 特定対象事業に関する項目であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

1. 主要な機器等の種類

本事業の主要機器等の種類は第 2-1 表のとおりであり、発電設備の概念は第 2-5 図のとおりである。

第 2-1 表 主要機器等の種類

主要機器等	数量	概要
ボイラ	1 台	排熱回収自然循環型
タービン	1 式	1 軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1 台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1 台	導油風冷型三相変圧器



第 2-5 図 発電設備の概念

## 2. 発電用燃料の種類

発電用燃料は天然ガスとし、近隣の LNG 基地から既設パイプラインにより供給される計画である。発電用燃料の年間使用量は第 2-2 表のとおりである。

なお、現時点で具体的な導入計画はないものの、脱炭素化に向けて、将来的に水素等の脱炭素燃料の導入可能性を検討する。

第 2-2 表 発電用燃料の年間使用量

項目	概要
燃料の種類	天然ガス
燃料使用量 (LNG 換算)	約 70 万 t/年

注：燃料使用量は、24 時間連続運転とし、年間利用率を約 90%として算出した。

## 3. ばい煙に関する事項

ばい煙に関する事項は、第 2-3 表のとおりである。

燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) が発生する。そのため、NO<sub>x</sub> 排出抑制対策として、低 NO<sub>x</sub> 燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画である。

第 2-3 表 ばい煙に関する事項

項目		単位	内容
排出 ガス量	湿りガス	m <sup>3</sup> N/h	3,000,000
	乾きガス	m <sup>3</sup> N/h	2,475,000
実酸素濃度 (設計値)		%	11.8
煙 突	種 類	—	鋼製円筒型
	地上高	m	80
	頂部口径	m	6.6
煙突出口のガス温度		°C	80
煙突出口のガス速度		m/s	31.7
窒素 酸化物	排出濃度	ppm	5 以下
	排出量	m <sup>3</sup> N/h	22.8

注：1. 排出濃度は、乾きガスベースであり、O<sub>2</sub> 濃度 16%の換算値である。

2. 排出量は、以下の式により算定した。

窒素酸化物排出量[m<sup>3</sup>N/h]

$$= \text{乾き排出ガス量}[\text{m}^3\text{N/h}] \times \text{排出濃度}[\text{ppm}] \times (21 - \text{実酸素濃度}[\%]) / (21 - 16) / 10^6$$

#### 4. 復水器の冷却水に関する事項

復水器の冷却水に関する事項は、第 2-4 表のとおりである。

復水器の冷却水の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式を採用し、復水器は淡水循環式である。なお、冷却塔からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却されるため温排水は発生しない。また、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑え、環境影響を低減する。

第 2-4 表 復水器の冷却水に関する事項

項目	内容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）
白煙対策方式	乾湿併用式

#### 5. 用水に関する事項

用水に関する事項は、第 2-5 表のとおりである。

発電所で使用するプラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道から供給を受ける計画である。

第 2-5 表 用水に関する事項

項目	内容	
プラント用水	日最大使用量	22,790m <sup>3</sup>
	日平均使用量	19,030m <sup>3</sup>
	取水方式	川崎市工業用水道から受水する
生活用水	日最大使用量	50m <sup>3</sup>
	日平均使用量	50m <sup>3</sup>
	取水方式	川崎市上水道から受水する

#### 6. 一般排水に関する事項

一般排水に関する事項は第 2-6 表のとおりである。

発電所からの排水は、冷却塔ブロー水、ボイラブロー水、純水装置からの排水、プラント雑排水の発電設備からの排水及び生活排水がある。

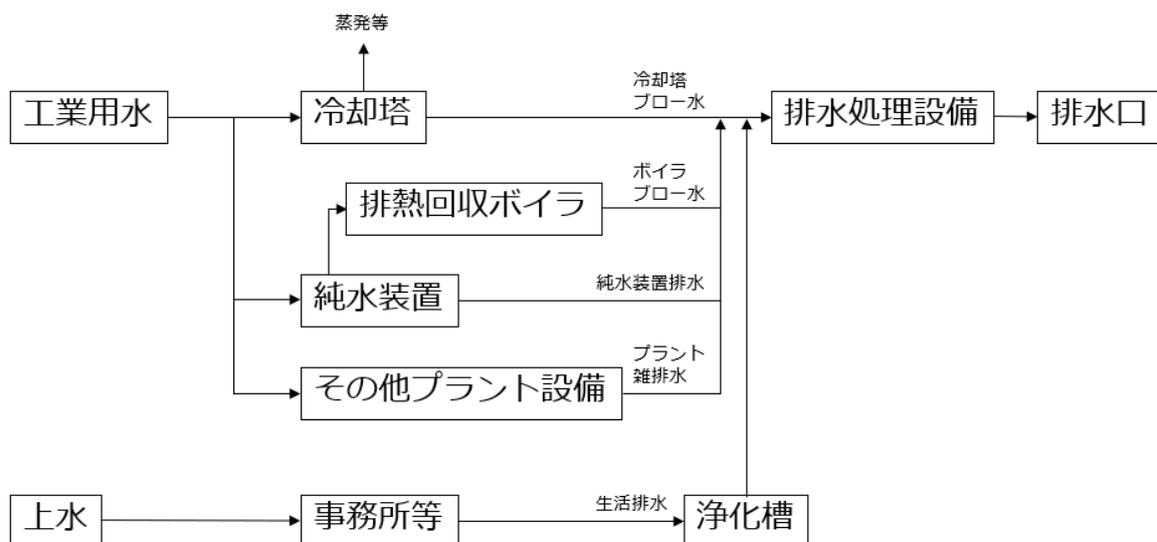
発電設備の一般排水は新設する排水処理設備により、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に基づく規制基準を満足する水質に処理した後、発電所の排水口より排出する計画である。生活排水については、浄化槽を経て発電設

備からの排水と合流後、排水処理設備で処理する。なお、発電所の排水口から排出された後、川崎事業所の既設排水口（以下「既設排水口」という。）を通じて海域へ放水される。  
一般排水に関するフロー図は、第 2-6 図のとおりである。

第 2-6 表 一般排水に関する事項

項目	単位	日平均	日最大	許容限度 (新設の事業所の場合)	
排水の量	m <sup>3</sup> /日	4,768	9,258	—	
排水の水質	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	13 以下	25 (20)	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	10 以下	70 (40)	
	水素イオン濃度 (pH)	—	6.0 以上 8.5 以下		5.8 以上 8.6 以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	1 以下	3 以下	5
	大腸菌数	CFU/mL	800 以下	同左	800
	全窒素 (T-N)	mg/L	10 以下	15 以下	120 (60)
	全リン (T-P)	mg/L	0.5 以下	1 以下	16 (8)
	排水の温度	°C	38 以下	同左	38 以下 かつ、当該排水を放流する水域の水温を 10 度以上超えない

- 注：1. 許容限度は、「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 7 年 7 月 1 日現在）」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）による。  
2. 許容限度の欄の（ ）は日間平均値を示す。  
3. 排水の量は発電設備からの排水と生活排水を合わせた量であり、蒸発ロス等は含まない。  
4. 日平均及び日最大は、排水処理設備出口における値を示す。



第 2-6 図 一般排水に係るフロー



## 9. 交通に関する事項

### (1) 工事中の交通に関する事項

#### ① 陸上輸送

工事中の主要な陸上交通ルートは、第 2-7 図のとおりである。一般工事用資材及び小型機器等の搬出入車両並びに通勤車両は、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する計画である。

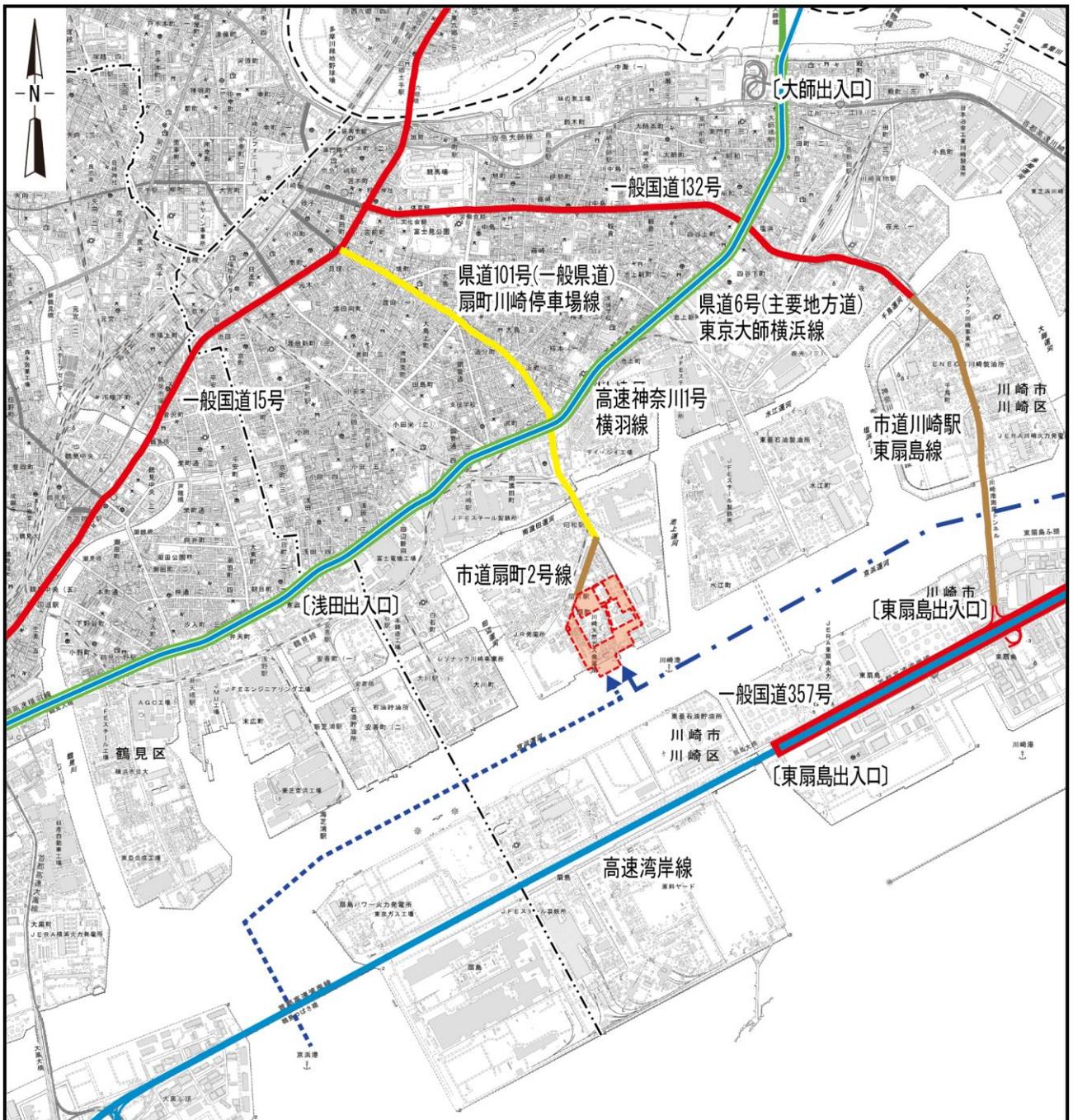
#### ② 海上輸送

発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である（第 2-7 図）。

### (2) 運転開始後の交通に関する事項

運転開始後の主要な交通ルートは、工事中の主要な交通ルートと同じである。

運転開始後の車両としては、通常時は通勤車両、定期点検時には通勤車両に加え、定期点検関係者の通勤車両及び資機材の運搬車両が加わることとなる。



第 2-7 図 工事中及び運転開始後における主要な輸送経路

## 10. その他

### (1) 工事中の建設機械の稼働（大気質、騒音、振動）

工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努めることで、大気質、騒音及び振動への影響を低減する計画である。

### (2) 悪臭

試運転及び運転開始後において、排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。

### (3) 地盤沈下

工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

### (4) 工事中の排水、水の濁り

工事排水及び雨水排水は仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。

### (5) 土壌汚染

工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。

対象事業実施区域の一部は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき形質変更時要届出区域に指定されていることから、土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、「土壌汚染対策法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に基づき対策を実施する計画である。

### (6) 緑化計画

「工場立地法」（昭和 34 年法律第 24 号）、「川崎市工場立地に関する市準則を定める条例」（平成 12 年川崎市条例第 48 号）、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 48 号）、「川崎市環境影響評価等技術指針」（川崎市、令和 3 年 3 月改訂）、「川崎市緑化指針」（川崎市、平成 8 年策定・令和 4 年一部改正）及び『「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画』に基づき、川崎市と協議の上で、発電所敷地内（発電所計画地）に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。

### (7) 景観

景観の保全については、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）、「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）等に基づいたものとし、建物の色彩等は「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成 8 年）に基づき周辺環境との調和に配慮する。

#### (8) 廃棄物

工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、可能な限り発生の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難な廃棄物については「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）に基づいて極力再資源化に努めるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて適正に処理する計画である。

#### (9) 残土

基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は、対象事業実施区域内の盛土等に有効利用する計画である。

なお、有効利用が困難な場合は関係法令に基づいて適正に処理する計画である。

#### (10) 温室効果ガス

最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

また、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号）を考慮して進めることとする。

なお、工事中は低炭素型建設機械の採用に努めるとともに、できるだけ製品を工場組立し輸送することで、製品輸送車両台数の低減及び輸送船舶の航行回数の低減を行うことにより温室効果ガスの低減に努める。運転開始後は通勤に使用する車両を乗り合いとすること、関係者へはエコドライブを奨励すること等の取り組みにより温室効果ガスの低減に努める。

(空白ページ)

# 第 3 章

対象事業実施区域及びその周囲の概況

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲において、自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、環境要素ごとに事業の特性並びに計画段階配慮事項の検討経緯を踏まえて「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の検討を行うにあたって必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

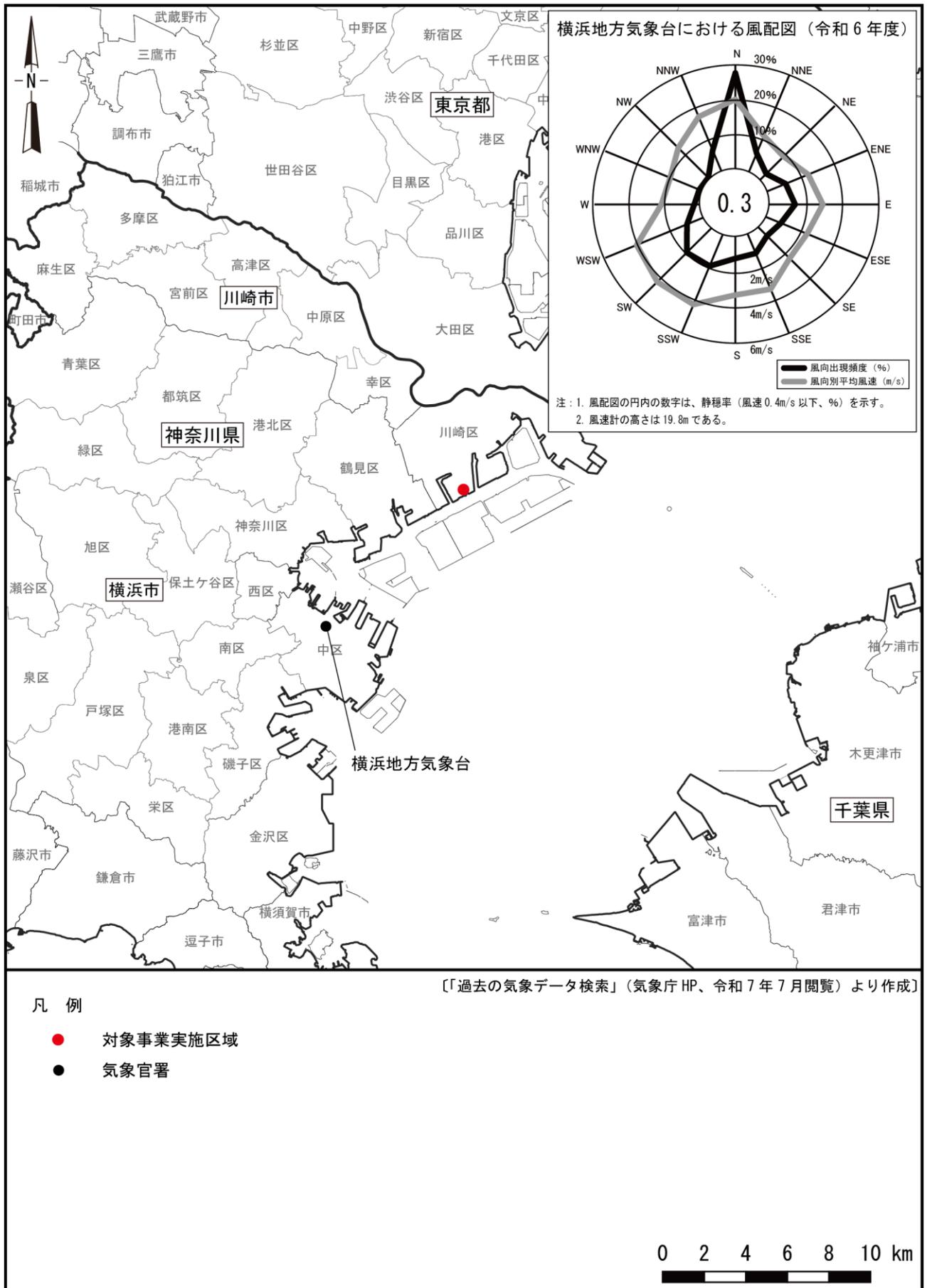
###### 1. 気象の状況

対象事業実施区域の位置する川崎市及びその周辺は、東日本型の東海関東型に属しており、比較的温暖な気候を有している。

〔「川崎市緑の基本計画」（川崎市、平成30年）より作成〕

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は横浜地方気象台で、第3.1-1図のとおり対象事業実施区域の南西約9kmに位置している。令和6年度の風配図については、年平均風速は3.4m/sであり、風向頻度は北の出現が多くなっている。

横浜地方気象台の平年値（統計期間 平成3～令和2年）は、第3.1-1表のとおりであり、最多風向は北、平均風速は3.5m/s、平均気温は16.2℃、平均湿度は67%、年間降水量は1,730.8mmとなっている。



第 3.1-1 図 気象官署の位置

第 3.1-1 表 横浜地方気象台の気象概況（月別平年値）

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		気温	平均	°C	6.1	6.7	9.7	14.5	18.8
	日最高の平均	°C	10.2	10.8	14.0	18.9	23.1	25.5	29.4
	日最低の平均	°C	2.7	3.1	6.0	10.7	15.5	19.1	22.9
	相対湿度	%	53	54	60	65	70	78	78
	最多風向	—	北	北	北	北	北	南西	南西
	風速	m/s	3.6	3.7	3.9	3.9	3.6	3.2	3.4
	降水量	mm	64.7	64.7	139.5	143.1	152.6	188.8	182.5
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	5.1	5.4	10.0	9.5	9.8	11.9	10.3
	降水量 10.0mm 以上	日	2.2	2.1	4.8	4.4	4.9	5.8	4.5
	降水量 30.0mm 以上	日	0.6	0.6	1.3	1.4	1.5	1.8	2.0
	日照時間	時間	192.7	167.2	168.8	181.2	187.4	135.9	170.9

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	統計期間
		気温	平均	°C	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7
	日最高の平均	°C	31.0	27.3	22.0	17.1	12.5	20.2	
	日最低の平均	°C	24.3	21.0	15.7	10.1	5.2	13.0	
	相対湿度	%	76	76	71	65	57	67	
	最多風向	—	南西	北	北	北	北	北	
	風速	m/s	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.5	
	降水量	mm	139.0	241.5	240.4	107.6	66.4	1,730.8	
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	7.5	11.5	10.7	7.7	5.5	105.0	
	降水量 10.0mm 以上	日	3.2	6.1	5.4	2.9	2.1	48.5	
	降水量 30.0mm 以上	日	1.3	2.4	2.3	1.1	0.4	16.7	
	日照時間	時間	206.4	141.2	137.3	151.1	178.1	2,018.3	

注：全年の欄の値は、四捨五入の関係により、合計等が一致しない場合がある。

〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

## 2. 大気質の状況

### (1) 大気汚染発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日)に基づくばい煙発生施設届出工場又は事業場の数は、186となっている。ばい煙発生施設届出数は885で、このうちボイラーが267(30%)で最も多く、次いでディーゼル機関が228(26%)、石油加熱炉が106(12%)となっている。

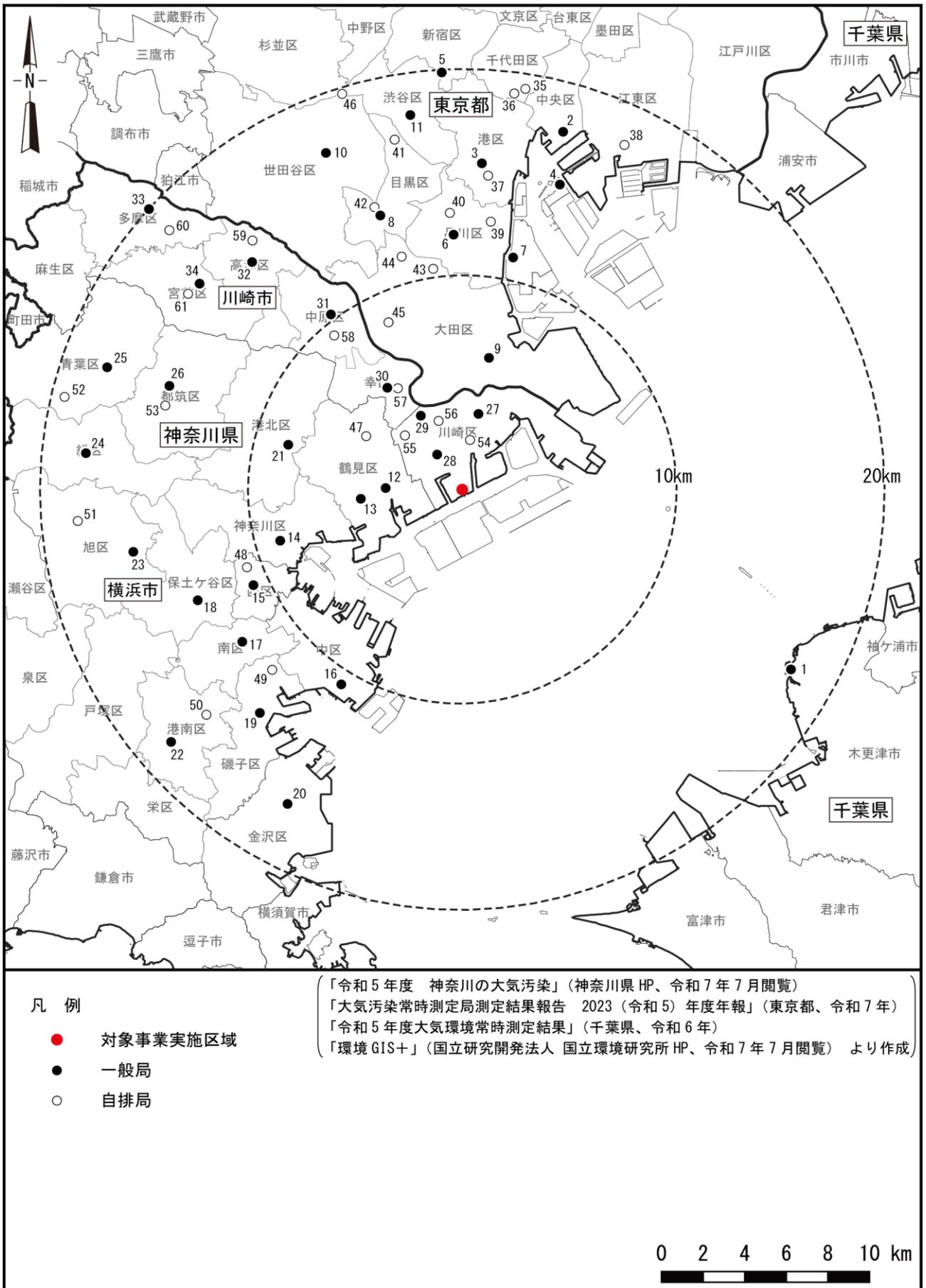
〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」  
(川崎市、令和7年) より作成〕

### (2) 大気質の状況

対象事業実施区域から半径約20kmの範囲(以下「20km圏内」という。)における二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質については、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)34局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)27局で、測定が行われている。

測定局の位置は第3.1-2図、測定局の測定項目等の概要は第3.1-2表のとおりである。

また、環境基準が定められている有害大気汚染物質については、一般局及び自排局において定期的に測定が行われている。



第3.1-2図 大気質測定局の位置

第 3.1-2 表 (1) 大気測定局の概要及び測定項目 (一般局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目					
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
						SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	CO	SPM	Ox	PM2.5
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	木更津市	○	○	—	○	—	—
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	東京都	○	○	—	○	○	○
	港区	3	港区高輪	住	東京都	—	○	—	○	○	○
		4	港区台場	住	東京都	○	○	—	○	○	○
	新宿区	5	国設東京 (新宿)	住	国 (国設)	○	○	○	○	○	○
	品川区	6	品川区豊町	住	東京都	—	○	—	○	○	○
		7	品川区八潮	住	東京都	○	—	—	○	○	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	東京都	—	○	—	○	○	○
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	東京都	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	東京都	○	○	○	○	○	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	東京都	—	○	—	○	○	○
	神奈川県	横浜市鶴見区	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	横浜市	○	○	—	○	○
13			<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	横浜市	—	○	—	○	○	—
横浜市神奈川区		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市西区		15	西区平沼小学校	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市中区		16	中区本牧	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市南区		17	南区横浜商業高校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市保土ヶ谷区		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市磯子区		19	磯子区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市金沢区		20	金沢区長浜	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市港北区		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市港南区		22	港南区野庭中央公園	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市旭区		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市緑区		24	緑区三保小学校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市青葉区		25	青葉区総合庁舎	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
横浜市都筑区		26	都筑区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
川崎市川崎区		27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
		28	<b>国設川崎 (田島)</b>	住	国 (国設)	○	○	○	○	○	○
		29	<b>川崎市役所第 4 庁舎</b>	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
川崎市幸区		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
川崎市中原区		31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
川崎市高津区		32	生活文化会館	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
川崎市多摩区		33	登戸小学校	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
川崎市宮前区		34	宮前平小学校	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
測定局数						29	33	4	34	33	32

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。  
 3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域  
 4. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。  
 5. 測定項目の欄の「(○)」は、有効測定とならなかった項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質：年間有効測定時間数 6,000 時間未満、微小粒子状物質：年間有効測定日数 250 日未満)を示す。

「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「令和 5 年度大気環境常時測定結果」(千葉県、令和 6 年) より作成

第 3.1-2 表 (2) 大気測定局の概要及び測定項目 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目					
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
						SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	CO	SPM	Ox	PM2.5
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	東京都	—	○	○	○	—	○
		36	国設霞が関	商	国 (国設)	○	○	○	○	○	○
	港区	37	第一京浜高輪	商	東京都	—	○	○	○	—	○
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	東京都	—	○	○	○	—	○
	品川区	39	北品川交差点	商	東京都	○	○	○	○	—	○
		40	中原口交差点	商	東京都	—	○	○	○	—	○
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	東京都	—	○	○	○	—	○
		42	環七通り柿の木坂	住	東京都	—	○	—	○	—	○
	大田区	43	環七通り松原橋	商	東京都	○	○	○	○	—	○
		44	中原街道南千束	住	東京都	—	○	—	○	—	○
45		<b>環八通り千鳥</b>	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
渋谷区	46	甲州街道大原	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
神奈川県	横浜市鶴見区	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—
	横浜市西区	48	西区浅間下交差点	商	横浜市	—	○	○	○	—	○
	横浜市磯子区	49	磯子区滝頭	商	横浜市	—	○	—	○	—	—
	横浜市港南区	50	港南中学校	住	横浜市	—	○	—	○	—	—
	横浜市旭区	51	旭区都岡小学校	住	横浜市	—	○	○	○	—	—
	横浜市青葉区	52	青葉台	住	横浜市	—	○	○	○	—	○
	横浜市都筑区	53	資源循環都筑工場前	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—
	川崎市川崎区	54	<b>池上新田公園前</b>	工	川崎市	—	○	○	○	—	○
		55	<b>日進町</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	○
		56	<b>富士見公園</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	○
	川崎市幸区	57	<b>遠藤町交差点</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	—
	川崎市中原区	58	<b>中原平和公園</b>	住	川崎市	—	○	—	○	—	○
	川崎市高津区	59	二子	準工	川崎市	—	○	—	○	—	○
	川崎市多摩区	60	本村橋	住	川崎市	—	○	—	○	—	○
川崎市宮前区	61	宮前平駅前	商	川崎市	—	○	—	○	—	○	
測定局数						3	27	17	27	1	21

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。  
 3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。  
 4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域  
 5. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「環境 GIS+」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成

### ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄の状況は、20km 圏内における一般局 29 局、自排局 3 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-3 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲（以下「10km 圏内」という。）の一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-3 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

#### ※環境基準の評価

短期的評価 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価 : 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第 3.1-3 表(1) 二酸化硫黄の測定結果（一般局・令和 5 年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.002	0	0	0.032	0.004	○	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.001	0	0	0.012	0.002	○	0
	港区	4	港区台場	住	0.001	0	0	0.016	0.003	○	0
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.000	0	0	0.009	0.001	○	0
	品川区	7	品川区八潮	住	0.001	0	0	0.020	0.004	○	0
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	(0.001)	(0)	(0)	(0.044)	(0.003)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.001	0	0	0.022	0.002	○	0
神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0
		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.002	0	0	0.013	0.003	○	0
		15	西区平沼小学校	商	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0
		16	中区本牧	住	0.002	0	0	0.019	0.004	○	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.033	0.003	○	0
		20	金沢区長浜	住	0.002	0	0	0.036	0.003	○	0
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0
		22	港南区野庭中央公園	住	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0
	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.001	0	0	0.008	0.002	○	0	
	24	緑区三保小学校	住	0.001	0	0	0.007	0.002	○	0	
	25	青葉区総合庁舎	住	0.001	0	0	0.009	0.002	○	0	
	26	都筑区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.009	0.003	○	0	
	川崎市	27	<b>川崎市役所大師支所</b>	住	0.001	0	0	0.026	0.003	○	0
		28	<b>国設川崎（田島）</b>	住	0.001	0	0	0.015	0.002	○	0
		29	<b>川崎市役所第 4 庁舎</b>	商	0.001	0	0	0.028	0.003	○	0
		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.001	0	0	0.020	0.002	○	0
31		中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.001	0	0	0.014	0.002	○	0	
32		生活文化会館	商	0.001	0	0	0.011	0.002	○	0	
33		登戸小学校	住	0.000	0	0	0.006	0.001	○	0	
34		宮前平小学校	住	0.000	0	0	0.005	0.001	○	0	

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ( ) は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

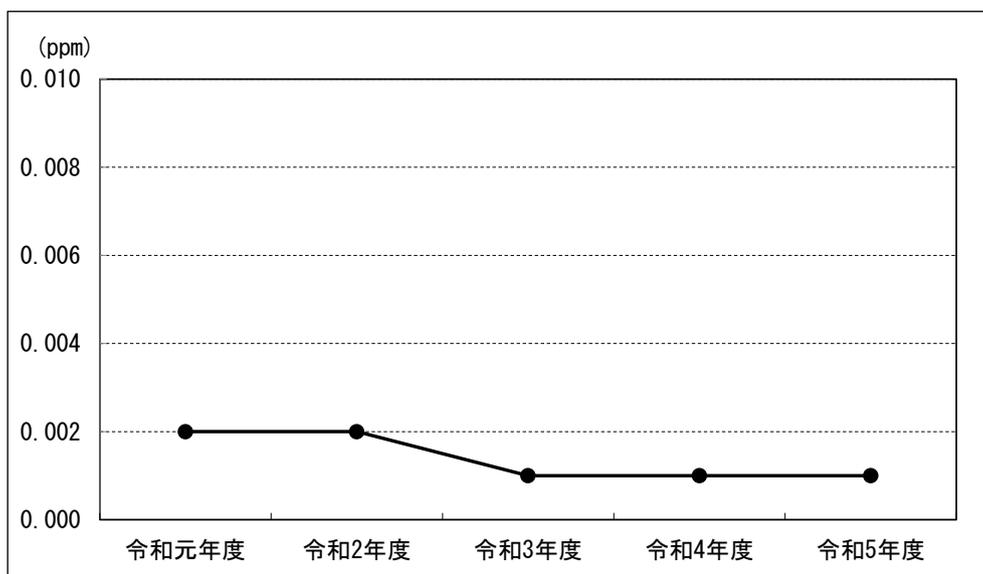
〔「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）  
「令和 5（2023）年度大气環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.1-3 表 (2) 二酸化硫黄の測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1 時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.001	0	0	0.018	0.004	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.001	0	0	0.021	0.002	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.001	0	0	0.033	0.002	○	0

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。  
 3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 商：近隣商業地域及び商業地域

〔「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年) より作成〕

第 3.1-3 図 二酸化硫黄の経年変化

## ② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素の状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 27 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-4 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-4 図のとおりであり、横ばいで推移している。

※環境基準の評価：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。

第 3.1-4 表(1) 二酸化窒素の測定結果（一般局・令和 5 年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の 最高値 (ppm)	1時間値 が 0.2ppm を 超えた 時間数 (時間)	1時間値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が 0.06ppm を 超えた 日数 (日)	日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の 年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.008	0.059	0	0	0	0	0.019	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.016	0.081	0	0	0	5	0.036	0
	港区	3	港区高輪	住	0.014	0.074	0	0	0	3	0.036	0
		4	港区台場	住	0.017	0.076	0	0	0	5	0.036	0
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.012	0.076	0	0	0	2	0.032	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.014	0.115	0	5	0	5	0.037	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	0.075	0	0	0	1	0.032	0
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	(0.014)	(0.058)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.027)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.012	0.077	0	0	0	3	0.035	0
渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.015	0.090	0	0	0	4	0.038	0	
神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.014	0.075	0	0	0	2	0.034	0
		13	<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.034	0
		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.013	0.074	0	0	0	5	0.034	0
		15	西区平沼小学校	商	0.012	0.071	0	0	0	3	0.033	0
		16	中区本牧	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.033	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.012	0.074	0	0	0	3	0.034	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.029	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.014	0.075	0	0	0	4	0.035	0
		20	金沢区長浜	住	0.010	0.065	0	0	0	1	0.026	0
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.012	0.075	0	0	0	2	0.032	0
	22	港南区野庭中央公園	住	0.010	0.067	0	0	0	0	0.028	0	
	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.010	0.071	0	0	0	1	0.029	0	
	24	緑区三保小学校	住	0.009	0.065	0	0	0	0	0.024	0	
	25	青葉区総合庁舎	住	0.011	0.064	0	0	0	1	0.026	0	
	26	都筑区総合庁舎	商	0.011	0.073	0	0	0	2	0.029	0	
	川崎市	27	<b>川崎市役所大師支所</b>	住	0.015	0.074	0	0	0	3	0.037	0
		28	<b>国設川崎（田島）</b>	住	0.015	0.074	0	0	0	4	0.038	0
		29	<b>川崎市役所第 4 庁舎</b>	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.037	0
30		<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.012	0.071	0	0	0	1	0.031	0	
31		中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.012	0.082	0	0	0	3	0.034	0	
32		生活文化会館	商	0.012	0.075	0	0	0	1	0.031	0	
33		登戸小学校	住	0.010	0.069	0	0	0	1	0.028	0	
34		宮前平小学校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.028	0	

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ( ) は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

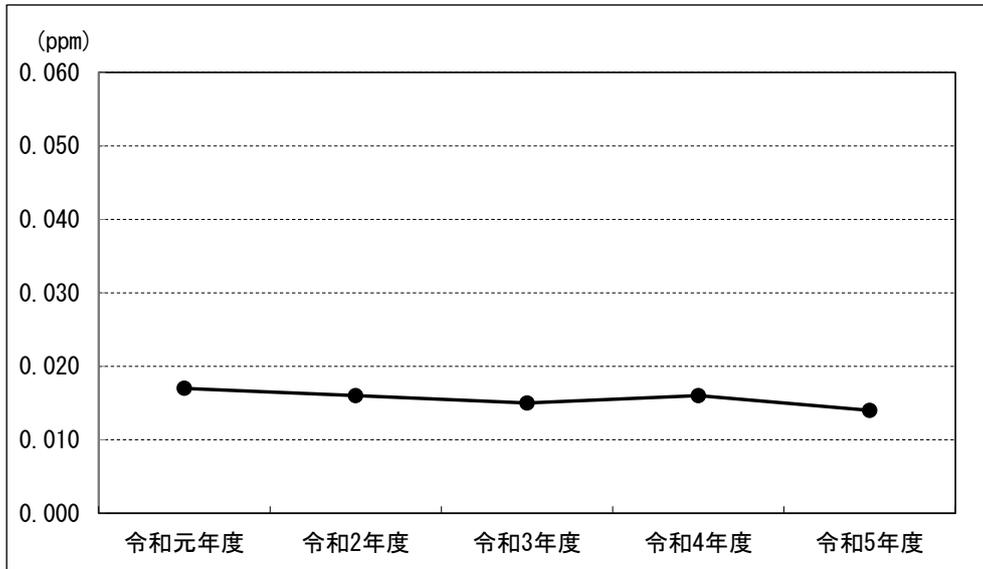
「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）  
 「令和 5（2023）年度大气環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

第 3.1-4 表 (2) 二酸化窒素の測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	1 時間値 が 0.2ppm を 超えた 時間数 (時間)	1 時間値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が 0.06ppm を 超えた 日数 (日)	日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の 年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0.086	0	0	0	6	0.037	0
		36	国設霞が関	商	0.017	0.086	0	0	0	1	0.034	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.022	0.125	0	10	1	14	0.043	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.019	0.078	0	0	0	10	0.041	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.021	0.086	0	0	0	12	0.042	0
		40	中原口交差点	商	0.019	0.079	0	0	0	11	0.042	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.020	0.098	0	0	0	14	0.044	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.018	0.078	0	0	0	7	0.039	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.028	0.096	0	0	2	56	0.051	0
		44	中原街道南千束	住	0.014	0.100	0	1	0	5	0.036	0
45		<b>環八通り千鳥</b>	住	0.015	0.079	0	0	0	5	0.039	0	
渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.018	0.083	0	0	0	9	0.040	0	
神奈川県	横浜市	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	0.017	0.083	0	0	0	7	0.038	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.018	0.074	0	0	0	6	0.038	0
		49	磯子区滝頭	商	0.014	0.084	0	0	0	4	0.034	0
		50	港南中学校	住	0.015	0.073	0	0	0	3	0.035	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.016	0.069	0	0	0	1	0.030	0
		52	青葉台	住	0.014	0.070	0	0	0	1	0.030	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.011	0.069	0	0	0	1	0.028	0
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.025	0.078	0	0	0	26	0.045	0
		55	<b>日進町</b>	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.036	0
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.018	0.082	0	0	0	6	0.039	0
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.021	0.084	0	0	0	13	0.041	0
58	<b>中原平和公園</b>	住	0.013	0.077	0	0	0	3	0.033	0		
59	二子	準工	0.023	0.085	0	0	0	11	0.042	0		
60	本村橋	住	0.013	0.071	0	0	0	1	0.029	0		
61	宮前平駅前	商	0.014	0.074	0	0	0	2	0.032	0		

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。  
 3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。  
 4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「大气汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年) より作成〕

### 第 3.1-4 図 二酸化窒素の経年変化

### ③ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の状況は、20km 圏内における一般局 4 局、自排局 17 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-5 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、10km 圏内の一般局 2 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-5 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

#### ※環境基準の評価

短期的評価 : 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価 : 1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第 3.1-5 表(1) 一酸化炭素の測定結果 (一般局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8 時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	新宿区	5	国設東京 (新宿)	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	(0.3)	(0)	(0)	(1.7)	(0.5)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.3	0	0	1.0	0.5	○	0
神奈川県	川崎市	28	<b>国設川崎 (田島)</b>	住	0.2	0	0	2.7	0.4	○	0

注 : 1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住 : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
準工 : 準工業地域

4. ( ) は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年) より作成〕

第 3.1-5 表 (2) 一酸化炭素の測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppmを 超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.3	0	0	4.2	0.5	○	0
		36	国設霞が関	商	0.2	0	0	1.4	0.4	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.3	0	0	5.2	0.5	○	0
		38	三ツ目通り辰巳	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.3	0	0	1.4	0.6	○	0
		40	中原口交差点	商	0.3	0	0	14.5	0.7	○	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.4	0	0	2.1	0.7	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		45	<b>環八通り千鳥</b>	住	0.3	0	0	3.6	0.6	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.4	0	0	1.5	0.7	○	0
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	0.4	0	0	1.6	0.7	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.4	0	0	2.3	0.7	○	0
		52	青葉台	住	0.4	0	0	1.4	0.6	○	0
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		55	<b>日進町</b>	商	0.3	0	0	1.8	0.5	○	0
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.3	0	0	1.7	0.5	○	0
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.3	0	0	1.6	0.6	○	0

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。

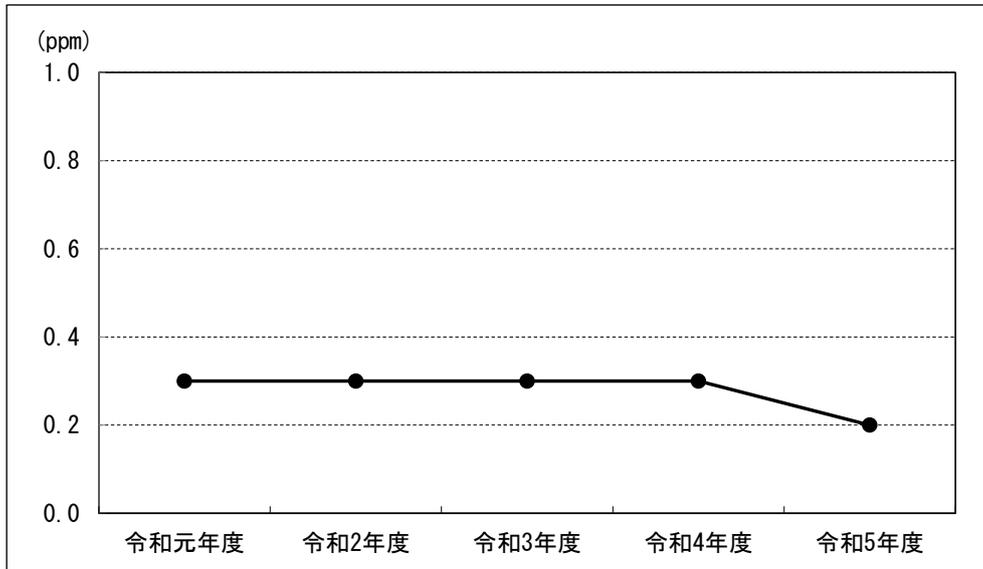
3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
「大气汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第 3.1-5 図 一酸化炭素の経年変化

#### ④ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 34 局、自排局 27 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-6 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、短期的評価は 60 局中 59 局で適合しており、長期的評価はすべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-6 図のとおりであり、減少傾向から横ばいで推移している。

##### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。ただし、1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第 3.1-6 表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	1時間値の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.014	0	0	0.191	0.032	○	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	0	0	0.064	0.033	○	0
	港区	3	港区高輪	住	0.013	0	0	0.081	0.030	○	0
		4	港区台場	住	0.015	0	0	0.072	0.034	○	0
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.014	0	0	0.146	0.035	○	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.013	0	0	0.070	0.028	○	0
		7	品川区八潮	住	0.013	0	0	0.064	0.029	○	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	1	0	0.268	0.031	○	0
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	(0.016)	(0)	(0)	(0.054)	(0.032)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.014	0	0	0.064	0.032	○	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.013	0	0	0.092	0.029	○	0
	神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.015	0	0	0.076	0.035	○
13			<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	0.017	0	0	0.074	0.037	○	0
14			<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.015	0	0	0.061	0.034	○	0
15			西区平沼小学校	商	0.017	0	0	0.106	0.038	○	0
16			中区本牧	住	0.014	0	0	0.055	0.033	○	0
17			南区横浜商業高校	住	0.016	0	0	0.075	0.035	○	0
18			保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.014	0	0	0.054	0.032	○	0
19			磯子区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.063	0.036	○	0
20			金沢区長浜	住	0.016	0	0	0.074	0.040	○	0
21			<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.016	0	0	0.062	0.036	○	0
22			港南区野庭中央公園	住	0.015	0	0	0.118	0.034	○	0
23			旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.015	0	0	0.058	0.035	○	0
24			緑区三保小学校	住	0.016	0	0	0.067	0.036	○	0
25			青葉区総合庁舎	住	0.015	0	0	0.056	0.034	○	0
26	都筑区総合庁舎	商	0.016	0	0	0.057	0.037	○	0		
川崎市	27	<b>川崎市役所大師支所</b>	住	0.013	0	0	0.081	0.034	○	0	
	28	<b>国設川崎（田島）</b>	住	0.014	0	0	0.087	0.033	○	0	
	29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	0.012	0	0	0.055	0.028	○	0	
	30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.012	0	0	0.065	0.026	○	0	
	31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.011	0	0	0.063	0.026	○	0	
	32	生活文化会館	商	0.013	0	0	0.072	0.028	○	0	
	33	登戸小学校	住	0.011	0	0	0.054	0.025	○	0	
	34	宮前平小学校	住	0.012	0	0	0.063	0.027	○	0	

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。  
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域  
 4. ( ) は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

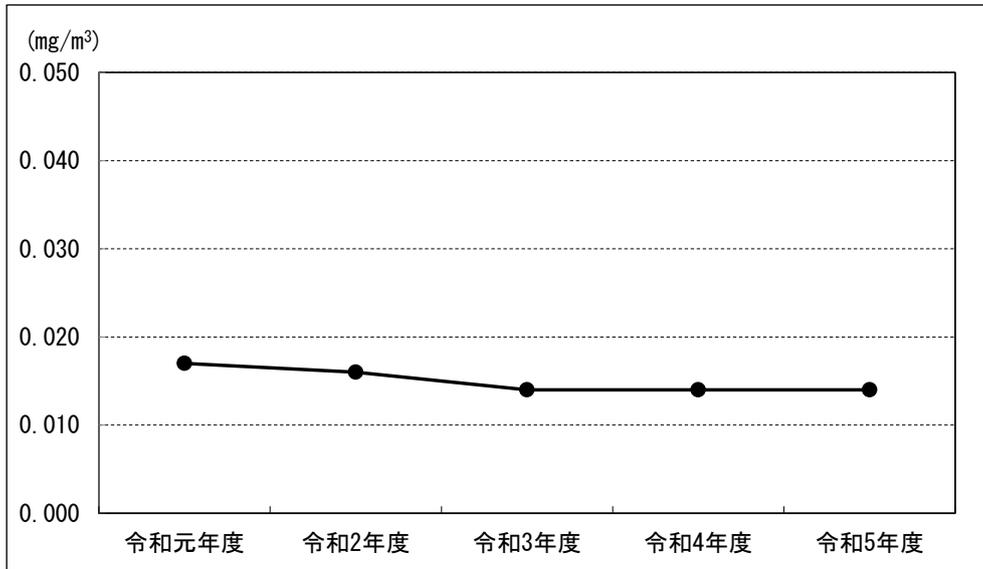
〔「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）  
 「令和 5（2023）年度大气環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.1-6 表 (2) 浮遊粒子状物質の測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値 が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0	0	0.093	0.039	○	0
		36	国設霞が関	商	0.013	0	0	0.091	0.027	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.019	0	0	0.130	0.041	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.014	0	0	0.078	0.032	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.013	0	0	0.057	0.029	○	0
		40	中原口交差点	商	0.016	0	0	0.143	0.036	○	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.016	0	0	0.067	0.034	○	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.013	0	0	0.053	0.027	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.015	0	0	0.105	0.034	○	0
		44	中原街道南千束	住	0.015	0	0	0.080	0.034	○	0
45		<b>環八通り千鳥</b>	住	0.015	0	0	0.075	0.036	○	0	
渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.015	0	0	0.063	0.033	○	0	
神奈川県	横浜市	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	0.015	0	0	0.069	0.034	○	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.015	0	0	0.099	0.033	○	0
		49	磯子区滝頭	商	0.015	0	0	0.080	0.035	○	0
		50	港南中学校	住	0.015	0	0	0.061	0.036	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.014	0	0	0.093	0.031	○	0
		52	青葉台	住	0.014	0	0	0.057	0.033	○	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.013	0	0	0.053	0.031	○	0
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.016	0	0	0.077	0.034	○	0
		55	<b>日進町</b>	商	0.013	0	0	0.067	0.030	○	0
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.015	0	0	0.066	0.035	○	0
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.013	0	0	0.052	0.032	○	0
58	<b>中原平和公園</b>	住	0.012	0	0	0.078	0.027	○	0		
59	二子	準工	0.014	0	0	0.071	0.029	○	0		
60	本村橋	住	0.012	0	0	0.062	0.026	○	0		
61	宮前平駅前	商	0.015	0	0	0.094	0.031	○	0		

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。  
 3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。  
 4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「大气汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第 3.1-6 図 浮遊粒子状物質の経年変化

⑤ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 1 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-7 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合していない。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、第 3.1-7 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

第 3.1-7 表 (1) 光化学オキシダントの測定結果 (一般局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の 1 時間値 の 年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を超えた 時間数 (時間)	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上の 日数 (日)	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上の 時間数 (時間)	昼間の 1 時間値 の 最高値 (ppm)	昼間の 日最高 1 時間値 の 年平均値 (ppm)
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.032	57	240	2	3	0.126	0.046
	港区	3	港区高輪	住	0.033	62	262	1	1	0.120	0.046
		4	港区台場	住	0.029	45	173	1	1	0.120	0.043
	新宿区	5	国設東京 (新宿)	住	0.031	54	245	1	1	0.122	0.044
	品川区	6	品川区豊町	住	0.035	67	321	1	2	0.126	0.048
		7	品川区八潮	住	0.032	61	264	1	1	0.129	0.046
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.034	69	354	2	2	0.124	0.048
	大田区	9	<b>大田区東糶谷</b>	準工	0.040	24	93	0	0	0.112	0.055
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.034	62	298	2	2	0.127	0.048
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.033	70	349	1	1	0.126	0.047
	神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.031	51	220	0	0	0.114
13			<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	0.031	48	214	1	1	0.125	0.045
14			<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.032	59	272	1	1	0.121	0.046
15			西区平沼小学校	商	0.032	59	271	0	0	0.109	0.046
16			中区本牧	住	0.030	41	172	0	0	0.108	0.043
17			南区横浜商業高校	住	0.033	68	318	1	1	0.124	0.047
18			保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.032	60	272	0	0	0.110	0.045
19			磯子区総合庁舎	商	0.030	40	145	0	0	0.104	0.042
20			金沢区長浜	住	0.030	48	197	0	0	0.103	0.043
21			<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.033	62	283	1	1	0.125	0.046
22		港南区野庭中央公園	住	0.034	63	304	0	0	0.119	0.047	
23		旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.034	67	344	1	1	0.120	0.048	
24		緑区三保小学校	住	0.033	73	338	2	4	0.129	0.048	
25		青葉区総合庁舎	住	0.033	71	361	2	5	0.144	0.048	
26		都筑区総合庁舎	商	0.034	70	364	1	3	0.140	0.049	
川崎市		27	<b>川崎市役所大師支所</b>	住	0.031	53	194	0	0	0.114	0.045
		28	<b>国設川崎 (田島)</b>	住	0.028	24	80	0	0	0.117	0.040
	29	<b>川崎市役所第 4 庁舎</b>	商	0.030	36	131	0	0	0.119	0.042	
	30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.034	59	271	1	2	0.141	0.047	
	31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.034	68	325	2	3	0.146	0.048	
	32	生活文化会館	商	0.035	69	340	3	6	0.133	0.049	
	33	登戸小学校	住	0.034	63	317	1	4	0.133	0.049	
	34	宮前平小学校	住	0.035	71	371	2	5	0.151	0.050	

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

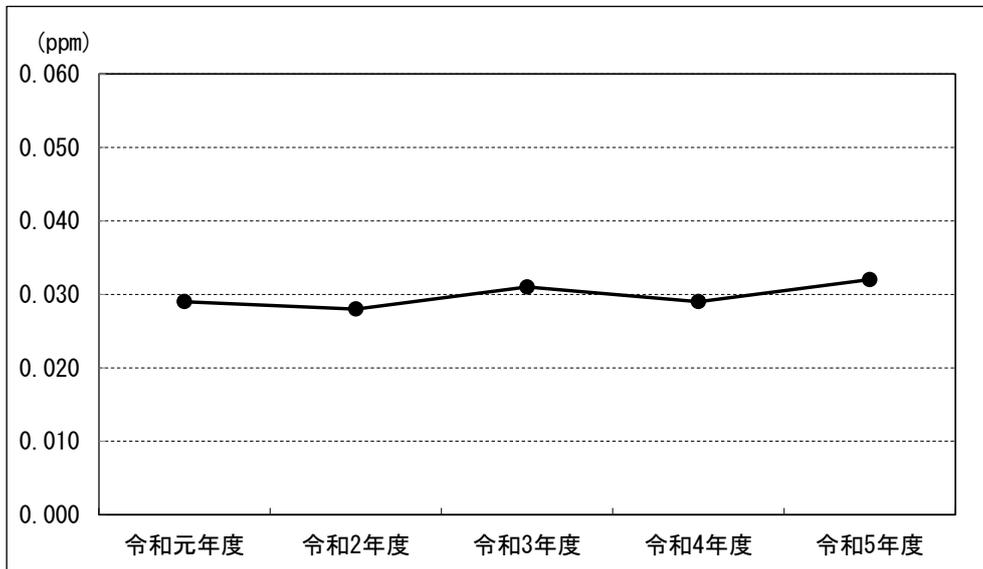
〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年) より作成〕

第 3.1-7 表 (2) 光化学オキシダントの測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数 (時間)	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数 (日)	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の時間数 (時間)	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.023	37	104	2	6	0.141	0.037

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。  
 2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。  
 3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 商：近隣商業地域及び商業地域

〔「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年) より作成〕

第 3.1-7 図 光化学オキシダントの経年変化

## ⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 32 局、自排局 21 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-8 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-8 図のとおりであり、緩やかな減少傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が長期基準 ( $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が短期基準 ( $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

第 3.1-8 表(1) 微小粒子状物質の測定結果（一般局・令和 5 年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適否
					年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適否	日平均値 の年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適否		
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	9.5	○	22.0	○	0	○
	港区	3	港区高輪	住	9.0	○	20.5	○	0	○
		4	港区台場	住	9.6	○	21.3	○	0	○
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	8.7	○	19.2	○	0	○
	品川区	6	品川区豊町	住	9.2	○	22.0	○	0	○
		7	品川区八潮	住	10.4	○	22.4	○	0	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	8.7	○	20.3	○	0	○
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	(11.4)	*	(22.6)	*	(0)	*
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	9.0	○	20.7	○	0	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	10.2	○	21.6	○	0	○
	神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	10.1	○	22.3	○	0
14			<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	8.8	○	22.0	○	0	○
15			西区平沼小学校	商	8.7	○	21.0	○	0	○
16			中区本牧	住	7.3	○	17.5	○	0	○
17			南区横浜商業高校	住	7.3	○	16.8	○	0	○
18			保土ヶ谷区桜丘高校	住	7.2	○	19.5	○	0	○
19			磯子区総合庁舎	商	9.3	○	22.5	○	0	○
20			金沢区長浜	住	6.5	○	16.5	○	0	○
21			<b>港北区総合庁舎</b>	商	9.1	○	21.9	○	0	○
22			港南区野庭中央公園	住	6.4	○	16.0	○	0	○
23		旭区鶴ヶ峯小学校	住	7.3	○	16.4	○	0	○	
24		緑区三保小学校	住	5.5	○	14.0	○	0	○	
25		青葉区総合庁舎	住	8.5	○	19.9	○	0	○	
26	都筑区総合庁舎	商	7.9	○	17.4	○	0	○		
川崎市	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	9.2	○	21.3	○	0	○	
	28	<b>国設川崎（田島）</b>	住	10.2	○	23.8	○	0	○	
	29	<b>川崎市役所第 4 庁舎</b>	商	9.2	○	22.4	○	0	○	
	30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	7.8	○	18.3	○	0	○	
	31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	7.7	○	17.8	○	0	○	
	32	生活文化会館	商	8.1	○	19.0	○	0	○	
	33	登戸小学校	住	7.5	○	17.5	○	0	○	
	34	宮前平小学校	住	7.7	○	18.5	○	0	○	

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 環境基準適否の欄の「○」は環境基準に適合していること、「\*」は評価の対象外であることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

4. ( )は、年間有効測定日数が 250 日未満であることを示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-8 表 (2) 微小粒子状物質の測定結果 (自排局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適否
					年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適否	日平均値 の年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適否		
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	10.7	○	23.6	○	0	○
		36	国設霞が関	商	8.4	○	18.0	○	0	○
	港区	37	第一京浜高輪	商	13.2	○	26.4	○	0	○
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	9.2	○	21.7	○	0	○
	品川区	39	北品川交差点	商	9.6	○	22.0	○	0	○
		40	中原口交差点	商	9.8	○	22.8	○	0	○
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	9.9	○	22.2	○	0	○
		42	環七通り柿の木坂	住	9.6	○	21.1	○	0	○
	大田区	43	環七通り松原橋	商	9.1	○	20.4	○	0	○
		44	中原街道南千束	住	7.7	○	18.5	○	0	○
		45	<b>環八通り千鳥</b>	住	7.6	○	18.4	○	0	○
渋谷区	46	甲州街道大原	商	10.0	○	22.5	○	0	○	
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	10.7	○	22.3	○	0	○
		52	青葉台	住	11.5	○	23.0	○	0	○
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	9.3	○	21.0	○	0	○
		55	<b>日進町</b>	商	8.8	○	20.9	○	0	○
		56	<b>富士見公園</b>	商	8.6	○	21.4	○	0	○
		58	<b>中原平和公園</b>	住	7.8	○	18.0	○	0	○
		59	二子	準工	8.6	○	20.2	○	0	○
		60	本村橋	住	7.4	○	17.9	○	0	○
61	宮前平駅前	商	8.3	○	19.0	○	0	○		

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和 4 年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

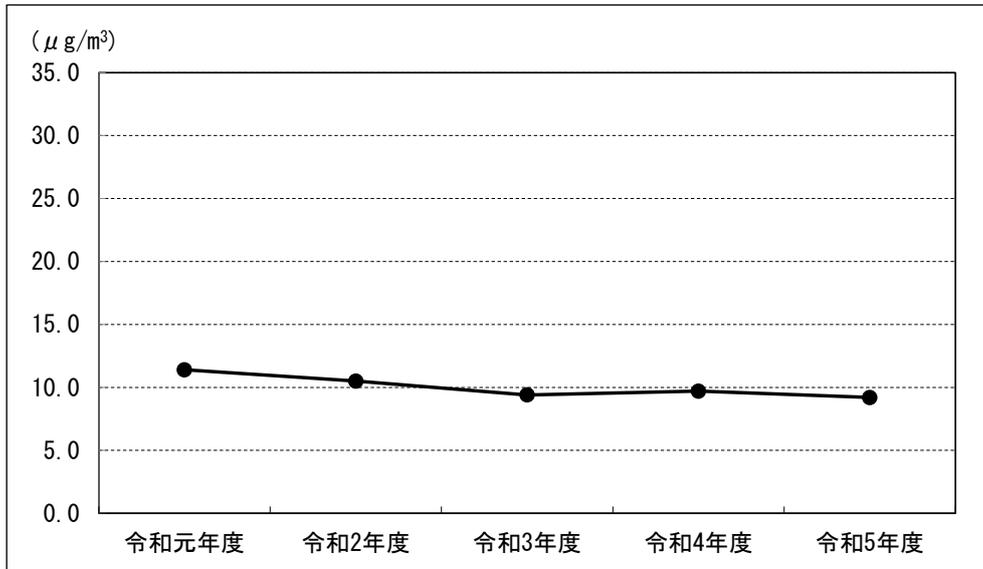
4. 環境基準適否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

5. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大气汚染常時測定局測定結果報告 2023 (令和 5) 年度年報」(東京都、令和 7 年)  
 「大气汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)  
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年) より作成〕

### 第 3.1-8 図 微小粒子状物質の経年変化

⑦ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の状況は、20km 圏内における一般局 9 測定局、自排局 1 測定局で測定が行われており、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の令和 5 年度の測定結果は、第 3.1-9 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内の一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-9 図のとおりであり、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価

- ベンゼン : 1 年平均値が 0.003mg/m<sup>3</sup> (3 μg/m<sup>3</sup>) 以下であること。
- トリクロロエチレン : 1 年平均値が 0.13mg/m<sup>3</sup> (130 μg/m<sup>3</sup>) 以下であること。
- テトラクロロエチレン : 1 年平均値が 0.2mg/m<sup>3</sup> (200 μg/m<sup>3</sup>) 以下であること。
- ジクロロメタン : 1 年平均値が 0.15mg/m<sup>3</sup> (150 μg/m<sup>3</sup>) 以下であること。

第 3.1-9 表 有害大気汚染物質の測定結果（令和 5 年度）

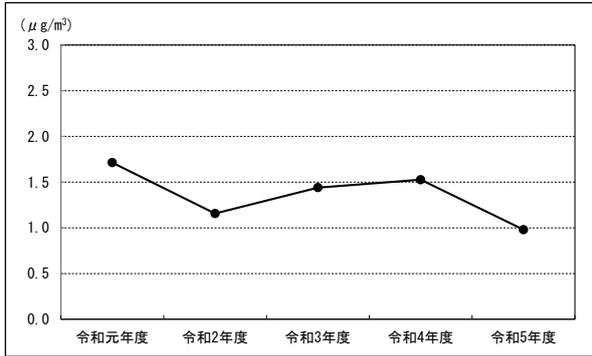
(単位: μg/m<sup>3</sup>)

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
						年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.88	○	0.60	○	0.12	○	3.5	○
		新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.72	○	0.66	○	0.16	○	1.5	○
		目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.77	○	0.57	○	0.13	○	1.4	○
		大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	1.3	○	1.5	○	0.13	○	1.5	○
	神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.54	○	0.31	○	0.12	○	1.7	○
			16	中区本牧	住	0.57	○	0.20	○	0.069	○	0.80	○
		川崎市	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	1.1	○	0.56	○	0.22	○	1.2	○
			31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.62	○	0.70	○	0.13	○	1.4	○
			33	登戸小学校	住	0.66	○	0.41	○	0.15	○	1.1	○
自排局	神奈川県	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	1.2	○	0.48	○	0.10	○	1.7	○

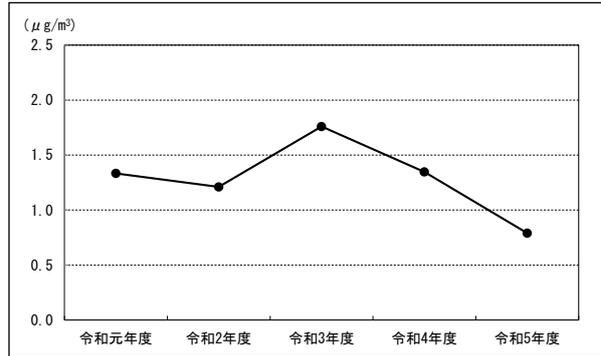
- 注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。
2. **太字**で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。
3. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

〔「令和 5 年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

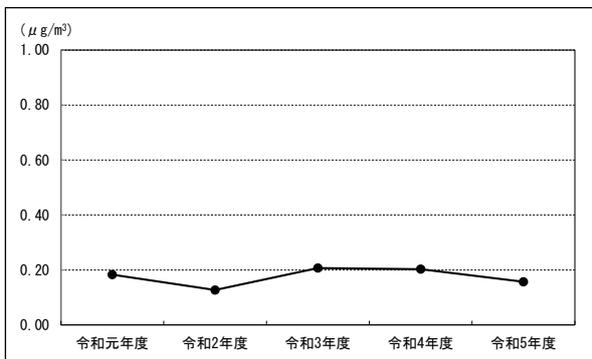
【ベンゼン】



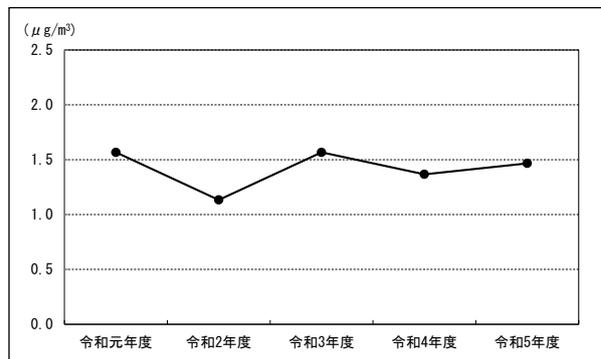
【トリクロロエチレン】



【テトラクロロエチレン】



【ジクロロメタン】



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和元～5年度 神奈川の大气汚染」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）  
 「有害大气汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第 3.1-9 図 有害大气汚染物質の経年変化

### ⑧ ダイオキシン類

ダイオキシン類の状況は、20km 圏内における一般局 10 測定局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-10 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内の一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-10 図のとおりであり、ほぼ横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下であること。

第 3.1-10 表 ダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値	環境基準適合否
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	○
		大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.038	○
		世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.016	○
	神奈川県	横浜市	16	中区本牧	住	0.0079	○
			18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.0070	○
			19	磯子区総合庁舎	商	0.0073	○
			21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.0068	○
		24	緑区三保小学校	住	0.0076	○	
		川崎市	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	0.012	○
			31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.0090	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。

3. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

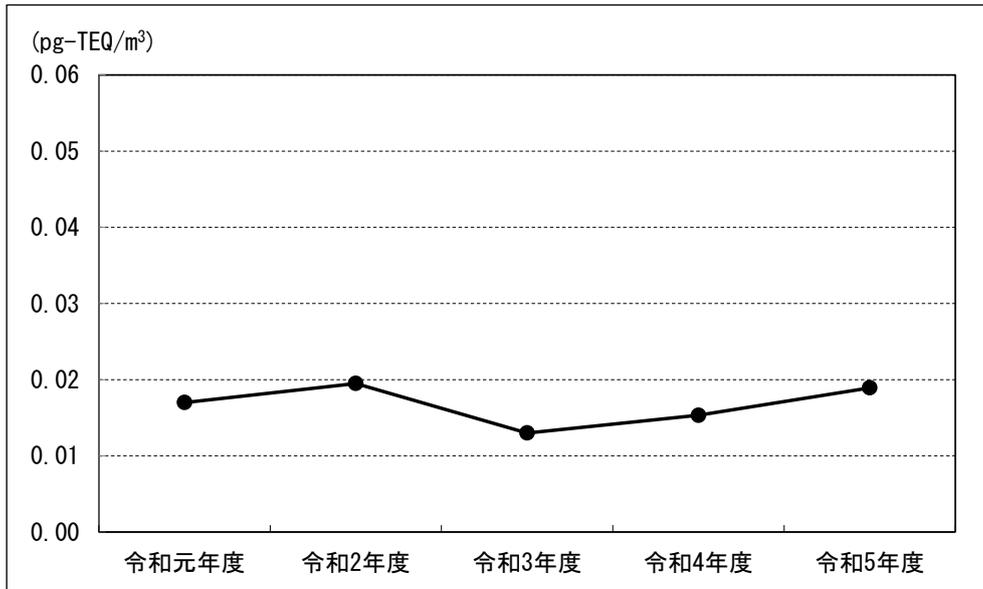
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）

「2024（令和 6）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都、令和 7 年）

より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 2～6 年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和 3～7 年)  
「2020 (令和 2) ～2024 (令和 6) 年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」  
(東京都、令和 3～7 年) 〕より作成

第 3.1-10 図 ダイオキシン類の経年変化

### (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和5年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、大気汚染に係るものは、112件（15%）発生している。このうち、川崎区は15件（川崎市における大気汚染苦情の13%）、幸区は9件（川崎市における大気汚染苦情の8%）である。

横浜市における公害苦情の総計1,562件のうち、大気汚染に係るものは、388件（25%）発生している。このうち、鶴見区は24件（横浜市における大気汚染苦情の6%）である。

また、東京都（区部）における公害苦情の総計4,980件のうち、大気汚染に係るものは、603件（12%）発生している。このうち、大田区は38件（東京都区部における大気汚染苦情の6%）である。

第3.1-11表 公害苦情の発生状況（令和5年度）

（単位：件）

地域	大気汚染					水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他									
川崎市	112	28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728
川崎区	15	3	12	0	0	0	0	86	21	0	12	0	134
幸区	9	0	8	1	0	0	0	46	11	0	6	1	73
中原区	32	2	30	0	0	6	0	78	21	0	7	1	145
横浜市	388	—	—	—	—	44	2	552	190	—	371	15	1,562
鶴見区	24	—	—	—	—	1	1	40	19	—	13	2	100
港北区	41	—	—	—	—	2	—	71	20	—	35	1	170
神奈川区	20	—	—	—	—	1	1	36	14	—	15	—	87
西区	12	—	—	—	—	—	—	24	11	—	7	3	57
中区	11	—	—	—	—	—	—	75	19	—	15	2	122
東京都（区部）	603	—	—	—	—	9	3	2,786	502	1	556	520	4,980
大田区	38	—	—	—	—	—	1	157	47	—	56	56	355
品川区	23	—	—	—	—	—	—	99	25	—	14	16	177

注：1. 「—」は、該当数値のないものを示す。

2. 対象事業実施区域及びその周囲10km圏内に含まれる自治体の地域で整理した。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（川崎市、令和7年）  
 「横浜市統計書」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）  
 「公害苦情統計調査」（東京都環境局HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

### 3. 騒音の状況

#### (1) 騒音発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は、381となっている。特定施設設置届出数は2,755で、このうち空気圧縮機及び送風機が2,293で最も多く、川崎区全体の83%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（川崎市、令和7年）より作成〕

#### (2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の環境騒音の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-12表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも適合している。

第3.1-12表 環境騒音の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中 番号	測定地点	住所	用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	観音川ポンプ場（南部）	川崎区塩浜2-24-5	準工業地域	50	44	60 以下	50 以下	○	○

- 注：1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。  
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。  
3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。  
4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

〔「一般地域における環境騒音の測定結果」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

### (3) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の自動車騒音の測定は5地点、自動車騒音の面的評価は5評価区間で行われており、測定結果は第3.1-13表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも全ての地点で適合している。

また、自動車騒音に係る要請限度については、測定されている1地点で昼間、夜間とも要請限度値内である。

第3.1-13表(1) 自動車騒音の測定結果（令和6年度）

(単位：デシベル)

図中 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果		環境基準値		評 価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道6号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	67	63	70 以下	65 以下	○	○
3	市道富士見鶴見駅線	川崎区旭町2-2 付近	準住居地域	65	63			○	○
4	市道富士見鶴見駅線	川崎区鋼管通1-2 付近	準住居地域	60	54			○	○
5	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	幸区堀川町580 付近	近隣商業地域	64	58			○	○
6	市道大宮町202	幸区中幸町3-28 付近	商業地域	64	57			○	○

- 注：1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。  
 2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。  
 3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。  
 4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.1-13表(2) 自動車騒音の測定結果（面的評価）（令和6年度）

図中 番号	道路名称	評価区間		評価結果（戸）				
		始点住所	終点住所	評価 対象 住居 等	昼夜 とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜 とも 基準値 超過
7	一般国道409号線	幸区幸町2-591-5	幸区戸手1-5	1,800	1,796	4	0	0
8	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	川崎区宮本町7-8	駅前本町26-2	1,177	1,165	12	0	0
9	市道富士見鶴見駅線	川崎区港町2	川崎区大島1-31	1,305	1,305	0	0	0
10	市道富士見鶴見駅線	川崎区大島1-31	川崎区大島1-31	878	878	0	0	0
11	市道大宮町202	幸区大宮町	幸区中幸町	1,333	1,333	0	0	0

- 注：1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。  
 2. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第 3.1-13 表(3) 自動車騒音の測定結果（要請限度）（令和 6 年度）

（単位：デシベル）

図中 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果		要請限度値		評 価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道 6 号（主要地方道） 東京大師横浜線	川崎区池上町 3 （池上新田公園前）	工業地域	66	63	75 以下	70 以下	○	○

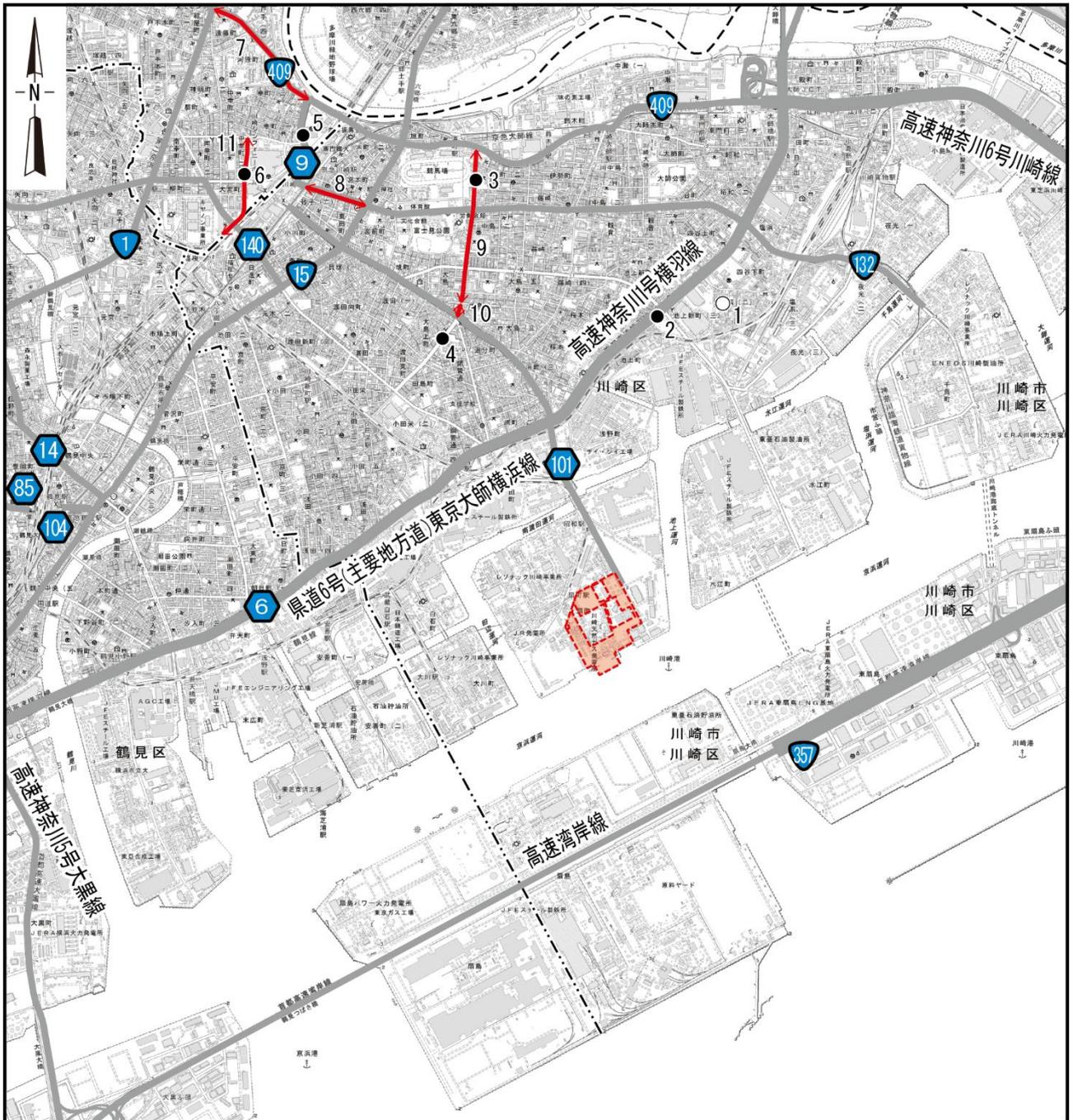
- 注：1. 図中番号は、第 3.1-11 図に対応している。  
 2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図）による。  
 3. 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から午前 6 時までを示す。  
 4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

#### (4) 騒音に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、騒音に係るものは 423 件（58%）発生している。このうち、川崎区は 86 件（川崎市における騒音苦情の 20%）である。



〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡例

- 対象事業実施区域
- No 一般国道
- No 県道
- 環境騒音測定地点
- 自動車騒音測定地点
- ↔ 自動車騒音面的評価区間

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-11 図 騒音の測定地点の位置

## 4. 振動の状況

### (1) 振動発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は185となっている。特定施設設置届出施設数は687で、このうち金属加工機械が335で最も多く、川崎区全体の49%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」  
（川崎市、令和7年）より作成〕

### (2) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された環境振動の測定結果は確認できなかった。

### (3) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の道路交通振動の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-14表、道路交通振動の測定地点の位置は第3.1-12図のとおりである。

要請限度値との比較は、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線で昼間及び夜間ともに適合している。

第3.1-14表 道路交通振動の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	県道6号（主要地方道） 東京大師横浜線	川崎区池上町3 （池上新田公園前）	工業地域	47	45	70 以下	65 以下	○	○

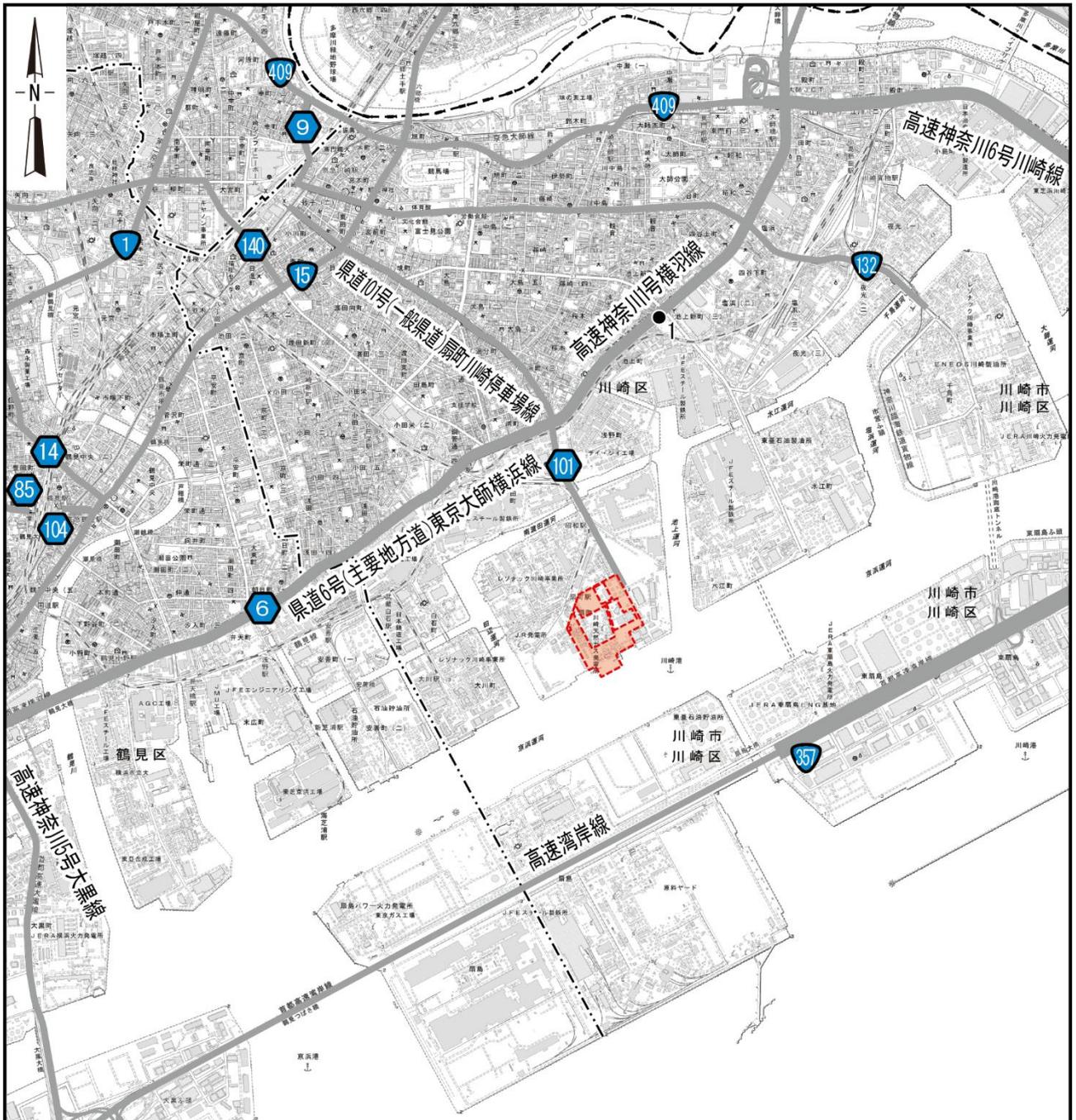
- 注：1. 図中番号は、第3.1-12図に対応している。  
 2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。  
 3. 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から午前8時までを示す。  
 4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

### (4) 振動に係る苦情の発生状況

令和5年度の振動に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、振動に係るものは、108件（15%）発生している。このうち、川崎区は21件（川崎市における振動苦情の19%）である。



〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡例

- 対象事業実施区域
- No 一般国道
- No 県道
- 道路交通振動測定地点

0 0.5 1 1.5 2 km



第 3.1-12 図 道路交通振動の測定地点の位置

## 5. 悪臭の状況

### (1) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された悪臭の測定結果は確認できなかった。

### (2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和5年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、悪臭に係るものは、60件(8%)発生している。このうち、川崎区は12件(川崎市における悪臭苦情の20%)である。

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 海域の概況

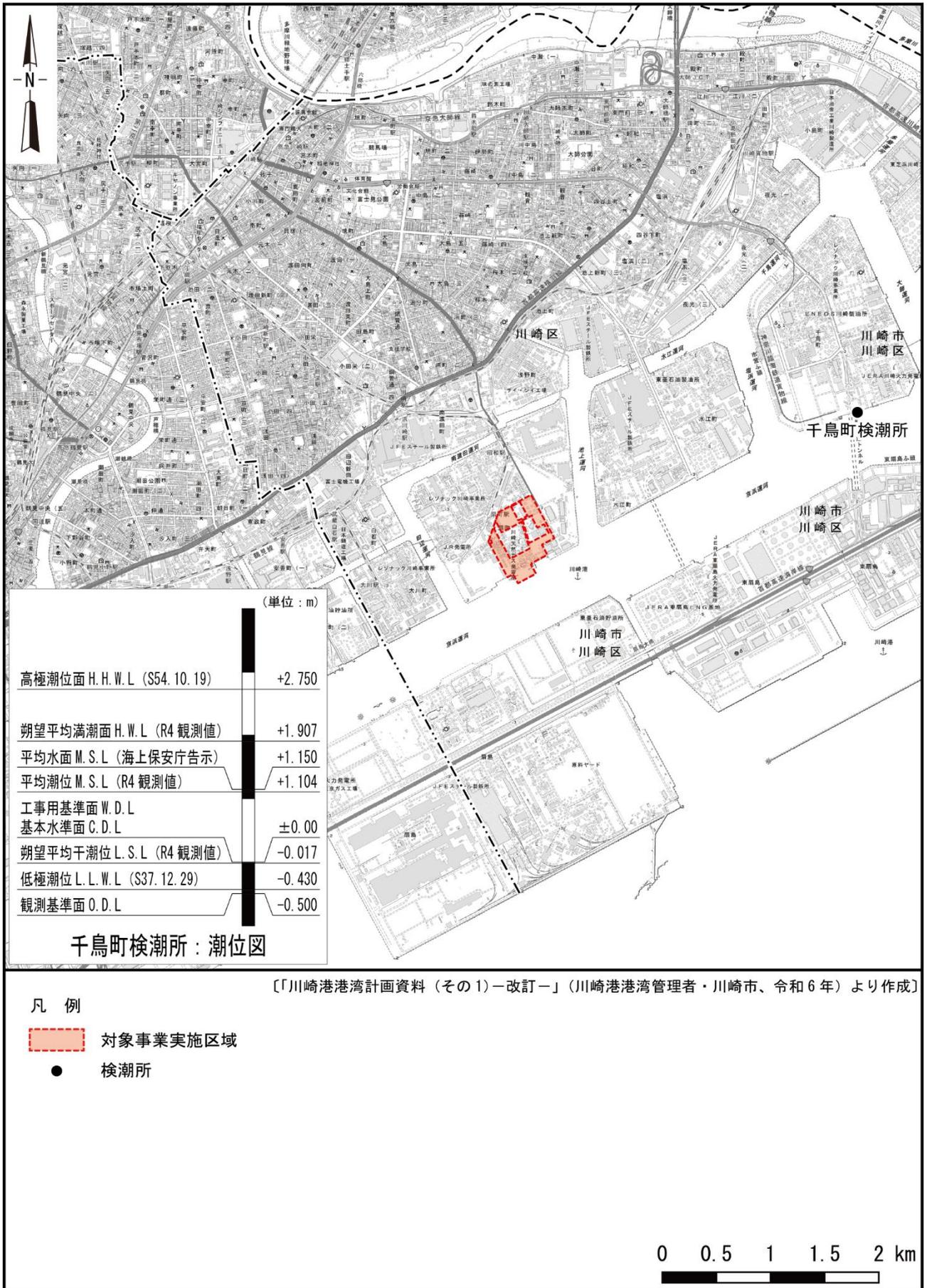
対象事業実施区域の面する東京湾は、奥行き約 80km、平均幅約 30km、面積約 1,400km<sup>2</sup>であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか 6km で、閉鎖性の水域である。川崎市の臨海地域は京浜工業地帯の中核を成しており、北側は東京都、西側は横浜市に接し、幅は約 8km である。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小 16 の運河がある。

[「水環境データ集 令和 5 年度」(川崎市、令和 7 年)より作成]

##### (2) 潮位

川崎港にある千鳥町検潮所の位置及び潮位は、第 3.1-13 図のとおりである。

千鳥町検潮所において基本水準面 (C.D.L) を基準とした平均水面 (M.S.L) は+1.150m、朔望平均満潮面 (H.W.L) が+1.907m、朔望平均干潮位 (L.S.L) が-0.017m であり、その潮位差は 1.924m となっている。



第 3.1-13 図 検潮所の位置及び川崎港の潮位

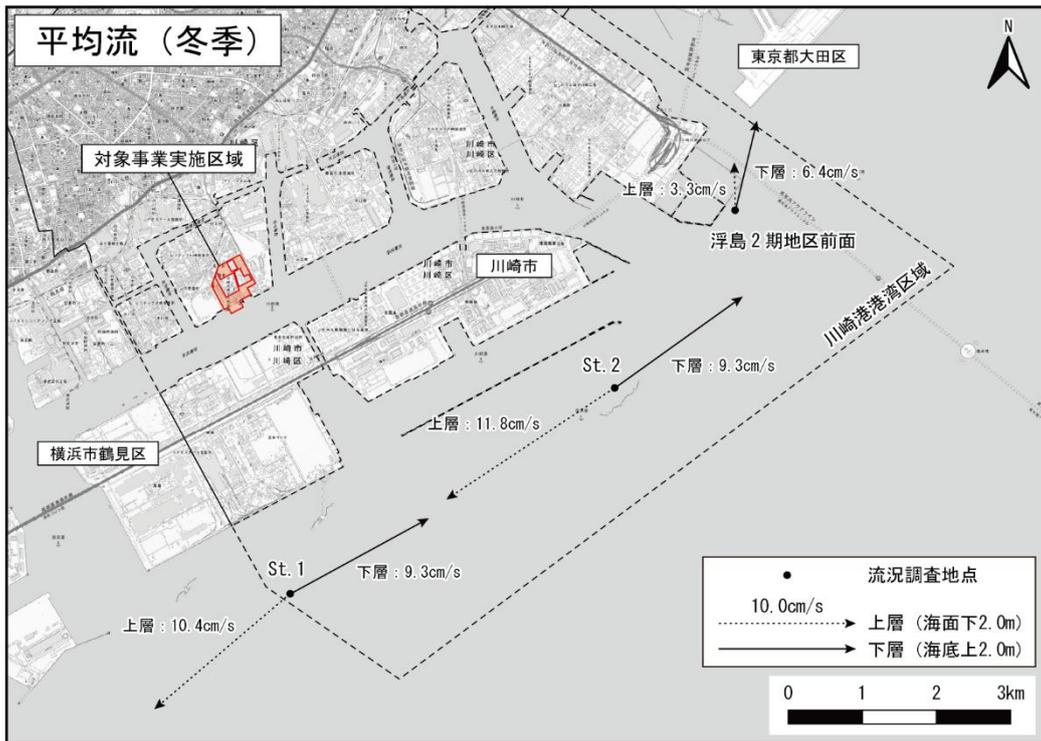
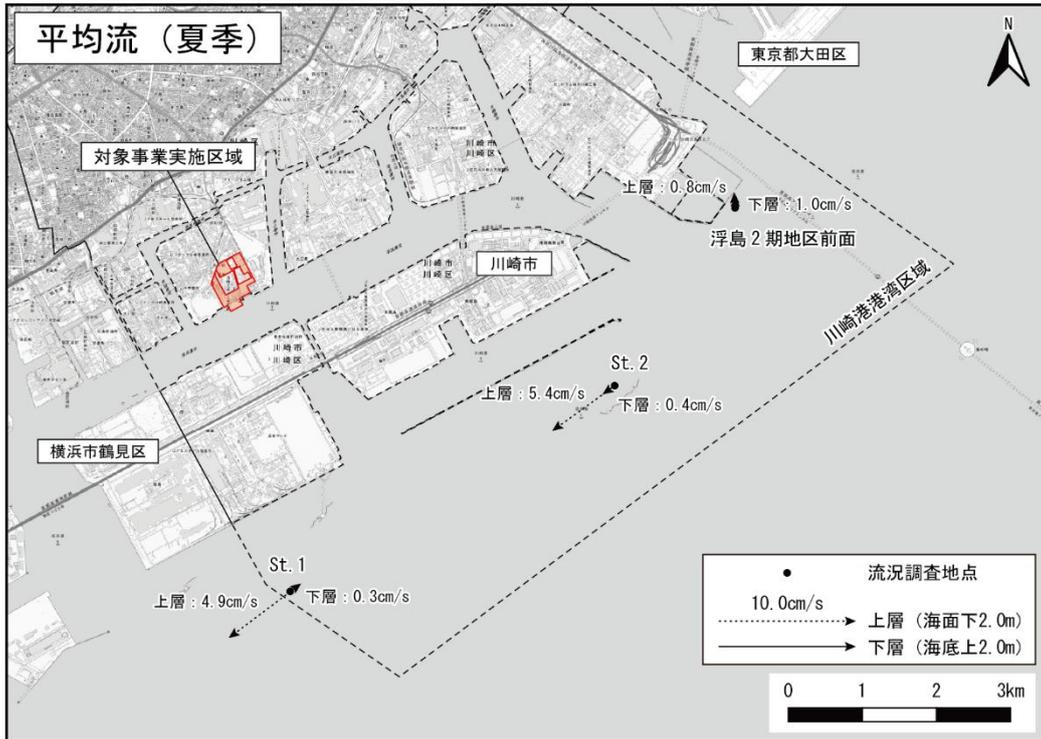
### (3) 流況

川崎港内の潮流については、川崎市港湾局が3地点において調査を実施している。潮流調査の詳細は第3.1-15表、平均流の状況は第3.1-14図、平均大潮期の潮流の状況は第3.1-15図のとおりである。平均流の状況は上層(海面下2.0m)において、夏季では0.8、4.9及び5.4cm/s、冬季では3.3、10.4及び11.8cm/sとなっている。

第3.1-15表 川崎港内における潮流調査の詳細

調査項目	調査地点	調査時期(調査期間)	観測層
流向・流速	St.1	夏季：平成23年9月25日～10月10日	上層：海面下2.0m
	St.2	冬季：平成24年1月12日～1月26日	下層：海底面上2.0m
	浮島2期地区前面	春季：平成26年5月8日～5月26日	上層：海面下2.0m
		夏季：平成26年8月7日～8月25日	下層：海底面上2.0m
秋季：平成26年11月6日～11月25日			
冬季：平成27年2月5日～2月23日			

〔「川崎港港湾計画資料(その2)－改訂－」(川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年)より作成〕



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕

第 3.1-14 図 川崎港内の平均流の状況



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕

第 3.1-15 図(1) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（高潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕

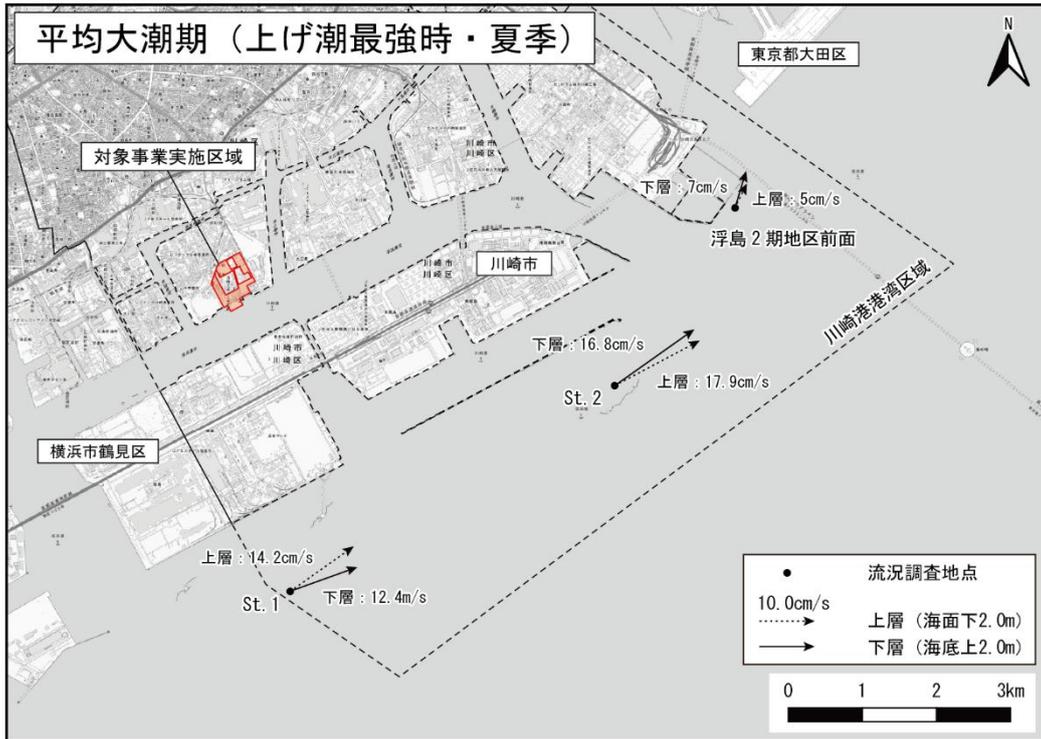
第 3.1-15 図(2) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（下げ潮最強時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕

**第 3.1-15 図(3) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（低潮時）**



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕

第 3.1-15 図(4) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（上げ潮最強時）

#### (4) 流入河川

対象事業実施区域及びその周囲では、第 3.1-16 図のとおり一級河川の多摩川と鶴見川が流れており、これらは東京湾に流入している。

多摩川は、流路延長 138km、流域面積 1,240km<sup>2</sup> で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を発し、途中、小菅川、秋川、浅川等が合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8km の間は、川崎市と東京都の境を流れている。川崎市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

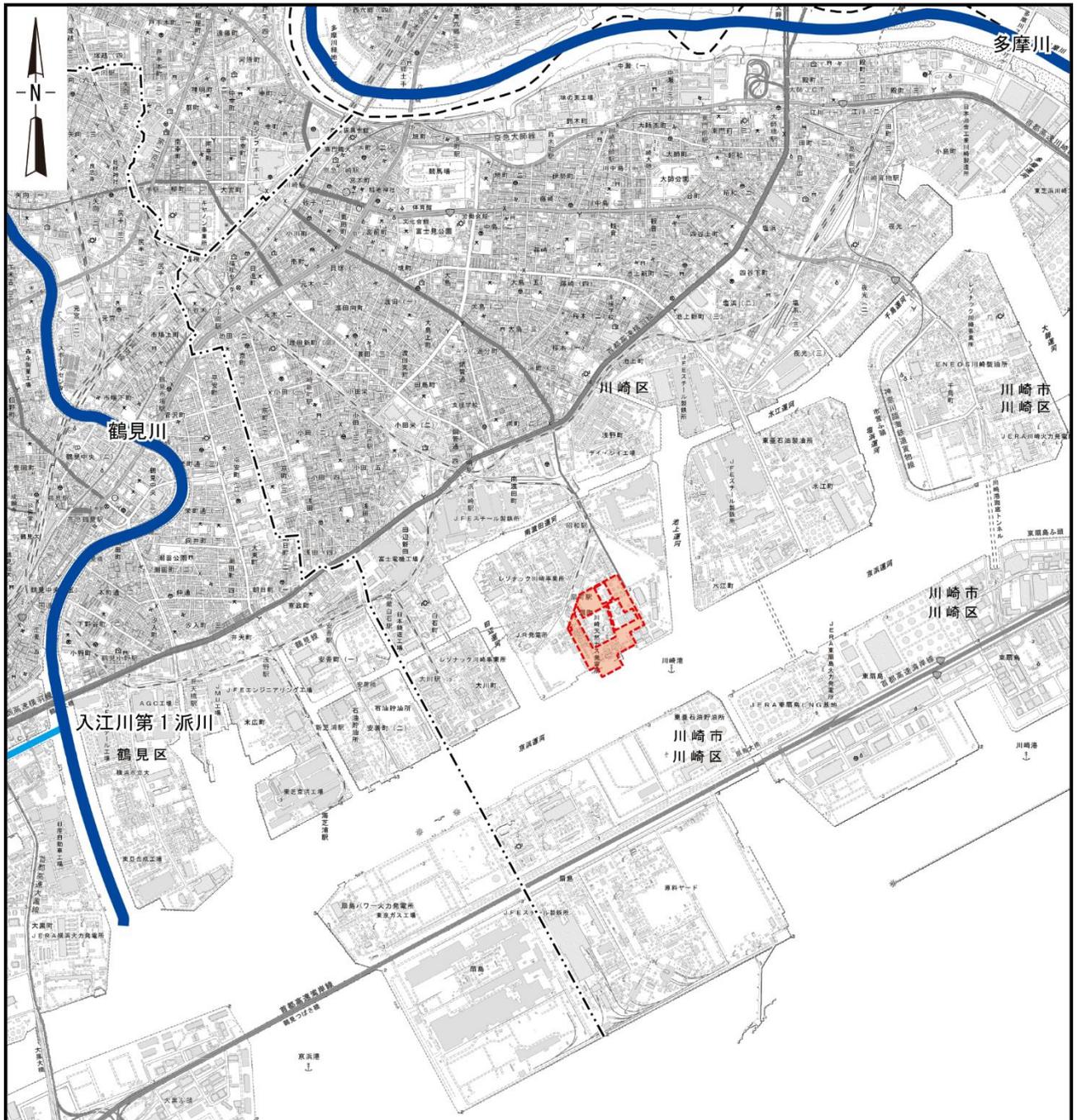
鶴見川は、流路延長 42.5km、流域面積 235km<sup>2</sup> で東京都町田市の丘陵地にその源を発し、途中、恩田川、矢上川等が合流している。川崎市幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部（谷本川）では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

〔「水環境データ集 令和 5 年度」（川崎市、令和 7 年）より作成〕

#### (5) 湖 沼

対象事業実施区域及びその周囲には、主だった湖沼はない。

〔「国土数値情報 湖沼データ」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕



〔国土数値情報 河川データ〕(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)より作成

凡例

- 対象事業実施区域
- 一級河川
- 準用河川

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-16 図 主要な流入河川の位置

## 2. 水質の状況

### (1) 水質汚濁発生源の状況

川崎市における令和6年3月末時点の「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく特定事業場数は606、有害物質貯蔵指定事業場数は64となっている。

〔「令和5年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和7年）より作成〕

### (2) 海域の水質の状況

対象事業実施区域の周辺海域では、令和5年度において10地点で公共用水域の水質測定が行われている。水質測定地点の位置及び環境基準の類型指定状況は、第3.1-17図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）についてはB類型又はC類型に、一般項目（全窒素・全磷）についてはIV類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物A類型に、底層溶存酸素量については生物1類型及び生物2類型に指定されている。

#### ① 生活環境項目

周辺海域における生活環境項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-16表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の測定結果（75%値）は10地点中9地点で、富栄養化の代表的な指標である全窒素（T-N）の測定結果は10地点中7地点で、全磷（T-P）の測定結果は10地点中3地点で環境基準に適合している。

令和元～5年度における化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全磷の経年変化は第3.1-18図のとおりであり、10地点の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全磷の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。



第 3.1-17 図 水質測定点位置及び環境基準の類型指定状況

第 3.1-16 表(1) 海域の水質測定結果 (生活環境項目・令和 5 年度)

図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度 [pH] (-)					溶存酸素量 [DO] (mg/L)					化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (75%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	8.0	8.3	8.2	0/12	7.0 以上 8.3 以下	3.5	9.1	6.2	0/12	2 以上	2.0	4.7	3.3(3.8)	0/12	8 以下
2	東扇島防波堤西	C	8.1	8.4	8.3	3/12		4.0	9.5	7.2	0/12		2.1	12	3.8(3.5)	1/12	
3	京浜運河扇町	C	8.1	8.4	8.3	3/12		4.9	9.2	7.3	0/12		2.0	4.7	3.4(4.3)	0/12	
4	扇島沖	B	8.1	8.5	8.3	2/12	7.8 以上 8.3 以下	4.4	8.9	7.1	1/12	5 以上	1.6	4.2	2.9( <b>3.2</b> )	4/12	3 以下
5	末広運河先	C	8.1	8.2	8.2	0/4	7.0 以上 8.3 以下	3.2	7.2	5.5	0/4	2 以上	2.5	4.4	3.3(3.3)	0/4	8 以下
6	夜光運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4		4.2	8.7	6.9	0/4		2.7	5.0	3.7(3.6)	0/4	
7	桜堀運河先	C	8.1	8.3	8.2	0/4		3.8	7.9	6.5	0/4		2.8	5.8	4.1(4.0)	0/4	
8	池上運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4		4.8	9.6	7.4	0/4		2.5	4.8	3.6(3.8)	0/4	
9	南渡田運河先	C	8.1	8.5	8.2	1/4		3.9	8.6	6.8	0/4		2.1	6.1	3.7(3.6)	0/4	
10	鶴見川河口先	C	8.0	8.5	8.2	2/12		5.5	10.3	8.2	0/12		2.0	4.5	3.5(3.8)	0/12	

図中番号	測定地点名	類型	n-ヘキサン抽出物質 [油分等] (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (90%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12	-	1	35	13(30)	-/12	-
2	東扇島防波堤西	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	54	8(15)	-/12	
3	京浜運河扇町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	1,500	140(33)	-/12	
4	扇島沖	B	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されないこと。	<1	220	24(48)	-/12	
5	末広運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	3	29	16(29)	-/2		
6	夜光運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	3	9	6(9)	-/2		
7	桜堀運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	3	65	34(65)	-/2		
8	池上運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	3	10	7(10)	-/2		
9	南渡田運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	2	11	7(11)	-/2		
10	鶴見川河口先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	3	14,000	3,800 (11,000)	-/12		

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。  
 3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。  
 4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。  
 5. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 6. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。  
 7. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和 5 年度」(川崎市、令和 7 年)  
 「神奈川県水質調査年表 (令和 5 年度)」(神奈川県、令和 6 年)  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成〕

第 3.1-16 表(2) 海域の水質測定結果 (生活環境項目・令和 5 年度)

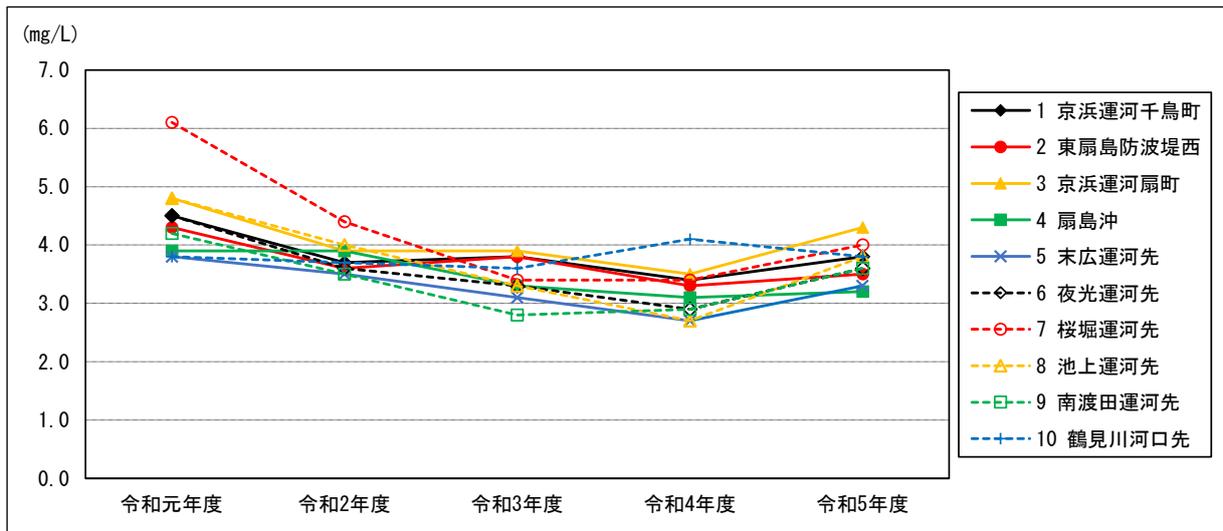
図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)					全 磷 (mg/L)						
			最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	IV	0.55	0.91	0.71	0.88	2/12	1 以下	0.042	0.14	0.085	0.086	5/12	0.09 以下
2	東扇島防波堤西	IV	0.42	1.7	0.69	0.94	1/12		0.045	0.33	0.095	<b>0.13</b>	5/12	
3	京浜運河扇町	IV	0.50	1.0	0.71	0.93	4/12		0.046	0.13	0.090	<b>0.11</b>	6/12	
4	扇島沖	IV	0.38	0.70	0.55	0.72	0/12		0.043	0.12	0.069	0.081	4/12	
5	末広運河先	IV	0.96	1.3	1.1	<b>1.6</b>	4/4		0.071	0.18	0.12	<b>0.12</b>	3/4	
6	夜光運河先	IV	0.61	0.95	0.81	0.93	1/4		0.058	0.14	0.093	<b>0.099</b>	2/4	
7	桜堀運河先	IV	0.94	1.7	1.3	<b>1.9</b>	4/4		0.097	0.53	0.23	<b>0.33</b>	4/4	
8	池上運河先	IV	0.48	0.92	0.71	0.83	1/4		0.051	0.13	0.091	0.086	2/4	
9	南渡田運河先	IV	0.67	1.1	0.86	0.99	2/4		0.056	0.16	0.10	<b>0.10</b>	2/4	
10	鶴見川河口先	IV	0.71	2.1	1.3	<b>1.9</b>	12/12		0.050	0.17	0.10	<b>0.13</b>	9/12	

図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 [LAS] (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	
1	京浜運河千鳥町	生物A	0.003	0.012	0.008	0/12	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.001 以下	0.0008	0.0013	0.0011	0/2	0.01 以下	
2	東扇島防波堤西	生物A	0.002	0.005	0.003	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2		
3	京浜運河扇町	生物A	0.003	0.007	0.005	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2		
4	扇島沖	生物A	0.002	0.008	0.004	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2		
5	末広運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—
6	夜光運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—
7	桜堀運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—
8	池上運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—
9	南渡田運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—
10	鶴見川河口先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—		—

図中番号	測定地点名	類型	底層溶存酸素量 (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	生物2	0.2	8.2	3.9	5/12	3.0 以上
2	東扇島防波堤西	生物2	0.4	8.9	5.0	5/12	
3	京浜運河扇町	生物2	1.2	8.6	5.1	5/12	
4	扇島沖	生物1	1.7	8.5	5.0	6/12	4.0 以上
5	末広運河先	生物2	0.5	6.7	3.4	2/4	3.0 以上
6	夜光運河先	生物2	1.8	8.8	5.2	2/4	
7	桜堀運河先	生物2	0.2	6.5	3.2	2/4	
8	池上運河先	生物2	0.4	9.3	4.3	2/4	
9	南渡田運河先	生物2	1.3	7.6	4.4	2/4	
10	鶴見川河口先	生物2	4.1	10.0	7.7	0/12	

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。  
 3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。  
 4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。  
 5. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 6. 全窒素及び全磷は、上層の値で環境基準値と比較した。  
 7. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。  
 8. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

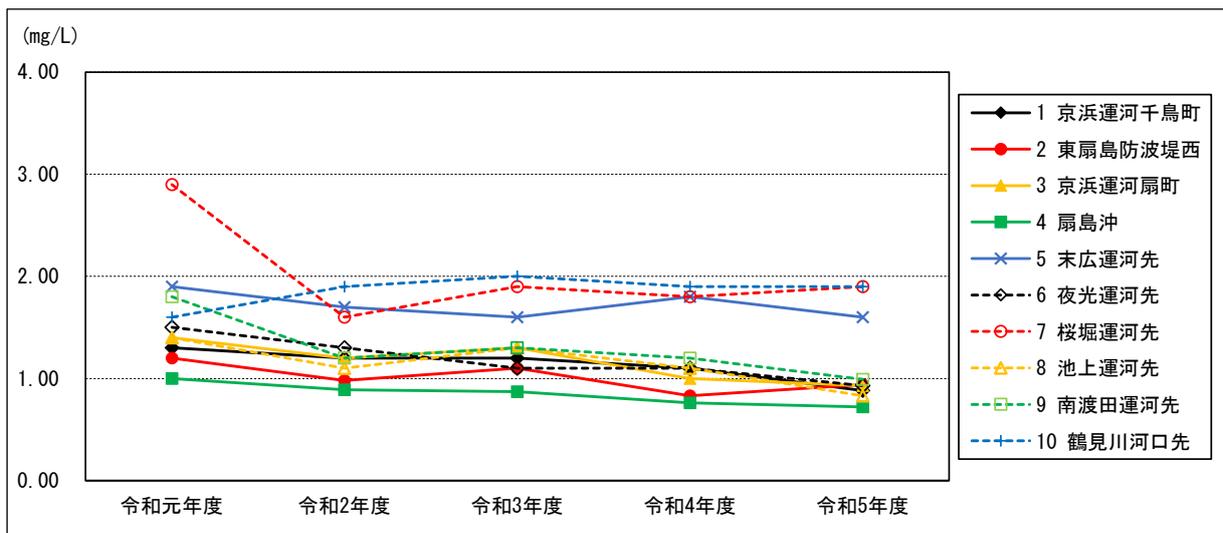
「水環境データ集 令和 5 年度」(川崎市、令和 7 年)  
 「神奈川県水質調査年表 (令和 5 年度)」(神奈川県、令和 6 年)  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 図中の値は、日間平均値の 75%値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」(川崎市、令和 3～5 年)  
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成〕

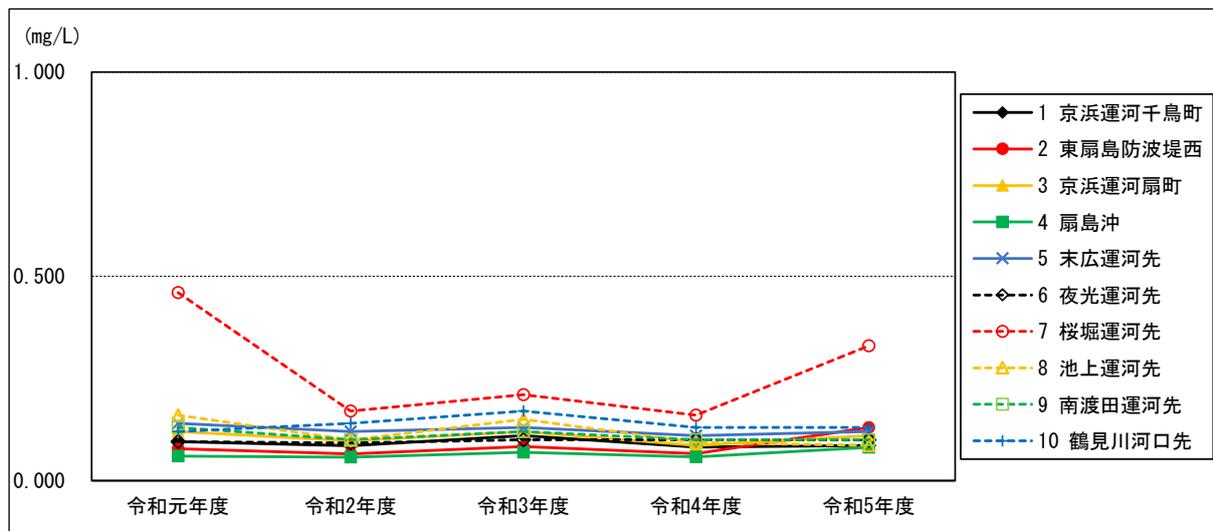
第 3.1-18 図(1) 海域の水質の経年変化 (化学的酸素要求量 (COD))



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」(川崎市、令和 3～5 年)  
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成〕

第 3.1-18 図(2) 海域の水質の経年変化 (全窒素)



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」(川崎市、令和 3～5 年)  
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成〕

第 3.1-18 図(3) 海域の水質の経年変化 (全磷)

## ② 健康項目

周辺海域における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、8地点において測定されており、第3.1-17表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点で環境基準に適合している。

### 第3.1-17表 海域の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

（単位：mg/L）

図中番号	1	2	3	4	7	8	9	10	基準値
測定地点名	京浜運河 千鳥町	東扇島 防波堤西	京浜運河 扇町	扇島沖	桜堀 運河先	池上 運河先	南渡田 運河先	鶴見川 河口先	
項目									
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
亜硝酸性窒素	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.04	-
硝酸性窒素	0.25	0.25	0.26	0.22	0.94	0.10	0.18	0.63	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.31	0.30	0.31	0.27	1.0	0.15	0.23	0.71	10 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

- 注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。  
 2. 「—」は、測定が行われていないことを示す。  
 3. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 4. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）  
 「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕

### ③ ダイオキシン類

周辺海域におけるダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-18表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-18表 周辺海域の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

(単位：pg-TEQ/L)

図中 番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	0.35	1以下

注：図中番号は、第3.1-17図に対応している。

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

#### ④ 水温

周辺海域における令和5年度の水温は、第3.1-19表及び第3.1-19図のとおりである。

周辺海域の月別水温の平均は11.2～26.3℃の範囲であり、8月に最高となり、2月に最低となっている。

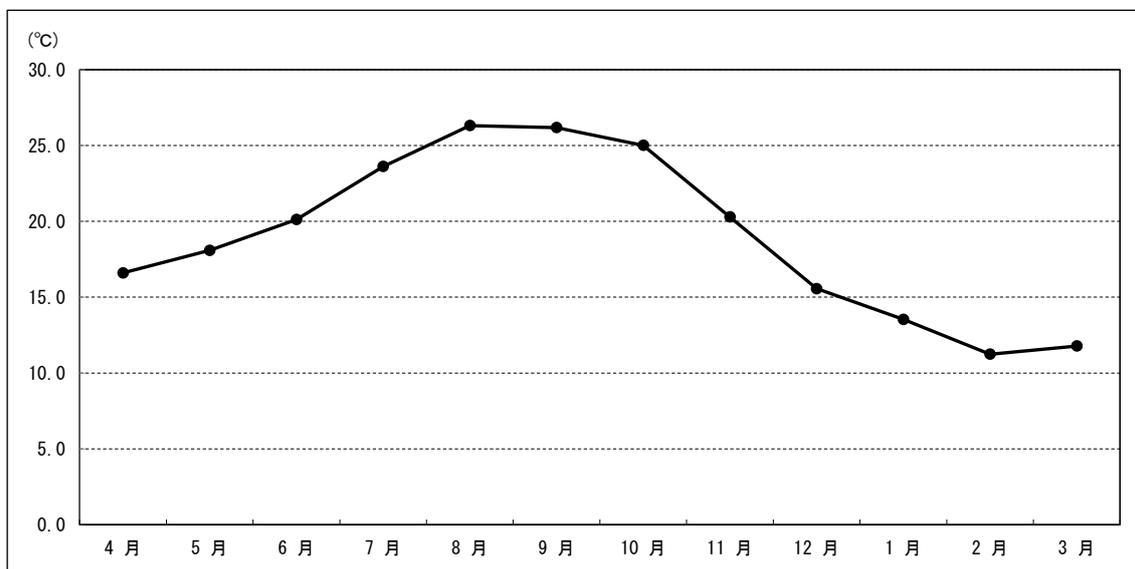
第3.1-19表 周辺海域の水温の月別測定結果（令和5年度）

（単位：℃）

図中 番号	測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	京浜運河千鳥町	16.6	18.5	19.9	22.6	25.8	25.8	24.7	20.7	16.5	14.3	12.0	12.8
2	東扇島防波堤西	16.2	17.8	20.1	22.4	24.9	25.6	24.0	20.3	15.5	13.0	11.2	11.2
3	京浜運河扇町	16.6	18.2	20.4	23.4	26.5	25.8	24.2	20.4	15.6	13.0	11.7	12.2
4	扇島沖	15.7	17.6	19.0	21.4	24.4	25.2	23.5	20.1	15.4	13.7	11.4	11.5
5	末広運河先	17.1	—	—	23.5	—	—	26.1	—	—	13.5	—	—
6	夜光運河先	16.7	—	—	24.8	—	—	26.4	—	—	13.5	—	—
7	桜堀運河先	16.9	—	—	23.7	—	—	25.3	—	—	14.4	—	—
8	池上運河先	16.5	—	—	23.5	—	—	24.7	—	—	13.3	—	—
9	南渡田運河先	17.5	—	—	25.2	—	—	27.3	—	—	14.8	—	—
10	鶴見川河口先	16.5	18.5	21.2	25.9	30.1	28.7	24.2	20.0	14.8	12.1	10.0	11.4
	平均	16.6	18.1	20.1	23.6	26.3	26.2	25.0	20.3	15.6	13.5	11.2	11.8

- 注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。  
 2. 記載値は、上下層の平均値である。  
 3. 「—」は、測定が行われていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕



〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第3.1-19図 周辺海域の水温の月別平均値（令和5年度）

### (3) 河川の水質の状況

対象事業実施区域の周囲において、令和5年度の河川の水質の測定は多摩川の六郷橋、大師橋及び鶴見川の臨港鶴見川橋にて行われており、水質測定地点の位置及び類型指定は第3.1-17図のとおりである。

#### ① 生活環境項目

対象事業実施区域の周囲における生活環境項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-20表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果（75%値）は、すべての地点において環境基準に適合している。

令和元～5年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は第3.1-20図のとおりであり、多少の濃度変動はあるもののすべての地点で概ね横ばい傾向で推移している。

第 3.1-20 表 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和 5 年度）

水 域	図中 番号	測定 地点名	類 型	水素イオン濃度 [pH] (-)					溶存酸素量 [DO] (mg/L)					生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間 平均値の 平均値 (75%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	7.5	8.1	7.6	0/12	6.5 以上 8.5 以下	2.7	12.0	7.1	2/12	5 以上	1.3	18.0	3.6(2.3)	3/12	3 以下
	②	大師橋	B	7.5	8.7	7.9	1/12		4.5	13.0	7.7	2/12		1.4	21.0	4.2(2.8)	3/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	7.4	8.2	7.7	0/12		1.7	7.9	5.7	3/12		0.6	4.0	1.9(2.4)	0/12	5 以下

水 域	図中 番号	測定地点名	類 型	浮遊物質 [SS] (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の 平均値 (90%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	1	12	4	0/12	25 以下	6	1,400	300(740)	1/12	1,000
	②	大師橋	B	3	19	7	0/12		9	1,800	270(840)	1/12	以下
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	2	10	4	0/12	50 以下	26	19,000	2,400(2,200)	-/12	-

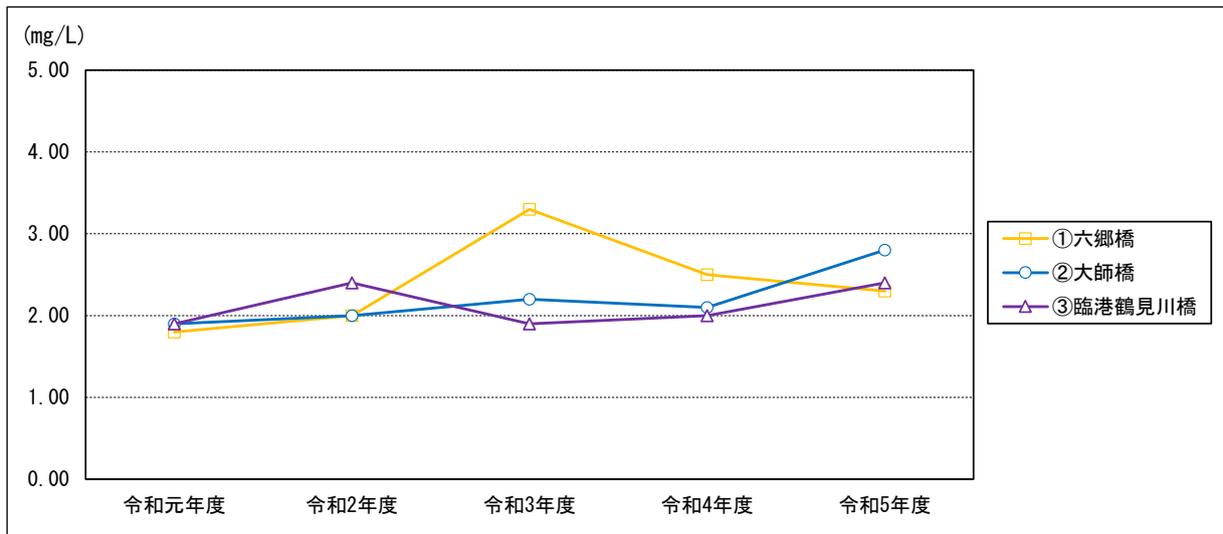
水 域	図中 番号	測定地点名	類 型	全窒素 (mg/L)					全 磷 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	-	3.2	6.1	4.4	-/12	-	0.15	0.52	0.32	-/12	-
	②	大師橋	-	2.5	4.2	3.3	-/12		0.17	0.45	0.25	-/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	-	2.0	6.6	4.0	-/12		0.13	0.28	0.21	-/12	

水生生物保全項目

水 域	図中 番号	測定 地点名	類 型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 [LAS] (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	生物B	0.010	0.021	0.016	0/12	0.03 以下	-	-	-	-	0.002 以下	-	-	-	-	0.05 以下
	②	大師橋	生物B	0.009	0.038	0.021	2/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0056	0.0020	0/4	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	生物B	0.009	0.034	0.016	1/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0009	0.0007	0/4	

- 注：1. 図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。  
 3. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 4. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。  
 5. 基準値の「-」は環境基準が定められていないことを、類型の「-」は類型が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和 5 年度）」（神奈川県、令和 6 年）  
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
 2. 図中の値は、日間平均値の 75%値を示す。

〔「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成〕

第 3.1-20 図 河川の水質の経年変化（生物化学的酸素要求量（BOD））

## ② 健康項目

流入河川における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-21表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点において環境基準に適合している。

### 第3.1-21表 河川の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

(単位：mg/L)

水域名 図中番号 測定地点名 項目	多摩川		鶴見川	環境基準
	① 六郷橋	② 大師橋	③ 臨港鶴見川橋	
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	—	<0.01	<0.01	検出されないこと。
鉛	—	0.001	0.002	0.01 以下
六価クロム	—	<0.005	<0.005	0.02 以下
砒素	—	0.002	0.001	0.01 以下
総水銀	—	<0.0003	<0.0003	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。
PCB	—	<0.0003	<0.0003	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	—	<0.0003	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
セレン	—	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素	2.4	2.3	2.4	-
亜硝酸性窒素	0.11	0.092	0.25	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.5	2.3	2.6	10 以下
ふっ素	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05 以下

- 注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。  
 2. 測定結果の値は、平均値である。  
 3. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。  
 4. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 5. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕

### ③ ダイオキシン類

対象事業実施区域の周囲における河川のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-22表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-22表 河川の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中 番号	測定地点名	測定結果	環境基準
③	臨港鶴見川橋	0.087	1以下

注：図中番号は、第3.1-17図に対応している。

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

#### (4) 地下水の水質の状況

川崎市内において令和5年度は、9地点で定点調査が、8地点で継続監視調査が、8地点でメッシュ調査が行われており、うち川崎区内では1地点で継続監視調査が、2地点でメッシュ調査が行われている。

川崎区内で行われた測定結果は第3.1-23表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

また、対象事業実施区域の周囲における地下水のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-24表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-23表 地下水の水質測定結果（令和5年度）

（単位：mg/L）

調査区分	継続監視調査	メッシュ調査	メッシュ調査	環境基準
測定地点名	川崎区日進町	川崎区日ノ出	川崎区小川町	
深度区分	浅井戸	浅井戸	深井戸	
用途区分	その他	生活用水	生活用水	
測定年月	令和5年10月	令和5年10月	令和5年10月	
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	—	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	—	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	—	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	—	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。
PCB	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0022	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.0003	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	—	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
セレン	—	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	4.7	<0.10	10 以下
ふっ素	—	0.25	0.24	0.8 以下
ほう素	—	0.07	0.20	1 以下
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05 以下

注：1. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。

2. 「<」は、記載値未満であることを示す。

〔「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第 3.1-24 表 地下水の水質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

(単位：pg-TEQ/L)

測定点名	測定結果	環境基準
川崎区小川町	0.031	1 以下

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和 7 年)より作成〕

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、水質汚濁に係るものは、19 件 (3%) 発生している。このうち、川崎区は 0 件で発生していない。

3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域の周辺海域におけるダイオキシン類については、令和 5 年度において 2 地点で測定されている。水底の底質測定結果は第 3.1-25 表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第 3.1-25 表 水底の底質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

(単位：pg-TEQ/g)

図中 番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	22	150 以下
③	臨港鶴見川橋	12	

注：図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和 7 年)より作成〕

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1. 土壌の状況

##### (1) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、桜川公園で令和5年度のダイオキシン類の調査が行われている。測定結果は第3.1-26表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-26表 土壌の測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

(単位：pg-TEQ/g)

測定点名	測定結果	環境基準
桜川公園	1.8	1,000以下

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和7年)より作成〕

川崎市川崎区では令和7年7月8日現在、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく要措置区域は存在しないが、形質変更時要届出区域は73件存在する。

〔「土壌汚染対策法 区域の指定について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(川崎市、令和7年)によると、令和5年度の「土壌汚染対策法」に基づく調査での土壌汚染の判明件数は、川崎市全体で10件、対象事業実施区域が位置する川崎区で7件である。

##### (2) 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域が位置する扇町地区は、昭和2年に埋立てが完了した埋立地である。昭和6年には、三菱石油株式会社(現ENEOS株式会社)が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。

対象事業実施区域は、石油精製関連の装置群及びタンク群が順次建設され、1990年代には、原油処理能力が日量約75,000バレルの製油所として使用していたが、川崎製油所は平成11年9月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。対象事業実施区域には、停止した石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が残っている。

川崎事業所では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌調査等の結果として、平成21年に基準に適合しない特定有害物質(ベンゼン、鉛及び砒素)が確認され、平成29年には、第3.1-27表及び第3.1-21図のとおり、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域(指-65号、68号)に指定されている。

〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(川崎市、令和7年)  
「川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」(令和7年7月8日現在)」  
(川崎市、令和7年)より作成〕

第 3.1-27 表 対象事業実施区域における「形質変更時要届出区域」の指定

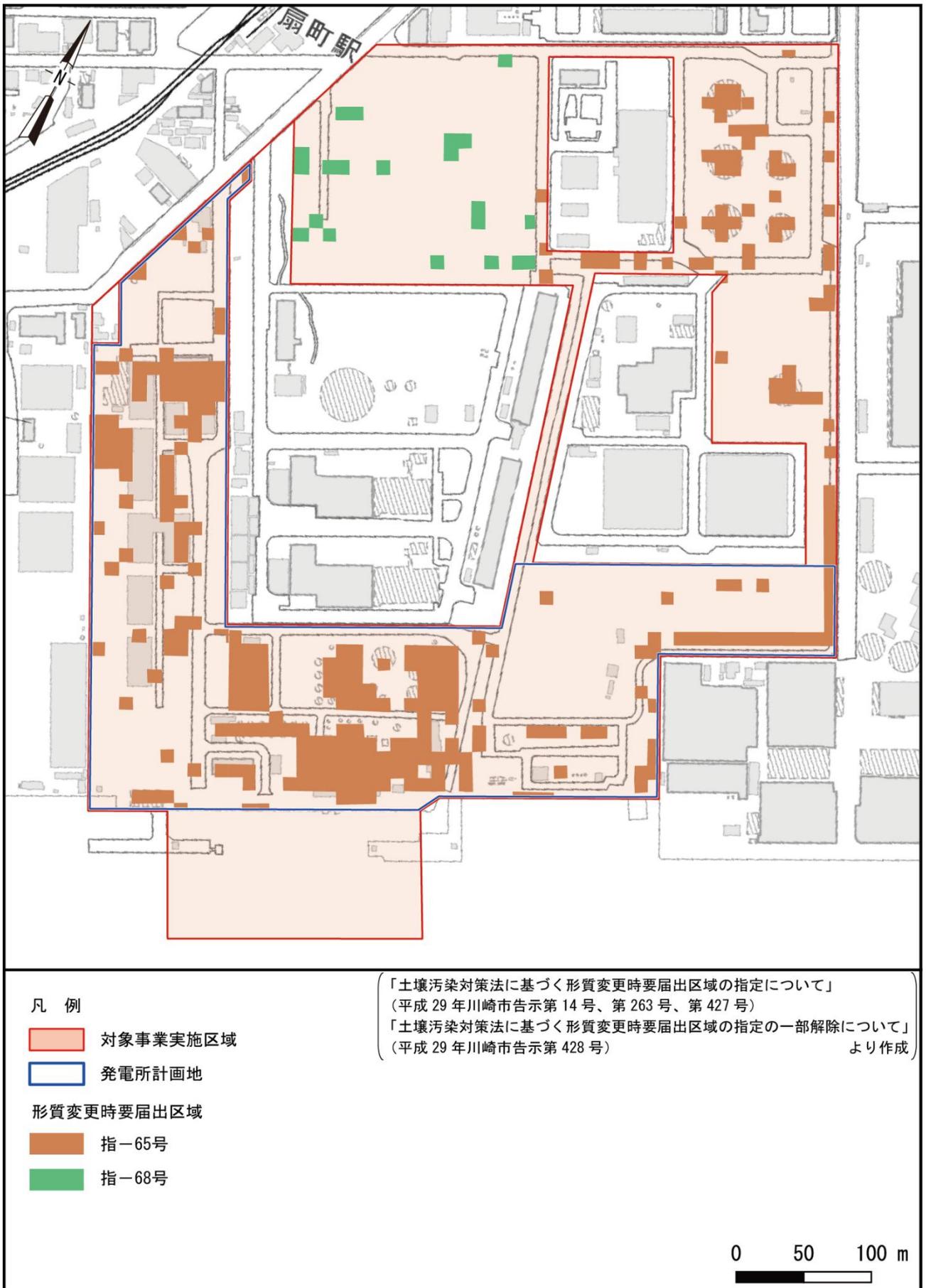
自治体 指定 番号	指定 年月日	区域の 所在地 (地番表示)	区域の 概況	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質			地下水 汚染の 有無	14 条 申請	調査 省略 の有無	備考	
					含 有	溶 出	第二 溶出					物質名
指- 65 号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の 一部	事業所 の敷地	31644.60	— ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	ベンゼン シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明	—	○	管理 実施中
指- 68 号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	事業所 の敷地	2078.6	— ○ —	○ ○ ○	— — —	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	○	—	管理 実施中

〔「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」(令和 7 年 7 月 8 日現在)〕  
(川崎市、令和 7 年) 〕より作成〕

(3) 土壤に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の土壤汚染に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、土壤汚染に係るものは 0 件で発生していない。



第 3.1-21 図 対象事業実施区域における形質変更時要届出区域の状況

## 2. 地盤の状況

### (1) 地盤沈下の状況

川崎市の地盤沈下区域の経年推移の状況を第 3.1-22 図に、主要水準点の位置等と累積地盤変動量の経年推移を第 3.1-23 図に、臨海地域における標高の経年推移を第 3.1-28 表に示す。

川崎市が令和 5 年度に行った精密水準測量結果では、前年度と標高差の比較ができた有効水準点数 218 点のうち 210 点で沈下を示しており、210 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

〔「水環境データ集 令和 5 年度」（川崎市、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-28 表 臨海地域における標高の経年推移

(単位：m)

図中 番号	水準点	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	累積 変動量
A	川崎区 浮島町	2.6436	2.6414	2.6367	2.6364	2.6289	2.6324	2.6324	2.6329	2.6302	2.6244	-0.0192
B	川崎区 浮島町	1.4629	1.4624	1.4587	1.4554	1.4458	1.4493	1.4492	1.4483	1.4428	1.4384	-0.0245
C	川崎区 千鳥町	2.4335	2.4333	2.4319	2.4308	2.4190	2.4237	2.4229	2.4239	2.4259	2.4203	-0.0132
D	川崎区 千鳥町	3.2252	3.2247	3.2239	3.2245	3.2145	3.2169	3.2171	3.2192	3.2203	3.2154	-0.0098
E	川崎区 水江町	2.7053	2.7081	2.7093	2.7065	2.6962	2.7033	2.7012	2.7082	2.7063	2.7052	-0.0001
F	川崎区 水江町	2.6024	2.6045	2.6028	2.5998	2.5810	2.5906	2.5870	2.5913	2.5870	2.5854	-0.0170
G	川崎区 扇町	2.7115	2.7170	2.7181	2.7145	2.7005	2.7107	2.7095	2.7145	2.7148	2.7101	-0.0014
H	川崎区 扇町	1.9581	1.9633	1.9654	1.9605	1.9502	1.9562	1.9594	1.9591	1.9605	1.9579	-0.0002
I	川崎区 大川町	1.9548	1.9583	1.9601	1.9538	1.9506	1.9571	1.9548	1.9553	1.9569	1.9507	-0.0041
J	川崎区 東扇島	3.6618	3.6592	3.6573	3.6560	3.6479	3.6513	不測	3.6489	不測	3.6429	-0.0189

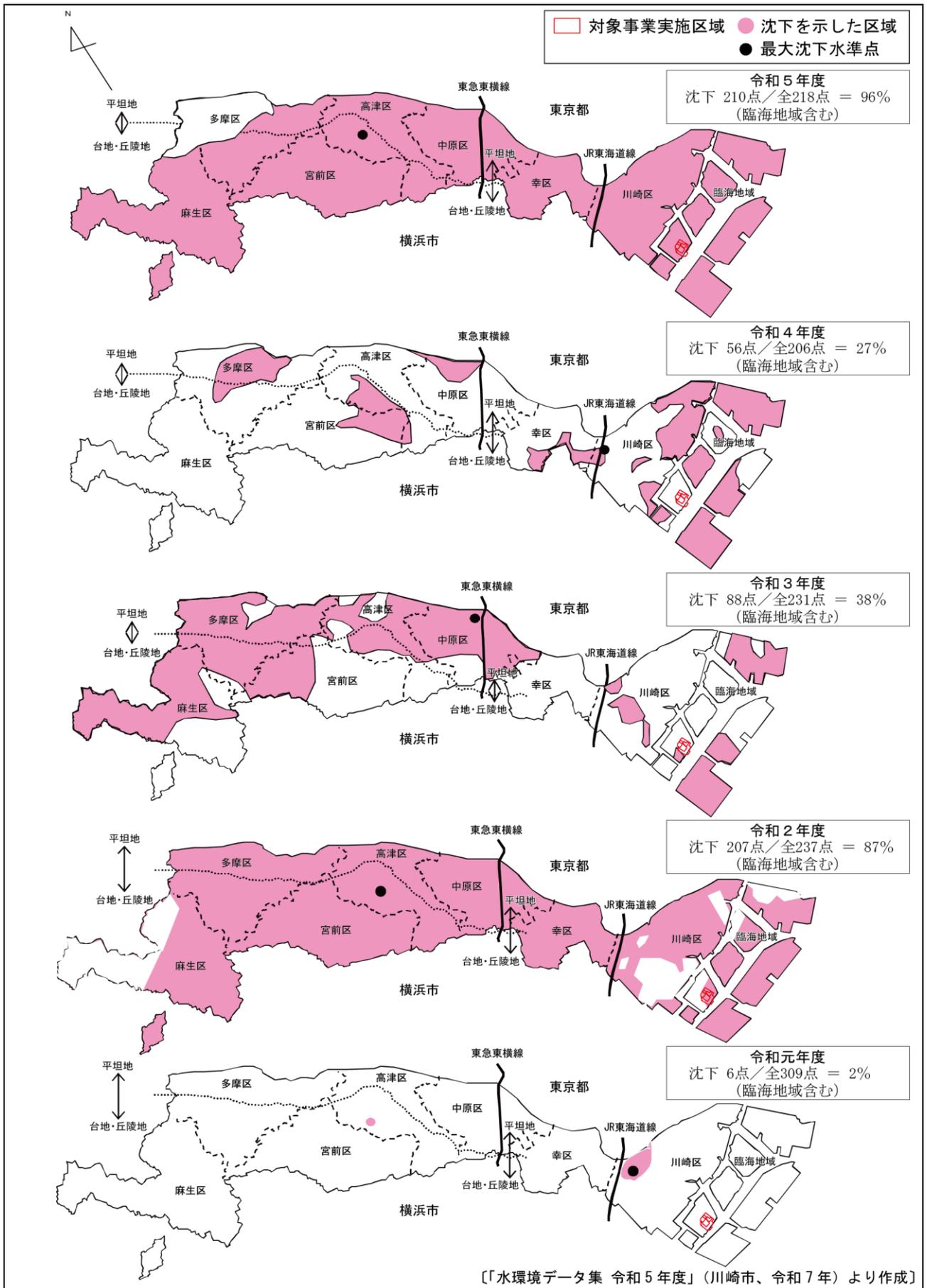
注：図中番号は、第 3.1-23 図に対応している。

〔「水環境データ集 令和 5 年度」（川崎市、令和 7 年）より作成〕

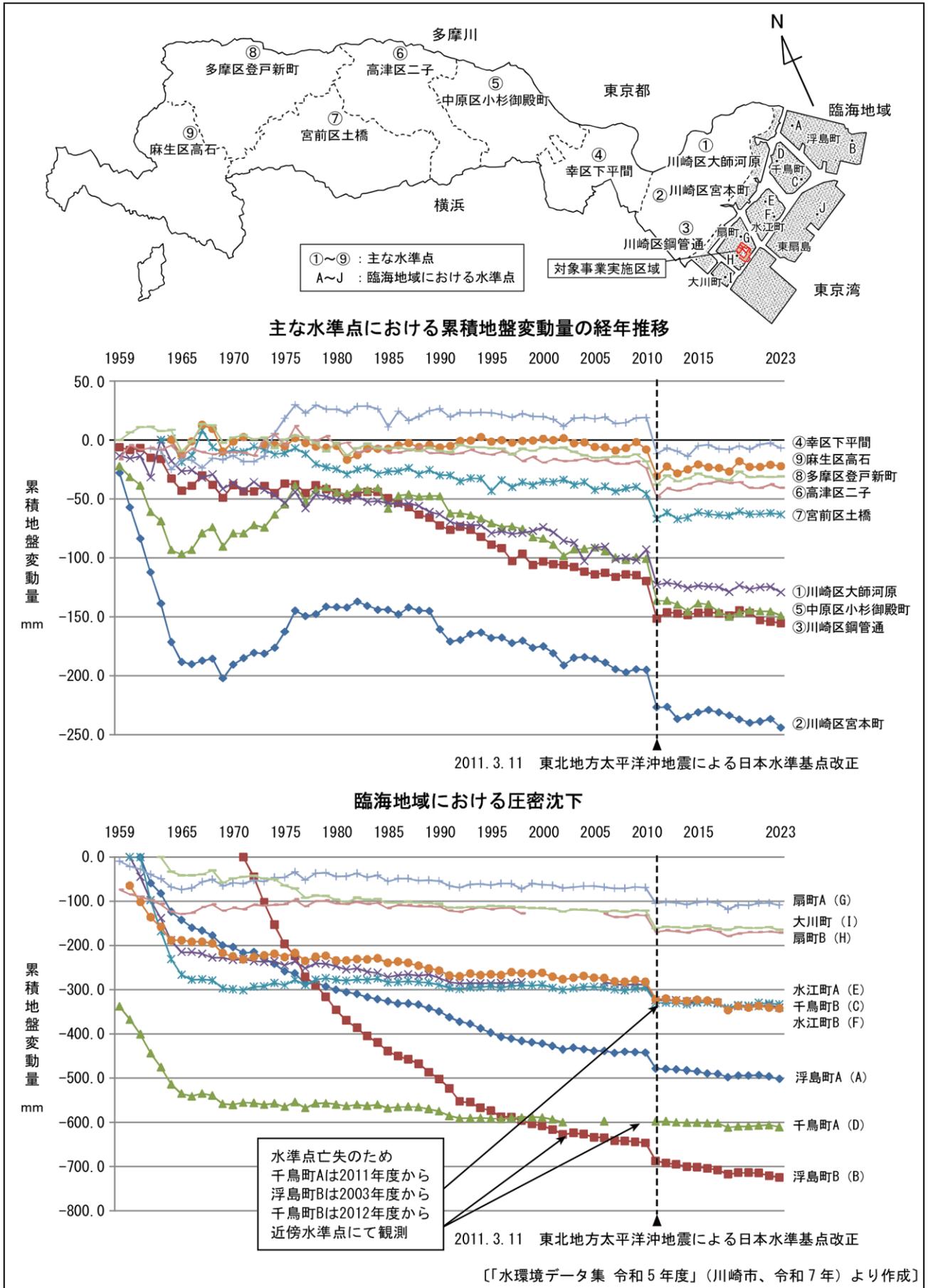
### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、地盤沈下に係るものは 0 件で発生していない。



第 3.1-22 図 地盤沈下の経年推移の状況



第 3.1-23 図 主要水準点等の位置と累積地盤変動量の経年推移

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

##### (1) 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周囲における陸上の地形の状況は、第 3.1-24 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、埋立地であり、標高は約 3m である。

##### (2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周囲における海底の地形の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

対象事業実施区域地先の周辺海域は、航路として浚渫されており、概ね 10m 以深の水深である。

#### 2. 地質の状況

##### (1) 陸上の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、第 3.1-26 図のとおりである。

対象事業実施区域は、埋め立て土である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、第 3.1-27 図のとおりである。

対象事業実施区域を含む川崎臨海部は人工改変土であり、対象事業実施区域は埋立地である。

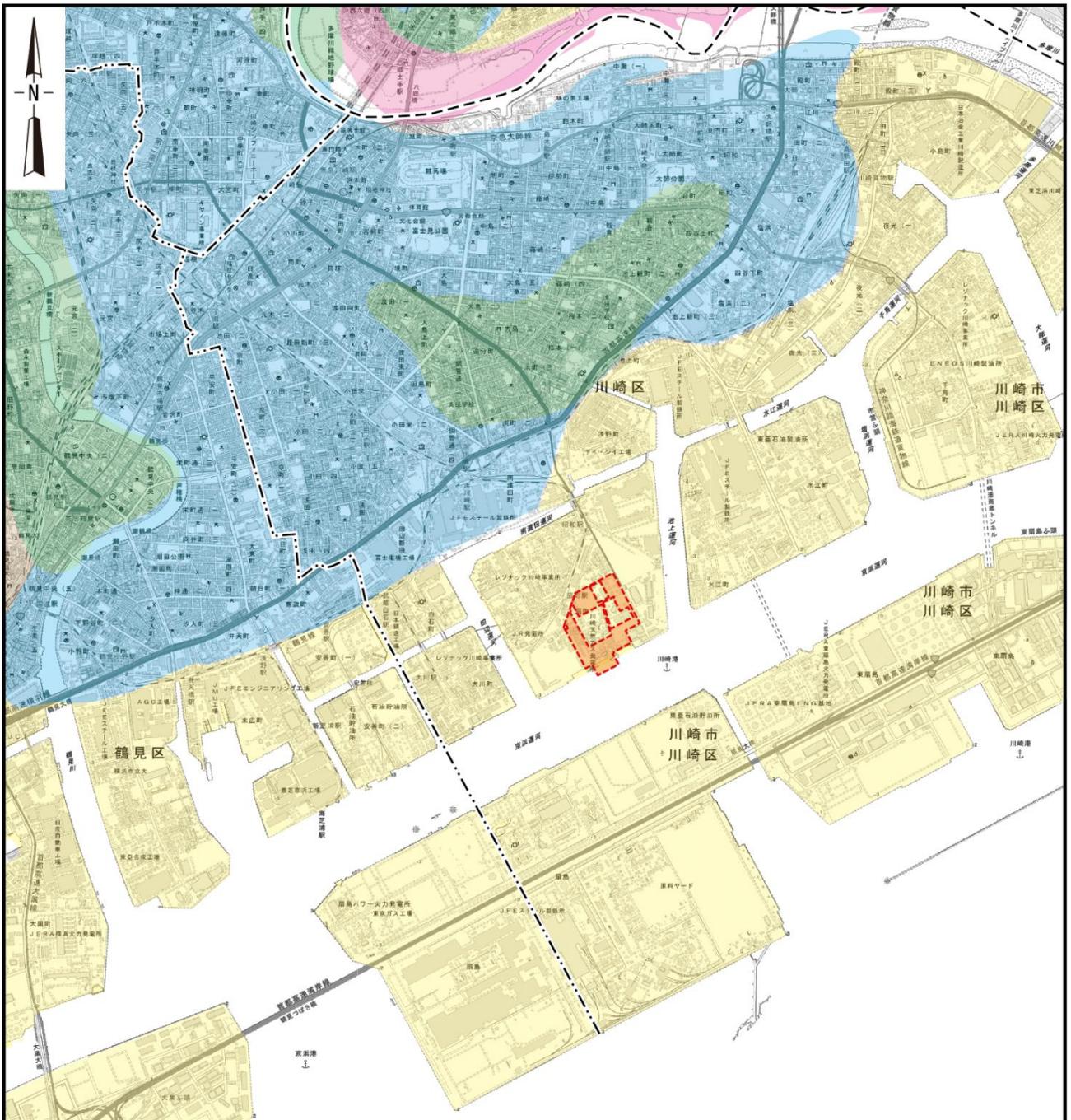
##### (2) 海底の状況

対象事業実施区域及びその周囲における海底の底質の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

対象事業実施区域地先の海底の底質は、主に泥である。

#### 3. 重要な地形及び地質

「日本の典型地形について」（国土地理院 HP、令和 7 年 7 月閲覧）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－新装版」（古今書院、平成 12 年）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－新装版」（古今書院、平成 14 年）において、対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。



凡例

  対象事業実施区域

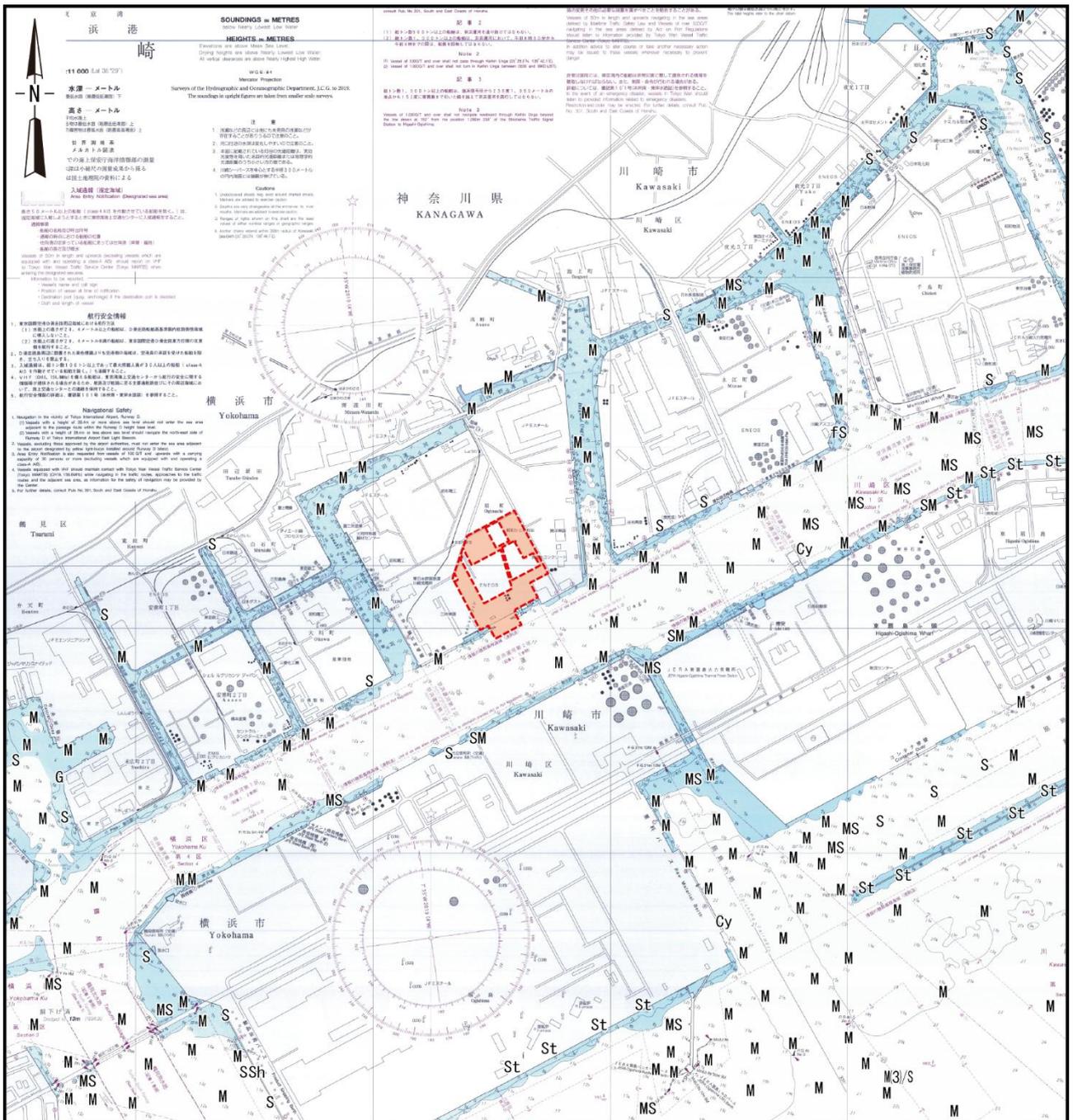
低地

- 扇状地性低地
- 三角州性低地
- 自然堤防・砂州
- 河川敷
- 埋立地

〔「20万分の1土地分類基本調査（地形分類図）東京都（昭和48、49年調査）」  
 〔「20万分の1土地分類基本調査（地形分類図）神奈川県（昭和47、48年調査）」  
 （国土交通省、令和7年7月閲覧）より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-24 図 地形の状況



〔海上交通安全法指定海図 W67 京浜港川崎〕（海上保安庁、令和元年）より作成

凡例

対象事業実施区域

【水深】

水深10m以下

水深10m以上

【底質】

St : 石

M : 泥

SM : 泥混じり砂

MS : 砂混じり泥

S : 砂

FS : 細砂

Sh : 貝殻

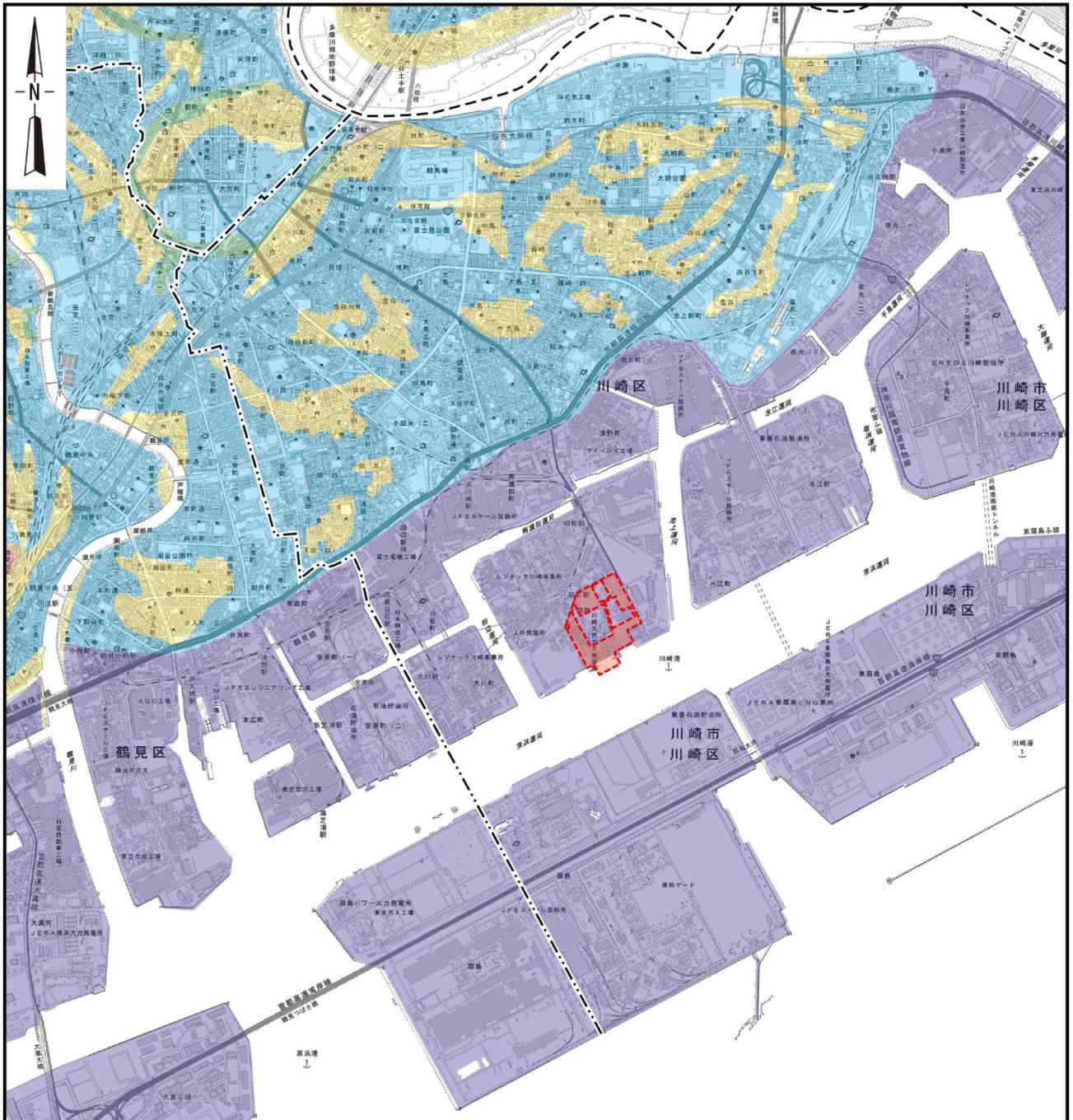
Cy : 粘土

G : 礫

M(3)/S : 表層3m泥・それ以降は砂



第 3.1-25 図 海底の地形及び底質の状況



〔5万分の1土地分類基本調査（表層地質図）〕（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）より作成

凡 例

対象事業実施区域

未固結堆積物

- 埋め立て土
- 泥を主とする（旧河道堆積物）
- 泥を主とする（低湿地堆積物）
- 砂を主とする

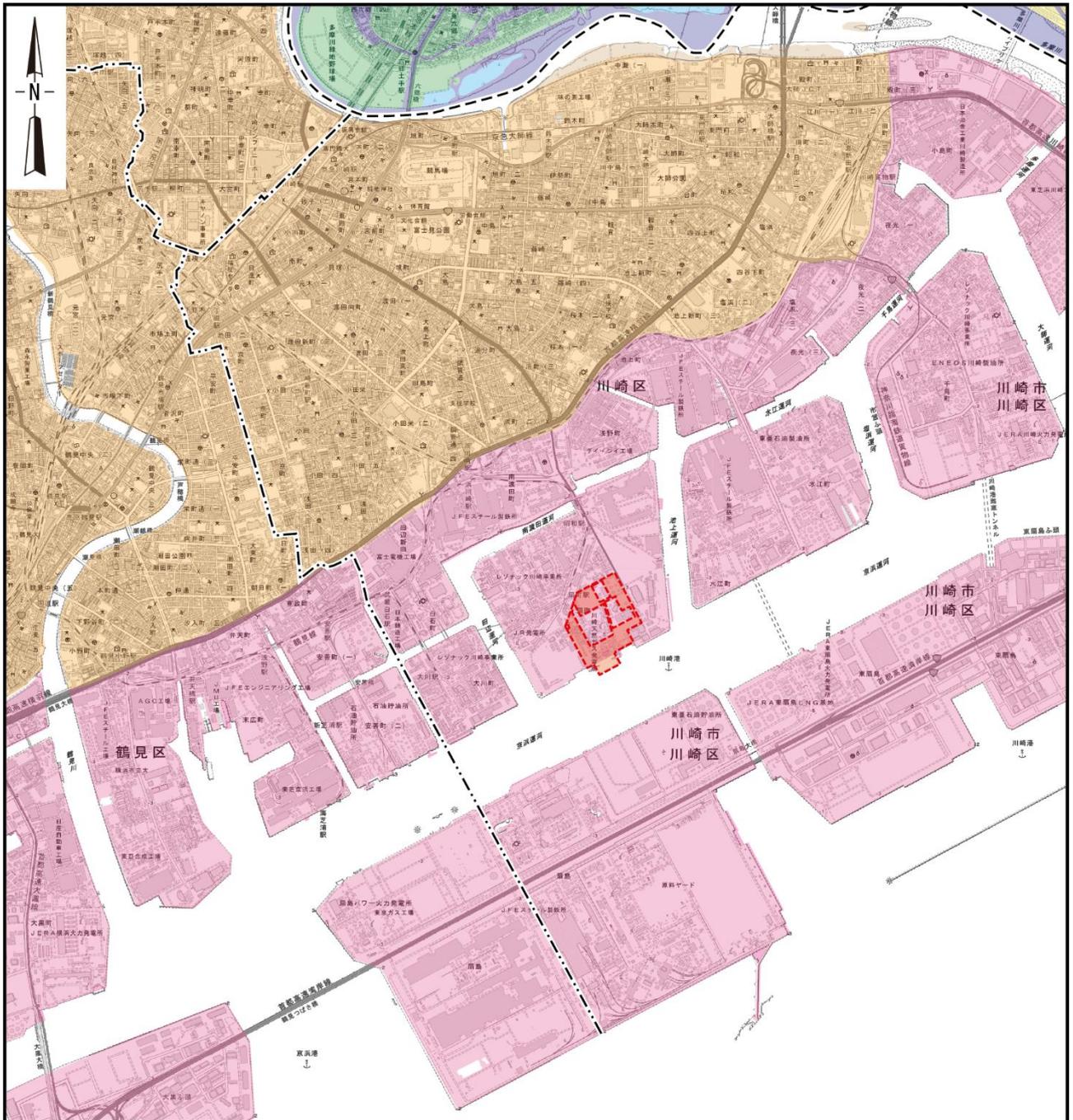
半固結堆積物

- 火山灰・泥・砂及び礫（相模層群 下末吉ローム層・下末吉層）
- 火山灰・泥・砂及び礫（相模層群 早田ローム層・舞岡ローム層・鶴見層・舞岡層）

0 0.5 1 1.5 2 km



第 3.1-26 図 表層地質の状況



〔「5万分の1土地分類基本調査（土壌図）」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

凡例

- 対象事業実施区域
- 未熟土
  - 砂丘未熟土
  - 低地未熟土壌
- 人工改変土
  - 人工改変低地土
  - 埋立地

- 人工改変地土
  - 人工改変地土壌埋立地
  - 潜在褐色・灰色低地土壌
- その他
  - 道路・水部・人工改変地等



第 3.1-27 図 土壌の状況

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

##### (1) 動物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生息する動物の状況は、第3.1-29表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を整理して把握した。

なお文献その他の資料において、地域を限定できない場合は、最大の範囲として川崎市及び横浜市全域とした。

第3.1-29表 文献その他の資料（動物：陸域）

No.	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類
1	「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（第4回～第6回）」 （生物多様性情報システム 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）	○		○	○	○
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 （国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）	○	○	○	○	○
3	「モニタリング1000 シギ・チドリ類調査」 （環境省モニタリングサイト1000HP、令和7年7月閲覧）		○			
4	「定点調査（シギ・チドリ類、コアジサシ）」 （環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧）		○			
5	「ガンカモ類の生息調査」 （環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧）		○			
6	「神奈川県鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書（平成4年3月）」 （神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）	○	○			
7	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 （神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年）	○	○	○		
8	「神奈川県昆虫誌2018」（神奈川県昆虫談話会、平成30年）					○
9	「川崎市における注目すべきハチ類の記録（第7次川崎市自然環境調査報告）」 （川崎市教育委員会、平成23年）					○
10	「川崎のセミの鳴き声調査（第7次川崎市自然環境調査報告）」 （川崎市教育委員会、平成23年）					○
11	「川崎の直翅類（第7次川崎市自然環境調査報告）」 （川崎市教育委員会、平成23年）					○
12	「多摩川河口大師河原の野鳥-4（第8次川崎市自然環境調査報告）」 （川崎市教育委員会、平成28年）		○			
13	「川崎の直翅類（追加記録）（第8次川崎市自然環境調査報告）」 （川崎市教育委員会、平成28年）					○

① 陸域の動物相の概要

陸域の動物相の概要は、第 3.1-30 表のとおりである。

哺乳類ではハツカネズミ、アズマモグラ、ニホンイタチ等の 13 種、鳥類ではカルガモ、キジバト、ハクセキレイ等の 131 種、爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンカナヘビ等の 7 種、両生類ではアズマヒキガエル、ウシガエル等の 3 種、昆虫類ではアジアイトトンボ、アキアカネ、モンシロチョウ等の 3,587 種が確認されている。

第 3.1-30 表 陸域の動物相の概要

項 目	確認種
哺乳類	ハツカネズミ、アズマモグラ、ヒナコウモリ科、タヌキ、ニホンイタチ 等 (13 種)
鳥 類	カルガモ、キジバト、カワウ、コチドリ、チュウシャクシギ、ユリカモメ、トビ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒバリ、メジロ、ハクセキレイ、カワラヒワ 等 (131 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippiaアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ (7 種)
両生類	アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル (3 種)
昆虫類	アジアイトトンボ、アキアカネ、ハマベハサミムシ、エンマコオロギ、アブラゼミ、マルカメムシ、ヤマトシジミ本土亜種、モンシロチョウ、ナミアゲハ、モモスズメ、ナミハナアブ、キンバエ、エリザハンミョウ、ナミテントウ、クロヤマアリ、キムネクマバチ 等 (3,587 種)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-29 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）及び「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）を参考にした。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域）

① 動物の重要な種（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-31 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な種は、第 3.1-32 表～第 3.1-36 表のとおりであり、哺乳類 2 種、鳥類 69 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。

第 3.1-31 表 重要な種の選定根拠（陸域）

選定根拠		参考文献等	
I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
IV	「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)、「川崎市文化財保護条例」(昭和 34 年川崎市条例第 24 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年横浜市条例第 53 号)等に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
V	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの  なお、鳥類については、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合があり、その場合は、「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足 A DB：情報不足 B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)

第 3.1-32 表 確認された重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	—	—	VU	—	VU
2	ネコ（食肉）	イタチ	ニホンイタチ	—	—	—	—	NT
合計	2目	2科	2種	0種	0種	1種	0種	2種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-31 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

第 3.1-33 表(1) 確認された重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カモ	カモ	オシドリ	—	—	DD	—	希少/減少
2			ウミアイサ	—	—	—	—	NT
3	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	—	—	VU	—	—
4		チドリ	タゲリ	—	—	—	—	VU
5			ケリ	—	—	DD	—	希少/NT
6			ムナグロ	—	—	—	—	減少
7			ダイゼン	—	—	—	—	減少
8			イカルチドリ	—	—	—	—	NT/注目
9			コチドリ	—	—	—	—	注目
10			シロチドリ	—	—	VU	—	VU/NT
11			オオメダイチドリ	—	国際	—	—	—
12			メダイチドリ	—	国際	—	—	NT
13			シギ	チュウシャクシギ	—	—	—	—
14		ホウロクシギ		—	国際	VU	—	CR+EN
15	ダイシャクシギ	—		—	—	—	CR+EN	
16	オオソリハシシギ	—		国際	VU	—	VU	
17	オグロシギ	—		—	—	—	VU	
18	キョウジョシギ	—		—	—	—	VU	
19	オバシギ	—		国際	—	—	VU	
20	コオバシギ	—		国際	—	—	—	
21	エリマキシギ	—		—	—	—	NT	
22	ウズラシギ	—		—	—	—	NT	
23	サルハマシギ	—		国際	—	—	VU	
24	ヒバリシギ	—		—	—	—	NT	
25	ヘラシギ	—		国内	CR	—	—	
26	トウネン	—		—	—	—	VU	
27	ミユビシギ	—		—	—	—	CR+EN	
28	ハマシギ	—		—	NT	—	VU	
29	シベリアオオハシシギ	—	—	DD	—	—		
30	タシギ	—	—	—	—	注目		
31	ソリハシシギ	—	—	—	—	VU		
32	イソシギ	—	—	—	—	希少/注目		
33	キアシシギ	—	—	—	—	VU		
34	アカアシシギ	—	—	VU	—	NT		
35	コアアシシギ	—	—	—	—	NT		
36	タカブシギ	—	—	VU	—	NT		
37	ツルシギ	—	—	VU	—	NT		
38	アアシシギ	—	—	—	—	NT		

第 3.1-33 表(2) 確認された重要な種 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
39	チドリ	ツバメチドリ	ツバメチドリ	-	-	VU	-	-
40		カモメ	オオセグロカモメ	-	-	NT	-	-
41			コアジサシ	-	-	VU	-	CR+EN
42	ペリカン	トキ	ヘラサギ	-	-	DD	-	-
43		サギ	ササゴイ	-	-	-	-	VU
44			アマサギ	-	-	-	-	減少
45			チュウサギ	-	-	NT	-	-
46	タカ	ミサゴ	ミサゴ	-	-	NT	-	VU/NT
47		タカ	ハイタカ	-	-	NT	-	DD/希少
48			オオタカ	-	-	NT	-	VU/希少
49			チュウヒ	-	国内	EN	-	VU
50			ノスリ	-	-	-	-	VU/希少
51	フクロウ	フクロウ	フクロウ	-	-	-	-	NT
52	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	-	国内	VU	-	CR+EN/希少
53	スズメ	モズ	モズ	-	-	-	-	減少
54		ヒバリ	ヒバリ	-	-	-	-	減少
55		ツバメ	ツバメ	-	-	-	-	減少
56		ムシクイ	センダイムシクイ	-	-	-	-	NT
57		ヨシキリ	オオヨシキリ	-	-	-	-	VU
58		セッカ	セッカ	-	-	-	-	減少
59		ヒタキ	コサメビタキ	-	-	-	-	CR+EN
60			オオルリ	-	-	-	-	NT
61			キビタキ	-	-	-	-	減少
62			ルリビタキ	-	-	-	-	VU
63		セキレイ	キセキレイ	-	-	-	-	減少
64			セグロセキレイ	-	-	-	-	減少
65			ビンズイ	-	-	-	-	VU
66		アトリ	カワラヒワ	-	-	-	-	減少
67		ホオジロ	ホオアカ	-	-	-	-	CR+EN
68	アオジ		-	-	-	-	VU	
69	オオジュリン		-	-	-	-	VU	
合計	7目	22科	69種	0種	10種	22種	0種	60種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-31 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「-」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「日本鳥類目録 改訂第 8 版」(日本鳥学会、令和 6 年)を参考にした。  
 4. 選定根拠の V については、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。

第 3.1-34 表 確認された重要な種 (爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	-	-	NT	-	CR+EN
2	有鱗	ナミヘビ	アオダイショウ	-	-	-	-	要注意
3			シマヘビ	-	-	-	-	要注意
合計	2目	2科	3種	0種	0種	1種	0種	3種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-31 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「-」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)を参考にした。

第 3.1-35 表 確認された重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	—	—	—	—	要注意
合計	1目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-31 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

第 3.1-36 表(1) 確認された重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトトンボ	ホソミオツネトンボ	—	—	—	—	要注意
2			オツネトンボ	—	—	—	—	VU
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ	—	—	—	—	DD
4			キイトトンボ	—	—	—	—	EN
5			ベニイトトンボ	—	—	NT	—	CR
6			ヒヌマイトンボ	—	—	EN	—	EX
7			モートンイトトンボ	—	—	NT	—	EN
8			クロイトトンボ	—	—	—	—	要注意
9			セスジイトトンボ	—	—	—	—	要注意
10			オオセスジイトトンボ	—	—	EN	—	EX
11			オオイトトンボ	—	—	—	—	CR
12			モノサシトンボ	モノサシトンボ	—	—	—	—
13		オオモノサシトンボ		—	—	EN	—	EX
14		カワトンボ	ハグロトンボ	—	—	—	—	要注意
15		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	—	CR
16			アオヤンマ	—	—	NT	—	EX
17			コシボソヤンマ	—	—	—	—	要注意
18			カトリヤンマ	—	—	—	—	NT
19			ミルンヤンマ	—	—	—	—	要注意
20			サラサヤンマ	—	—	—	—	EN
21		サナエトンボ	ヤマサナエ	—	—	—	—	要注意
22			タイワンウチワヤンマ	—	—	—	—	DD
23			ホンサナエ	—	—	—	—	VU
24			ナゴヤサナエ	—	—	VU	—	DD
25			コサナエ	—	—	—	—	EN
26		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	—	—	—	—	VU
27		エゾトンボ	コヤマトンボ	—	—	—	—	NT
28			タカネトンボ	—	—	—	—	要注意
29		トンボ	コフキトンボ	—	—	—	—	要注意
30			ヨツボシトンボ	—	—	—	—	VU
31			ハラビロトンボ	—	—	—	—	要注意
32			シオヤトンボ	—	—	—	—	要注意
33			チョウトンボ	—	—	—	—	EN
34			キトンボ	—	—	—	—	EX
35			ナツアカネ	—	—	—	—	要注意
36			マユタテアカネ	—	—	—	—	要注意
37			マイコアカネ	—	—	—	—	DD

第 3.1-36 表(2) 確認された重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
38	トンボ (蜻蛉)	トンボ	ヒメアカネ	—	—	—	—	要注意
39			ミヤマアカネ	—	—	—	—	NT
40			リスアカネ	—	—	—	—	要注意
41	バッタ (直翅)	クツワムシ	クツワムシ	—	—	—	—	要注意
42		キリギリス	オナガササキリ	—	—	—	—	要注意
43			イズササキリ	—	—	DD	—	—
44			ヒガシキリギリス	—	—	—	—	要注意
45		ケラ	ケラ	—	—	—	—	要注意
46		マツムシ	ヒロバネカントン	—	—	—	—	NT
47			マツムシ	—	—	—	—	要注意
48		バッタ	ヤマトマダラバッタ	—	—	—	—	EX
49			カワラバッタ	—	—	—	—	CR+EN
50			ショウリョウバッタモドキ	—	—	—	—	要注意
51		イナゴ	ハネナガイナゴ	—	—	—	—	NT
52		ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ	—	—	—	—	希少
53	カメムシ (半翅)	セミ	ヒメハルゼミ	—	—	—	—	NT
54			ハルゼミ	—	—	—	—	要注意
55		サシガメ	アシマダラアカサシガメ	—	—	—	—	DD
56			アカヘリサシガメ	—	—	—	—	DD
57		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ	—	—	—	—	DD
58		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ	—	—	—	—	DD
59		カメムシ	ヒメナガメ	—	—	—	—	VU
60		アメンボ	オオアメンボ	—	—	—	—	NT
61			エサキアメンボ	—	—	NT	—	CR
62			ババアメンボ	—	—	NT	—	EN
63			ハネナシアメンボ	—	—	—	—	CR
64		ミズムシ	ミズナシミズムシ	—	—	NT	—	—
65		コオイムシ	コオイムシ	—	—	NT	—	EN
66			タガメ	—	国内	VU	—	EX
67	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	—	—	—	—	EX
68	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—	NT
69			ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	—	要注意
70			オオチャバネセセリ	—	—	—	—	VU
71		シジミチョウ	シルビアシジミ	—	—	EN	—	CR
72		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種	—	—	—	—	要注意
73			アサマイチモンジ	—	—	—	—	VU
74		シャクガ	シロオビアオシャク	—	—	—	—	希少
75		ヒトリガ	マエアカヒトリ	—	—	NT	—	CR+EN
76			ヤネホソバ	—	—	NT	—	—
77		ヤガ	ナミグルマアツバ	—	—	—	—	NT
78			ハマオモトヨトウ	—	—	—	—	NT
79			コシロシタバ	—	—	NT	—	—
80	ウスミモンキリガ		—	—	NT	—	—	
81	ミスジキリガ		—	—	NT	—	—	
82	ハエ (双翅)	デガシラバエ	オオハチモドキバエ	—	—	—	—	DD
83	コウチュウ (鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ヒメホソクビゴミムシ	—	—	—	—	VU
84		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	VU
85			ヨツモンカタキバゴミムシ	—	—	—	—	NT

第 3.1-36 表(3) 確認された重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				I	II	III	IV	V		
86	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	ハマベミズギワゴミムシ	-	-	-	-	NT		
87			フタボシチビゴミムシ	-	-	-	-	NT		
88			ヒトツメアオゴミムシ	-	-	NT	-	EX		
89			ツヤヒメヒョウタンゴミムシ	-	-	-	-	DA		
90			オオアオホソゴミムシ	-	-	-	-	CR+EN		
91			キイロホソゴミムシ	-	-	EN	-	CR+EN		
92			コチビヒョウタンゴミムシ	-	-	-	-	NT		
93			オオヒラタトックリゴミムシ	-	-	CR	-	EX		
94			ヨツボシゴミムシ	-	-	-	-	NT		
95			トカラコミズギワゴミムシ	-	-	-	-	DD		
96			クロサヒラタアトキリゴミムシ	-	-	-	-	要注意		
97			ヒロムネナガゴミムシ	-	-	-	-	NT		
98			オオナガゴミムシ	-	-	-	-	NT		
99			オオキンナガゴミムシ	-	-	-	-	NT		
100			アシミゾナガゴミムシ	-	-	-	-	NT		
101			ヨコハマナガゴミムシ	-	-	CR	-	CR+EN		
102			クロサマメゴモクムシ	-	-	-	-	NT		
103			タオマメゴモクムシ	-	-	-	-	NT		
104			クビナガヨツボシゴミムシ	-	-	DD	-	VU		
105			キュウシュウツヤゴモクムシ	-	-	-	-	NT		
106			ハンミョウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ	-	-	VU	-	CR+EN
107			ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	クロズマメゲンゴロウ	-	-	-	-	VU
108					シマケシゲンゴロウ	-	-	-	-	DB
109					ゲンゴロウ	-	国内	VU	-	EX
110					コガタノゲンゴロウ	-	-	VU	-	EX
111	マルガタゲンゴロウ	-			国内	VU	-	CR		
112	シマゲンゴロウ	-			-	NT	-	EN		
113	コマルケシゲンゴロウ	-			-	NT	-	-		
114	ケシゲンゴロウ	-			-	NT	-	CR		
115	ツブゲンゴロウ	-			-	-	-	EX		
116	コウベツブゲンゴロウ	-			-	NT	-	DB		
117	ルイスツブゲンゴロウ	-			-	VU	-	EX		
118	シャープツブゲンゴロウ	-			-	NT	-	EX		
119	ミズスマシ	ミズスマシ	オオミズスマシ	-	-	NT	-	CR		
120			コミズスマシ	-	-	EN	-	VU		
121			ミズスマシ	-	-	VU	-	NT		
122	コガシラミズムシ	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ	-	-	-	-	EX		
123			マダラコガシラミズムシ	-	-	VU	-	DD		
124			コガシラミズムシ	-	-	-	-	EN		
125	コツブゲンゴロウ	コツブゲンゴロウ	-	-	-	-	VU			
126	ガムシ	ガムシ	タマガムシ	-	-	-	-	EN		
127			マルヒラタガムシ	-	-	NT	-	DA		
128			スジヒラタガムシ	-	-	NT	-	-		
129			コガムシ	-	-	DD	-	NT		
130			ガムシ	-	-	NT	-	CR		
131			クナシリシジミガムシ	-	-	-	-	DB		
132	シデムシ	シデムシ	オニヒラタシデムシ	-	-	-	-	EX		
133			ヒメヒラタシデムシ	-	-	-	-	VU		
134	ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ	-	-	-	-	NT			
135	クワガタムシ	クワガタムシ	ヒラタクワガタ本土亜種	-	-	-	-	VU		

第 3.1-36 表(4) 確認された重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
136	コウチュウ (鞘翅)	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ	-	-	-	-	NT
137		コガネムシ	ヤマトケシマグソコガネ	-	-	-	-	NT
138			ヒゲコガネ	-	-	-	-	VU
139			シラホシハナムグリ	-	-	-	-	EX
140		タマムシ	ウバタマムシ	-	-	-	-	NT
141			タマムシ	-	-	-	-	要注意
142			クロチビタマムシ	-	-	-	-	CR+EN
143		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	-	-	-	-	NT
144		ホタル	ヘイケボタル	-	-	-	-	NT
145			スジグロボタル	-	-	-	-	NT
146		ツツキノコムシ	トカラナガツツキノコムシ	-	-	-	-	VU
147		ホソカタムシ	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	-	-	-	-	VU
148		ゴミムシダマシ	ツメアカマルチビゴミムシダマシ	-	-	-	-	NT
149		カミキリムシ	オオマルクビヒラタカミキリ	-	-	-	-	DB
150			ルリカミキリ	-	-	-	-	VU
151			シロスジカミキリ	-	-	-	-	要注意
152			オオアオカミキリ	-	-	-	-	DA
153			ミドリカミキリ	-	-	-	-	NT
154			クロトラカミキリ	-	-	-	-	VU
155			キイロトラカミキリ	-	-	-	-	要注意
156			ナカバヤシモモブトカミキリ	-	-	-	-	VU
157			ムネアカクロハナカミキリ	-	-	-	-	NT
158			カタキハナカミキリ	-	-	-	-	NT
159			クリストフコトラカミキリ	-	-	-	-	希少
160			ネジロカミキリ	-	-	-	-	NT
161			ヨツボシカミキリ	-	-	EN	-	CR+EN
162			モモグロハナカミキリ	-	-	-	-	NT
163		トラフカミキリ	-	-	-	-	要注意	
164		ブドウトラカミキリ	-	-	-	-	NT	
165	ハムシ	コヤツボシツツハムシ	-	-	-	-	CR+EN	
166		ジュンサイハムシ	-	-	-	-	CR+EN	
167		クロコトビハムシ	-	-	-	-	DD	
168		スイバトビハムシ	-	-	-	-	DD	
169		アワクビボソハムシ	-	-	-	-	NT	
170	ヒゲナガゾウムシ	アサマノミヒゲナガゾウムシ	-	-	-	-	VU	
171	ハチ (膜翅)	コマユバチ	ウマノオバチ	-	-	NT	-	VU
172		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ	-	-	DD	-	DD
173		ギングチバチ	キュビギングチ	-	-	DD	-	-
174		ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	-	-	DD	-	-
175			キアシハナダカバチモドキ	-	-	VU	-	CR+EN
176		ハキリバチ	クズハキリバチ	-	-	DD	-	-
合計	8 目	59 科	176 種	0 種	3 種	51 種	0 種	165 種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-31 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「-」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)を参考にし、この文献にない種は各参照文献の情報を参考にした。

## ② 動物の注目すべき生息地（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地（陸域）は、第 3.1-37 表の選定根拠に基づき選定した。

その結果は、第 3.1-38 表及び第 3.1-28 図のとおり、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。

また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。

第 3.1-37 表(1) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
2	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)
3	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
4	ラムサール条約湿地に指定されているもの	ラムサール条約登録湿地	「日本のラムサール条約湿地」(環境省、令和 7 年)
5	重要野鳥生息地 (IBA) に指定されているもの	重要野鳥生息地	「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
6	海鳥の重要生息地(マリーン IBA) に指定されているもの	海鳥の重要生息地	「マリーン IBA 白書 海鳥から見た日本の重要海域」(公益財団法人日本野鳥の会、平成 28 年)
7	生物多様性重要地域 (KBA) に指定されているもの	生物多様性重要地域	「KBA」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 7 月閲覧)
8	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) に指定されているもの	シギ・チドリ類ネットワーク ツル類ネットワーク ガンカモ類ネットワーク	「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
9	海鳥コロニーデータベースに指定されているもの	海鳥の繁殖地	「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
10	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い湿地 (重要湿地)	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)

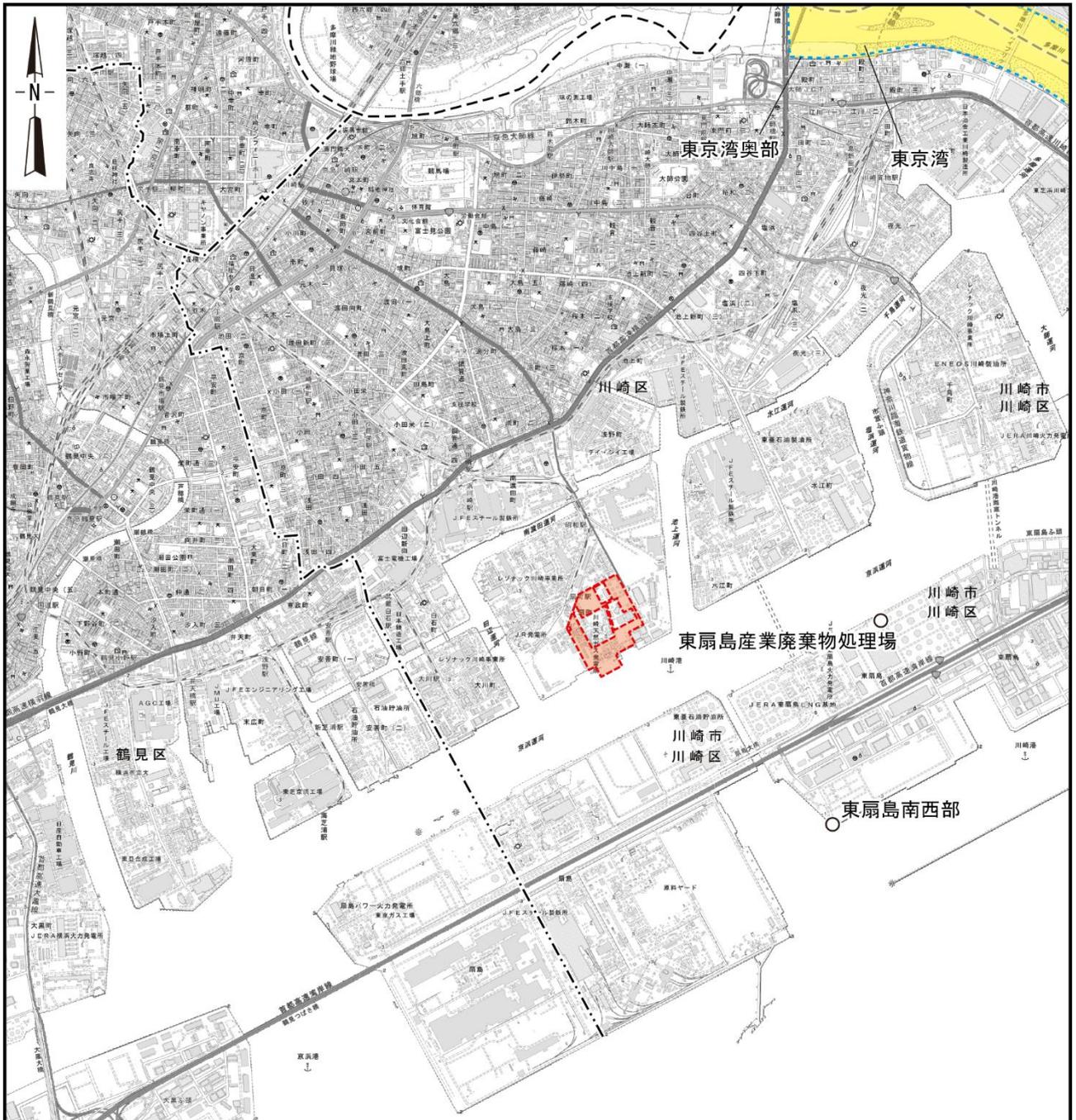
### 第 3.1-37 表 (2) 動物の注目すべき生息地の選定根拠 (陸域)

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
12	「神奈川県立自然公園条例」(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
13	「自然環境保全条例」(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
14	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
15	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)に記載されているもの	コアジサシ繁殖地	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)

### 第 3.1-38 表 確認された注目すべき生息地の概要

名称	選定根拠	概要
東京湾奥部	重要野鳥生息地 (IBA)	重要鳥類生息地 (IBA) として、おもに群れをつくる水鳥が生息する重要湿地として東京湾奥部が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲に含まれる範囲は「東京湾奥部」として指定されている範囲のうち、「多摩川河口」となる。
東京湾	生物多様性重要地域 (KBA)	対象事業実施区域及びその周囲に含まれる自治体は「東京湾」として指定されている範囲のうち、「東京都大田区、神奈川県川崎市川崎区」となる。
東扇島産業廃棄物処理場	海鳥コロニーデータベース	1990 年にコアジサシのコロニー (100 羽以下の規模) が確認されている。
東扇島南西部	東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖	2000 年に川崎区東扇島南西部の埠頭予定地で、成鳥、幼鳥合わせ最大約 2,200 羽、雛及び卵多数からなるコロニーが確認されている

「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「KBA」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)  
より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 重要野鳥生息地
- 生物多様性重要地域
- 海鳥の繁殖地

〔「環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス)」  
 (環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」  
 (川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年) より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-28 図 重要な種、注目すべき生息地の分布

### (3) 海域の動物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生息する動物の状況は、第 3.1-39 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における動物相の概要は、第 3.1-40 表のとおりである。

魚等の遊泳動物ではアカエイ、メバル、マハゼ等の 103 種以上、潮間帯及び底生生物では、ムラサキハナギンチャク、アカニシ、イッカククモガニ等の 322 種以上、動物プランクトンでは *Favella ehrenbergii*、*Oithona davisae*、カイアシ目のノープリウス幼生等 36 種以上、卵ではカタクチイワシ、ネズッコ科、メイタガレイ属等の 3 種以上、稚仔ではカタクチイワシ、ネズッコ科、ハゼ科等 9 種以上が確認されている。

第 3.1-39 表 文献その他の資料（動物：海域）

No.	文献名	魚等の遊泳動物	潮間帯及び底生生物	動物プランクトン	卵・稚仔
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 （国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）	○	○		
2	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）	○			
3	「水質年報 平成 20 年度、平成 30～令和 3 年度」（川崎市、平成 22 年、令和元、3～5 年）	○	○	○	○
4	「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）	○	○	○	○
5	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	○	○	
6	「川崎港の公園周辺の生きもの」（川崎市、平成 27 年）	○	○		
7	「横浜の川と海の生物 第 14 報 海域編、第 15 報 海域編」 （横浜市、平成 30 年、令和 4 年）	○	○		
8	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」 （川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年）	○	○	○	○
9	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」 （川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年）	○	○	○	○

第 3.1-40 表 動物相の概要（海域）

項 目		確認種
魚 等 の 遊泳動物		アカエイ、コノシロ、カタクチイワシ、マルタ、ボラ、メバル、ハオコゼ、アイナメ、スズキ、クロダイ、ウミタナゴ、イソギンポ、マハゼ、スジハゼ、ヌマチチブ、マコガレイ、アミメハギ、クサフグ、マダコ等  (103 種以上)
潮間帯動物 及び 底生生物		刺胞動物門（タテジマイソギンチャク、ムラサキハナギンチャク）、軟体動物門（アカニシ、レイシガイ、イボニシ、サルボウ、ムラサキイガイ、ミドリイガイ、マガキ、ホンビノスガイ、アサリ、クロヘリアメフラシ、フレリトゲアメフラシ）、環形動物門（オニスピオ、ミズヒキゴカイ、ゴカイ、エゾカサネカンザシ）、節足動物門（シロスジフジツボ、ホソヨコエビ、ユビナガホンヤドカリ、イッカククモガニ、イシガニ、ケフサイソガニ）、棘皮動物門（イトマキヒトデ、モミジガイ、サンショウウニ、マナマコ）、原索動物門（カタユウレイボヤ、エボヤ、シロボヤ）等  (322 種以上)
動物プランクトン		<i>Tintinnopsis</i> sp.、 <i>Favella ehrenbergii</i> 、マキガイ綱のヴェリジャー幼生、ニマイガイ綱の殻頂期幼生、ゴカイ綱のネクトキータ幼生、 <i>Evadne nordmanni</i> 、 <i>Paracalanus parvus</i> 、 <i>Oithona davisae</i> 、カイアシ目のノープリウス幼生、ヒトデ綱のビピンナリア幼生、 <i>Oikopleura dioica</i> 等  (36 種以上)
卵・稚仔	卵	カタクチイワシ、ネズツボ科、メイタガレイ属等 (3 種以上)
	稚 仔	カタクチイワシ、メバル属、イソギンポ、ネズツボ科、ハゼ科等 (9 種以上)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-39 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成 25 年）、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑〔I、II〕」（保育社、平成 4 年）、「日本近海産貝類図鑑 第 2 版」（東海大学出版会、平成 29 年）及び「BISMaL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

(4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域）

① 重要な種

対象事業実施区域の周辺海域において確認された種について、第 3.1-41 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-42 表及び第 3.1-43 表のとおりであり、確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 18 種、潮間帯動物及び底生生物 11 種である。

第 3.1-41 表(1) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等	
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
IV	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(環境省、平成 29 年)
V	「水産庁版海洋生物レッドリスト」(水産庁)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「海洋生物レッドリストの公表について」(水産庁、平成 29 年)
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)

第 3.1-41 表(2) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
VII	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	<p>県天：神奈川県指定天然記念物                      川天：川崎市指定天然記念物                      横天：横浜市指定天然記念物</p> <p>「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年）                      「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧）                      「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）</p>
VIII	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの	<p>EX：絶滅                      EW：野生絶滅                      CR+EN：絶滅危惧 I 類                      CR：絶滅危惧 I A 類                      EN：絶滅危惧 I B 類                      VU：絶滅危惧 II 類                      NT：準絶滅危惧                      減少：減少種                      希少：希少種                      要注意：要注意種                      注目：注目種                      DD：情報不足                      DA：情報不足 A                      DB：情報不足 B                      不明：不明種                      LP：絶滅のおそれのある地域個体群</p> <p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）</p>

第 3.1-42 表 文献その他の資料による動物の重要な種（魚等の遊泳動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠								
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
1	メジロザメ	ドチザメ	ホシザメ	-	-	-	NT	-	-	-	-	
2	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ	-	-	-	DD	-	-	-	-	
3	コイ	コイ	マルタ	-	-	-	-	-	-	-	VU	
4			ウグイ	-	-	-	-	-	-	-	NT	
5	ボラ	ボラ	メナダ	-	-	-	-	-	-	-	DD	
6	スズキ	タイ	キチヌ	-	-	-	-	-	-	-	DD	
7		ハゼ	アカハゼ	-	-	-	NT	-	-	-	-	
8			コモチジャコ	-	-	-	NT	-	-	-	-	
9			ヒモハゼ	-	-	NT	-	-	-	-	DD	
10			ウロハゼ	-	-	-	-	-	-	-	注目	
11			エドハゼ	-	-	VU	-	-	-	-	DD	
12			スミウキゴリ	-	-	-	-	-	-	-	NT	
13			ミミズハゼ	-	-	-	-	-	-	-	DD	
14			イソミミズハゼ	-	-	-	-	-	-	-	DD	
15			トビハゼ	-	-	NT	-	-	危急	-	EN	
16			マサゴハゼ	-	-	VU	-	-	-	-	DD	
17			クロユリハゼ	サツキハゼ	-	-	-	-	-	-	DD	
18			コウイカ	コウイカ	シリヤケイカ	-	-	-	-	-	減少	-
合計			6目	8科	18種	0種	0種	4種	4種	0種	2種	0種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-41 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「-」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成 25 年）を参考にした。

第 3.1-43 表 文献その他の資料による動物の重要な種（潮間帯動物及び底生生物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ハナギンチャク	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク	-	-	-	-	-	減少	-	-
2	ニナ	ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ	-	-	NT	-	-	-	-	-
3	バイ	アッキガイ	アカニシ	-	-	-	-	-	減少	-	-
4	フネガイ	フネガイ	アカガイ	-	-	-	-	-	減少	-	-
5	ウグイスガイ	ハボウキガイ	タイラギ	-	-	NT	-	-	減少	-	-
6	マルスダレガイ	ニッコウガイ	サクラガイ	-	-	NT	-	-	-	-	-
7		シオサザナミ	マスオガイ	-	-	NT	-	-	-	-	-
8		カワホトトギス	マゴコロガイ	-	-	NT	-	-	-	-	-
9		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	-	-	NT	-	-	-	-	-
10	オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ	-	-	NT	-	-	-	-	-
11	エビ	イワガニ	モクズガニ	-	-	-	-	-	減傾	-	-
合計	8目	11科	11種	0種	0種	7種	0種	0種	5種	0種	0種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第 3.1-41 表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「-」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑 [I・II]」（保育社、平成 4 年）、「日本近海産貝類図鑑 第 2 版」（東海大学出版会、平成 29 年）及び「BISMaL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

## ② 注目すべき生息地（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における、動物の注目すべき生息地（海域）は、第 3.1-44 表の選定根拠に基づき選定した。

調査結果は、第 3.1-45 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。

### 第 3.1-44 表 動物の注目すべき生息地の選定根拠（海域）

	選定根拠	選定基準	参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
II	「自然公園法」により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）
III	生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い海域	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
IV	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
V	「神奈川県立自然公園条例」により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

### 第 3.1-45 表 動物の注目すべき生息地の概要（海域）

名称	選定根拠	概要
東京湾奥部	III	東京湾はかつては広大な河口及び干潟が広がっていたが、現在では数カ所を残すのみとなっており、当該海域はそれらのわずかに残された干潟や河口生態系を含む。 対象事業実施区域の周囲に位置する多摩川河口は、東京湾でまとまった規模の塩性湿地を含む河口干潟が残されている唯一の水域であり、56 種のベントスが確認されるなど、さまざまな生物相が確認されている（56 種のうち 16 種が希少種・絶滅危惧種）。 同河口域は、東京湾内のいわゆる「干潟ネットワーク」の重要な生息環境の一つとなっている可能性もある。

〔「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

## ③ 干潟・藻場・さんご礁

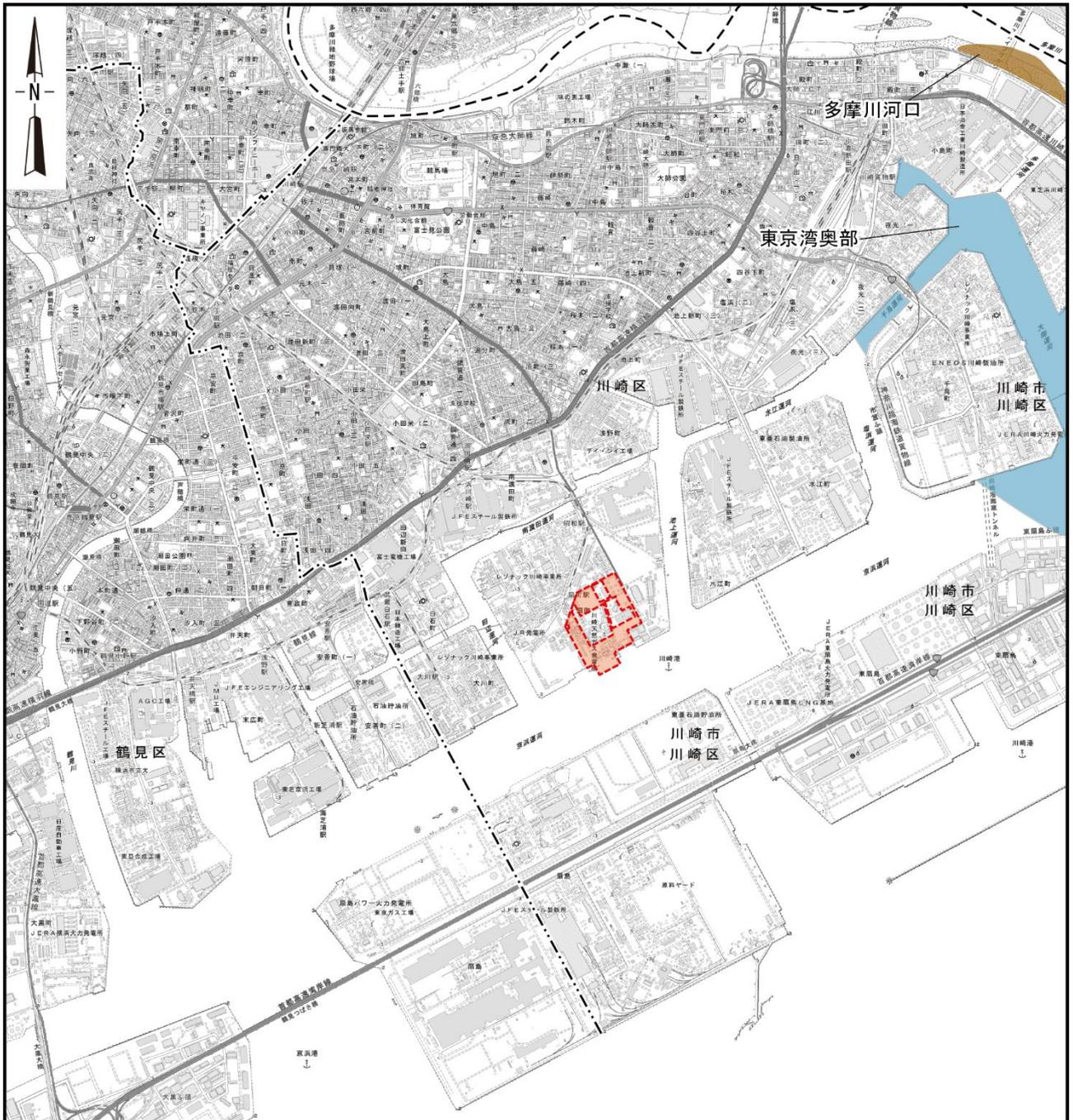
対象事業実施区域の周辺海域における干潟の状況は第 3.1-46 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、多摩川河口干潟が確認されている。

藻場及びさんご礁は確認されていない。

### 第 3.1-46 表 干潟の概要

名称	タイプ	底質区分	概要
多摩川河口	河口	砂泥	多摩川河口干潟は 15ha の河口干潟である。底質は砂泥質であり、釣りに利用されている。

「第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査） 第 1 巻 干潟」（環境庁・財団法人 海中公園センター、平成 6 年）  
「自然環境保全基礎調査 干潟調査（第 5 回）」  
（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧）より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域
- 干潟

〔「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「自然環境保全基礎調査 干潟調査（第 5 回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-29 図 注目すべき生息地の分布（海域）

## 2. 植物の生育の状況

### (1) 植物相及び植生の概要（陸域）

#### ① 植物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生育する植物相の状況は、第 3.1-47 表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を用いて整理した。

文献その他の資料により、生育が確認された植物相の概要は、第 3.1-48 表のとおりであり、シダ植物 61 種、裸子植物 3 種、被子植物の真正双子葉類 501 種、単子葉類 227 種、その他 16 種の合計 808 種が確認されている。

第 3.1-47 表 文献その他の資料（植物相：陸域）

No.	文献名
1	「神奈川県植物誌 2018」 (神奈川県植物誌調査会、平成 30 年)
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
3	「川崎市の種子植物相（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)
4	「川崎市におけるシダ植物の分布状況と希少度ランク（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)

第 3.1-48 表 植物相の概要（陸域：文献その他の資料）

分類		確認種	科数	種数
シダ植物		スギナ、カニクサ、イノモトソウ、イヌワラビ、ヒメイタチシダ、イノデ、ノキシノブ等	15	61
種子植物	裸子植物	イチヨウ、クロマツ、イヌガヤ	3	3
	被子植物	クサノオウ、アオツツラフジ、タガラシ、コモチマンネングサ、ヤブマメ、シロツメクサ、ヤマグワ、ノイバラ、スダジイ、アカメガシワ、メマツヨイグサ、ハマダイコン、シロザ、ヤブツバキ、トウネズミモチ、ヨモギ、ウラジロチチコグサ、ノチドメ等	83	501
	単子葉類	ショウブ、エビモ、ヤマユリ、キンラン、ネジバナ、ノビル、ジャノヒゲ、クサイ、イセウキヤガラ、カラスムギ、ハマエノコロ等	20	227
	その他	フサジュンサイ、シキミ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、ホオノキ、ニッケイ、タブノキ等	7	16
合計			128	808

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-47 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

## ② 植生の概要（陸域）

### a. 植生

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生の概要は、第 3.1-49 表及び第 3.1-30 図のとおりである。

対象事業実施区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。多摩川の河川敷は、ヨシクラスや塩沼地植生等の植生自然度の高い植生が見られる。

第 3.1-49 表 現存植生の概要

植生区分	大区分	図中 番号	群落名	植生 自然度
ヤブツバキクラス域 代償植生	二次草原	1	アズマネザサーススキ群集	5
		2	チガヤーススキ群落	5
河辺・湿原・沼沢地・ 砂丘植生	湿原・河川・池沼植生	3	ヨシクラス	10
		4	オギ群集	10
	塩沼地植生	5	塩沼地植生	10
植林地・耕作地植生	植林地	6	その他植林	6
	牧草地・ゴルフ場・芝地	7	ゴルフ場・芝地	4
	耕作地	8	路傍・空地雑草群落	4
その他	市街地等	9	市街地	1
		10	緑の多い住宅地	2
		11	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		12	工場地帯	1
		13	造成地	1
		14	開放水域	—
		15	自然裸地	—
		16	残存・植栽樹群地	3

「自然環境保全基礎調査 植生調査（第 6 回～第 7 回）」

（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧）

「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号） より作成



凡例

〔「自然環境保全基礎調査 植生調査（第6回～第7回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）より作成〕

- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
|  対象事業実施区域  |  アズマネザサーススキ群集      |  ゴルフ場・芝地 |  工場地帯     |
|  チガヤーススキ群集 |  路傍・空地雑草群落         |  市街地   |  造成地      |
|  ヨシクラス     |  緑の多い住宅地           |  開放水域  |  自然裸地     |
|  オギ群集      |  残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |  自然裸地  |  残存・植栽樹群地 |
|  塩沼地植生     |   |   |  |
|  その他植林     |   |   |  |



第 3.1-30 図 現存植生

## b. 植生自然度

第 3.1-50 表に示す植生自然度区分により整理した、対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は、第 3.1-49 表及び第 3.1-31 図のとおりである。

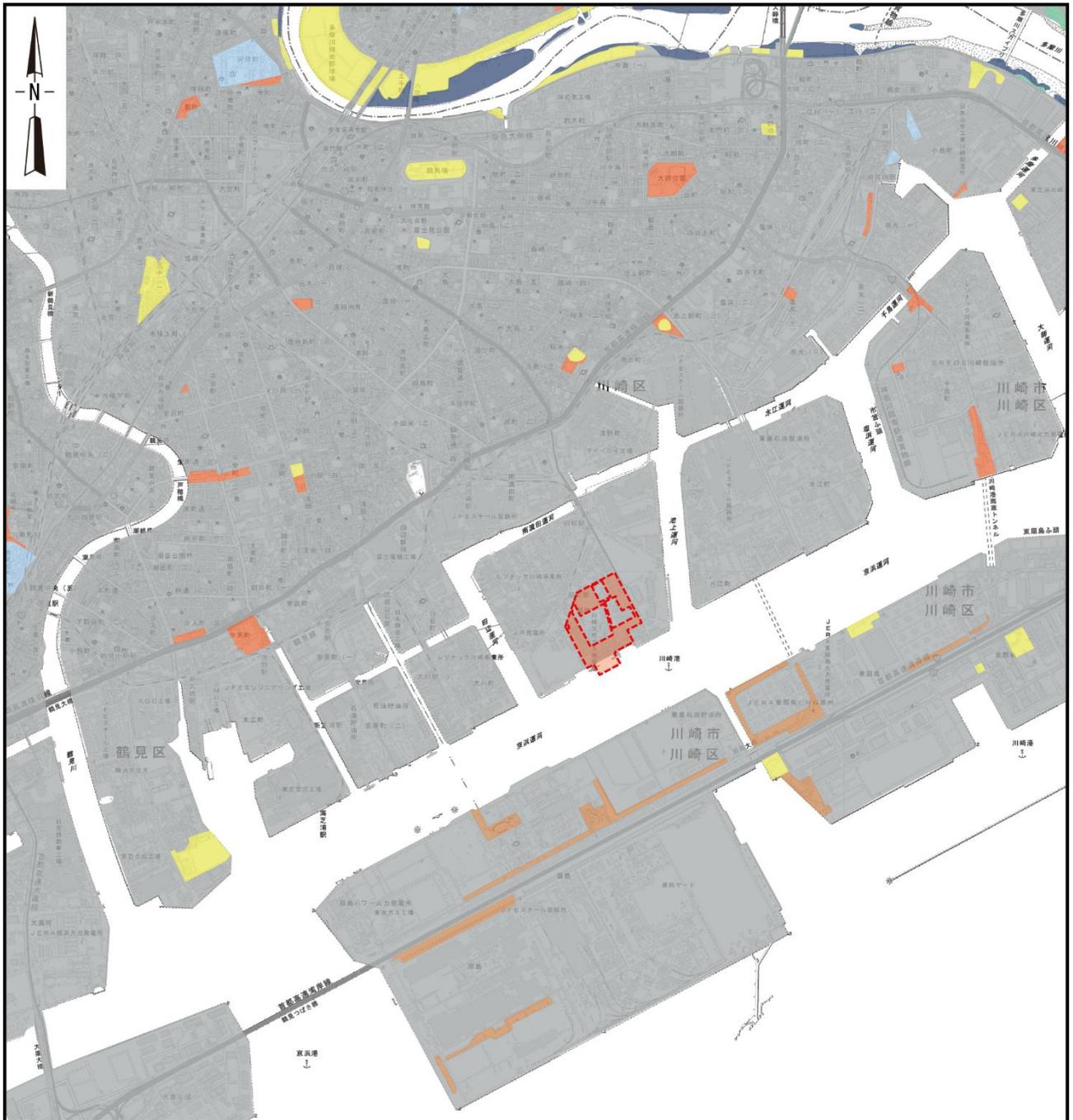
対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は大部分が 1 であり、その中に植生自然度 3～6 が散在している。多摩川の河川敷では植生自然度 10 がみられる。

### 第 3.1-50 表 植生自然度区分（凡例）

植生自然度	区分内容	区分基準	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	河辺の植生は自然性の高い草原のみを植生自然度 10 とする。
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	自然低木林は植生自然度 9 とする。
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カン二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く構成種が豊富な地区は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 8 とする。
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	—
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	—
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	都市河川のツルヨシ群集やオギ群集、耕作放棄地のセイタカヨシ群落等の人工的に造成された立地の群落は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 5 にする。
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	—
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	—
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	—
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	—

注：植生区分で開放水域に該当する箇所は除く。

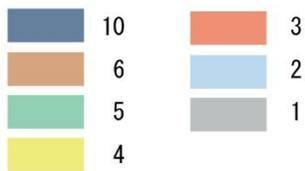
〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号）より作成〕



凡例

  対象事業実施区域

植生自然度



〔「自然環境保全基礎調査 植生調査（第6回～第7回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）より作成〕



第 3.1-31 図 植生自然度

(2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域）

① 重要な種

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-51 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-52 表のとおりであり、23 種が確認されている。

第 3.1-51 表 重要な種（植物種）の選定根拠

選定根拠		参考文献等	
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」 (文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」 (平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドデータブック」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物維管束植物」(環境省、令和 7 年)
IV	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
V	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」(神奈川県、令和 4 年)

第 3.1-52 表 確認された重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	ウラボシ	オシダ	イヌイワイタチシダ	—	—	—	—	NT
2	クサスギカズラ	ラン	キンラン	—	—	NT	—	NT
3			クゲヌマラン	—	—	VU	—	—
4	イネ	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	—	—	—	—	VU
5		カヤツリグサ	イセウキヤガラ	—	—	—	—	EN
6			ジョウロウスゲ	—	—	VU	—	EN
7			ヤガミスゲ	—	—	—	—	VU
8			ヒメモエギスゲ	—	—	—	—	EN
9			シオクグ	—	—	—	—	NT
10			カンエンガヤツリ	—	—	VU	—	EN
11		イネ	アイアシ	—	—	—	—	VU
12		マツモ	マツモ	マツモ（広義）	—	—	—	—
13	マメ	マメ	レンリソウ	—	—	—	—	EN
14	アオイ	アオイ	ハマボウ	—	—	—	—	EN
15	ナデシコ	タデ	アキノミチヤナギ	—	—	—	—	VU
16			コギシギシ	—	—	NT	—	—
17		ナデシコ	ウシオツメクサ	—	—	—	—	CR
18		ヒユ	ホソバハマアカザ	—	—	—	—	VU
19	シソ	オオバコ	トウオオバコ	—	—	—	—	VU
20			カワヂシャ	—	—	NT	—	—
21		シソ	カリガネソウ	—	—	—	—	VU
22		タヌキモ	タヌキモ	—	—	NT	—	EN
23	キク	キク	ウラギク	—	—	NT	—	EN
合計	9 目	15 科	23 種	0 種	0 種	8 種	0 種	20 種

注：1. 選定根拠は、第 3.1-51 表のとおりである。

2. 種の配列及び種名は、「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

## ② 重要な群落（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における重要な群落は、第 3.1-53 表の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

選定結果は第 3.1-54 表及び第 3.1-32 図のとおりであり、特定植物群落が 2 件指定されている。

### 第 3.1-53 表 重要な群落の選定基準（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
2	「自然環境保全法」により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
3	環境省の自然環境保全基礎調査に取り上げられているもの	特定植物群落 A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第 2 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」（環境庁、昭和 57 年）、 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 全国版」（環境庁、昭和 63 年）、 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）
4	植物群落レッドデータ・ブックに取り上げられているもの	1：要注意 2：破壊の危惧 3：対策必要 4：緊急に対策必要	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成 8 年）
5	「自然環境保全条例」（により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
6	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

第 3.1-54 表 重要な群落の概要

名 称	選定根拠	選定基準	相観区分	立地区分	面 積 (ha)
多摩川口の塩生植物群落	3	D	海浜植生	河口	0.20
多摩川河口の塩生植物群落	4	3	—	—	—
六郷低水敷の汽水帯植物群落	3	D	海浜植生	—	36.4
	4	3	—	—	—

注：選定根拠は、第 3.1-53 表のとおりである。

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2、3、5 回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成 8 年） より作成〕

③ 巨樹・巨木林

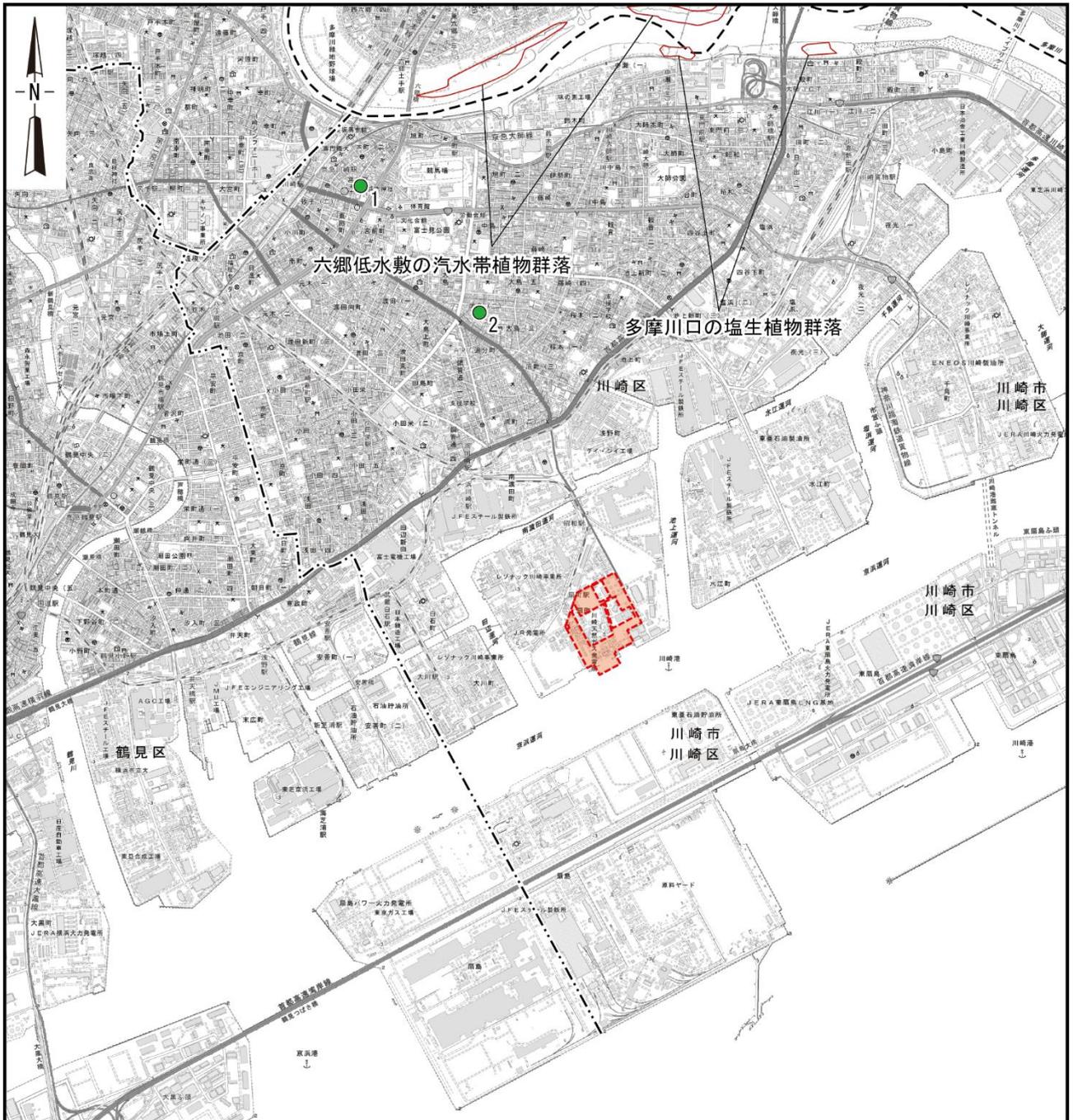
対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、第 3.1-55 表及び第 3.1-32 図のとおりであり、2 件の巨樹・巨木林が確認されている。

第 3.1-55 表 巨樹・巨木林の概要

図中番号	樹 種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	500	10
2	イチョウ	300	13

注：図中番号は、第 3.1-32 図に対応している。

〔「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 6 回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧） より作成〕



凡例

- 対象事業実施区域
- 特定植物群落
- 巨樹

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2,3,5回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）  
 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第6回）」  
 （生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）より作成〕

注：出典「植物群落レッド・データブック」掲載の群落については、  
 位置の詳細が不明であるため、図示していない。

0 0.5 1 1.5 2 km



第 3.1-32 図 重要な群落（陸域）及び巨樹・巨木林

### (3) 海域の植物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生育する植物の状況は、第 3.1-56 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における植物相の概要は、第 3.1-57 表のとおりである。

海藻草類ではアナアオサ、ワカメ、ベニスナゴ等の 15 種以上、植物プランクトンでは *Prorocentrum dentatum*、*Skeletonema costatum*\*、*Thalassiosira* 属等の 80 種以上が確認されている。

第 3.1-56 表 文献その他の資料（植物：海域）

No.	文献名	海藻草類	植物プランクトン
1	「水質年報 平成 20 年度、平成 22 年度、平成 30～令和 3 年度」（川崎市、平成 22 年、平成 23 年、令和元、3～5 年）	○	○
2	「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）	○	○
3	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	
4	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年）	○	○
5	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年）	○	○

第 3.1-57 表 植物相の概要（海域）

項目	確認種
海藻草類	アナアオサ、ハネモ属、ワカメ、ススカケベニ、ベニスナゴ、ムカデノリ属、イトグサ属、珪藻綱、藍藻綱等 (15 種以上)
植物プランクトン	ユレモ科、 <i>Prorocentrum dentatum</i> 、 <i>Gymnodinium</i> 属、 <i>Noctiluca scintillans</i> 、ペリディニウム目、 <i>Distephanus speculum</i> 、 <i>Skeletonema costatum</i> *、 <i>Thalassiosira</i> 属、 <i>Chaetoceros debile</i> 、 <i>Nitzschia</i> 属、 <i>Heterosigma akashiwo</i> 、EUGLENOPHYCEAE 等 (80 種以上)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-56 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「新日本海藻目録」（内田老鶴圃、平成 9 年）、「BISMaL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

4. \**Skeletonema costatum* は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになったが、ここでは出典の記述に従った。

#### (4) 重要な種の概要（海域）

##### ① 重要な種

文献その他の資料調査において確認された種について、第 3.1-58 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域の周辺海域において、海域に生育する植物の重要な種は確認されていない。

第 3.1-58 表 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等	
I	「文化財保護法」により指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」 (文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」 (平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドデータブック」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物維管束植物」(環境省、令和 7 年) 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物藻類」(環境省、令和 7 年)
IV	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)
V	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
VI	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」(神奈川県、令和 4 年)

##### ② 藻場

「第 4 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁、平成 7 年)、「自然環境調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センターHP、令和 7 年 7 月閲覧)によると対象事業実施区域の周辺海域において、藻場は確認されなかった。

### 3. 生態系の状況

#### (1) 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

##### ① 地形

対象事業実施区域は海岸沿いの埋立地であり、また、周囲は多摩川沿い付近に形成された三角州性の低地等であり、地形の変化はなく平坦である。多摩川河口部は全て埋立地となっており、自然海岸は残されていない。（「3.1.4 地形及び地質の状況 1. 地形の状況」第 3.1-23 図 地形分類）

##### ② 土地利用

対象事業実施区域近傍の埋立地はほとんどが工業用地となっており、また、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線より内陸側は、ほとんどが住宅や商業施設である。（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-1 図 土地利用の状況）

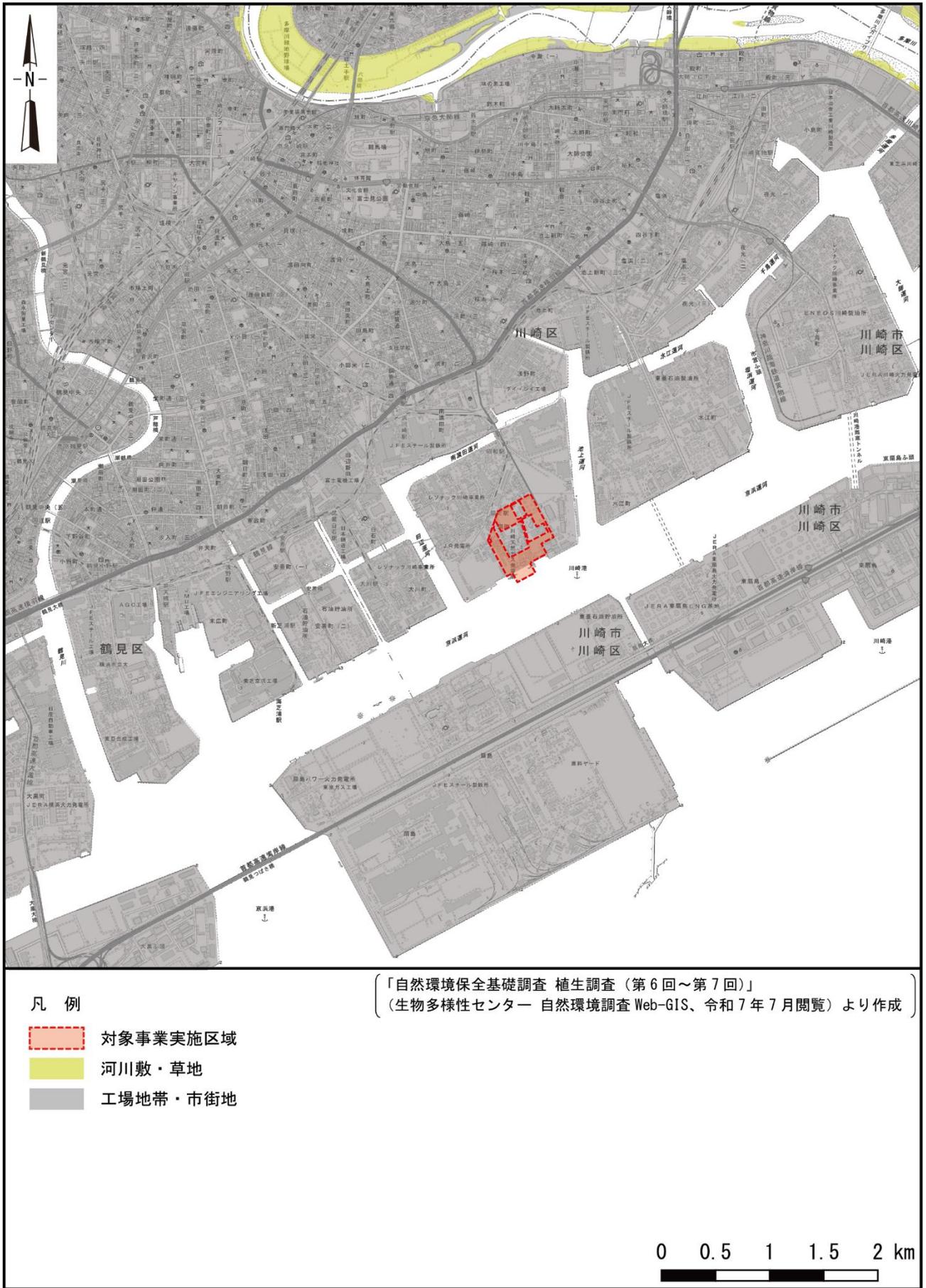
##### ③ 現存植生

土地利用と同様に、対象事業実施区域の周囲は、工場地帯・市街地が大部分となっており、自然植生はほとんど認められない。一部、多摩川沿いにヨシクラス、路傍・空地雑草群落といった河川敷に見られる植生が分布しているのみである。（「2. 植物の生育の状況 (1) 植物相及び植生の概要（陸域）② 植生の概要（陸域）a. 植生」第 3.1-30 図 現存植生）

これらの情報に基づいた、対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分は第 3.1-59 表及び第 3.1-33 図のとおりで、対象事業実施区域近傍（約 1km）の範囲は、全て工場地帯・市街地である。

第 3.1-59 表 環境類型区分の概要

環境類型区分	地形区分	土地利用	現存植生
河川敷・草地	自然堤防・砂州、河川敷、三角州性低地	河川敷	アズマネザサーススキ群集、チガヤーススキ群集、ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落
工場地帯・市街地	三角州性低地、自然堤防・砂州、埋立地	市街地、工場等	その他植林、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、残存・植栽樹群他



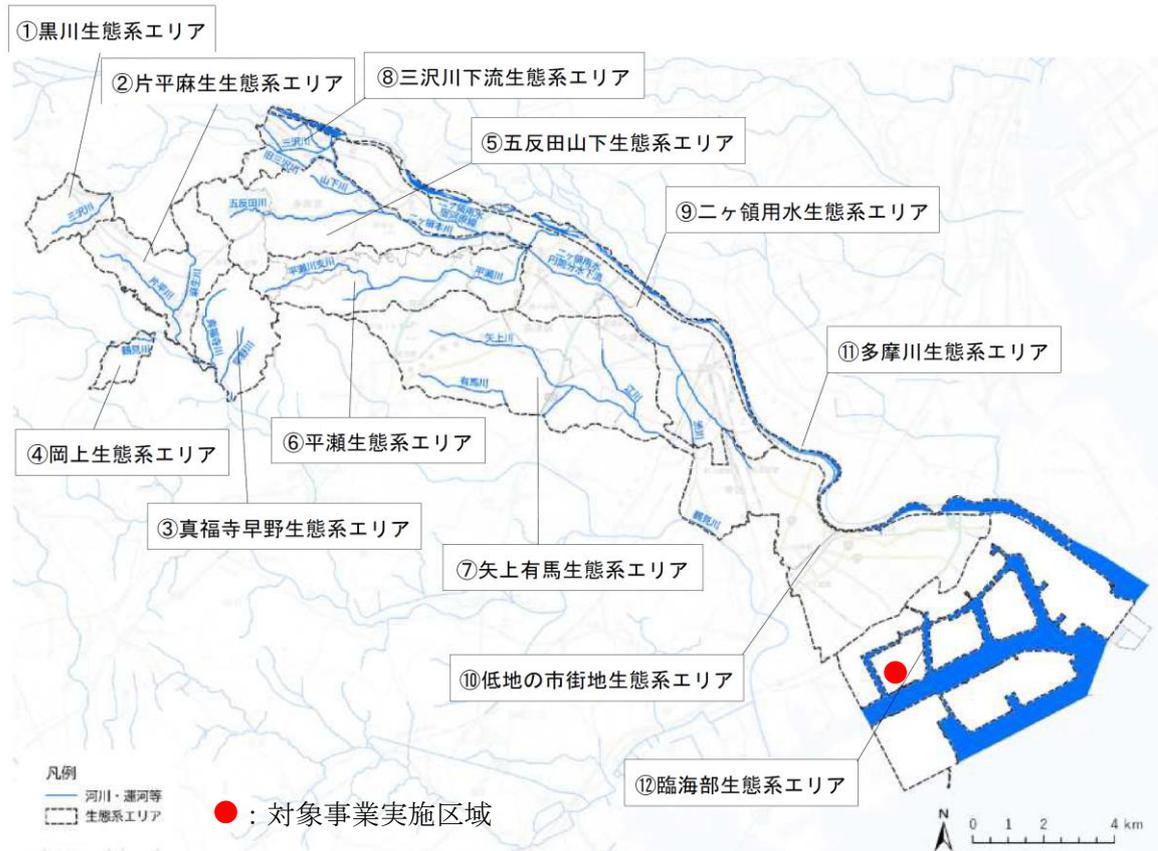
第 3.1-33 図 環境類型区分

## (2) 対象事業実施区域及びその周囲の生態系の概要

対象事業実施区域が位置する川崎市では、市内河川の流域に着目し、地域特性等を踏まえて12のエリアを設定している。各生態系エリアは第3.1-34図のとおりであり、対象事業実施区域は「臨海部生態系エリア」と位置付けられている。

「臨海部生態系エリア」の概況は、以下のとおりである。

- ・ 自然的環境の分布は少ないが、海域に面しており、事業所の緑地等が存在している。
- ・ 事業所による緑化活動が活発である。



〔「生物多様性かわさき戦略」（川崎市環境局、令和4年）より作成〕

### 第3.1-34図 川崎市の生態系エリアの設定状況

川崎市では、平成28年度に生物多様性の指標の一つとして、現状（平成25～27年度）と将来（平成30～31年度）の調査時に増減を比較し、生物多様性の状況把握を行うための参照種を設定している。臨海部生態系エリアの参照種は、第3.1-60表のとおりである。

第 3.1-60 表 臨海部の生態系エリア参照種

種 群	種名 (類似種、備考)
植 物	イタドリ、ハマダイコン、トベラ、カジイチゴ (モミジイチゴ)、ノブドウ、ガガイモ、チガヤ
哺乳類	ヒナコウモリ科の一種 (アブラコウモリ、ヒナコウモリ)
鳥 類	ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、カワウ、コチドリ (イカルチドリ)、シロチドリ (イカルチドリ)、イソシギ (ハマシギ)、ユリカモメ、ウミネコ (セグロカモメ)、コアジサシ、ミサゴ、モズ、オナガ、シジュウカラ (ヒガラ)、メジロ、イソヒヨドリ、ハクセキレイ
爬虫類	ニホンヤモリ
昆虫類	シオカラトンボ (オオシオカラトンボ)、ハラビロカマキリ、エンマコオロギ、マダラスズ、ショウリョウバッタ (オンブバッタ、ショウリョウバッタモドキ)、クマゼミ、アブラゼミ、ツクツクボウシ (ヒグラシ)、アオドウガネ (ドウガネブイブイ、ヤマトアオドウガネ)、シロテンハナムグリ (シラホシハナムグリ)、アオスジアゲハ、ナミアゲハ (キアゲハ)、ベニシジミ、ツマグロヒョウモン
底生生物	シオフキガイ (アサリ、ホンビノスガイ)、マテガイ (オオマテガイ)、ゴカイ科 (イソゴカイ、 <i>Hediste</i> 属)、フナムシ (キタフナムシ)、テナガエビ、マメコブシガニ、コメツキガニ (チゴガニ)、ケフサイソガニ (タカノケフサイソガニ)

「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～  
平成 28 年度取組状況報告書」(川崎市環境局、平成 30 年) より作成

### (3) 対象事業実施区域及びその近傍の生態系

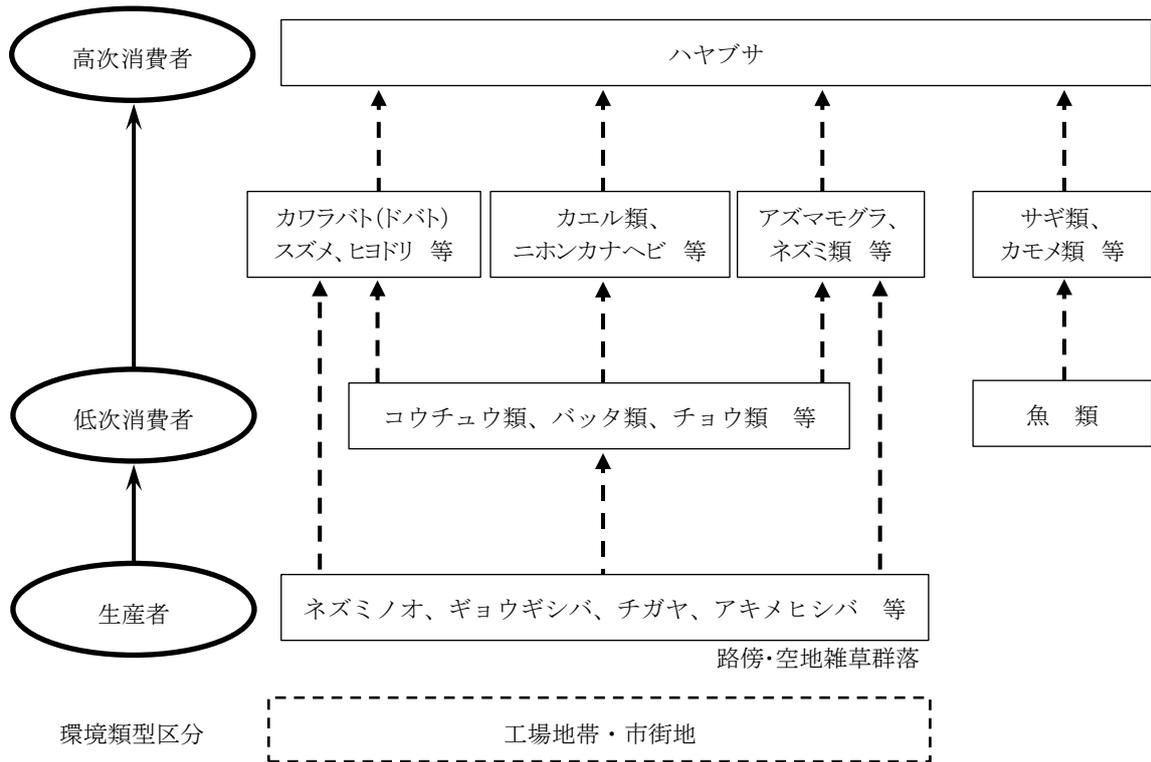
対象事業実施区域及びその近傍が該当する「工場地帯・市街地」について、一般的な生物の生息・生育基盤の種類、特性を考慮し、代表的な動植物の栄養段階に応じて主な出現種を第 3.1-61 表のとおり整理した。

対象事業実施区域及びその近傍における代表的な植生は路傍・空地雑草群落で、低次消費者としては植物食のコウチュウ類、バッタ類、チョウ類の昆虫類、その上位に昆虫類を食するニホンカナヘビ等の爬虫類、雑食性のネズミ類等の小型哺乳類、同様に雑食性のカワラバト (ドバト)、スズメ等の鳥類が生息している。水域では、魚類を餌とするサギ類、カモメ類が生息している。これらの生物の最も上位に猛禽類のハヤブサが生息している。

上記の生態系を表した食物連鎖モードは、第 3.1-35 図のとおりであり、ハヤブサを頂点とする限られた構成種からなる生態系と考えられる。

第 3.1-61 表 栄養段階ごとの主な出現種

環境類型区分		工場地帯・造成地
栄養段階		
消費者	↑ 高次	ハヤブサ
		ニホンカナヘビ、ネズミ類、サギ類、カモメ類 等
		カワラバト (ドバト)、スズメ、魚類 等
	低次	コウチュウ類、バッタ類、チョウ類 等
生産者		ネズミノオ、ギョウギシバ、チガヤ、アキメヒシバ 等



第 3.1-35 図 食物連鎖模式

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

対象事業実施区域の周辺地域における自然景観資源及び主要な眺望点の状況は第 3.1-62 表、第 3.1-63 表及び第 3.1-36 図のとおりである。

地形、地質、自然現象に係る自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

また、一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン、横浜マリンタワー等がある。川崎市内の主要な眺望点である、ちどり公園、川崎マリエン等は「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）において景観資源に該当している。

なお、対象事業実施区域の前面海域の京浜運河では、工場夜景観賞のための観光船が運航されている。

第 3.1-62 表 自然景観資源の状況

名 称	概 要
下末吉台地	海成段丘
本牧台地	海食崖

「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成

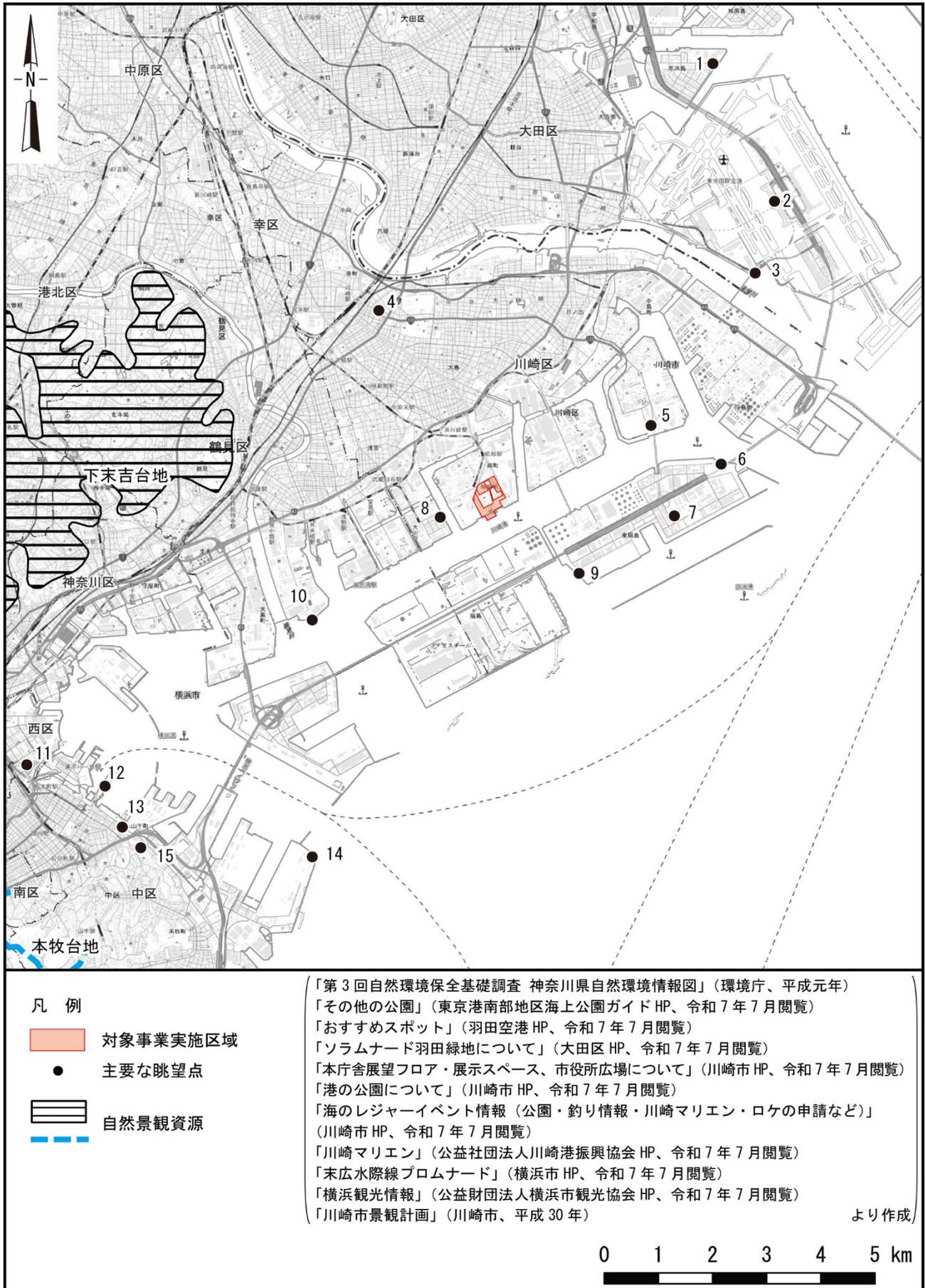
第 3.1-63 表 主要な眺望点の状況

図中 番号	名 称	概 要
1	京浜島つばさ公園	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	360度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	ソラムナード羽田緑地	羽田空港と多摩川に隣接する「羽田空港跡地第2ゾーン」にある全長2.0kmの緑地。羽田空港を離発着する飛行機、東京湾方面から昇る日の出、多摩川上流方面に沈む夕日、多摩川対岸にある川崎市の工場街の夜景などを望むことができる。
4	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	本庁舎25階にある展望ロビーは東側と西側にそれぞれあり、北（東京方面）を中心に、東（臨海部・羽田方面）、西（武蔵小杉方面）の景色を一望できる。スカイデッキからは東（臨海部・羽田方面）、南（横浜方面）、西（武蔵小杉方面）が一望できる。
5	ちどり公園	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台（高さ7m）や樹木に囲まれた芝生広場がある。川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
6	東扇島東公園	平成20年にオープンした人工海浜を有する公園。広大な園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めながら、ゆったりとした時間を過ごせる。川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
7	川崎マリエン	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。川崎市の景観資源（文化的施設）である。
8	大川町緑地	運河に沿った緑溢れる公園。
9	東扇島西公園	約4.5万m <sup>2</sup> の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のボートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
10	末広水際線プロムナード	幅員15m、延長680mの緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
11	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	69階の展望フロアから、眼下に360度のパノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワーやスカイツリー、新宿新都心、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。また夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい21の夜景と、クルーズ船や港内観光船などが行きかう港ならではの夜景などがみられる。
12	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	長さ約430mの屋上には送迎デッキを擁する広場が24時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
13	横浜マリンタワー	横浜開港100周年の記念事業として、昭和36年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ106m、2層の展望フロア、360度のパノラマを望むことができる。
14	横浜港シンボルタワー	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
15	港の見える丘公園	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注：図中番号は、第3.1-36図に対応している。

「その他の公園」（東京港南部地区海上公園ガイドHP、令和7年7月閲覧）  
「おすすめスポット」（羽田空港HP、令和7年7月閲覧）  
「ソラムナード羽田緑地について」（大田区HP、令和7年7月閲覧）  
「本庁舎展望フロア・展示スペース、市役所広場について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）  
「港の公園について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）  
「海のレジャーイベント情報（公園・釣り情報・川崎マリエン・ロケの申請など）」  
（川崎市HP、令和7年7月閲覧）  
「川崎マリエン」（公益社団法人川崎港振興協会HP、令和7年7月閲覧）  
「末広水際線プロムナード」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）  
「横浜観光情報」（公益財団法人横浜市観光協会HP、令和7年7月閲覧）  
「川崎市景観計画」（川崎市、平成30年）

より作成



第 3.1-36 図 自然景観資源と主要な眺望点

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、アクセスルートや利便性の変化を考慮して、情報を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第3.1-64表及び第3.1-37図のとおりである。

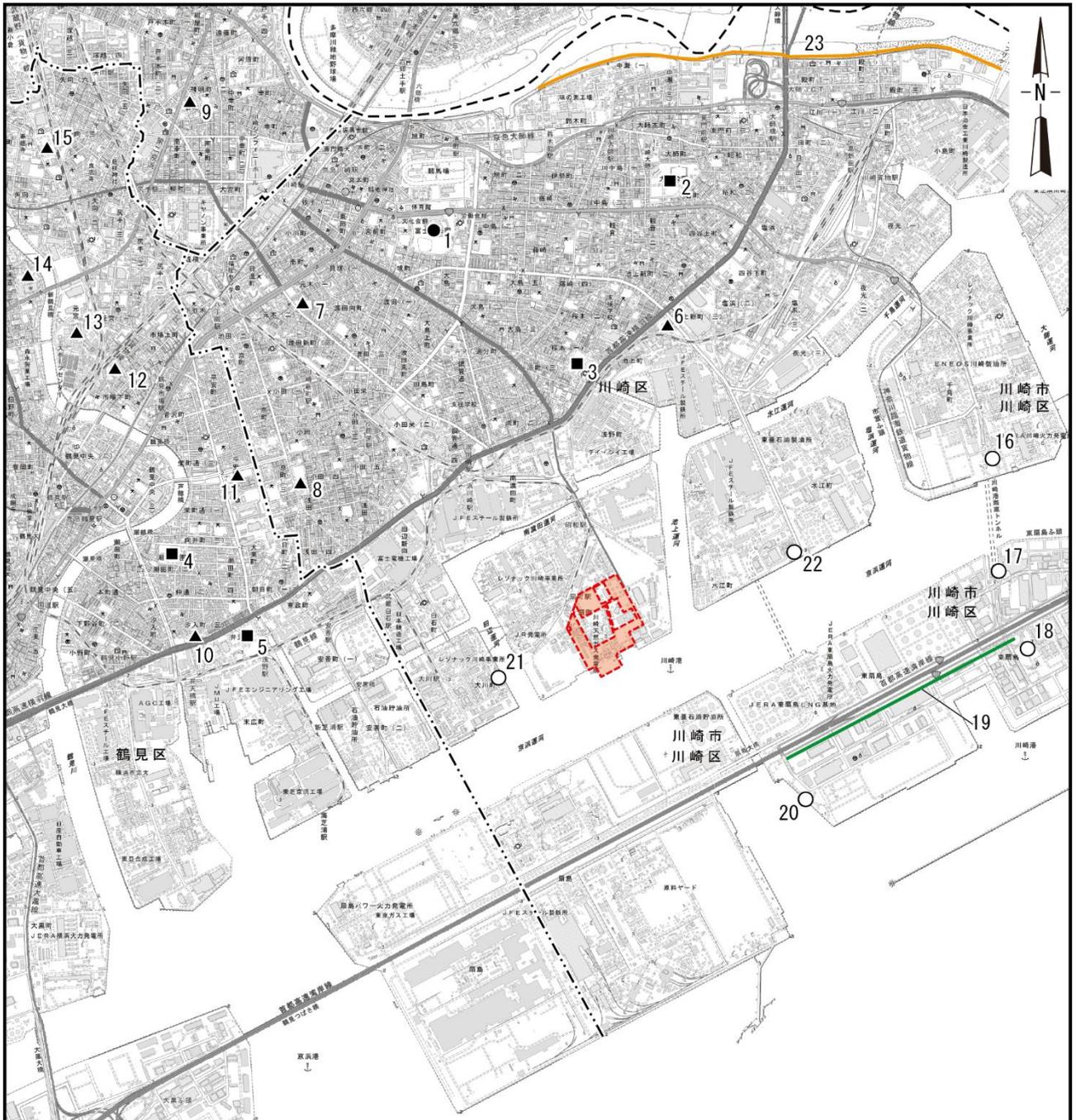
対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

第3.1-64表 人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	区分	名称
1	総合公園	富士見公園
2	地区公園	大師公園
3	地区公園	桜川公園
4	地区公園	潮田公園
5	地区公園	入船公園
6	近隣公園	池上新田公園
7	近隣公園	渡田新町公園
8	近隣公園	小田公園
9	近隣公園	南河原公園
10	近隣公園	汐入公園
11	近隣公園	平安公園
12	近隣公園	市場旧東海道公園
13	近隣公園	元宮さわやか公園
14	近隣公園	下末吉公園
15	近隣公園	新鶴見公園
16	臨海公園	ちどり公園
17	臨海公園	東扇島北公園
18	臨海公園	東扇島中公園
19	臨海公園	東扇島緑道
20	臨海公園	東扇島西公園
21	臨海公園	大川町緑地
22	臨海公園	水江町公園
23	サイクリングコース	かわさき多摩川ふれあいロード

注：図中番号は、第3.1-37図に対応している。

〔「川崎の公園」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）  
「公園 横浜市の都市公園 データ集」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧）  
「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）  
「港の公園について」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧） 〕より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 総合公園
- 地区公園
- ▲ 近隣公園
- 臨海公園
- かわさき多摩川ふれあいロード

「川崎の公園」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「公園 横浜市の都市公園 データ集」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「港の公園について」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-37 図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

#### 1. 放射線の量

対象事業実施区域及びその周囲における一般環境中の空間放射線量の測定地点（モニタリングポスト）としては、神奈川県が設置している千鳥局及び大島局等4地点がある。

令和元～5年度における空間放射線量の測定結果は第3.1-65表、測定地点の位置は第3.1-38図のとおりである。

令和5年度における空間放射線量は0.02104～0.03392  $\mu$ Sv/hとなっており、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23  $\mu$ Sv/hを下回っている。

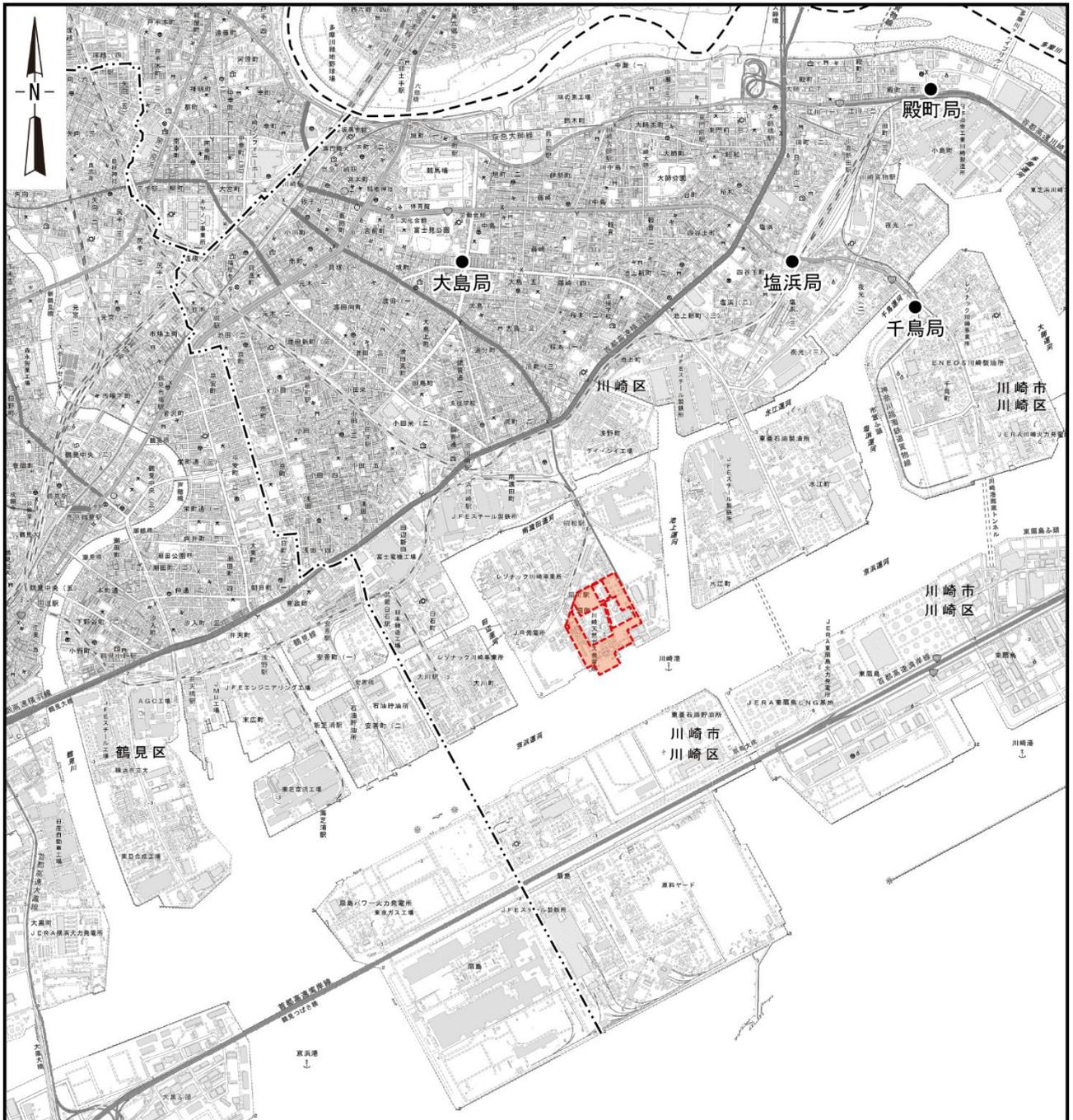
第3.1-65表 空間放射線量の経年変化

(単位： $\mu$ Sv/h)

モニタリングポスト	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千鳥局	年間平均値	0.02200	0.02176	0.02128	0.02120	0.02104
殿町局		0.02368	0.02344	0.02344	0.02344	0.02248
塩浜局		0.03352	0.03256	0.03368	0.03416	0.03392
大島局		0.03040	0.03008	0.03000	0.03024	0.03008

注：出典元での単位は「nGy/h」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23  $\mu$ Sv/hと比較することから「 $\mu$ Sv/h」に換算（1Gy/h=0.8Sv/h：原子力安全委員会（現：原子力規制委員会）策定の「環境放射線モニタリング指針（平成20年3月（平成22年一部改訂）」）から引用）した。

〔「環境放射線モニタリングシステム」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



〔「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)より作成〕

凡 例

- 対象事業実施区域
- モニタリングポスト

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-38 図 環境放射線量測定地点位置

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年の人口及び世帯数の状況は第3.2-1表、令和2～6年の人口の推移は第3.2-2表のとおりである。

川崎市の人口は増加傾向であり、川崎区の人口はほぼ横ばいで推移している。

第3.2-1表 人口及び世帯数の状況（令和6年）

地 域	世帯数	人口（人）		
		総 数	男	女
川崎市	784,086	1,551,788	780,891	770,897
川崎区	128,075	231,748	124,925	106,823
幸 区	83,918	173,848	87,912	85,936
横浜市	1,817,762	3,771,063	1,858,735	1,912,328
鶴見区	150,806	297,180	153,334	143,846

注：令和6年10月1日時点の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）  
「人口・世帯」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧） より作成〕

第3.2-2表 人口の推移（令和2年～令和6年）

（単位：人）

地 域	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
川崎市	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604	1,551,788
川崎区	232,965	231,344	230,302	231,030	231,748
幸 区	171,119	170,804	171,562	172,021	173,848
横浜市	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766	3,771,063
鶴見区	297,437	296,140	295,366	295,863	297,180

注：各年10月1日現在の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）  
「人口・世帯」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧） より作成〕

## 2. 産業の状況

### (1) 産業構造及び産業配置

対象事業実施区域及びその周囲における令和2年の産業別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

川崎区では第3次産業が77,280人と最も多く、次に第2次産業が24,143人、第1次産業が82人となっている。

第3.2-3表 産業別就業者数（令和2年）

（単位：人）

地域	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
川崎市	717,354	2,625	126,522	563,476	24,731
川崎区	106,850	82	24,143	77,280	5,345
幸区	83,203	119	16,694	63,431	2,959
横浜市	1,688,272	7,482	301,600	1,325,603	53,587
鶴見区	137,273	258	30,262	101,542	5,211

注：令和2年10月1日時点の値である。

〔「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

### (2) 生産量及び生産額等

対象事業実施区域及びその周囲における令和3年度及び令和4年度の経済活動別総生産額は、第3.2-4表のとおりである。

川崎市では、総生産額に対する比率は製造業、不動産業、卸売・小売業の順に高くなっている。

第 3.2-4 表 経済活動別総生産額（名目）

（単位：百万円）

区 分	川崎市	横浜市
1 農林水産業	1,638	6,458
(1) 農 業	1,616	5,435
(2) 林 業	22	11
(3) 水産業	—	1,012
2 鉱 業	652	—
3 製造業	1,369,401	1,108,040
(1) 食料品	56,287	192,843
(2) 繊維製品	3,308	1,560
(3) パルプ・紙・紙加工品	5,309	20,578
(4) 化学	289,420	84,274
(5) 石油・石炭製品	493,353	-92,443
(6) 窯業・土石製品	11,512	38,348
(7) 一次金属	83,005	36,466
(8) 金属製品	31,723	87,913
(9) はん用・生産用・業務用機械	95,395	276,863
(10) 電子部品・デバイス	46,182	85,950
(11) 電気機械	50,203	70,767
(12) 情報・通信機器	88,331	99,536
(13) 輸送用機械	71,412	104,194
(14) 印刷業	17,142	24,106
(15) その他の製造業	26,819	77,085
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	205,100	372,226
(1) 電気業	87,641	80,332
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	117,459	291,894
5 建設業	325,262	616,073
6 卸売・小売業	594,797	2,023,001
(1) 卸売業	334,416	859,614
(2) 小売業	260,381	1,163,387
7 運輸・郵便業	260,367	829,588
8 宿泊・飲食サービス業	82,553	261,656
9 情報通信業	447,448	982,496
(1) 通信・放送業	79,896	284,127
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業	367,552	698,369
10 金融・保険業	142,752	644,028
11 不動産業	1,067,905	2,777,017
(1) 住宅賃貸業	956,394	2,387,724
(2) その他の不動産業	111,511	389,293
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	465,854	1,827,144
13 公 務	194,009	654,978
14 教 育	188,869	501,232
15 保健衛生・社会事業	542,283	1,311,571
16 その他のサービス	233,132	656,423
17 小 計	6,122,022	14,571,931
18 輸入品に課される税・関税	125,866	398,074
19 （控除）総資本形成に係る消費税	77,773	207,030
20 総生産	6,170,115	14,762,975

注：1. 川崎市は令和3年度、横浜市は令和4年度の値である。

2. 「—」は、該当数値のないものを示す。

〔「川崎市統計書 令和6（2024）年版」（川崎市、令和7年）  
「横浜市統計書」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

① 農 業

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年度の主要な農作物収穫量は第3.2-5表、令和5年度の農業産出額は第3.2-6表のとおりである。

川崎市において、主要な農作物では収穫量が多いものは水稻で62t、農業産出額では野菜が132千万円と最も多くなっている。

第3.2-5表 主要な農作物収穫量（令和5年産）

（単位：t）

地 域	水 稻	小 麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大 豆	そ ば	なたね
神奈川県	14,200	83	—	—	x	43	17	x
川崎市	62	x	—	—	—	0	—	x
横浜市	591	7	—	—	x	2	x	—

注：「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「作物統計調査」（e-Stat 政府統計の総合窓口 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.2-6表 農業産出額（令和5年）

（単位：千万円）

地 域	農 業 産 出 額	耕 種										畜 産					加 工 農 産 物
		米	麦 類	雑 穀	豆 類	い も 類	野 菜	果 実	花 き	工 芸 農 作 物	そ の 他 作 物	肉 用 牛	乳 用 牛	豚	鶏	そ の 他 畜 産 物	
神奈川県	6,860	300	x	0	10	140	3,340	830	430	10	x	180	330	550	620	10	20
川崎市	392	1	x	—	1	19	132	68	111	0	x	—	1	x	48	x	—
横浜市	1,218	12	x	0	3	48	722	129	133	0	x	19	38	85	6	5	0

注：「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「令和5年度市町村別農業産出額（推計）」（e-Stat 政府統計の総合窓口 HP、令和7年7月閲覧）  
 「令和5年生産農業所得統計」（e-Stat 政府統計の総合窓口 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

## ② 林業

対象事業実施区域及びその周囲における令和2年の所有形態別林野面積は、第3.2-7表のとおりである。

川崎市における林野面積は773haで、すべて民有林である。

### 第3.2-7表 所有形態別林野面積（令和2年）

（単位：ha）

地域	合計	国 有			民 有				
		林野庁	林野庁以外の官庁	独立行政法人等	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区	私 有
川崎市	773	—	—	—	—	—	10	—	763
川崎区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幸 区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横浜市	3,662	—	4	—	—	—	70	—	3,588
鶴見区	50	—	—	—	—	—	1	—	49

注：1. 林野面積は、令和2年2月1日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

〔「2020年農林業センサス」（農林水産省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

## ③ 水産業

対象事業実施区域及びその周囲における令和5年の海面漁業及び内水面漁業の漁業種類別経営体数は、第3.2-8表のとおりである。

川崎市において、海面漁業及び内水面漁業の経営体は確認されなかった。横浜市において、海面漁業経営体数は136経営体であり、内水面漁業経営体は確認されなかった。

### 第3.2-8表 漁業種類別経営体数（令和5年）

（単位：経営体）

地域	海面漁業			内水面漁業		
	計	漁 業	海面養殖業	計	湖沼漁業	養殖業
神奈川県	819	736	83	24	7	17
川崎市	—	—	—	—	—	—
横浜市	136	107	29	—	—	—

注：1. 経営体数は、令和5年11月1日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

〔「2023年漁業センサス」（農林水産省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

a. 海面漁業

神奈川県における令和5年の漁業種類別漁獲量は第3.2-9表、令和5年の魚種別漁獲量は第3.2-10表のとおりである。

漁獲量の合計は、24,940tであり、魚種別ではかつおが最も多く9,253t漁獲されている。

第3.2-9表 漁業種類別漁獲量（令和5年）

（単位：t）

区 分			神奈川県
底びき網	遠洋底びき網		—
	以西底びき網		—
	沖合底びき網		x
	小型底びき網		443
船びき網			478
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろまき網 x
		2 そうまき網	その他 —
	中・小型まき網		—
刺 網	さけ・ます流し網		424
	かじき等流し網		—
	その他の刺網		291
敷 網	さんま棒受網		—
定置網	大型定置網		6,083
	さけ定置網		—
	小型定置網		966
その他の網漁業			40
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	2,683
		近海まぐろはえ縄	—
		沿岸まぐろはえ縄	—
		その他のはえ縄	352
はえ縄以外 の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣	x
		近海かつお一本釣	—
		沿岸かつお一本釣	x
	いか釣	沖合いか釣	x
		沿岸いか釣	9
	ひき縄釣		7
その他の釣		353	
その他の漁業			535
漁獲量計			24,940

注：1. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

2. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和5年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第 3.2-10 表(1) 魚種別漁獲量 (令和 5 年)

(単位 : t)

魚 種		神奈川県	
魚 類	まぐろ類	くろまぐろ	418
		みなみまぐろ	157
		びんなが	528
		めばち	1,279
		きはだ	2,733
		その他のまぐろ類	—
	かじき類	まかじき	28
		めかじき	231
		くろかじき類	30
		その他のかじき類	18
	かつお類	かつお	9,253
		そうだがつお類	736
	さめ類		267
	さけ・ます類	さけ類	—
		ます類	—
	このしろ		348
	にしん		—
	いわし類	まいわし	799
		うるめいわし	64
		かたくちいわし	395
		しらす	478
	あじ類	まあじ	1,087
		むろあじ類	80
	さば類		1,144
	さんま		x
	ぶり類		951
	ひらめ・かれい類	ひらめ	44
		かれい類	33
	たら類	まだら	x
		すけとうだら	x
	ほっけ		0
	きちじ		x
	はたはた		—
	にぎす類		—
あなご類		48	
たちうお		318	
たい類	まだい	57	
	ちだい	32	
	きだい	0	
	くろだい	59	
	へだい	8	
いさき		84	
さわら類		74	
すずき類		123	
いかなご		—	
あまだい類		3	
ふぐ類		82	
その他の魚類		2,232	
小 計		24,238	

第 3.2-10 表(2) 魚種別漁獲量 (令和 5 年)

(単位 : t)

魚 種		神奈川県
えび類	いせえび	34
	くるまえび	0
	その他のえび類	3
	小 計	37
かに類	ずわいがに	—
	べにずわいがに	—
	がざみ類	1
	その他のかに類	4
	小 計	4
おきあみ類		—
貝 類	あわび類	4
	さざえ	126
	あさり類	—
	ほたてがい	—
	その他の貝類	14
	小 計	145
いか類	するめいか	x
	あかいか	x
	その他のいか類	91
	小 計	135
たこ類		100
なまこ類		74
うに類		0
海産ほ乳類		—
その他の水産動物類		0
海草類	こんぶ類	—
	その他の海藻類	206
	小 計	206
合 計		24,940

- 注 : 1. 「—」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

[「令和5年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省HP、令和7年7月閲覧)より作成]

b. 内水面漁業

神奈川県において多摩川における令和5年の魚種別漁獲量は第3.2-11表、令和5年の県内の養殖業の魚種別収穫量は第3.2-12表のとおりである。

多摩川における漁獲量は3tであり、あゆが最も多く3t漁獲されている。内水面養殖業の魚種別収穫量の合計は、44tである。

第3.2-11表 内水面漁業の魚種別漁獲量（令和5年）

（単位：t）

魚 種		神奈川県（多摩川）
魚 類	さけ類	—
	からふとます	—
	さくらます	—
	その他さけ・ます類	—
	わかさぎ	—
	あゆ	3
	しらうお	—
	こい	—
	ふな	0
	うぐい・おいかわ	0
	うなぎ	—
	はぜ類	—
	その他の魚類	—
	小計	3
貝 類	しじみ	—
	その他の貝類	0
	小計	0
その他の水産動物類	えび類	—
	その他の水産動物類	—
	小計	—
合 計		3

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和5年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.2-12表 内水面養殖業の魚種別収穫量（令和5年）

（単位：t）

魚 種			神奈川県
魚 類	ます類	にじます	20
		その他	18
	あゆ	7	
	こい	—	
	うなぎ	—	
合 計			44

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和5年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

#### ④ 製造業

対象事業実施区域及びその周囲における令和3年の製造業の状況は、第3.2-13表のとおりである。

川崎区の事業所数は345事業所、従業者数は26,443人、製造品出荷額等は、258,432,246万円である。

第3.2-13表 製造業の状況（令和3年）

地 域	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
川崎市	1,032	47,466	339,987,387
川崎区	345	26,443	258,432,246
幸 区	95	3,384	18,922,108
横浜市	2,286	89,055	351,645,434
鶴見区	324	16,206	58,264,923

注：1. 従業者4人以上の事業所を対象としている。  
2. 事業所数と従業者数は令和3年6月1日時点の値で、製造品出荷額等は令和2年1月～12月までの実績の値である。

〔「令和3年経済センサス 活動調査」（総務省統計局 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

#### ⑤ 商 業

対象事業実施区域及びその周囲における令和3年の商業の状況は、第3.2-14表のとおりである。

川崎区の事業所数は1,596事業所、従業者数は19,888人、年間商品販売額は946,775百万円である。

第3.2-14表 商業の状況（令和3年）

地 域	事業所数			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業
川崎市	6,353	1,391	4,962	82,987	21,760	61,227	3,194,674	2,037,504	1,157,170
川崎区	1,596	415	1,181	19,888	6,332	13,556	946,775	688,201	258,574
幸 区	772	174	598	12,873	5,401	7,472	647,833	485,804	162,029
横浜市	19,245	4,905	14,340	237,013	68,348	168,665	10,721,961	6,875,814	3,846,147
鶴見区	1,306	345	961	13,425	3,490	9,935	583,474	371,554	211,920

注：事業所数と従業者数は令和3年6月1日時点の値で、年間商品販売額は令和2年1月1日～12月31日までの1年間の値である。

〔「令和3年経済センサス 活動調査」（総務省統計局 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年の地目別土地利用の状況は、第3.2-15表のとおりであり、川崎市では宅地の占める割合が高い。

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用の状況は第3.2-1図のとおりであり、対象事業実施区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。

また、対象事業実施区域及びその周囲の「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和6年5月29日）に基づく用途地域の指定状況は第3.2-2図のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域に位置している。

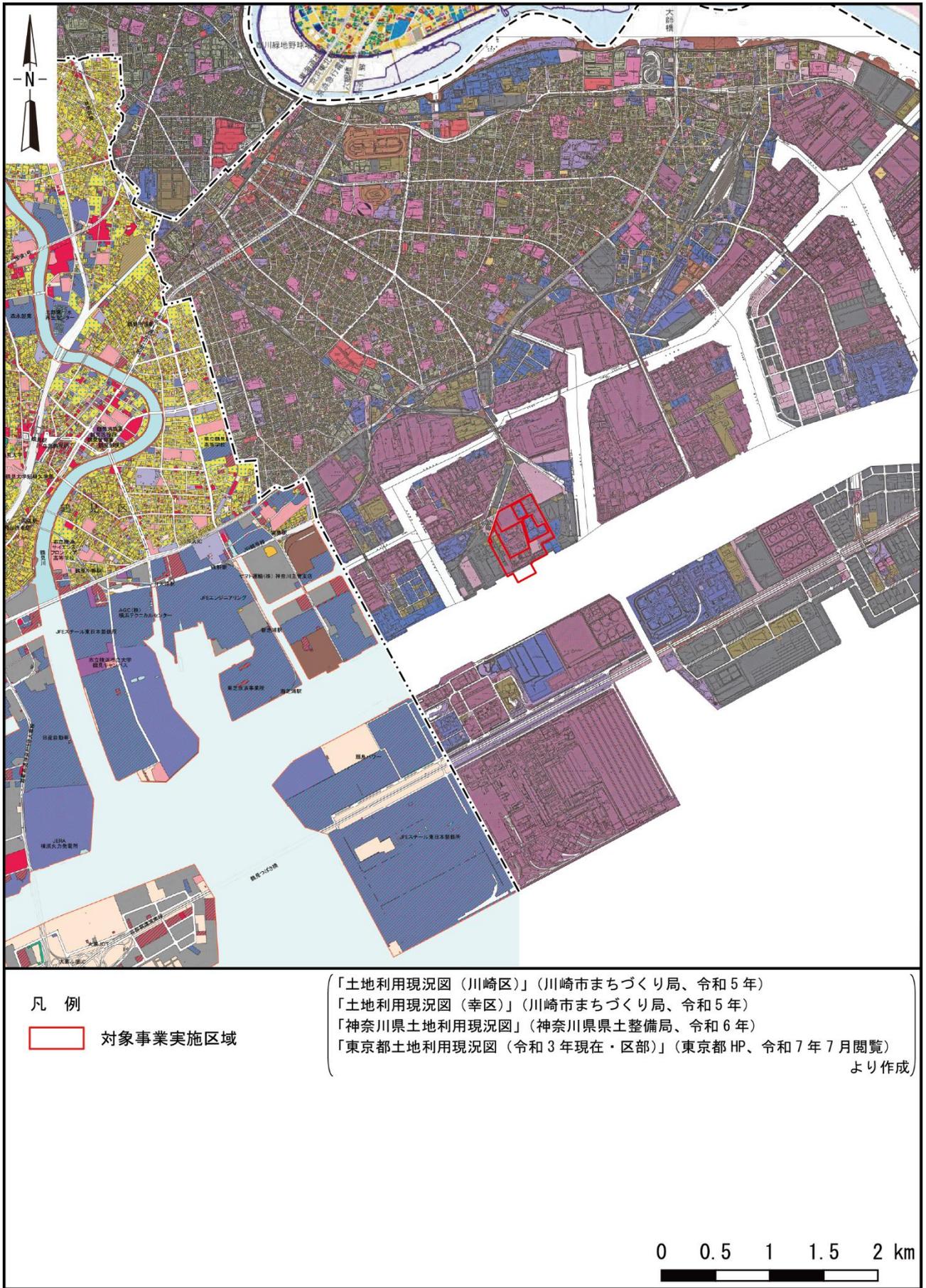
第3.2-15表 地目別土地利用の状況（令和6年）

（単位：ha）

地域	計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
川崎市	8,958.68	16.71	485.17	7,498.42	—	256.29	4.40	697.69
横浜市	27,251.70	190.40	2,537.33	20,534.79	1.55	1,729.37	5.90	2,252.35

- 注：1. 各地目面積は、令和6年1月1日時点の値である。  
2. 値は、免税点未満を含む。  
3. 「—」は、該当数字のないものを示す。  
4. 四捨五入の関係で総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

〔「県勢要覧2024（令和6年度版）」（神奈川県、令和7年）より作成〕



第 3.2-1 図(1) 土地利用の状況

【川崎市】土地利用図凡例

土地利用分類	表示
農地	田
畑	畑
耕作放棄地	耕作放棄地
平地地山林	平地地山林
傾斜地山林	傾斜地山林
河川、水面、水路	河川、水面、水路
荒地、海浜、河川敷	荒地、海浜、河川敷
住宅用地	住宅用地
集合住宅用地	集合住宅用地
店舗併用住宅用地	店舗併用住宅用地
作業併用住宅用地	作業併用住宅用地
併用集合住宅用地	併用集合住宅用地
業務施設用地	業務施設用地
商業用地	商業用地
宿泊娯楽施設用地	宿泊娯楽施設用地
重化学工業用地	重化学工業用地
軽工業用地	軽工業用地
運輸施設用地	運輸施設用地
公共用地	公共用地
供給処理施設用地	供給処理施設用地
文教・厚生用地	文教・厚生用地
公共空地	公共空地
民間空地	民間空地
その他の空地	その他の空地
防衛用地	防衛用地
道路用地	道路用地
鉄道用地	鉄道用地
農産農用地	農産農用地
小ゾーン	小ゾーン

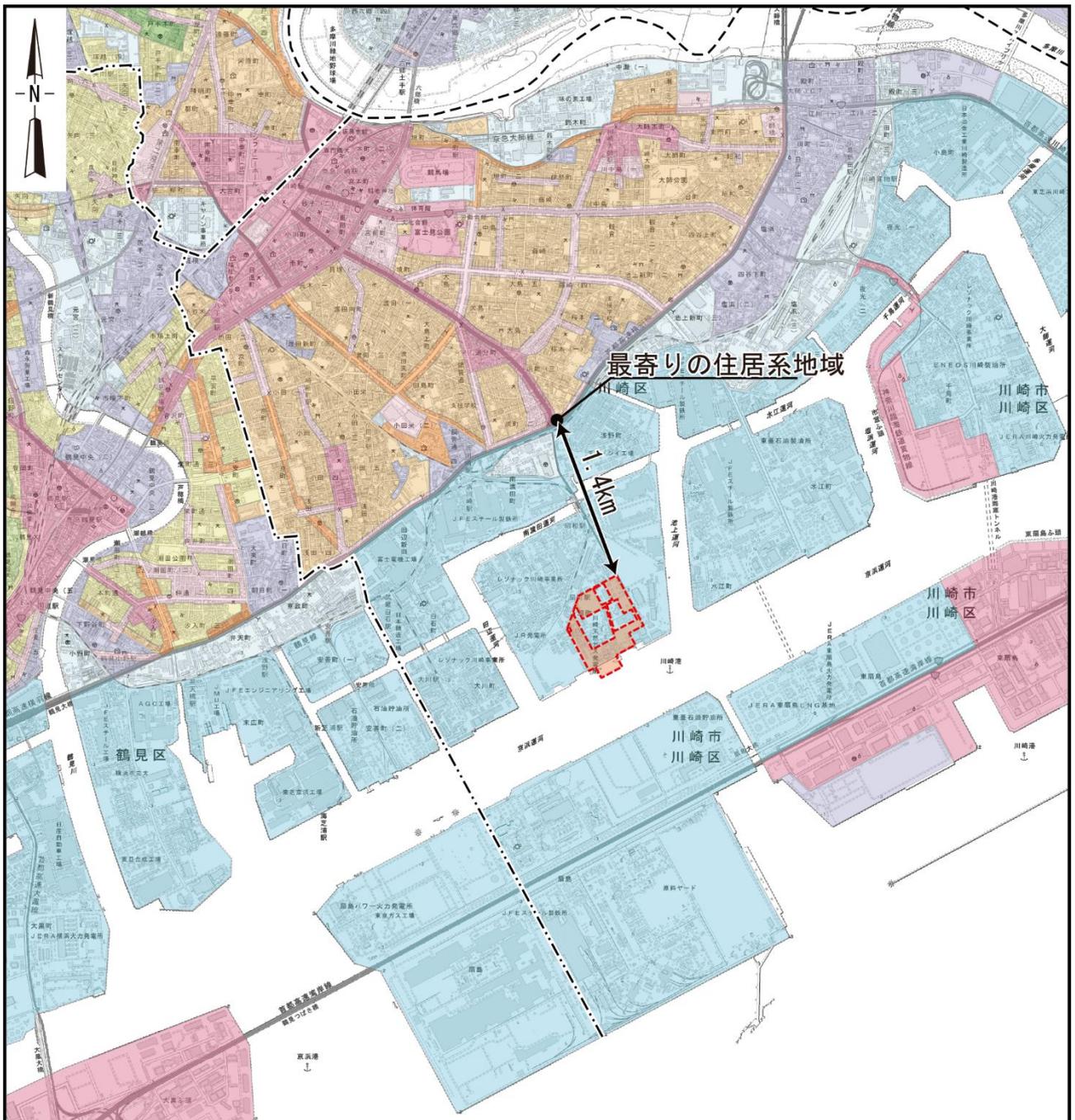
【横浜市】土地利用図凡例

土地利用分類	種類	色	
自然的土地利用	農地	田(水田)	田(水田)
	畑	畑(畑、果樹園、農業施設用地)	畑(畑、果樹園、農業施設用地)
	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
	平地地山林	平地地山林(傾斜度1.5度未満の山林)	平地地山林(傾斜度1.5度未満の山林)
	傾斜地山林	傾斜地山林(傾斜度1.5度以上の山林)	傾斜地山林(傾斜度1.5度以上の山林)
	河川、水面、水路	河川、水面、水路	河川、水面、水路
	荒地、海浜、河川敷	荒地、海浜、河川敷	荒地、海浜、河川敷
	住宅用地	住宅用地	住宅用地
	集合住宅用地	集合住宅用地	集合住宅用地
	店舗併用住宅用地	店舗併用住宅用地	店舗併用住宅用地
都市的土地利用	併用集合住宅用地	併用集合住宅用地	併用集合住宅用地
	業務施設用地	業務施設用地	業務施設用地
	商業用地	商業用地	商業用地
	宿泊娯楽施設用地	宿泊娯楽施設用地	宿泊娯楽施設用地
	重化学工業用地	重化学工業用地	重化学工業用地
	軽工業用地	軽工業用地	軽工業用地
	運輸施設用地	運輸施設用地	運輸施設用地
	公共用地	公共用地	公共用地
	供給処理施設用地	供給処理施設用地	供給処理施設用地
	文教・厚生用地	文教・厚生用地	文教・厚生用地
	公共空地	公共空地	公共空地
	民間空地	民間空地	民間空地
	その他の空地	その他の空地	その他の空地
	防衛用地	防衛用地	防衛用地
	道路用地	道路用地	道路用地
	鉄道用地	鉄道用地	鉄道用地
	農産農用地	農産農用地	農産農用地
	小ゾーン	小ゾーン	小ゾーン
	市街化区域と市街化調整区域の境界	市街化区域と市街化調整区域の境界	市街化区域と市街化調整区域の境界

【東京都】土地利用図凡例

土地利用分類	種類	色	
自然的土地利用	農地	田(水田)	田(水田)
	畑	畑(畑、果樹園、農業施設用地)	畑(畑、果樹園、農業施設用地)
	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
	平地地山林	平地地山林(傾斜度1.5度未満の山林)	平地地山林(傾斜度1.5度未満の山林)
	傾斜地山林	傾斜地山林(傾斜度1.5度以上の山林)	傾斜地山林(傾斜度1.5度以上の山林)
	河川、水面、水路	河川、水面、水路	河川、水面、水路
	荒地、海浜、河川敷	荒地、海浜、河川敷	荒地、海浜、河川敷
	住宅用地	住宅用地	住宅用地
	集合住宅用地	集合住宅用地	集合住宅用地
	店舗併用住宅用地	店舗併用住宅用地	店舗併用住宅用地
都市的土地利用	併用集合住宅用地	併用集合住宅用地	併用集合住宅用地
	業務施設用地	業務施設用地	業務施設用地
	商業用地	商業用地	商業用地
	宿泊娯楽施設用地	宿泊娯楽施設用地	宿泊娯楽施設用地
	重化学工業用地	重化学工業用地	重化学工業用地
	軽工業用地	軽工業用地	軽工業用地
	運輸施設用地	運輸施設用地	運輸施設用地
	公共用地	公共用地	公共用地
	供給処理施設用地	供給処理施設用地	供給処理施設用地
	文教・厚生用地	文教・厚生用地	文教・厚生用地
	公共空地	公共空地	公共空地
	民間空地	民間空地	民間空地
	その他の空地	その他の空地	その他の空地
	防衛用地	防衛用地	防衛用地
	道路用地	道路用地	道路用地
	鉄道用地	鉄道用地	鉄道用地
	農産農用地	農産農用地	農産農用地
	小ゾーン	小ゾーン	小ゾーン
	市街化区域と市街化調整区域の境界	市街化区域と市街化調整区域の境界	市街化区域と市街化調整区域の境界

第 3.2-1 図(2) 土地利用の状況【凡例】



〔「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡例

- 対象事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

- 住居系地域までの距離
- 最寄りの住居系地域



第 3.2-2 図 都市計画用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川、湖沼の利用状況

周辺海域に流入する河川において、多摩川に「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：令和6年6月26日）に基づく内水面漁業権が設定されており、その内容は第3.2-16表及び第3.2-3図のとおりである。

なお、鶴見川においては内水面漁業権の設定はされておらず、対象事業実施区域周辺では河川からの取水は確認されなかった。

〔「内水面の漁業権が設定されている河川と湖」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.2-16表 多摩川における内水面の漁業権設定状況

免許番号	免許の内容			
	漁業種類	漁業協同組合名	魚種	免許期間
内共第13号	第1種共同	大田、多摩川、川崎河川	えむし、しじみ	令和5年9月1日～ 令和15年8月31日
内共第14号	第1種共同	大田、川崎河川、東京東部、 港、中央隅田、芝、佃島	えむし、しじみ	令和5年9月1日～ 令和15年8月31日

〔「漁業権設定状況」（東京都 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

#### 2. 海域の利用状況

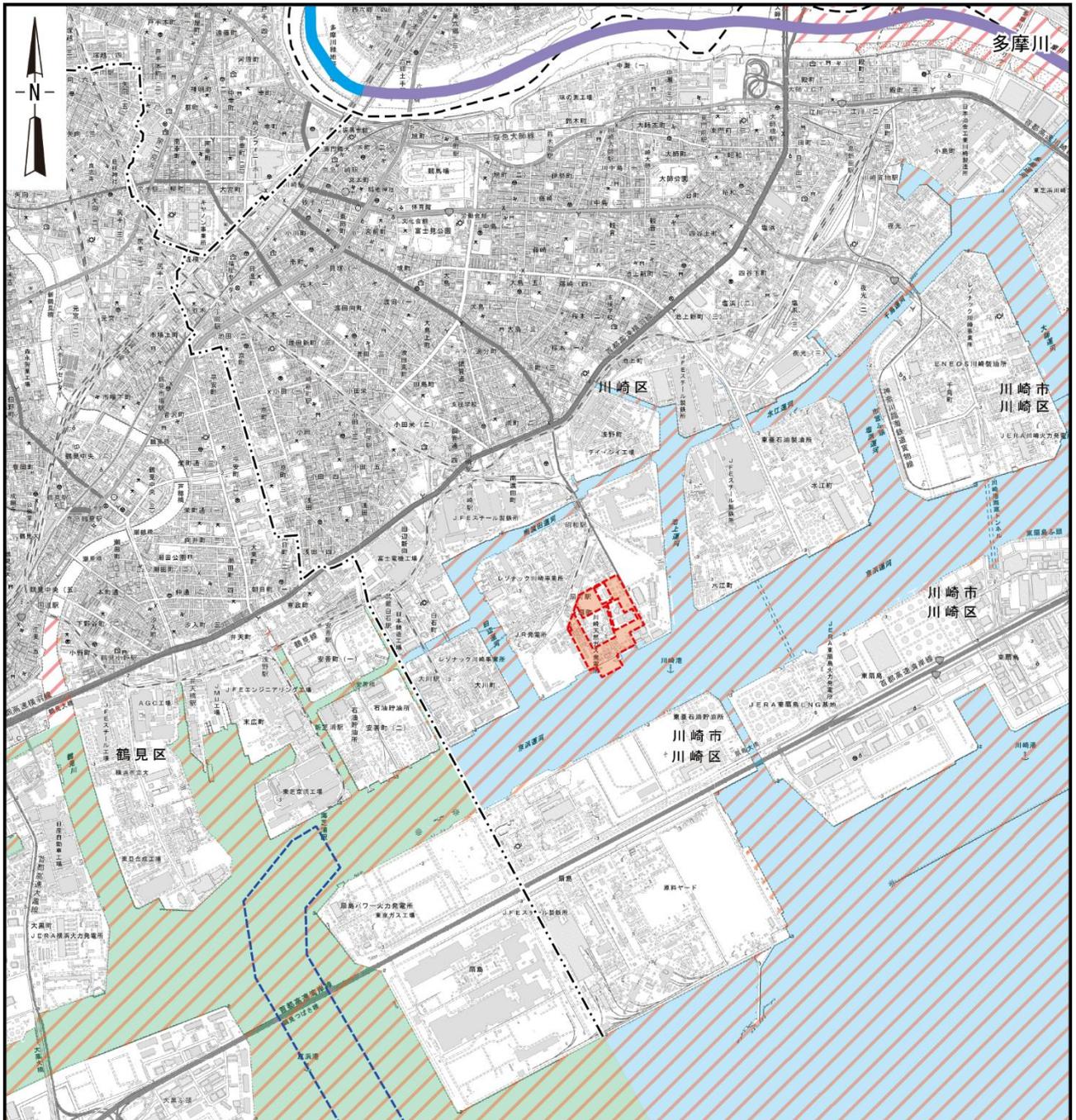
周辺海域における海域の利用状況は、第3.2-3図のとおりである。

川崎港は東京湾の北西部に位置し、「港則法」（昭和23年法律第174号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく港則法区域（港名：京浜）、「港湾法」（昭和25年法律第218号、最終改正：令和4年11月18日）に基づく港湾区域（港湾名：川崎及び横浜）が設定されている。

川崎港は、西側は横浜港に、東側は東京港に接し、明治末期から京浜工業地帯の一大拠点として発展し、昭和26年に特定重要港湾に指定され、平成23年には東京・横浜両港とともに京浜港として国際戦略港湾に指定されている。

なお、川崎港においては漁業権の設定はされていない。

〔「川崎港港湾計画書－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）  
「海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



凡例

- 対象事業実施区域
- 内水面漁業権（内共第13号）
- 内水面漁業権（内共第14号）
- 港則法区域（港名：京浜）
- 港湾区域（港湾名：川崎）
- 港湾区域（港湾名：横浜）
- 港則法航路（航路名：鶴見）

〔「海洋状況表示システム」（海上保安庁HP、令和7年10月閲覧）〕  
 〔「漁業権設定状況」（東京都HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



第 3.2-3 図 河川及び海域の利用状況

### 3. 地下水の利用状況

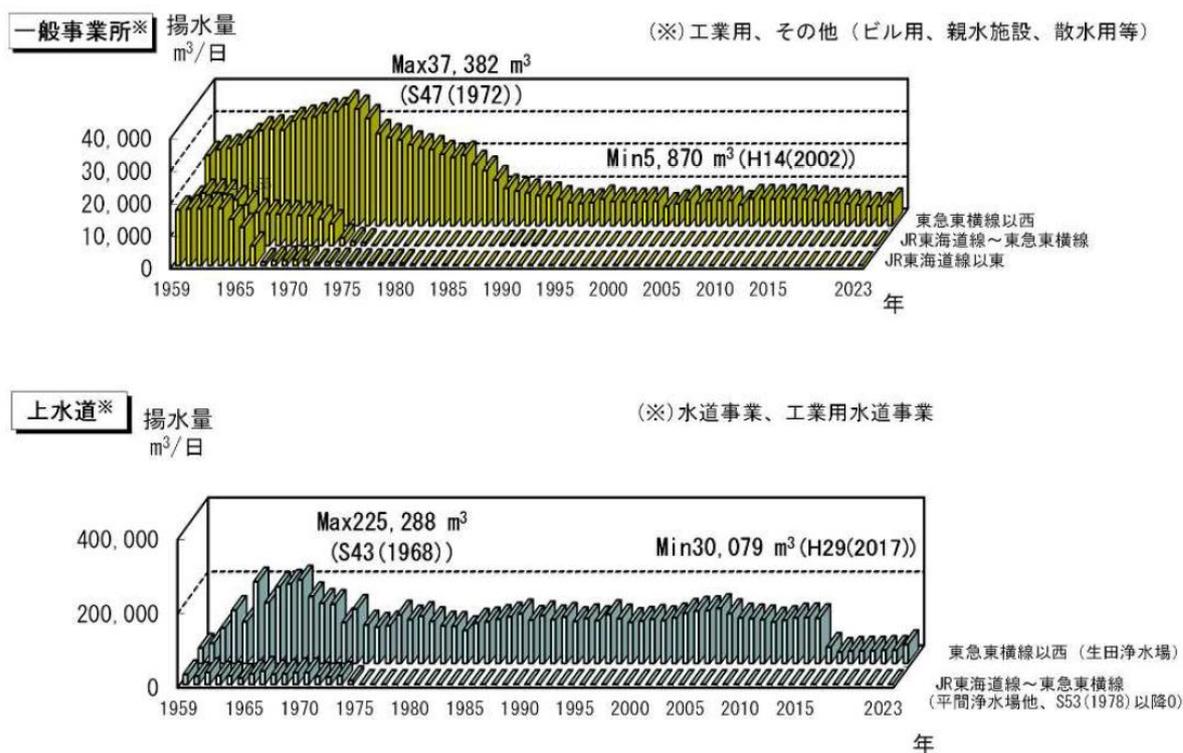
対象事業実施区域が位置する川崎区では全域が「工業用水法」（昭和31年法律第146号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく指定地域となっており、指定地域内で工業用として地下水の取水は許可制になっている。

川崎市内における令和5年の地下水の揚水量は、約58,124m<sup>3</sup>/日で、用途別比率は上水道が87%、一般事業所が13%となっている。

川崎市では、地下水総揚水の8割以上が多摩区の生田浄水場において揚水され、水道事業及び工業用水道事業に利用されている。

地下水揚水量の経年推移は、第3.2-4図のとおりであり、一般事業所における揚水は、ほとんどが東急東横線以西における揚水であり、使用量は横ばいで推移している。

「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和3年）  
 「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」  
 （川崎市、令和7年）より作成



第3.2-4図 地下水揚水量の経年推移

「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」  
 （川崎市、令和7年）より作成

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通

##### (1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路は第3.2-5図のとおりであり、県道101号（一般県道）扇町川崎停車場線、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線等がある。

令和3年度の主要な道路の交通状況は第3.2-17表、調査地点は第3.2-5図のとおりである。対象事業実施区域の最寄りの調査地点である、県道101号（一般県道）扇町川崎停車場線（川崎市川崎区浅野町1-3）での24時間交通量は、13,497台である。

第3.2-17表(1) 主要な道路の交通状況（令和3年度）

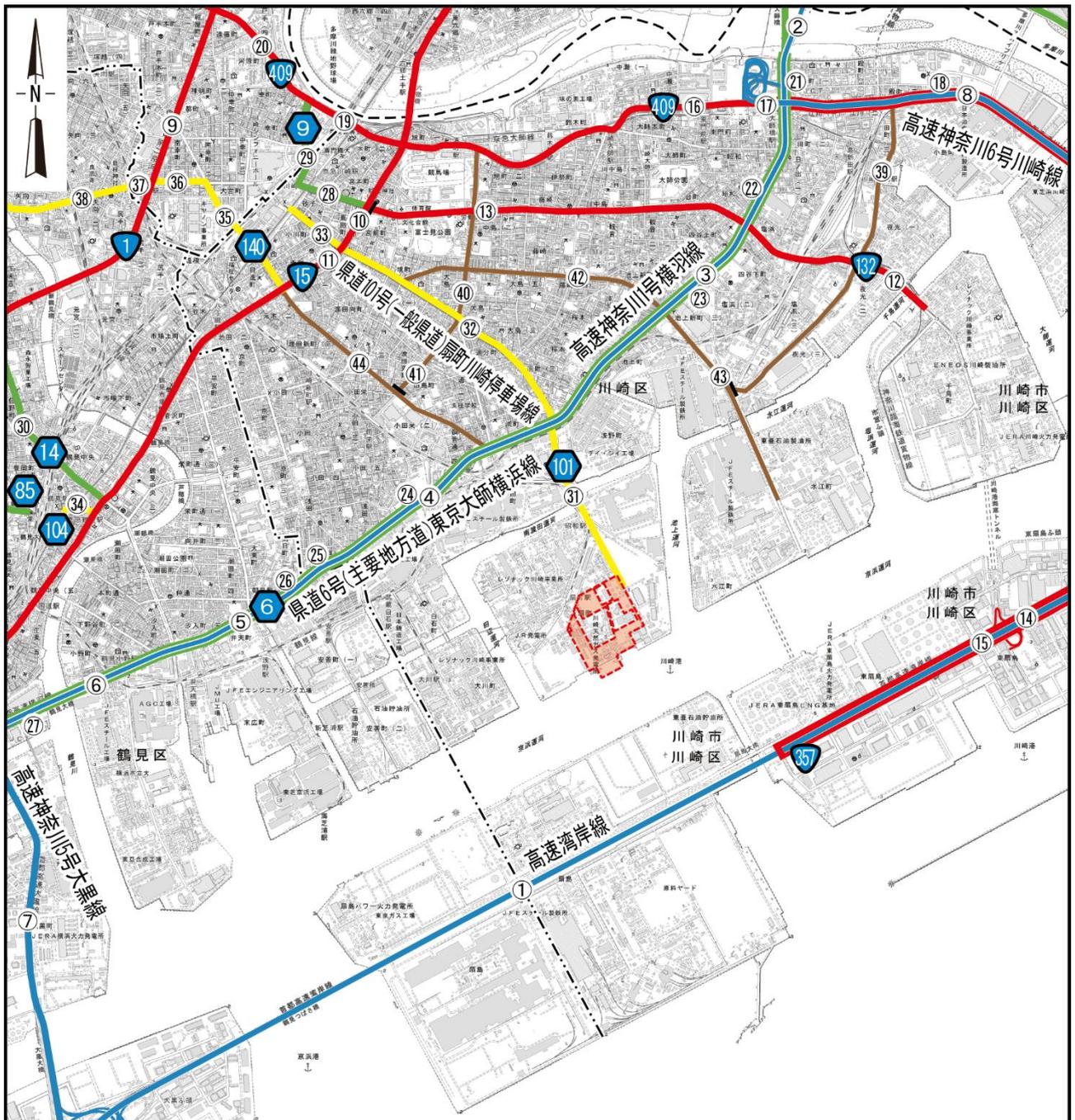
路線名	図中番号	観測地点	昼間12時間 自動車類交通量 (上下合計)			24時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
高速湾岸線	①	東扇島出入口～大黒線大黒JCT・大黒ふ頭出入口	42,727	26,261	68,988	59,249	38,771	98,020
高速神奈川1号 横羽線	②	都県境～大師JCT・大師出入口	48,262	11,106	59,368	67,444	18,633	86,077
	③	川崎線大師JCT・大師出入口～浜川崎出入口	48,610	7,106	55,716	68,578	12,581	81,159
	④	浜川崎出入口～浅田出入口	41,699	6,106	47,805	59,108	10,719	69,827
	⑤	浅田出入口～汐入出入口	52,145	8,745	60,890	72,982	14,677	87,659
	⑥	汐入出入口～生麦JCT・生麦出入口	48,345	7,226	55,571	67,940	12,356	80,296
高速神奈川5号 大黒線	⑦	生麦JCT・生麦出入口～大黒JCT・大黒ふ頭出入口	15,229	6,374	21,603	20,529	9,376	29,905
高速神奈川6号 川崎線	⑧	殿町出入口～大師JCT・大師出入口	3,861	585	4,446	5,282	762	6,044
一般国道1号	⑨	川崎市幸区神明町1-41	23,247	2,834	26,081	32,734	4,282	37,016
一般国道15号	⑩	川崎市川崎区宮前町8-6	<u>22,517</u>	<u>1,386</u>	<u>23,903</u>	<u>33,696</u>	<u>2,398</u>	<u>36,094</u>
	⑪	川崎市川崎区東田町11-27	<u>20,943</u>	<u>6,046</u>	<u>26,989</u>	<u>31,483</u>	<u>9,001</u>	<u>40,484</u>
一般国道132号	⑫	川崎市川崎区夜光2-2-6	10,288	10,299	20,587	14,749	14,868	29,617
	⑬	川崎市川崎区中島2-3-5	10,521	3,769	14,290	14,538	4,754	19,292
一般国道357号	⑭	川崎市川崎区東扇島17-1	4,894	10,697	15,591	7,782	16,696	24,478
	⑮	川崎市川崎区東扇島18-5	<u>4,149</u>	<u>8,776</u>	<u>12,925</u>	<u>6,126</u>	<u>12,098</u>	<u>18,224</u>
一般国道409号	⑯	川崎市川崎区中瀬3-20	<u>8,673</u>	<u>3,457</u>	<u>12,130</u>	<u>12,889</u>	<u>5,064</u>	<u>17,953</u>
	⑰	川崎市川崎区大師河原2-5-10	<u>10,327</u>	<u>3,497</u>	<u>13,824</u>	<u>14,789</u>	<u>4,564</u>	<u>19,353</u>
	⑱	川崎市川崎区殿町3-25-26	<u>9,813</u>	<u>8,878</u>	<u>18,691</u>	<u>13,662</u>	<u>12,131</u>	<u>25,793</u>
	⑲	川崎市川崎区駅前本町26	15,542	4,471	20,013	21,542	6,076	27,618
	⑳	川崎市幸区戸手4-7	11,325	2,488	13,813	15,101	3,408	18,509
県道6号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉑	川崎市川崎区大師河原1-3-2	15,750	9,763	25,513	22,576	14,980	37,556
	㉒	川崎市川崎区昭和2-17-12	10,253	7,015	17,268	14,967	8,172	23,139
	㉓	川崎市川崎区池上新町2-25-15	11,324	8,120	19,444	16,938	9,506	26,444

第 3.2-17 表(2) 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

路線名	図中番号	観測地点	昼間 12 時間 自動車類交通量 (上下合計)			24 時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合 計 (台)
県道 6 号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉔	川崎市川崎区小田 7-3	18,158	12,216	30,374	27,647	15,180	42,827
	㉕	—	<u>22,700</u>	<u>11,851</u>	<u>34,551</u>	<u>33,798</u>	<u>15,610</u>	<u>49,408</u>
	㉖	—	<u>14,150</u>	<u>13,486</u>	<u>27,636</u>	<u>22,784</u>	<u>16,183</u>	<u>38,967</u>
	㉗	横浜市鶴見区生麦 2-3	<u>10,834</u>	<u>6,120</u>	<u>16,954</u>	<u>16,022</u>	<u>8,901</u>	<u>24,923</u>
県道 9 号 (主要地方道) 川崎府中線	㉘	川崎市川崎区砂子 2-11-17	12,425	2,434	14,859	16,492	3,419	19,911
	㉙	—	<u>14,052</u>	<u>1,390</u>	<u>15,442</u>	<u>18,273</u>	<u>2,419</u>	<u>20,692</u>
県道 14 号 (主要地方道) 鶴見溝ノ口線	㉚	横浜市鶴見区豊岡町 40-20	<u>18,675</u>	<u>2,308</u>	<u>20,983</u>	<u>25,248</u>	<u>3,079</u>	<u>28,327</u>
県道 101 号 (一般県道) 扇町川崎停車場線	㉛	川崎市川崎区浅野町 1-3	3,895	6,330	10,225	6,565	6,932	13,497
	㉜	川崎市川崎区大島 2-6-11	6,838	1,761	8,599	9,021	2,244	11,265
	㉝	川崎市川崎区砂子 2-8-14	8,715	2,738	11,453	11,768	3,464	15,232
県道 104 号 (一般県道) 鶴見停車場線	㉞	—	<u>9,391</u>	<u>2,117</u>	<u>11,508</u>	<u>12,471</u>	<u>2,835</u>	<u>15,306</u>
県道 140 号 (一般県道) 川崎町田線	㉟	川崎市幸区大宮町 28-8	20,828	4,439	25,267	29,294	6,275	35,569
	㊱	川崎市幸区南幸町 3-19	12,534	3,324	15,858	16,991	4,417	21,408
	㊲	横浜市鶴見区矢向 4-4	12,052	3,386	15,438	16,396	4,445	20,841
	㊳	—	<u>15,532</u>	<u>4,771</u>	<u>20,303</u>	<u>21,451</u>	<u>6,364</u>	<u>27,815</u>
市道殿町夜光線	㊴	川崎市川崎区小島町 1	3,919	5,517	9,436	6,380	6,076	12,456
市道富士見鶴見駅 線	㊵	川崎市川崎区大島 1-31-7	5,539	1,226	6,765	7,210	1,585	8,795
	㊶	川崎市川崎区渡田東町 18-8	4,220	489	4,709	5,264	669	5,933
市道皐橋水江町線	㊷	川崎市川崎区藤崎 4-33-6	10,180	2,522	12,702	13,580	3,314	16,894
	㊸	川崎市川崎区池上新町 3-5	7,280	6,453	13,733	11,034	7,368	18,402
市道南幸町渡田線	㊹	川崎市川崎区渡田 3-4-10	13,246	2,331	15,577	17,504	3,369	20,873

- 注：1. 図中番号は、第 3.2-5 図に対応している。  
 2. 12 時間交通量は、午前 7 時～午後 7 時に測定したものである。  
 3. 傾斜下線の値は、推定値を示す。  
 4. 観測地点の「—」は、出典元に記載がないことを示す。

〔「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」  
 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



凡例

- 対象事業実施区域
- 都市高速道路
- No 一般国道
- No 県道(主要地方道)
- No 県道(一般県道)
- 川崎市道
- ①~④④ 交通量調査地点

〔令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表〕  
 (国土交通省 HP、令和7年7月閲覧) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.2-5図 主要な道路と交通量調査地点

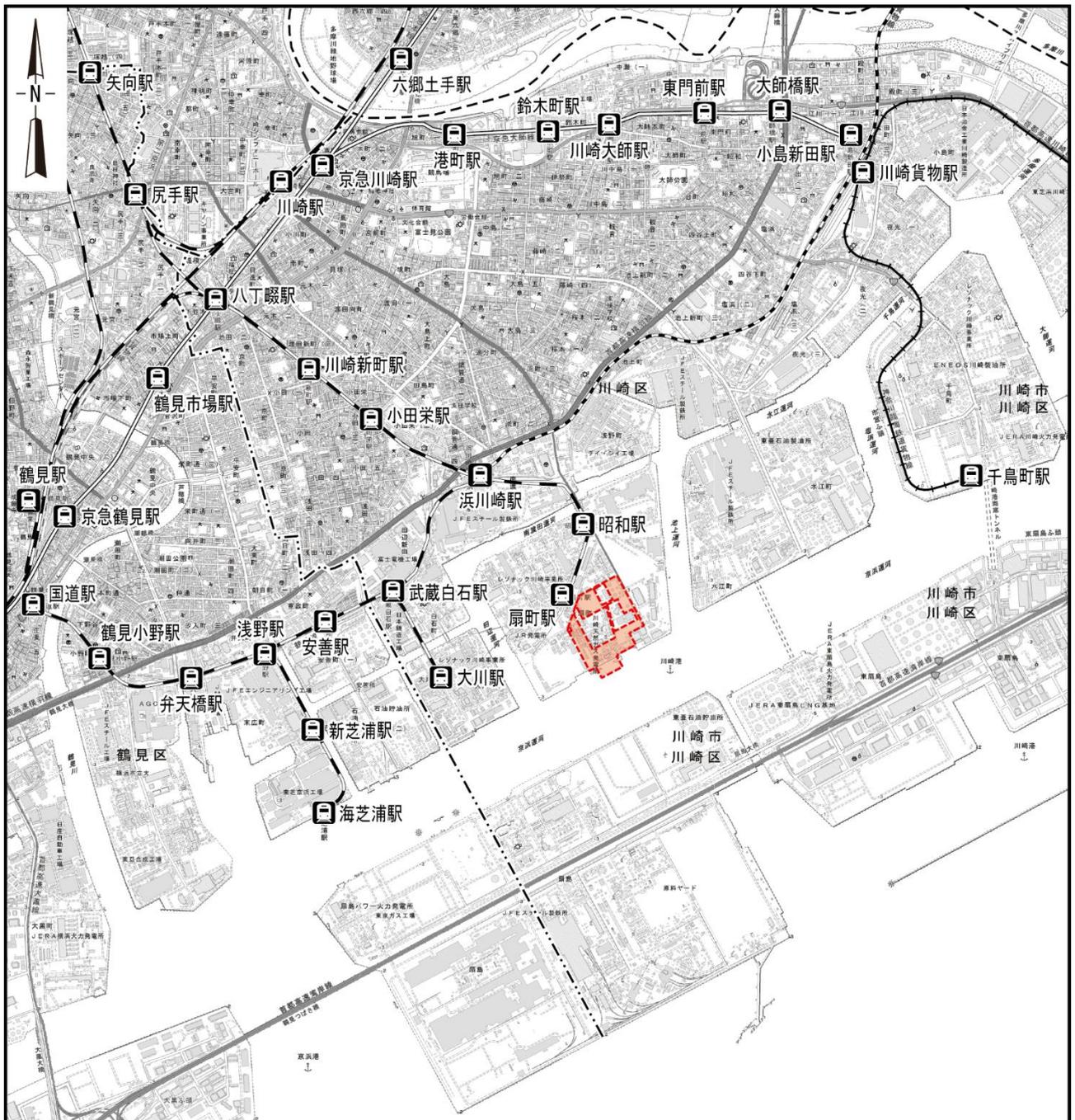
## (2) 鉄 道

対象事業実施区域及びその周囲における主要な鉄道は、第 3.2-6 図のとおりである。

対象事業実施区域の北側に JR 東日本鶴見線が整備されており、最寄り駅は JR 東日本鶴見線扇町駅である。

扇町駅の乗車人員は、無人駅のため正確な乗車人員が把握できないとして公表されていない。

[「川崎市統計書 令和 6 (2024) 年版」(川崎市、令和 7 年)より作成]



凡 例

- 対象事業実施区域
- JR東海道線・南武線・鶴見線
- 京浜急行電鉄本線・大師線
- JR東日本（貨物）
- 神奈川臨海鉄道（貨物）

〔「エリア別サービス案内」（日本貨物鉄道株式会社 HP、令和 7 年 7 月閲覧）〕  
 〔「鉄道路線図」（神奈川臨海鉄道株式会社 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕



第 3.2-6 図 主要な鉄道の状況

## 2. 海上交通

対象事業実施区域が位置する川崎港の状況は、「3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 2. 海域の利用状況」に記載のとおりである。

航路の状況は、第 3.2-3 図のとおりである。

川崎港における入港船舶の状況は、第 3.2-18 表のとおりである。

令和 5 年における川崎港の入港総隻数は、16,224 隻、総トン数は 80,054,118 トンとなっている。

第 3.2-18 表 川崎港の入港船舶の状況（令和 5 年）

種 別	総 数		トン階別			
			500 総トン未満		500 総トン以上	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	16,224	80,054,118	8,434	3,509,779	7,790	76,544,339
外 航	2,150	58,356,414	10	4,926	2,140	58,351,488
内 航	14,074	21,697,704	8,424	3,504,853	5,650	18,192,851

注：船舶は、総トン数 5 トン以上のものについて調査した。

〔「川崎市統計書 令和 6（2024）年版」（川崎市、令和 7 年）より作成〕

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における学校等、病院、福祉施設の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、第 3.2-19 表～第 3.2-21 表及び第 3.2-7 図～第 3.2-9 図のとおりであり、対象事業実施区域の最寄りの学校等は、対象事業実施区域の北西約 1.2km にうみかぜ渡田保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、診療所は北約 0.9km に株式会社デイ・シイ診療所、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。

また、最も近い住居系の用途地域は、対象事業実施区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定があり（「3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図）、最寄り住居としては、扇町に住宅がある。

第 3.2-19 表(1) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地
幼稚園	1	浅田幼稚園	川崎市川崎区浅田 2-15-5
	2	江川幼稚園	川崎市川崎区江川 2-5-5
	3	小田双葉幼稚園	川崎市川崎区小田 5-25-8
	4	川崎青い鳥幼稚園	川崎市川崎区小田 2-17-29
	5	川崎協立幼稚園	川崎市川崎区大島 3-5-6
	6	川崎さくら幼稚園	川崎市川崎区台町 20-1
	7	川崎頌和幼稚園	川崎市川崎区小川町 11-13
	8	川崎ふたば幼稚園	川崎市川崎区大師河原 2-3-20
	9	観音幼稚園	川崎市川崎区観音 2-1-7
	10	聖クララ幼稚園	川崎市川崎区貝塚 2-8-16
	11	竹園幼稚園	川崎市川崎区小田 3-13-16
	12	第一ひかり幼稚園	川崎市川崎区貝塚 1-12-12
	13	大師幼稚園	川崎市川崎区東門前 1-4-9
	14	東三輪幼稚園	川崎市川崎区浜町 1-4-15
	15	福音幼稚園	川崎市川崎区境町 3-12
	16	三輪幼稚園	川崎市川崎区渡田向町 4-5
	17	ゆりかご幼稚園	川崎市川崎区小田 1-16-16
	18	若宮幼稚園	川崎市川崎区大師駅前 2-13-16
保育所等	1	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園（公立）	川崎市川崎区大島 4-17-2
	2	東小田保育園（公立）	川崎市川崎区小田 5-14-1
	3	藤崎保育園（公立）	川崎市川崎区藤崎 1-7-1
	4	こあらっこはうすル・シエルブルー	川崎市川崎区旭町 1-8-6
	5	京急キッズランド京急川崎保育園	川崎市川崎区砂子 1-3-1
	6	城南ルミナ保育園川崎	川崎市川崎区駅前本町 22-9
	7	メリー★ポピンズアトレ川崎ルーム	川崎市川崎区駅前本町 26-1 アトレ川崎 4 階
	8	西大島ルーテル保育園	川崎市川崎区大島 1-24-12
	9	京進のほいくえん HOPPA 大島五丁目	川崎市川崎区大島 5-11-13 2 階
	10	東おおしま保育園	川崎市川崎区大島 5-21-10
	11	保育園川崎ベアーズ	川崎市川崎区大島上町 22-12
	12	川崎おおぞら保育園	川崎市川崎区小川町 11-9
	13	アスク川崎東口保育園	川崎市川崎区小川町 13-9
	14	パピー保育園	川崎市川崎区小田 2-2-3
	15	小田さくら保育園	川崎市川崎区小田 3-17-3
	16	ベネッセ川崎新町保育園	川崎市川崎区小田栄 2-3-2
	17	大師駅前ひよこ保育園	川崎市川崎区川中島 1-21-4
	18	マジオたんぼぼ保育園観音	川崎市川崎区観音 1-8-20
	19	かんのん町保育園	川崎市川崎区観音 1-10-3
	20	京町いづみ保育園	川崎市川崎区京町 3-26-1
	21	わたりだ保育園	川崎市川崎区鋼管通 1-11-4
	22	境町パイナップル保育園	川崎市川崎区境町 11-9
	23	桜本保育園	川崎市川崎区桜本 1-9-6
	24	聖美保育園	川崎市川崎区桜本 2-41-11
	25	つめくさ保育園	川崎市川崎区昭和 1-5-8
	26	キディ鈴木町・川崎保育園	川崎市川崎区鈴木町 3-2
	27	Nest 川崎大師保育園	川崎市川崎区大師駅前 1-2-15
	28	川崎ふたば保育園	川崎市川崎区大師河原 2-2-2
	29	だるま国際こころ園	川崎市川崎区大師町 3-13
	30	アスク東門前保育園	川崎市川崎区大師本町 9-11 3 階
	31	大師保育園	川崎市川崎区出来野 1-17

第 3.2-19 表(2) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地
保育所等	32	出来野ルーテル保育園	川崎市川崎区出来野 6-7
	33	ランゲージ・ハウス Nakajima 保育園	川崎市川崎区中島 2-1-8
	34	Gakken ほいくえん川崎大師	川崎市川崎区中瀬 3-14-3
	35	中瀬新生保育園	川崎市川崎区中瀬 3-20-16
	36	川崎もりのこ保育園	川崎市川崎区日進町 1-68 8号棟 2階
	37	ゆめいく日進町保育園	川崎市川崎区日進町 20-3
	38	あすいく保育園	川崎市川崎区日進町 22-14
	39	あいせん保育園	川崎市川崎区浜町 2-22-16
	40	レイモンド川崎保育園	川崎市川崎区東田町 8 パレール川崎 3階
	41	東門前保育園	川崎市川崎区東門前 1-8-2
	42	だいしの里保育園	川崎市川崎区日ノ出 1-16-11
	43	ランゲージ・ハウス Fujisaki 保育園	川崎市川崎区藤崎 1-23-6
	44	かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2-19-2
	45	のぞみ保育園	川崎市川崎区富士見 1-6-10
	46	川崎乳児保育所	川崎市川崎区本町 1-1-1
	47	夜間保育所あいいく	川崎市川崎区本町 1-1-1
	48	京急キッズランド港町駅前保育園	川崎市川崎区港町 5-4
	49	よつば保育園	川崎市川崎区四谷上町 14-8
	50	新町しほかぜ保育園	川崎市川崎区渡田 4-9-4
	51	若草保育園 京町	川崎市川崎区渡田山王町 20-35
	52	川崎コスモス保育園	川崎市川崎区渡田東町 7-9
	53	チャイルドタイム八丁畷エンゼルホーム	川崎市川崎区下並木 11-5 川崎サイトシ ティクラブハウス 2階
	54	Creative Kids International Preschool	川崎市川崎区京町 1-18-24
	55	鋼管通乳児園	川崎市川崎区鋼管通 2-2-6
	56	ひなた園	川崎市川崎区砂子 1-8-4 アサヒヤビル 2階
	57	保育所キラキラルーム川崎園	川崎市川崎区小川町 12-11
	58	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎市川崎区追分町 11-6
	59	KINCARN INTERNATIONAL SCHOOL	川崎市川崎区堤根 37-1
	60	ももんが保育園	川崎市川崎区渡田山王町 20-16 ヴィヴァン メゾン 201
	61	なかよし保育園	川崎市川崎区東門前 1-1-9
	62	うさぎ保育園	川崎市川崎区東門前 3-3-7 グランシェリー イトウ 102
	63	小花インターナショナルスクール	川崎市川崎区榎町 5-5
	64	ALC ACADEMY	川崎市川崎区田島町 15-19
	65	Hi5 Kids International	川崎市川崎区渡田 1-16-4
	66	ひまわり保育園	川崎市川崎区渡田新町 1-13-11 TM マン ション 101
	67	川崎らしくる保育園	川崎市川崎区日進町 5-1
	68	JEC 保育園	川崎市川崎区貝塚 2-4-17 1階
	69	ミントリーフ川崎小田園	川崎市川崎区小田 4-36-14 リヴェール小田 2階
	70	優祥会 愛育保育園	川崎市川崎区小田栄 2-4-1
	71	大師公園前ひのき保育園	川崎市川崎区昭和 2-2-2
	72	川崎大師わんぱく保育園	川崎市川崎区大師駅前 1-6-1
	73	ten kids 川崎大師園	川崎市川崎区大師町 3-13 3階
	74	アロハおおしま保育園	川崎市川崎区大島 5-13-3 コーポアラク 1階
	75	田島町ヤクルト保育ルーム	川崎市川崎区田島町 10-13
	76	かわさきどんぐりの丘保育園	川崎市川崎区渡田向町 20-5

第 3.2-19 表(3) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地
保育所等	77	アロハパレール保育園	川崎市川崎区東田町 8 パレール川崎ビルディングブルー館 4 階
	78	うみかぜ渡田保育園	川崎市川崎区南渡田町 1-1
	79	川崎みどり保育園	川崎市川崎区榎町 7-1-101
	80	さくらっこ保育園	川崎市川崎区宮前町 9-5
	81	川崎国際保育園	川崎市川崎区境町 10-8
	82	そだち保育室	川崎市川崎区小田 5 丁目 19-1
	83	なかじま保育園	川崎市川崎区中島 1-4-2
	84	野の花保育園	川崎市川崎区田町 2-10-6
	85	スクルドエンジェル保育園川崎園	川崎市川崎区渡田 1-1-2
	86	サンライズ渡田保育室	川崎市川崎区渡田 2-4-11
	87	ミルキーホーム川崎園	川崎市川崎区東田町 2-10 ホワイトガーデン 1 階
	88	はぐくみ保育園	川崎市川崎区日進町 29
小学校	1	川崎市立殿町小学校	川崎市川崎区殿町 1-17-19
	2	川崎市立四谷小学校	川崎市川崎区四谷下町 4-1
	3	川崎市立東門前小学校	川崎市川崎区東門前 3-4-6
	4	川崎市立大師小学校	川崎市川崎区東門前 2-6-1
	5	川崎市立川中島小学校	川崎市川崎区川中島 2-4-19
	6	川崎市立藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎 3-2-1
	7	川崎市立さくら小学校	川崎市川崎区桜本 1-9-15
	8	川崎市立大島小学校	川崎市川崎区浜町 1-5-1
	9	川崎市立渡田小学校	川崎市川崎区田島町 14-1
	10	川崎市立東小田小学校	川崎市川崎区小田 5-11-20
	11	川崎市立小田小学校	川崎市川崎区小田 4-12-24
	12	川崎市立浅田小学校	川崎市川崎区浅田 2-11-21
	13	川崎市立東大島小学校	川崎市川崎区大島 5-25-1
	14	川崎市立向小学校	川崎市川崎区大島 4-17-1
	15	川崎市立田島小学校	川崎市川崎区渡田 1-20-1
	16	川崎市立新町小学校	川崎市川崎区渡田新町 3-15-1
	17	川崎市立旭町小学校	川崎市川崎区旭町 2-2-1
	18	川崎市立宮前小学校	川崎市川崎区宮前町 8-13
	19	川崎市立川崎小学校	川崎市川崎区日進町 20-1
	20	川崎市立京町小学校	川崎市川崎区京町 1-1-4
中学校	1	川崎市立大師中学校	川崎市川崎区大師河原 2-1-1
	2	川崎市立南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町 24-1
	3	川崎市立川中島中学校	川崎市川崎区藤崎 2-19-1
	4	川崎市立桜本中学校	川崎市川崎区池上新町 1-2-4
	5	川崎市立臨港中学校	川崎市川崎区浜町 2-11-22
	6	川崎市立田島中学校	川崎市川崎区小田 2-21-7
	7	川崎市立京町中学校	川崎市川崎区京町 3-19-11
	8	川崎市立渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町 11-1
	9	川崎市立富士見中学校	川崎市川崎区富士見 2-1-2
	10	川崎市立川崎中学校	川崎市川崎区下並木 50
	11	川崎高等学校附属中学校	川崎市川崎区中島 3-3-1
特別支援 学校	1	川崎市立田島支援学校	川崎市川崎区田島町 20-5
	2	川崎市立田島支援学校桜校	川崎市川崎区池上新町 1-1-3
	3	川崎市立田島支援学校さくら分教室	川崎市川崎区桜本 1-9-15 (さくら小学校内)
高等学校	1	川崎市立川崎高等学校	川崎市川崎区中島 3-3-1
	2	神奈川県立川崎高等学校	川崎市川崎区渡田山王町 22-6
	3	神奈川県立大師高等学校	川崎市川崎区四谷下町 25-1

第 3.2-19 表(4) 学校等の状況

区分	図中 番号	名称	所在地
専修学校	1	外語ビジネス専門学校	川崎市川崎区駅前本町 22-9
	2	神奈川ビューティー&ビジネス専門学校	川崎市川崎区渡田向町 15-5
	3	日本溶接構造専門学校	川崎市川崎区本町 2-11-19
	4	米山ファッション・ビジネス専門学校	川崎市川崎区南町 15-2
各種学校	1	川崎朝鮮初級学校	川崎市川崎区桜本 2-43-1
大学・ 短期大学	1	県立保健福祉大学 川崎(殿町)キャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	2	慶應義塾大学 殿町タウンキャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	3	グローバル Biz 専門職大学	川崎市川崎区駅前本町 22-1
図書館	1	川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 12-1 タワーリ パーク 4 階
	2	川崎図書館 大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師 パークホームズ 2 階
	3	川崎図書館 田島分館	川崎市川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4 階

注：図中番号は、第 3.2-7 図に対応している。

〔「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「こどもの施設案内」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「企業主導型保育事業」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「県内大学一覧」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「交通アクセス」(グローバル Biz 専門職大学 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「川崎市立図書館一覧」(川崎市立図書館 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕

第 3.2-20 表 病院・診療所の状況

区分	図中番号	名称	所在地
病院	1	太田総合病院	川崎市川崎区日進町 1-50
	2	恒春会 馬嶋病院	川崎市川崎区日進町 24-15
	3	総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島 3-13-1
	4	宮川病院	川崎市川崎区大師駅前 2-13-13
	5	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1
	6	総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通 1-15
	7	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	川崎市川崎区桜本 2-1-5
	8	日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通 1-2-1
	9	医療法人社団慶友会 第一病院	川崎市川崎区元木 2-7-2
	10	AOI 国際病院	川崎市川崎区田町 2-9-1
	11	社会医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27
	12	汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向 1-6-20
	13	医療法人社団新東京石心会 横浜石心会病院	横浜市鶴見区豊岡町 21-1
	14	鶴見大学歯学部附属病院	横浜市鶴見区鶴見 2-1-3
	15	森山病院	横浜市鶴見区潮田町 3-145-4
	16	医療法人社団協友会 横浜鶴見リハビリテーション病院	横浜市鶴見区下野谷町 4-145-1
	17	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1
診療所 (有床)	1	大江医院	川崎市川崎区川中島 1-13-2
	2	入江医院	川崎市川崎区砂子 2-6-2 三恵ビル
	3	太田総合病院記念研究所附属診療所	川崎市川崎区日進町 1 サンスクエア川崎 7 号棟 2 階
	4	医療法人社団慶真会 川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町 2-68-7
	5	浅川産婦人科医院	鶴見区豊岡町 22-15
診療所	1	桜寿園診療所	川崎市川崎区桜本 2-39-4
	2	高良医院	川崎市川崎区大島 3-15-17
	3	ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町 1-7-6
	4	医療法人社団聖医会 安士医院	川崎市川崎区浜町 1-22-6
	5	市電通り ごうだクリニック	川崎市川崎区田島町 23-1 SOMPO ケア ラヴィーレ浜川崎
	6	特別養護老人ホームピオラ川崎 医務室	川崎市川崎区小田栄 2-1-7
	7	株式会社デイ・シイ診療所	川崎市川崎区浅野町 1-1
	8	中村医院	川崎市川崎区小田 6-6-6
	9	富士電機株式会社川崎工場診療所	川崎市川崎区田辺新田 1-1
	10	医療法人社団こうかん会水江診療所	川崎市川崎区水江町 6-21
	11	三菱化工機診療所	川崎市川崎区大川町 2-1

注：1. 図中番号は、第 3.2-8 図に対応している。

2. 「診療所」については、対象事業実施区域から 2km の範囲の施設とした。

〔「病院・診療所名簿」 (川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「横浜市の医療機関」 (横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕

第 3.2-21 表(1) 福祉施設の状況

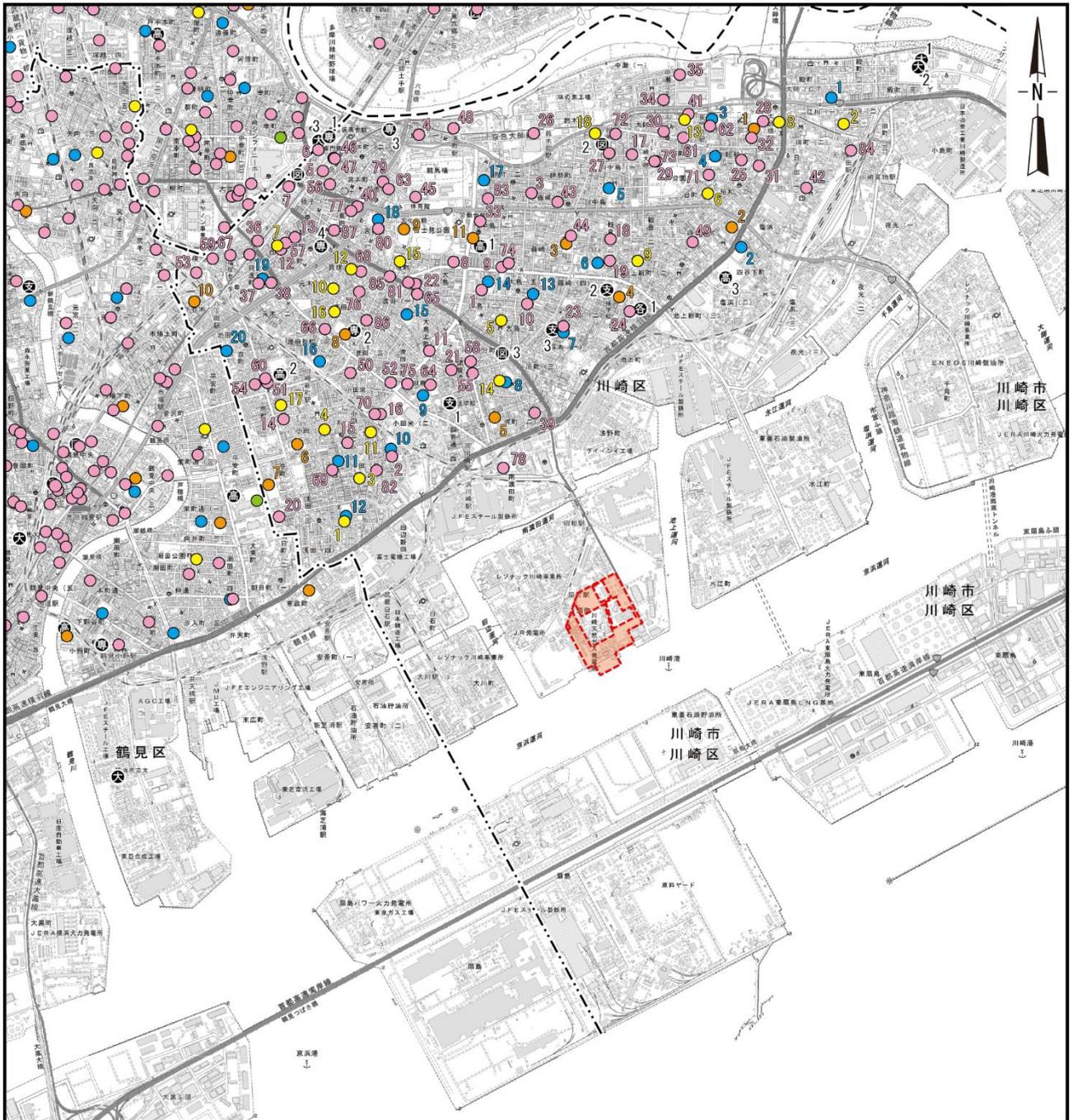
区分	図中 番号	名称	所在地
特別養護 老人ホーム	1	恒春園	川崎市川崎区小川町 10-10
	2	桜寿園	川崎市川崎区桜本 2-39-4
	3	大師の里	川崎市川崎区日ノ出 2-7-1
	4	しおん	川崎市川崎区本町 1-1-1
	5	ピオラ川崎	川崎市川崎区小田栄 2-1-7
	6	ゆとりあ	川崎市川崎区殿町 1-11-10
	7	境町フェニックス	川崎市川崎区境町 11-9
	8	川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町 5-1
	9	幸風苑	川崎市幸区都町 64-1
	10	南さいわい	川崎市幸区南幸町 3-149-3
	11	クロスハート幸・川崎	川崎市幸区河原町 1-37
	12	新鶴見ホーム	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-42
	13	しょうじゅの里鶴見	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-1
	14	新鶴見ホーム新館	横浜市鶴見区江ヶ崎町 2-42
	15	わかたけ鶴見	横浜市鶴見区矢向 1-4-20
	16	しょうじゅの里小野	横浜市鶴見区下野谷町 4-145-18
有料老人 ホーム	1	グッドタイムホーム・川崎大師	川崎市川崎区昭和 2-3-10
	2	フローレンスケアホーム川崎大師	川崎市川崎区昭和 2-5-6
	3	ライフコミュニケーション川崎	川崎市川崎区藤崎 3-6-1
	4	ベストライフ川崎	川崎市川崎区渡田新町 3-1-5
	5	エスペランサ川崎	川崎市川崎区榎町 2-2
	6	SOMPO ケア ラヴィーレ浜川崎	川崎市川崎区田島町 23-1
	7	グッドタイムナーシングホーム・川崎大師貳番館	川崎市川崎区出来野 5-3
	8	ソラリス渡田	川崎市川崎区渡田新町 1-9-3
	9	ハートフル小田	川崎市川崎区小田 4-35-12
	10	ぱんだ	川崎市川崎区浜町 2-19-15
	11	やすらぎ	川崎市川崎区田島町 16-6 1F
	12	ドリームハウス	川崎市川崎区四谷上町 1-8
	13	ピア桜本	川崎市川崎区桜本 2-36-6
	14	高齢者・障害者ケア付住宅 達磨	川崎市川崎区大島 5-18-7 マリン プラザ 1F
	15	大島スマイルイン	川崎市川崎区大島 1-15-3
	16	浅田スマイルイン	川崎市川崎区浅田 2-12-6
	17	小川町スマイルイン	川崎市川崎区小川町 12-13
	18	にじ	川崎市川崎区藤崎 1-5-1
	19	ハビネス鋼管通	川崎市川崎区鋼管通 1-19-10
	20	ファミリエ浜町	川崎市川崎区浜町 1-16-3
	21	ほほえみの家浜町	川崎市川崎区浜町 2-9-1
	22	庵の郷 渡田	川崎市川崎区渡田 4-9-16
	23	庵の郷 大師	川崎市川崎区大師駅前 2-5-2
	24	カテナ川崎マンション	川崎市川崎区渡田向町 24-6 ファ ミールカテナ内
	25	ひかりコーポ渡田東町	川崎市川崎区渡田東町 18-18
	26	医療対応住宅ケアホスピス大師	川崎市川崎区四谷上町 14-22
	27	住宅型有料老人ホーム川崎真心生楽館	川崎市川崎区日ノ出 1-12-17
	28	かんな	川崎市川崎区池上新町 1-13-2
	29	K-House	川崎市川崎区伊勢町 19-9
	30	サンハイツ渡田	川崎市川崎区渡田 2-20-19
	31	サンケアホーム渡田	川崎市川崎区渡田 1-13-9
	32	かえで	川崎市川崎区大島 2-13-6

第 3.2-21 表(2) 福祉施設の状況

区分	図中 番号	名称	所在地
有料老人 ホーム	33	住宅型老人ホーム フレンズ	川崎市川崎区田島町 23-1 2階
	34	サンケアホーム小田	川崎市川崎区小田 4-13-6
	35	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームいずみ	川崎市川崎区元木 1-3-7
	36	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームつばき	川崎市川崎区元木 2-2-12
	37	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームさくら	川崎市川崎区桜本 1-18-18
	38	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族 宮前町	川崎市川崎区宮前町 11-22
	39	住宅型有料老人ホーム キャンディ	川崎市川崎区鋼管通 2-2-7
	40	ほほえみの家浅田	川崎市川崎区浅田 3-10-9
	41	漣波ハウス	川崎市川崎区大島 1-21-8
	42	潮騒ハウス	川崎市川崎区大島 1-21-8
	43	メディホス川崎大師	川崎市川崎区四谷上町 1-11
	44	グッドタイムホーム・川崎	川崎市幸区塚越 2-260-36
	45	SOMPO ケア ラヴィーレ川崎	川崎市幸区幸町 2-632-1
	46	花珠の家さいわい	川崎市幸区中幸町 1-53-7
	47	まどか川崎	川崎市幸区南幸町 3-119-14
	48	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族	川崎市幸区柳町 55-3
	49	矢向スマイルイン	川崎市幸区塚越 4-333-89
	50	有料老人ホーム ルアナ矢向	川崎市幸区塚越 4-333-86
	51	ベルハウス	横浜市鶴見区朝日町 1-18-1
	52	花珠の家つるみ	横浜市鶴見区生麦 5-10-21
	53	霧見の郷	横浜市鶴見区下野谷町 3-88-1
	54	高齢者マンション ミザール	横浜市鶴見区向井町 4-88-21
	55	ピア汐入	横浜市鶴見区汐入町 1-20-1
	56	住宅型有料老人ホーム 輝	横浜市鶴見区下野谷町 4-127-1
	57	ほほえみの家平安町	横浜市鶴見区平安町 1-59-5
	58	ラベンダーケア 矢向第1	横浜市鶴見区矢向 6-1-9
	59	ラベンダーケア 矢向第2	横浜市鶴見区矢向 6-10-24
	60	ピアホーム鶴見	横浜市鶴見区仲通 3-74-1
	61	みるくゆ	横浜市鶴見区仲通 2-65-11
	62	ケアホーム RM 仲通	横浜市鶴見区仲通 2-68-20-201
	63	RM 汐入	横浜市鶴見区汐入町 3-49-9
	64	RM 潮田	横浜市鶴見区潮田町 1-67
	65	ゆんたく〜潮田	横浜市鶴見区潮田町 1-77-6
	66	グッドタイムホーム・多摩川	東京都大田区西六郷 4-29-1

注：図中番号は、第 3.2-9 図に対応している。

「特別養護老人ホーム」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「有料老人ホーム」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「施設をお探しの方へ」（東京都福祉局 HP、令和 7 年 7 月閲覧） より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 幼稚園
- 保育所等
- 認定こども園
- 小学校
- 中学校
- ⦿ 特別支援学校

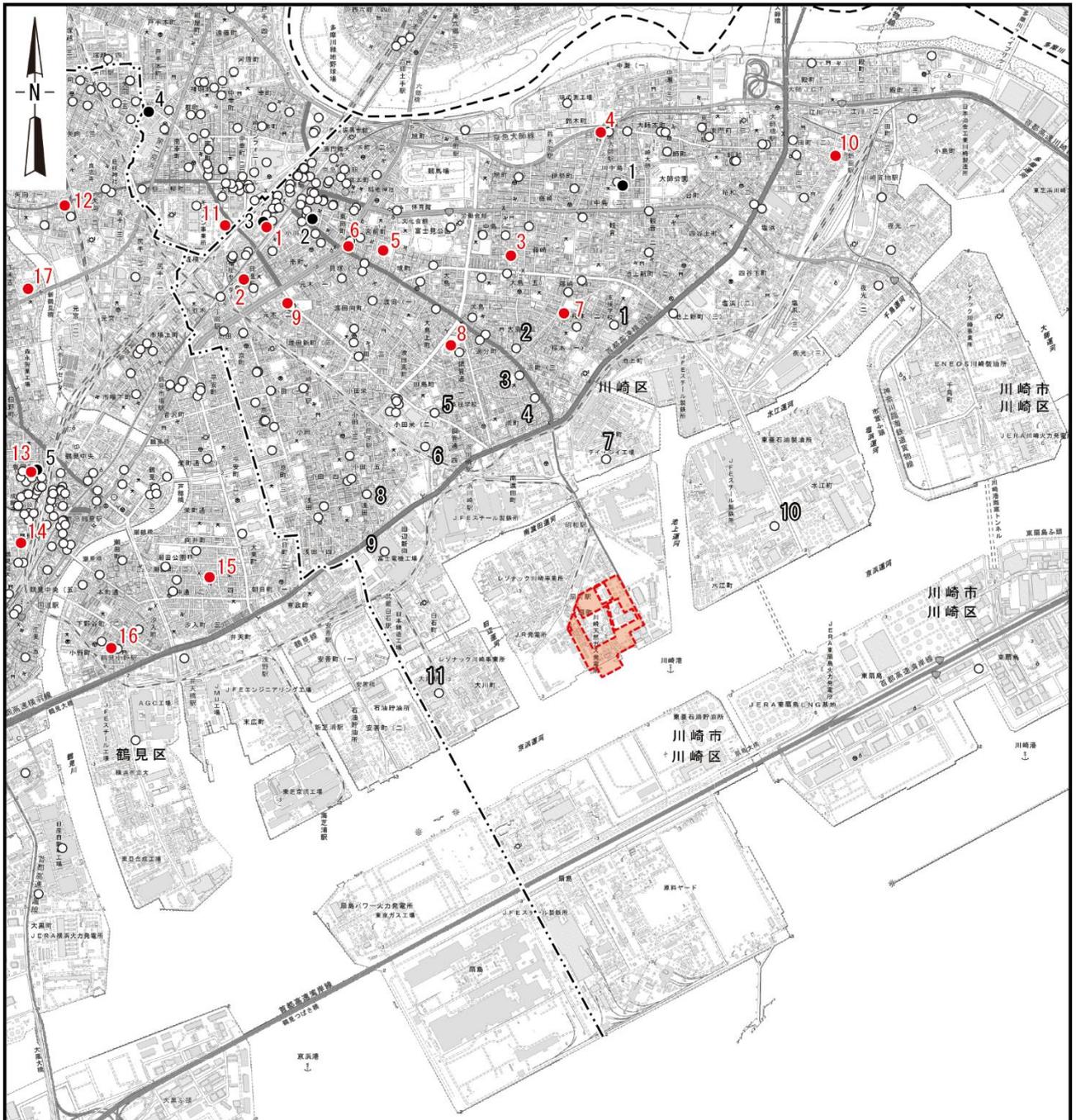
- ⦿ 高等学校
- ⦿ 専修学校
- ⦿ 各種学校
- ⦿ 大学・短期大学
- ⦿ 図書館

「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「認定こども園」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「こどもの施設案内」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「企業主導型保育事業」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「えんさがしサポート★よこはま保育」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「大田区マップ」(大田区 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「県内大学一覧」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「交通アクセス」(グローバル Biz 専門職大学 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「川崎市立図書館一覧」(川崎市立図書館 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「横浜市立図書館 一覧」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「図書館」(大田区 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-7 図 学校等の位置



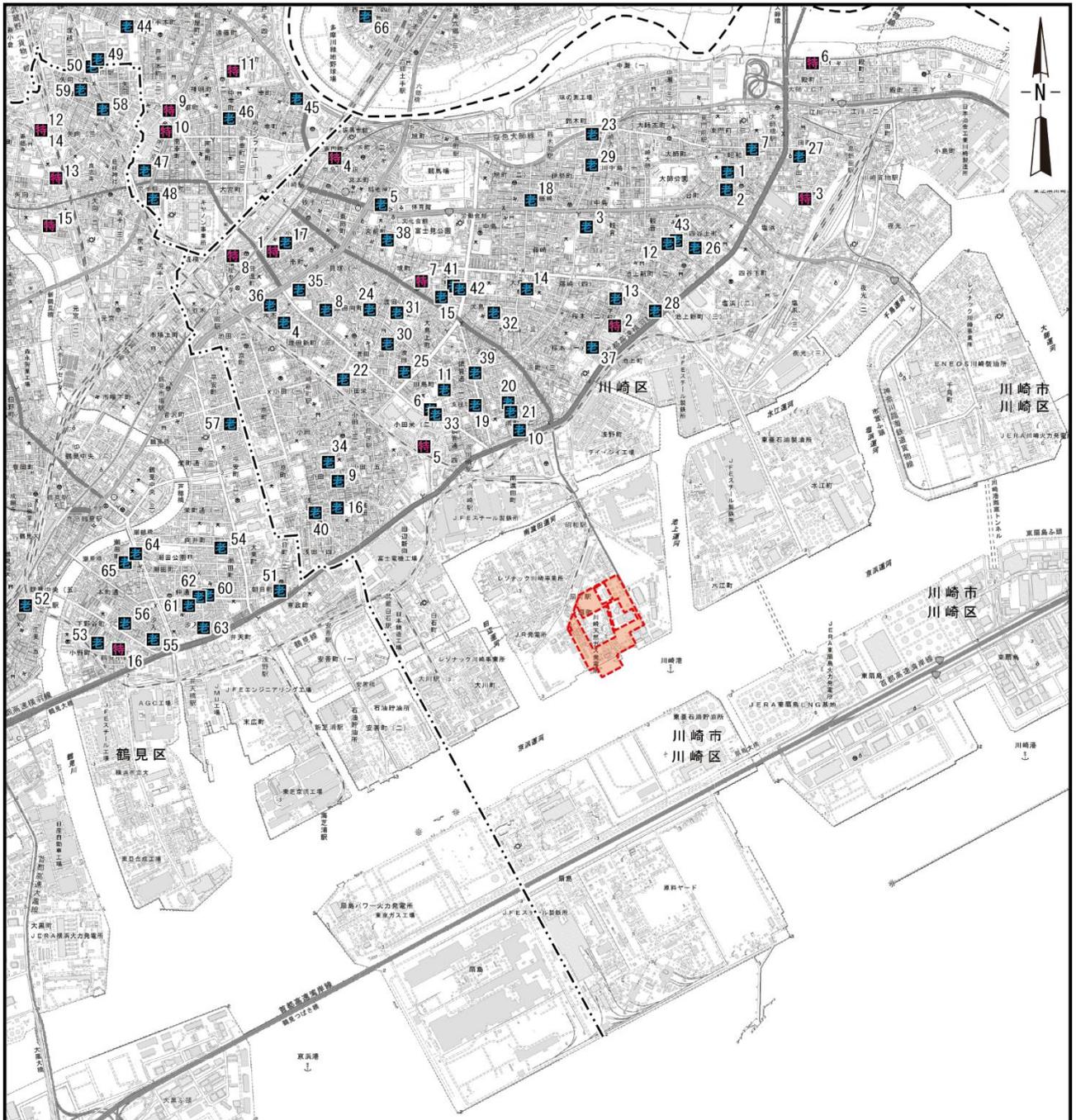
凡例

- 対象事業実施区域
- 病院
- 診療所（有床）
- 診療所

〔「病院・診療所名簿」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 〔「横浜市の医療機関」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-8 図 病院・診療所の位置



凡 例

- 対象事業実施区域
- 特別養護老人ホーム
- 有料老人ホーム

「特別養護老人ホーム」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「有料老人ホーム」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「高齢者福祉保健施設一覧」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「施設をお探しの方へ」(東京都福祉局 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



第 3.2-9 図 福祉施設の位置

### 3.2.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域が位置する川崎区扇町は、下水道整備計画区域外となっている。

川崎市における令和5年度の下水道の整備状況は、第3.2-22表のとおりである。

川崎市では、処理区域の面積に対する普及率は94.9%、人口に対する普及率は99.5%である。

また、川崎区では、処理区域の面積に対する普及率は99.9%、人口に対する普及率は100.0%である。

第3.2-22表 下水道の整備状況（令和5年度）

区分	行政区域面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	認可区域面積 (ha)	排水区域		処理区域		行政区域人口 (人)	排水区域		処理区域		水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
				面積 (ha)	普及率 (%)	面積 (ha)	普及率 (%)		人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)		
川崎市	14,435	12,727	11,290	10,723	94.9	10,723	94.9	1,548,254	1,541,588	99.5	1,541,588	99.5	1,526,679	99.7
川崎区	4,025	3,605	1,395	1,395	99.9	1,395	99.9	230,942	230,942	100.0	230,942	100.0	232,999	99.9
幸区	1,009	870	875	872	99.7	872	99.7	173,193	173,044	99.9	173,044	99.9	172,536	99.8

注：行政区域人口の別人口は計画区域人口であり、年度計には計画区域外人口184人を含む。

〔「川崎市統計書 令和6（2024）年版」（川崎市、令和7年）より作成〕

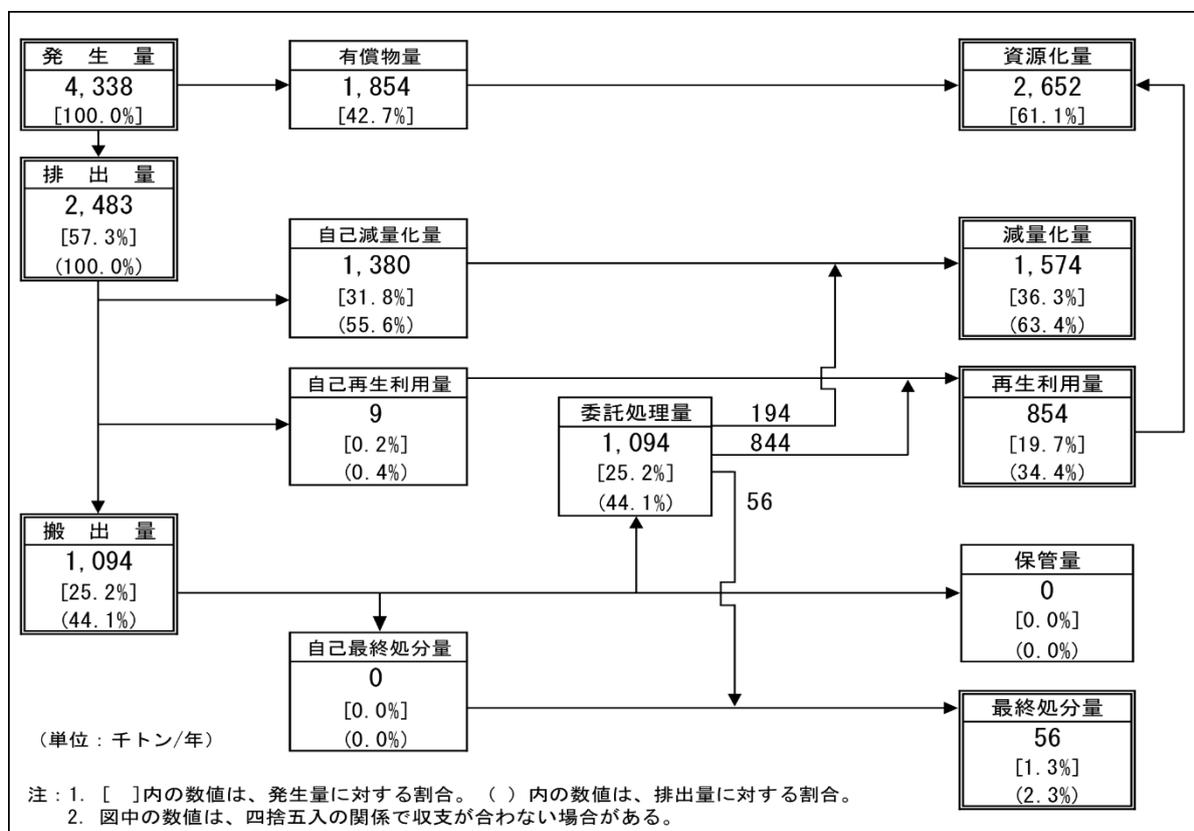
### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 産業廃棄物発生量

川崎市では、循環型社会の形成の推進を図るため、川崎市内の産業廃棄物の発生量及び処理状況等の現状を的確に把握することを目的とした川崎市産業廃棄物実態調査を5年に一度実施しており、直近では令和5年度の実績が取りまとめられている。

産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は第3.2-10図のとおりであり、川崎市内で発生した産業廃棄物の流れをまとめると、再生利用量が854千トン（排出量の34.4%）、減量化量が1,574千トン（同63.4%）、最終処分量が56千トン（同2.3%）である。

また、種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量は第3.2-23表のとおりであり、排出量を種類別で見ると、有機性汚泥が990千トンで最も多く、次いで無機性汚泥が458千トン、がれき類が373千トンである。



[「令和6年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（川崎市、令和7年）より作成]

第3.2-10図 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要（令和5年度）

第 3.2-23 表 種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量（令和 5 年度）

（単位：千トン/年）

区 分	合 計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず
発生量	4,338 (100%)	25 (0.6%)	1,045 (24.1%)	515 (11.9%)	60 (1.4%)	131 (3.0%)	56 (1.3%)	50 (1.2%)	3 (0.1%)	39 (0.9%)
排出量	2,483 (100%)	9 (0.4%)	990 (39.9%)	458 (18.4%)	58 (2.3%)	131 (5.3%)	56 (2.3%)	50 (2.0%)	3 (0.1%)	39 (1.6%)
搬出量	1,094 (100%)	9 (0.9%)	38 (3.4%)	200 (18.3%)	37 (3.3%)	11 (1.0%)	19 (1.7%)	50 (4.5%)	3 (0.3%)	39 (3.6%)
最終処分量	56 (100%)	3 (5.4%)	3 (6.1%)	8 (13.5%)	—	—	—	3 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.6%)

区 分	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
発生量	0 (0.0%)	8 (0.2%)	—	0 (0.0%)	107 (2.5%)	109 (2.5%)	1,494 (34.4%)	382 (8.8%)	250 (5.8%)	62 (1.4%)
排出量	0 (0.0%)	7 (0.3%)	—	0 (0.0%)	16 (0.6%)	108 (4.4%)	39 (1.6%)	373 (15.0%)	86 (3.4%)	61 (2.5%)
搬出量	0 (0.0%)	7 (0.6%)	—	0 (0.0%)	16 (1.5%)	108 (9.9%)	39 (3.6%)	369 (33.7%)	89 (8.2%)	61 (5.6%)
最終処分量	0 (0.0%)	—	—	—	0 (0.8%)	9 (15.2%)	1 (1.3%)	15 (27.0%)	5 (8.1%)	9 (16.4%)

注：1. ( )内の値は、合計に対する割合である。

2. 「—」は、出典内に値の記載がないものを示す。

〔「令和 6 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和 5 年度実績）」（川崎市、令和 7 年）より作成〕

## 2. 産業廃棄物処理施設の立地状況

対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲にある市区町村における産業廃棄物処理施設数（中間処理施設及び最終処分場）は、第 3.2-24 表及び第 3.2-11 図のとおりであり、中間処理施設は 1,445 箇所、最終処分場は 15 箇所である。

### 第 3.2-24 表 産業廃棄物の処理施設数

#### 【神奈川県】

市区町村	川崎市	横浜市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市
中間処理施設	79	157	45	26	14	2	5	17	8	0	1	13	18
最終処分場	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	愛川町	清川村	神奈川県計
中間処理施設	4	2	5	2	22	0	5	0	0	2	23	0	450
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

#### 【東京都】

市区町村	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
中間処理施設	1	0	0	1	0	1	17	47	3	1	66	3	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

市区町村	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	八王子市	立川市	武蔵野市
中間処理施設	1	0	1	4	4	11	1	97	10	22	32	4	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
中間処理施設	0	6	3	4	4	6	0	1	1	3	0	11	1
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	東京都計
中間処理施設	1	0	0	2	4	2	6	6	7	1	25	8	429
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

#### 【千葉県】

市区町村	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	茂原市	佐倉市	習志野市	柏市	市原市	流山市	八千代市
中間処理施設	56	32	19	13	11	17	2	9	3	16	37	1	13
最終処分場	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0

市区町村	我孫子市	鴨川市	鎌ヶ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市	袖ヶ浦市	八街市	印西市	白井市	南房総市	大網白里市
中間処理施設	2	4	0	6	9	0	4	19	4	4	27	3	0
最終処分場	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	長柄町	長南町	大多喜町	鋸南町	千葉県計
中間処理施設	8	0	1	2	322
最終処分場	0	0	0	0	10

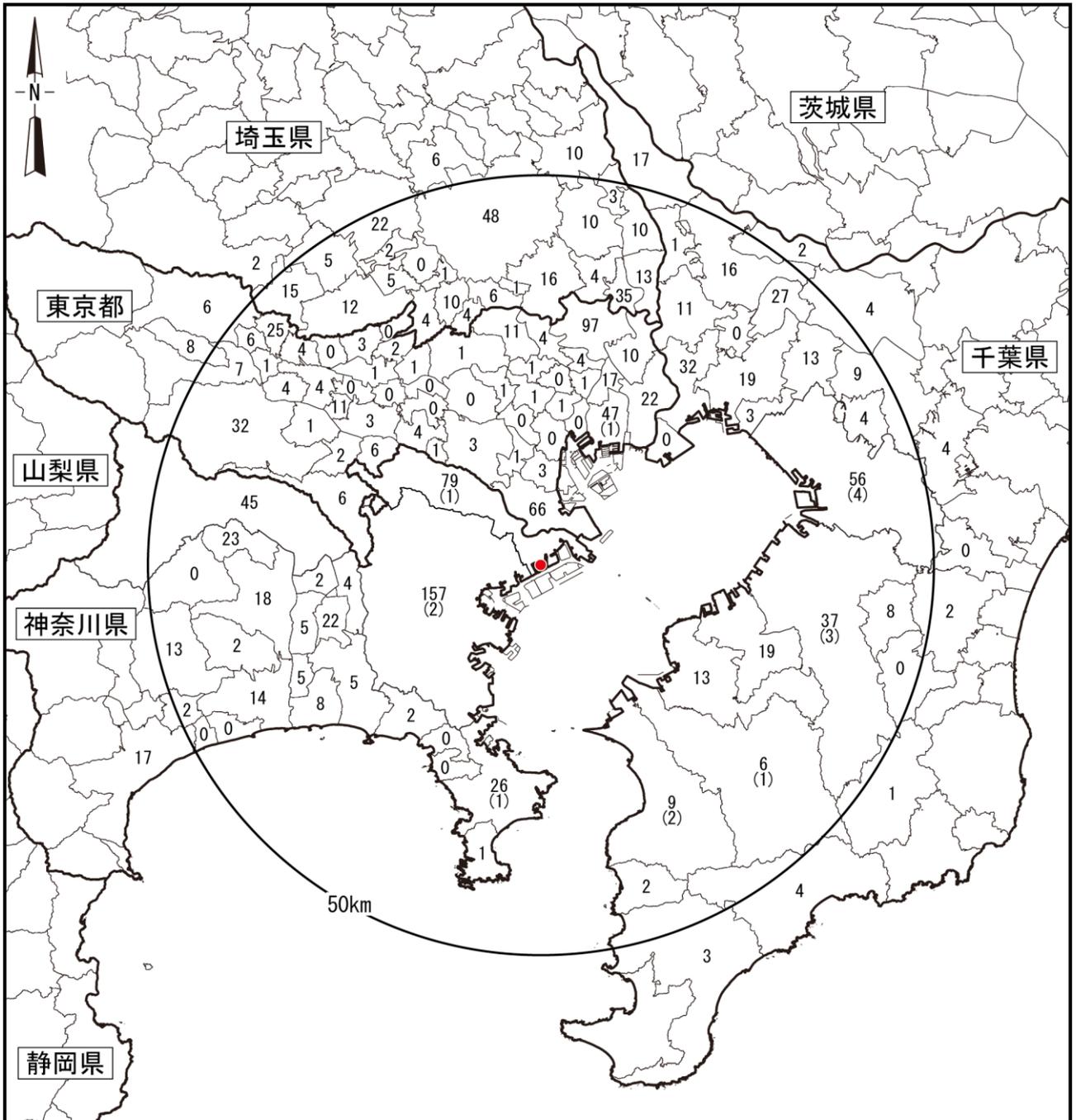
#### 【埼玉県】

市区町村	さいたま市	川越市	川口市	所沢市	飯能市	春日部市	狭山市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市
中間処理施設	48	22	16	12	2	10	5	6	4	10	1	6	15
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	朝霞市	志木市	和光市	新座市	八潮市	富士見市	三郷市	吉川市	ふじみ野市	三芳町	松伏町	埼玉県計	合計
中間処理施設	10	1	4	4	35	0	13	10	2	5	3	244	1,445
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年9月30日現在）」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）  
「かながわ環境整備センター」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業に関して 処理業者情報（令和7年8月1日現在）」（川崎市 HP、令和7年8月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和7年8月1日現在）」（横浜市 HP、令和7年8月閲覧）  
「許可業者一覧名簿（令和7年8月1日現在）」（相模原市 HP、令和7年8月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年3月1日現在）」（横須賀市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者検索システム」（東京都環境局 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者許可業者一覧（令和5年7月6日現在）」（八王子市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（千葉県 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和7年4月1日現在）」（千葉市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者及び施設の一覧について」（船橋市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年1月1日現在）」（柏市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（埼玉県 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者許可業者名簿（令和7年5月12日現在）」（さいたま市 HP、令和7年7月閲覧）  
「川越市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業者許可業者名簿（令和7年5月14日現在）」（川越市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年7月2日現在）」（川口市 HP、令和7年7月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年4月1日現在）」（越谷市 HP、令和7年7月閲覧）  
「処理業許可情報検索」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、令和7年7月閲覧）

より作成



凡 例

● 対象事業実施区域

- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年9月30日現在）」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）
- 「かながわ環境整備センター」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業に関して 処理業者情報（令和7年8月1日現在）」（川崎市 HP、令和7年8月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業者名簿（令和7年8月1日現在）」（横浜市 HP、令和7年8月閲覧）
- 「許可業者一覧名簿（令和7年8月1日現在）」（相模原市 HP、令和7年8月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年3月1日現在）」（横須賀市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業者検索システム」（東京都環境局 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和5年7月6日現在）」（八王子市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（千葉県 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業者名簿（令和7年4月1日現在）」（千葉市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業者及び施設の一覧について」（船橋市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年1月1日現在）」（柏市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（埼玉県 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処理業許可業者名簿（令和7年5月12日現在）」（さいたま市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「川越市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿（令和7年5月14日現在）」（川越市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年7月2日現在）」（川口市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「産業廃棄物処分業者名簿（令和7年4月1日現在）」（越谷市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「処理業許可情報検索」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、令和7年7月閲覧）

より作成

0 20 40km

注：図中の数字は、中間処理施設の数を示し、（）内の数字は最終処分場の数を示す。

第 3.2-11 図 産業廃棄物処理施設の立地状況

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令

##### (1) 環境基準等

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企143号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企262号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）により全国一律に定められており、その内容は第3.2-25表のとおりである。

第 3.2-25 表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 年平均値が長期基準（15 μg/m <sup>3</sup> ）以下であり、かつ、1 日平均の年間 98 パーセントイル値が短期基準（35 μg/m <sup>3</sup> ）以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
備考			
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>			

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）  
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環大企 143 号）  
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）  
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53 年環大企 262 号）  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成 21 年環水大総発第 090909001 号）  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）

より作成

また、「川崎市環境基本条例」（平成3年川崎市条例第28号、最終改正：令和3年3月24日）に基づく環境目標値、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年川崎市条例第50号、最終改正：令和7年3月26日）に基づく対策目標値及び地区別の対策目標量が定められている。

川崎市環境目標値及び対策目標値は第3.2-26表、地区別の対策目標量は第3.2-27表のとおりである。

第3.2-26表 川崎市環境目標値及び対策目標値

物質	川崎市環境目標値		川崎市対策目標値	
	二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	1時間値
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	0.0125mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値の1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。				

「環境目標値の設定について」（平成12年川崎市告示第599号）  
「対策目標値の設定について」（平成28年川崎市告示第512号）より作成

第3.2-27表 地区別の対策目標量

物質	対策目標量		
	川崎区（大師及び田島支所の所管区域に限る。）の地区	川崎区（大師及び田島支所の所管区域を除く。）及び幸区の地区	川崎市域のうち川崎区及び幸区の地区以外の地区
硫黄酸化物	1,990t/年以下	20t/年以下	40t/年以下
窒素酸化物	9,330t/年以下		
粒子状物質	2,120t/年以下		

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和7年6月30日）より作成

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）により、第3.2-28表のとおり定められており、対象事業実施区域及びその周囲における地域の類型指定状況は、第3.2-29表及び第3.2-12図のとおりである。対象事業実施区域は工業専用地域のため地域の類型は指定されていない。

### 第3.2-28表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注：幹線交通を担う道路とは、「道路法」（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）  
 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企257号）より作成

第 3.2-29 表 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定  
(川崎市及び横浜市)

地域の類型	用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

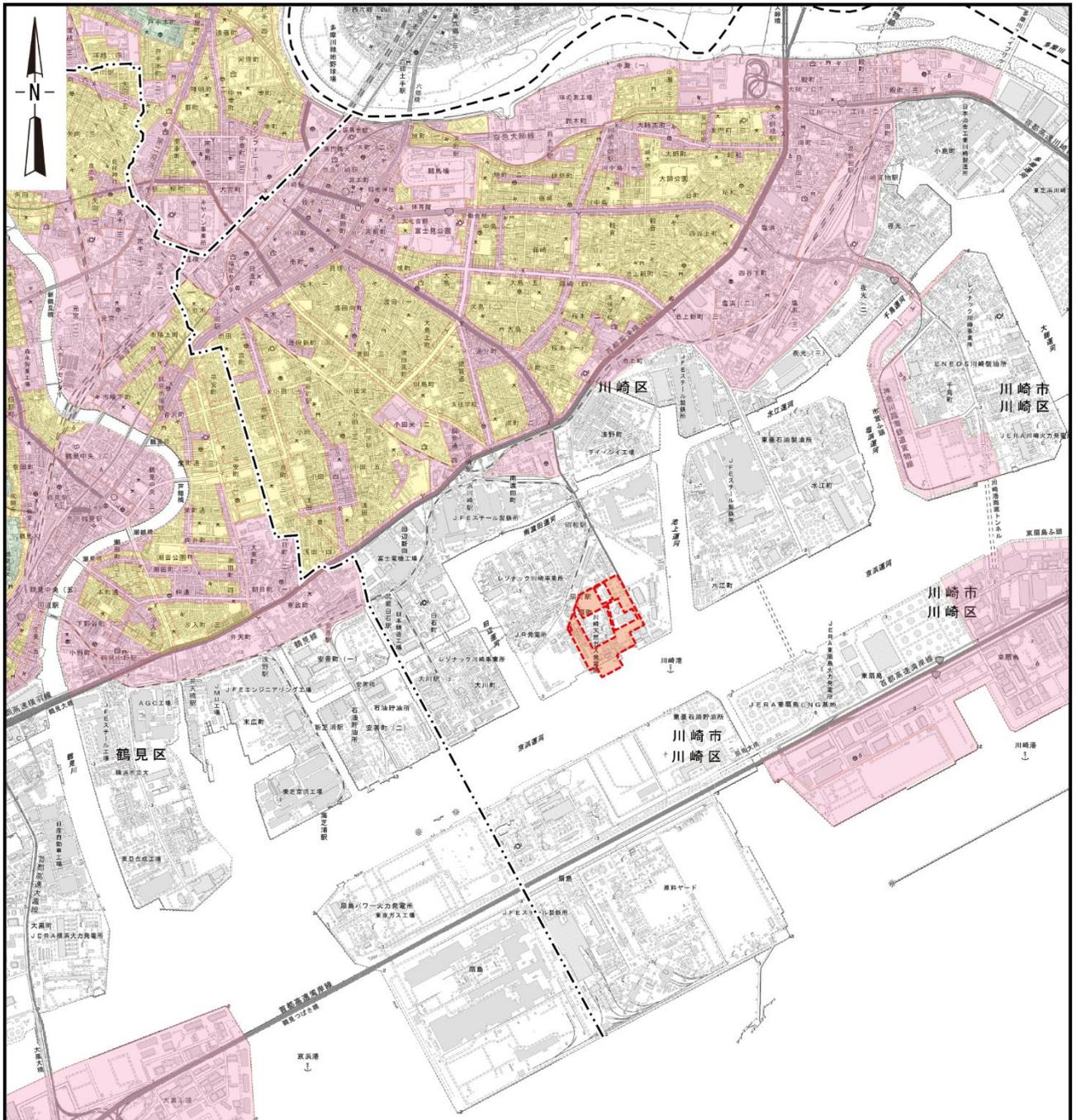
注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」  
(平成 24 年川崎市告示第 135 号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」  
(令和 3 年川崎市告示第 131 号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成 24 年横浜市告示第 82 号)

より作成



凡例

 対象事業実施区域

【類型】

-  : A 類型 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域)
-  : B 類型 (第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域)
-  : C 類型 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

〔国土数値情報 都市計画決定情報データ〕(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」  
 (平成24年川崎市告示第135号)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」  
 (令和3年川崎市告示第131号)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年横浜市告示第82号)  
 より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-12 図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

### ③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和7年3月31日）により、公共用水域については第3.2-30表、地下水については第3.2-31表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、類型指定が行われている河川及び海域の状況は第3.2-13図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）についてはB類型又はC類型に、一般項目（全窒素・全リン）等についてはIV類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物A類型に、底層溶存酸素量については生物1類型及び生物2類型に指定されている。

### 第3.2-30表(1) 水質汚濁に係る環境基準

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

「水質汚濁に係る環境基準について」  
 （昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成

### 第 3.2-30 表(2) 水質汚濁に係る環境基準

#### 2. 生活環境の保全に関する環境基準

##### (1) 河川（湖沼を除く。）

##### ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/mL 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考 基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」  
 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日） より作成

第 3.2-30 表(3) 水質汚濁に係る環境基準

(2) 海 域

ア

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級、工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における COD の測定方法は、アルカリ性法とする。
3. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 水産 1 級及び水産 2 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
7. 「検出されないこと」とは、昭和 46 年環境庁告示第 59 号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類 型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及びIV以下の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備 考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備 考 基準値は、年間平均値とする。				

エ

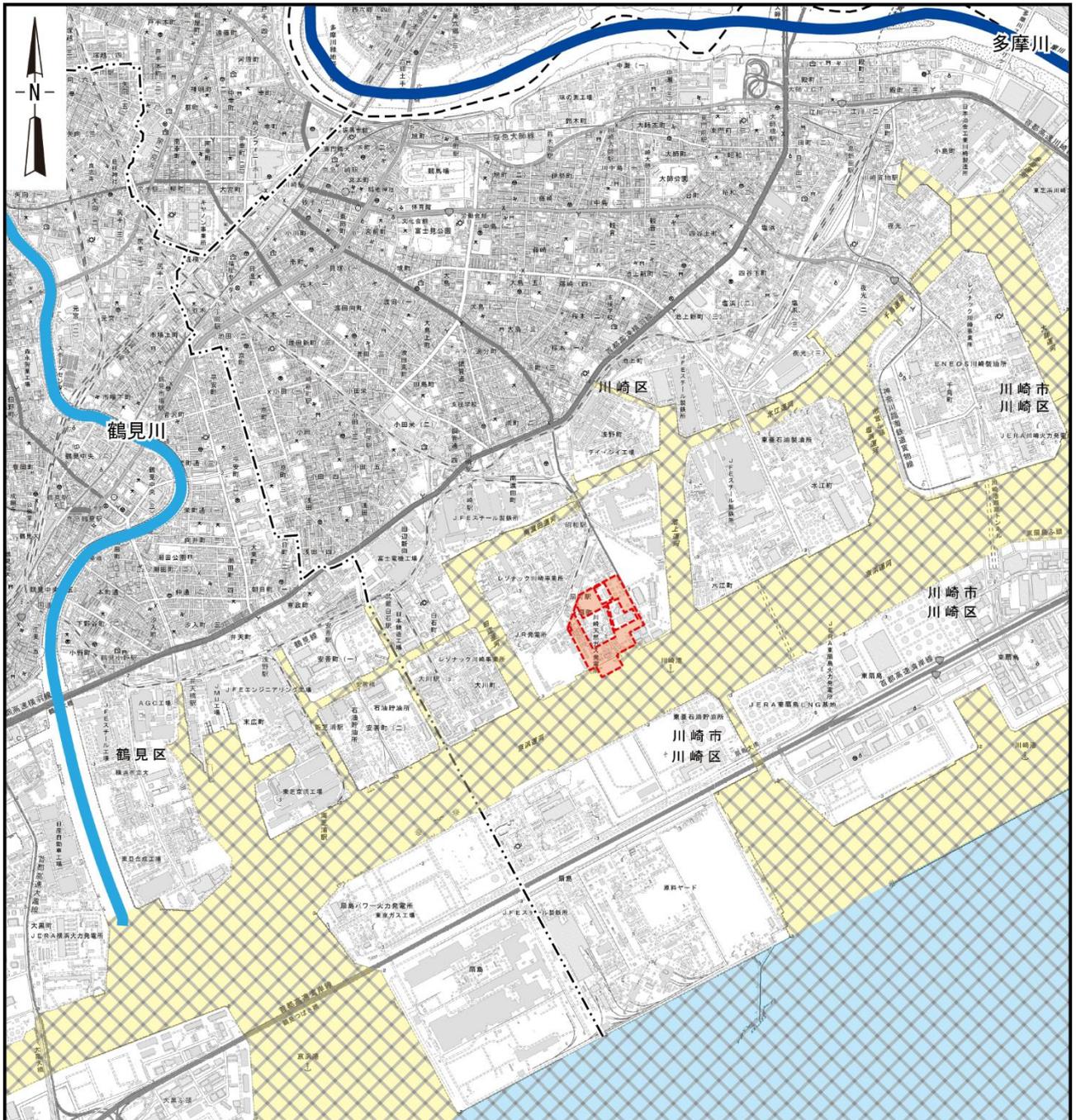
類 型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) より作成

第 3.2-31 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、平成 9 年環境庁告示第 10 号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」  
 (平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) より作成



凡例

  対象事業実施区域

海域の水域類型指定状況

- 一般項目 (COD等) : B類型 / 底層溶存酸素量 : 生物1
- 一般項目 (COD等) : C類型 / 底層溶存酸素量 : 生物2
- 一般項目 (全窒素・全燐) : IV類型
- 水生生物 (全亜鉛等) : 生物A類型

河川の水域類型指定状況

- 一般項目 (BOD等) : B類型 / 水生生物 (全亜鉛) : 生物B類型
- 一般項目 (BOD等) : C類型 / 水生生物 (全亜鉛) : 生物B類型

〔「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和6年)  
 「琵琶湖・東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について」  
 (環境省報道発表資料、令和3年12月28日) より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-13 図 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日）により、第3.2-32表のとおり定められている。

第 3.2-32 表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年環境庁告示第 46 号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」  
（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

### ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）により、第 3.2-33 表のとおり定められている。

第 3.2-33 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成〕

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準等が定められている。対象事業の実施に当たっては、政令に定めるばい煙発生施設（ガスタービン）を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受ける。川崎市及び横浜市は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域となっている。

また、対象事業実施区域は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）の対策地域に指定されている。さらに、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号、最終改正：令和 7 年 3 月 28 日）により、条例に規定する排出基準を満たさないディーゼル車の県内全域での運行を禁止する規制を実施している。

#### a. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針」（平成 22 年川崎市告示第 281 号）により、施設の種類及び規模ごとに排出基準及び指針値が定められている。対象事業に適用される規制基準及び指針値は、第 3.2-34～第 3.2-37 表のとおりである。

第 3.2-34 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	窒素酸化物の量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	70cm <sup>3</sup>	16%
備考 この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。 $C = ( (21 - O_n) / (21 - O_s) ) \cdot C_s$ C : 窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> ) O <sub>n</sub> : 標準酸素濃度 (%) O <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。) C <sub>s</sub> : 規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> )			

「大気汚染防止法施行規則」  
(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成

第 3.2-35 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準

規制市域	対象工場の規模	総量規制基準
川崎市域	重油換算合計量 4.0kL/h 以上	$Q=1.37W^{0.95}+0.96\{(W+W_i)^{0.95}-W^{0.95}\}$ <p>Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)                      W : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (kL/h)                      W<sub>i</sub>: 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日以後新たに設置された窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量と特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設のうち、昭和 57 年 4 月 1 日以後に構造等の変更がされた窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量を合計した量 (kL/h)</p>

〔「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」  
(昭和 57 年神奈川県告示第 309 号、最終改正：平成 11 年 9 月 24 日) より作成〕

第 3.2-36 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく窒素酸化物の規制基準

作業	区分	総量規制基準
発電の作業* (ガスタービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン)	日規制基準 (1 日に排出を許容される窒素酸化物の量)	使用熱量 10 <sup>5</sup> kJ 当たり 3.8g 以下
	年規制基準 (1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量)	$Q=\sum Q_i$ $Q_i=\alpha \times \beta \times H$ <p>Q : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量 (t/年)                      Q<sub>i</sub> : 排出区分ごとの窒素酸化物の量 (t/年)                      α : 排出区分ごとの使用熱量 (10<sup>10</sup>kJ) 当たりの窒素酸化物の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.463)                      β : 排出区分ごとの係数 (本事業では 0.7)                      H : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (10<sup>10</sup>kJ/年)</p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が 0.63 × 10<sup>10</sup>kJ 以上の指定事業所

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成〕

第 3.2-37 表 環境への負荷の低減に関する指針の窒素酸化物

施設種別	指針値	標準酸素濃度
ガスタービン	5ppm 以下	16%

〔「環境への負荷の低減に関する指針」 (平成 22 年川崎市告示第 281 号) より作成〕

b. ばいじん・粒子状物質

ばいじんについては、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。

また、粒子状物質については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により排出基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は、第 3.2-38 表及び第 3.2-39 表のとおりである。

第 3.2-38 表 大気汚染防止法に基づくばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	ばいじんの量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	0.04g	16%
<p>備考</p> <p>この表のばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。</p> $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \cdot C_s$ <p>C : ばいじんの量 (g)            O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度 (%)            O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては、20% とする。)            C<sub>s</sub> : 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)</p>			

「大気汚染防止法施行規則」  
 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成

第 3.2-39 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく  
 粒子状物質の規制基準

作業	区分	総量規制基準
発電の作業* (ガスタービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン)	年規制基準 (1 年間に排出を許容される粒子状物質の量)	$Q = \sum Q_i + 0.094 \times Q_N$ $Q_i = \gamma \times P \times H$ <p>Q : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される粒子状物質の量 (t/年)            Q<sub>i</sub> : 排出区分ごとの粒子状物質の量 (t/年)            γ : 排出区分ごとの係数 (対象事業では 0.7)            P : 排出区分ごとの使用熱量 (10<sup>10</sup>kJ) 当たりの粒子状物質の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.030)            H : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (10<sup>10</sup>kJ/年)            Q<sub>N</sub> : 窒素酸化物の年規制基準 (t/年)</p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が 0.63 × 10<sup>10</sup>kJ 以上の指定事業所

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成

## ② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められている。

### a. 工場騒音の規制基準

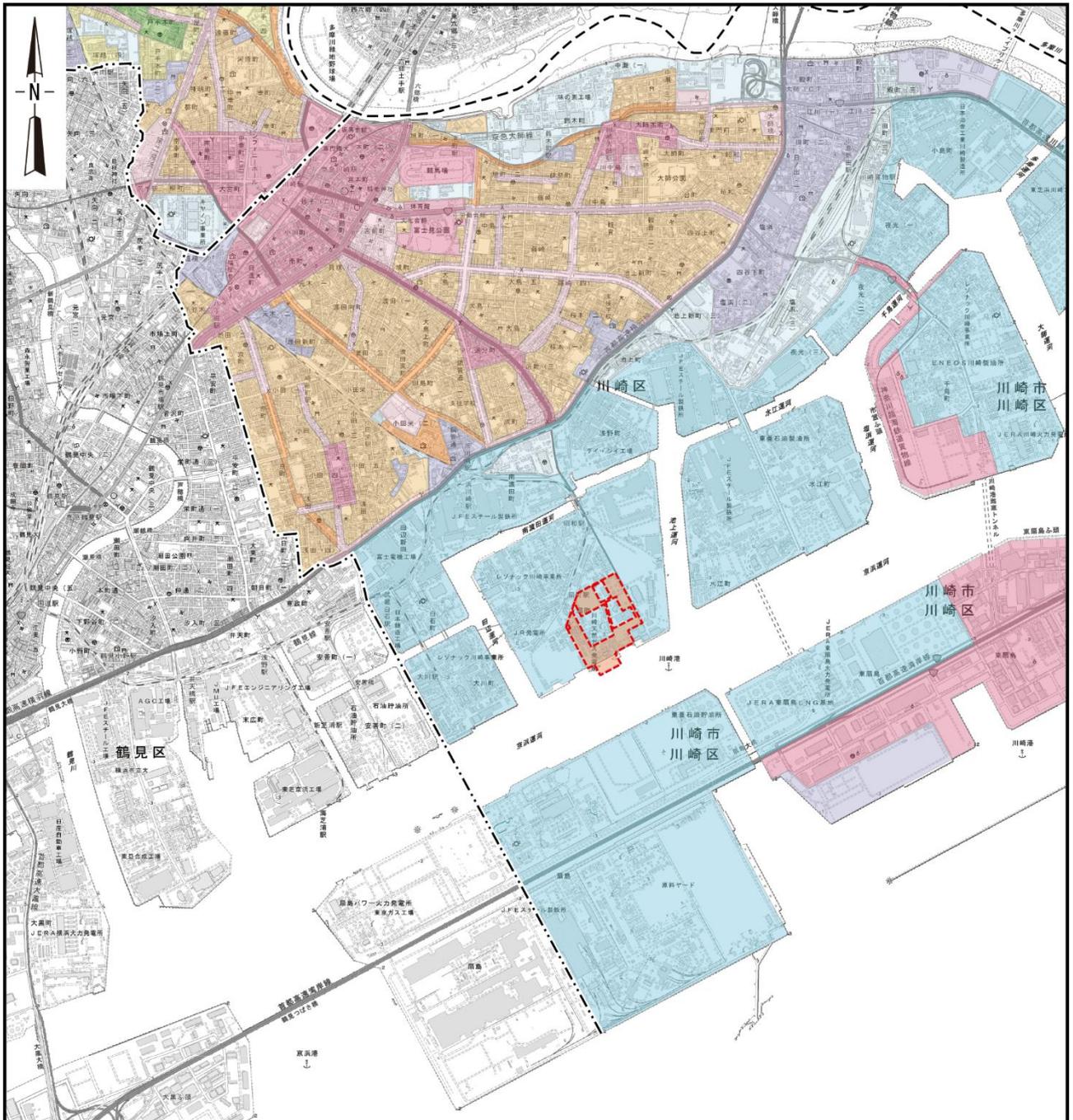
対象事業実施区域は工業専用地域のため「騒音規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する騒音の規制基準は第 3.2-40 表及び第 3.2-14 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-40 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る  
工場騒音の規制基準

用途地域	時間の区分		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日)  
「騒音の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



凡例

     対象事業実施区域

〔「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)〕  
 「騒音の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成

用途地域	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	午後11時から翌日の午前6時まで
第一種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
工業専用地域	75デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-14 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場騒音の規制基準

## b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい騒音を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-41表及び第3.2-42表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-15図のとおりである。

第3.2-41表 特定建設作業に係る規制基準（騒音）

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 許容期間	休日作業 の禁止
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベル	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時まで  第2号区域 午後10時から 翌日の 午前6時まで	第1号区域 10時間 を超えない こと  第2号区域 14時間 を超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜・休日 でないこと
2	びょう打機を使用する作業					
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）					
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）					
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）					
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業					
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業					
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業					

注：第1号区域及び第2号区域は、第3.2-42表に掲げる区域とする。

「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日）  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）  
「特定建設作業について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）  
「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）より作成

第 3.2-42 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制の区域の区分

区 域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
第 2 号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

「特定建設作業について」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「特定建設作業の規制に関する基準」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として、第 3.2-43 表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の要請限度の規制区域は、第 3.2-16 図の区域である。

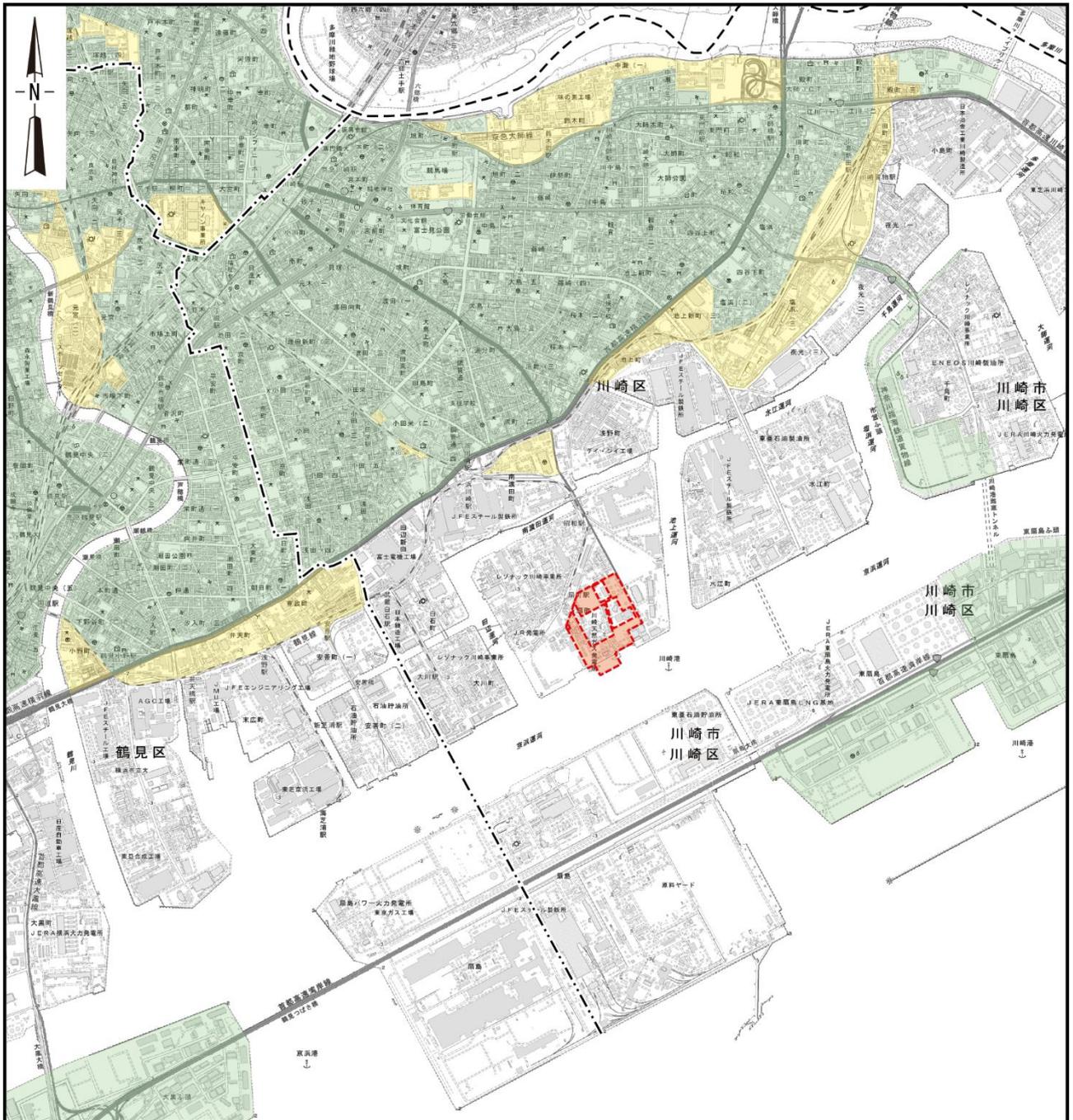
第 3.2-43 表 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備 考

- 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例
  - 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。  
 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。
    - ①「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の区間)
    - ②「道路運送法」(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路
- a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。
  - a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
  - b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域
  - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)  
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」  
 (平成 12 年横浜市告示第 78 号、最終改正：平成 13 年 1 月 5 日) より作成



凡例

  対象事業実施区域

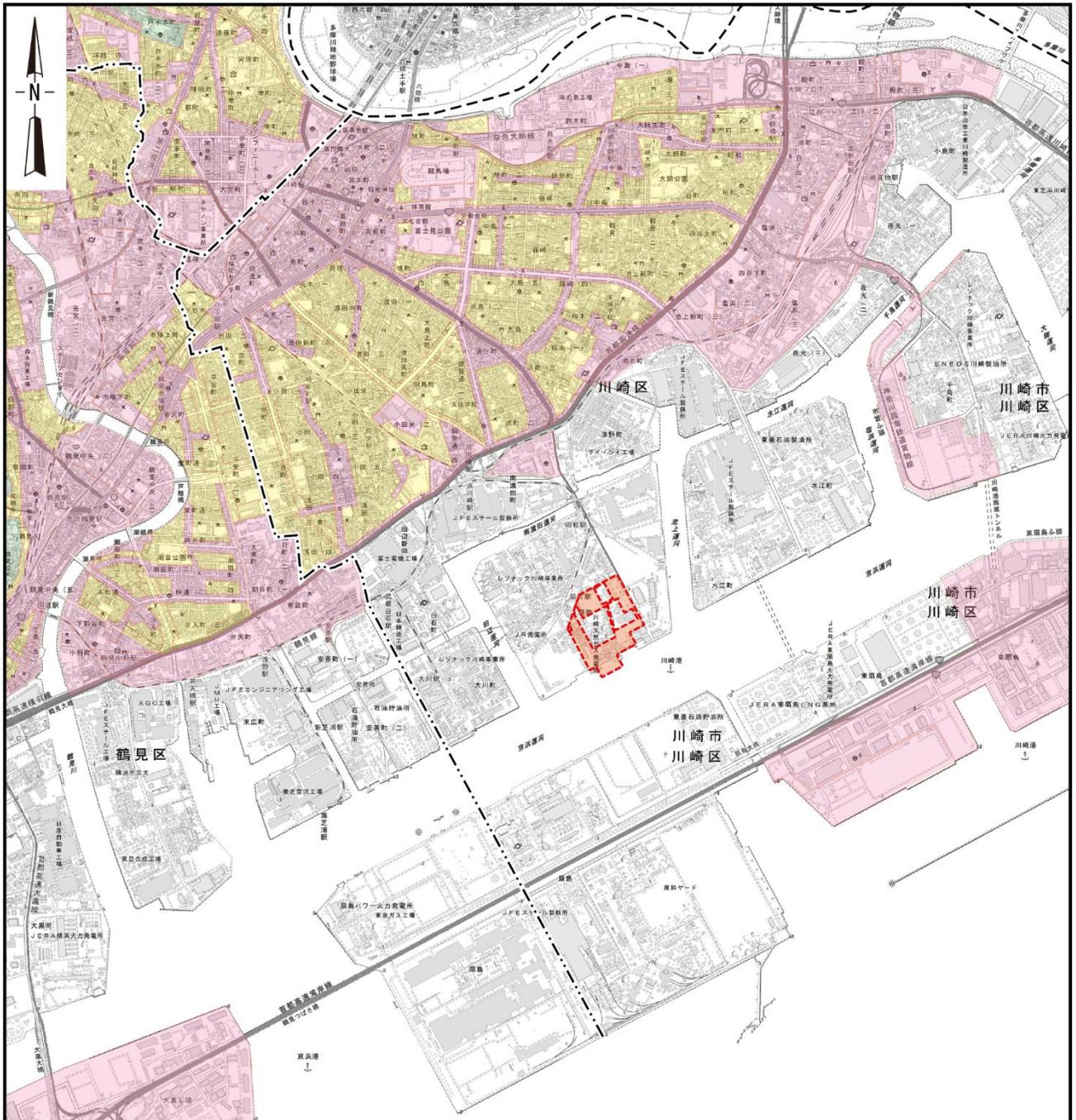
【区域の区分】

- : 第1号区域 (第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域)
- : 第2号区域 (工業地域のうち、前号の区域以外の区域)

(「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和7年7月閲覧)  
 「特定建設作業について」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)  
 「特定建設作業の規制に関する基準」(横浜市 HP、令和7年7月閲覧) より作成)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-15 図 特定建設作業に係る規制の区域区分 (騒音・振動)



凡例

 対象事業実施区域

〔国土数値情報 都市計画決定情報データ〕(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)  
 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)  
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)  
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」  
 (平成12年横浜市告示第78号、最終改正：平成13年1月5日) より作成

【区域の区分】

-  : a区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域)
-  : b区域 (第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びその他の地域)
-  : c区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-16 図 自動車騒音の要請限度の区域の指定状況

### ③ 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

#### a. 工場振動の規制基準

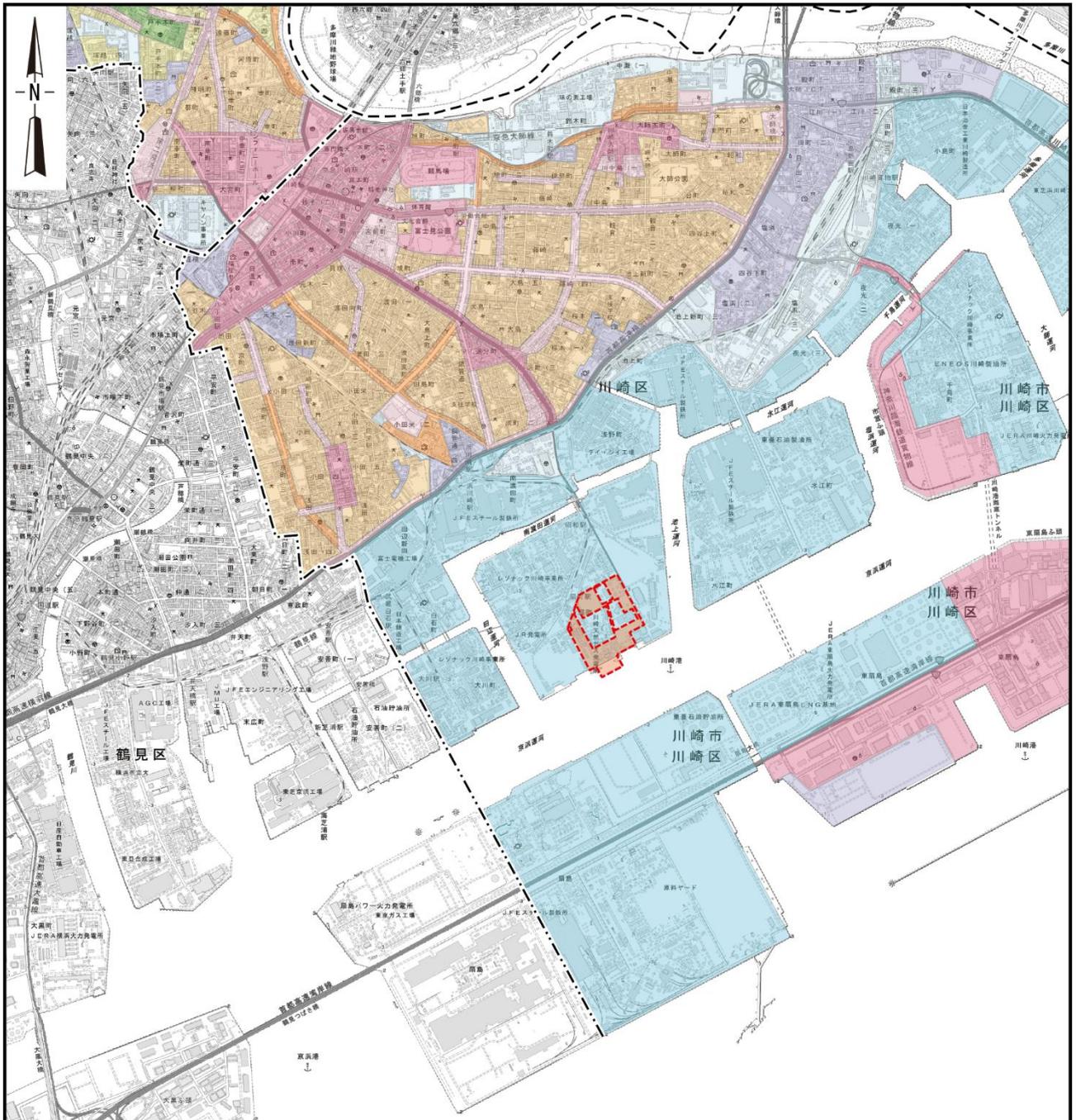
対象事業実施区域は工業専用地域のため「振動規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する振動の規制基準は第 3.2-44 表及び第 3.2-17 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-44 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る  
工場振動の規制基準

用途地域	時間の区分	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
工業地域	70 デシベル以下	60 デシベル以下
工業専用地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日）  
「振動の規制基準一覧」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成



凡例

     対象事業実施区域

〔「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「振動の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) により作成〕

用途地域	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種中高層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
第二種中高層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
第一種住居地域	65デシベル以下	55デシベル以下
第二種住居地域	65デシベル以下	55デシベル以下
準住居地域	65デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
商業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	60デシベル以下
工業専用地域	70デシベル以下	65デシベル以下



第 3.2-17 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場振動の規制基準

## b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい振動を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-45表及び第3.2-46表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-15図のとおりである。

### 第3.2-45表 特定建設作業に係る規制基準（振動）

建設作業の種類	基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業許容期間	休日作業の禁止
1	特定建設作業の場所の敷地境界線において75デシベル	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時まで	1号区域 1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
2					
3		舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）			
4		ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）			

「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号、最終改正：令和3年12月24日）  
 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）より作成

### 第3.2-46表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制の区域の区分

区域	区域の区分
第1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
第2号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

「特定建設作業について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）  
 「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）より作成

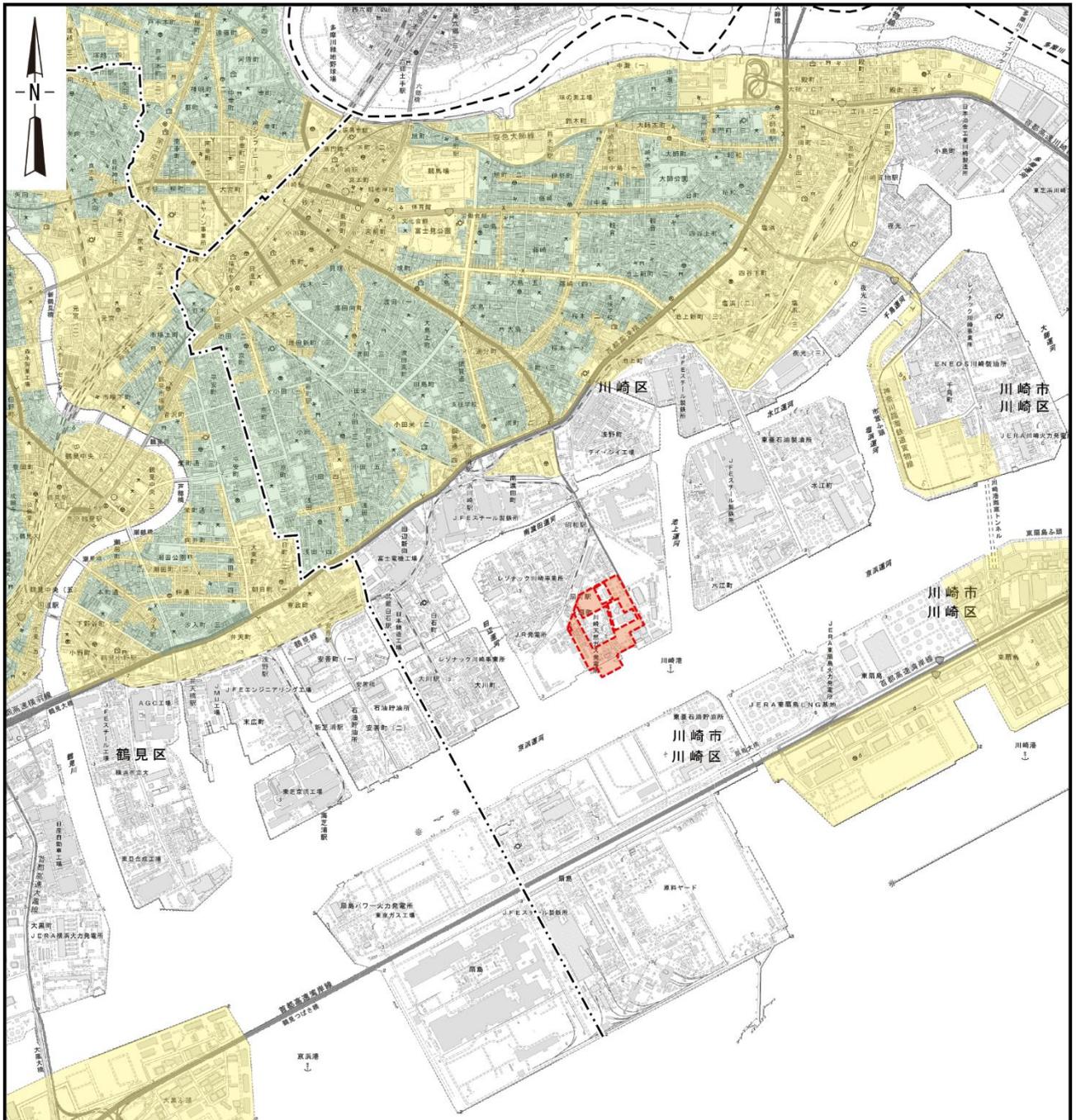
### c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として第 3.2-47 表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動の要請限度の規制区域は、第 3.2-18 図の区域である。

第 3.2-47 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	該当地域	時間の区分			
		昼 間		夜 間	
		時 間	振動レベル	時 間	振動レベル
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 その他の地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	65 デシベル	午後 7 時から 翌朝午前 8 時 まで	60 デシベル
	第 2 種区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70 デシベル

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）  
「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」（昭和 61 年横浜市告示第 63 号） より作成〕



凡例

対象事業実施区域

【区域の区分】

- : 第1種区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域)
- : 第2種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

〔国土数値情報 都市計画決定情報データ〕(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)  
 〔振動規制法施行規則〕(昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日)  
 〔自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度〕(川崎市HP、令和7年7月閲覧)  
 〔道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間〕(昭和61年横浜市告示第63号)  
 より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-18 図 道路交通振動の要請限度の区域の指定状況

#### ④ 悪 臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき、都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用するものとなっている。

川崎市では、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「特定悪臭物質の濃度」を定め規制をしているが、平成 17 年 4 月 1 日から「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、「臭気指数」に規制方式を追加し施行された。

「特定悪臭物質の濃度」及び「臭気指数」の規制基準は第 3.2-48 表及び第 3.2-49 表に、対象事業実施区域及びその周囲の悪臭に係る規制状況は第 3.2-19 図のとおりである。

「特定悪臭物質の濃度」において、川崎市内の規制地域は市街化区域全域である。

「臭気指数」において、対象事業実施区域は工業専用地域のため地域 2 に該当することから、昼間（午前 8 時～午後 11 時）は臭気指数 18 の規制基準が、夜間（午後 11 時～午前 8 時）は臭気指数 15 の規制基準が適用される。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、事業所において行う悪臭を発生する作業の方法及び事業所の構造は、第 3.2-50 表に掲げる措置を講じることによるものとされている。

なお、気体排出口における規制基準、排水における規制基準が、「悪臭防止法」により第 3.2-51 表のとおり定められている。

気体排出口における特定悪臭物質の流量に係る規制基準は、「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）第 6 条の 2 に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度又は排出気体の臭気指数となる。

排水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準は、第 3.2-52 表のとおり定められている。

※臭気指数規制とは

「臭気指数」とは、気体又は水の悪臭の程度に関する値であり、においが感じられなくなるまで気体又は水を薄めたときの希釈倍率から求めた値です。臭気指数の算出式は次のとおりです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{希釈倍率})$$

〔「条例施行規則の改正について（悪臭の規制基準）」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.2-48 表 川崎市における悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質）

特定悪臭物質の種類	敷地境界における濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
キシレン	1

〔「悪臭防止法の規制基準について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.2-49 表 川崎市における悪臭に係る規制基準（臭気指数）

区域の区分		敷地境界 (午後 11 時～午前 8 時)	敷地境界 (午前 8 時～午後 11 時)
地域 1	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	12	15
地域 2	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	15	18

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」  
(平成 11 年川崎市条例第 50 号、最終改正：令和 7 年 3 月 26 日)  
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日)  
「臭気指数による規制基準について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

### 第 3.2-50 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の基準

No.	条例の基準
1.	悪臭を著しく発生する作業は、周辺に悪臭の影響を及ぼさないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭装置を設置すること。
2.	事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
3.	悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から影響がないと認められる場合は、この限りではない。
4.	悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5.	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。
6.	1.から 5.までに掲げるもののほか、臭気指数（気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、市長が別に定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。以下同じ。）が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第 10 に定める臭気指数の許容限度に適合することとなるように必要な措置を講ずること。

〔「悪臭の規制基準」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

### 第 3.2-51 表 悪臭物質の排出口における規制基準

<p>ア 悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）ごとに、「悪臭防止法施行規則」第 3 条に定める次の式により算出した流量とする。</p> $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）            He 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）            Cm 2 の(1)の表※において悪臭物質ごとに定められた基準値（単位 ppm）</p> <p>イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。</p> $He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{1 - 288} \right) + 1$ <p>これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）            Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）            Q 温度 15 度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎時）            V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）            T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）</p>
---

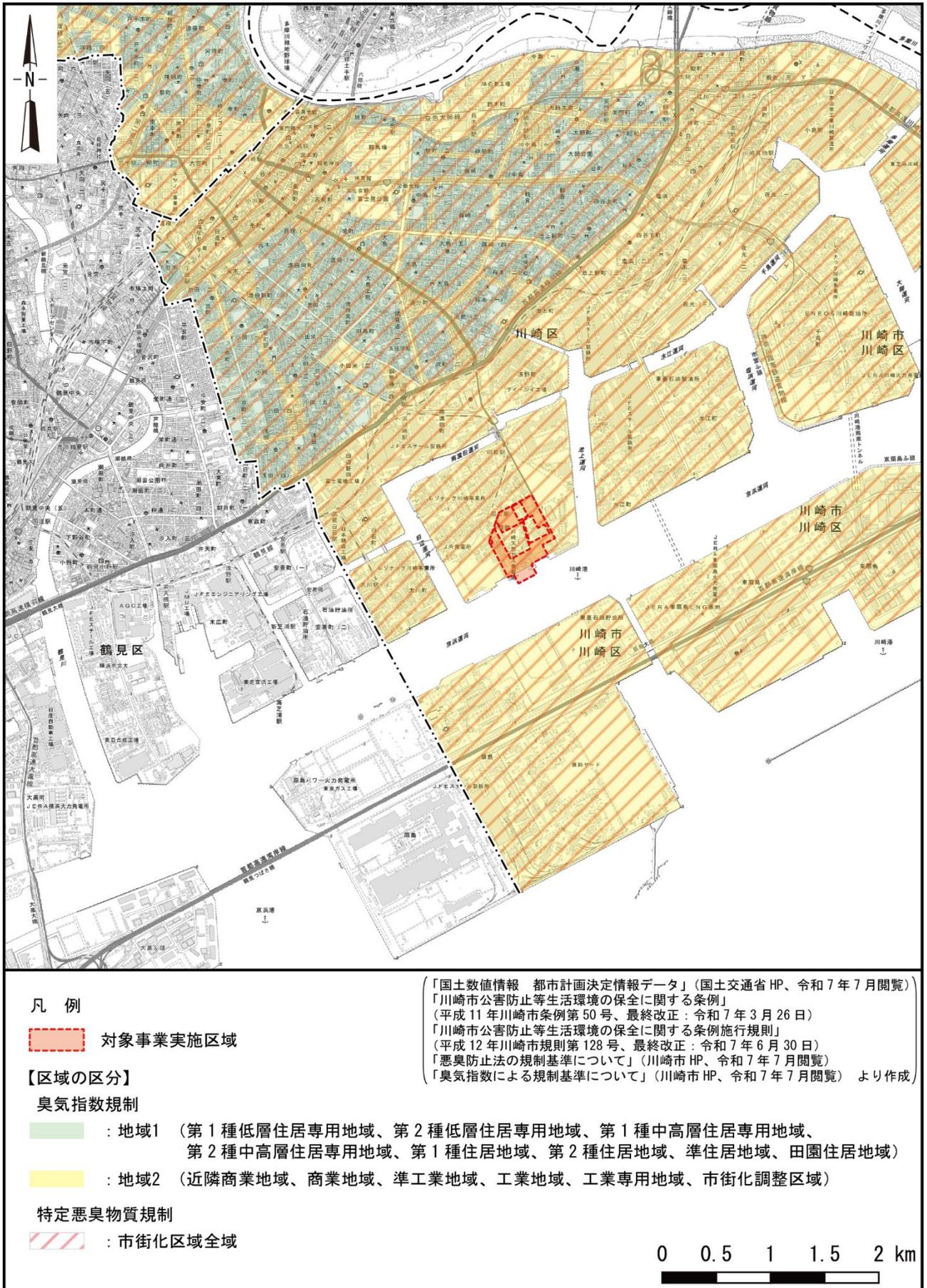
注：※「2 の(1)の表」は、本書では第 3.2-48 表に相当。

〔「悪臭防止法 排出口の規制基準」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.2-52 表 悪臭物質の排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業所から敷地外に排出される排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日)  
「悪臭防止法 排出水の規制基準」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



第 3.2-19 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る悪臭の規制の区域区分

## ⑤ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年6月17日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質28物質及び生活環境15項目）が第3.2-53表のとおり定められている。

また、「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（昭和46年神奈川県条例第52号、最終改正：令和6年7月19日）に基づく上乗せ排水基準及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく市条例規制基準が、第3.2-53表のとおり定められている。

第 3.2-53 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度		
	一律排水基準及び 上乗せ排水基準（◎印 欄は上乗せ排水基準）	市条例規制基準	
		新設の事業所	新設の事業所以外
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2mg/L◎	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L	230mg/L
	その他	10mg/L	10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L	15mg/L
	その他	8mg/L	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	100mg/L	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類	—	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
備考			
<p>1. 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、特定施設（「水質汚濁防止法」第 2 条第 2 項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業場（同法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。）の排出水に適用される。</p> <p>2. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。</p>			

「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 7 年 7 月 1 日現在）」  
 （川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

第 3.2-53 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（水の汚染状態を示す項目）

項 目	許容限度			
	一律排水基準及び上乘せ排水基準 (◎印の欄は上乘せ排水基準)		市条例規制基準	
	新 設	新設以外	新 設	新設以外
水素イオン濃度	5.8～8.6◎	5.8～8.6◎	5.8～8.6	5.8～8.6
生物学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
浮遊物質	70mg/L◎ (40mg/L)	90mg/L◎ (70mg/L)	70mg/L	90mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L◎	10mg/L◎	5mg/L	10mg/L
フェノール類	0.5mg/L◎	0.5mg/L◎	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L◎	3mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L◎	2mg/L	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のもの に限る。）	3mg/L◎	10mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性 のものに限る。）	1mg/L◎	1mg/L◎	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	—	—	1mg/L	1mg/L
大腸菌数	(800CFU/mL)		800CFU/mL	800CFU/mL
窒素含有量 (T-N)	120mg/L (60mg/L)		—	—
燐含有量 (T-P)	16mg/L (8mg/L)		—	—
臭 気	—		受け入れる水に臭気を帯びさせる ようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	—		排水を希釈しない状態で 12 度以下 とし、かつ、当該排水を蒸留水で 1 対 1 に希釈した状態で 8 度以下と する。	
温 度	—		排水の水温は 38 度以下とし、かつ、 当該排水を放流する水域の水温を 10 度以上越えないものとする。	
備 考	<p>1. 一律排水基準及び上乘せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場から排出される排水のみ適用される。ただし、当該排水の量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場から排出される排水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。</p> <p>2. 一律排水基準及び上乘せ排水基準において、生物学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。</p> <p>3. ( ) 内の数値は日間平均値を示す。</p> <p>4. 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。</p> <p>5. 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1 日当たりの平均的な排水の量が 300m<sup>3</sup> 未満の排水口については、適用しない。</p>			

〔「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 7 年 7 月 1 日現在）」  
（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

## ⑥ 底質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、最終改正：令和7年3月3日）により、水底土砂に係る判定基準が定められている。水底土砂に係る判定基準は、第3.2-54表のとおりである。

### 第3.2-54表 水底土砂に係る判定基準

物質	基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.03mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.2mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1L につきシアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につきふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）	検液 1L につきチウラム 0.06mg 以下
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）	検液 1L につきシマジン 0.03mg 以下
s-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この表に掲げる基準は、昭和48年総理府令第6号第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</li> <li>「検出されないこと。」とは、昭和48年総理府令第6号第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</li> </ol>

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、最終改正：令和7年3月3日）

より作成

⑦ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく基準は、第 3.2-55 表のとおりである。

第 3.2-55 表(1) 土壌汚染に係る土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

第 3.2-55 表(2) 土壌汚染に係る土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壌 1g につきダイオキシン類 1,000pg-TEQ 以下であること。

注：ダイオキシン類については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」に基づく基準である。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）  
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日）より作成〕

## ⑧ 地盤沈下

対象事業実施区域は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく指定地域となっている。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」では、地下水の揚水は揚水施設の構造や揚水量により許可制又は届出制として規制されている。

〔「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和3年）より作成〕

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく指定地域は川崎市内にはない。

〔「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和7年）より作成〕

## ⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準が定められている。

## ⑩ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号、最終改正：平成14年12月13日）により、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成12年政令第138号、最終改正：令和6年3月29日）が定める化学物質のうち、第一種指定化学物質の製造の事業を営む者・使用する者・取り扱う者及び付随的に生成又は排出することが見込まれる者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を都道府県知事経由により主務大臣に届け出なければならない。

## ⑪ 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、最終改正：令和4年6月17日）第3条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者自らの責任で適正に処理することが定められている。

## ⑫ 残土

残土については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年神奈川県条例第3号、最終改正：令和6年10月22日）により、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とし、土砂の搬出について必要な事項を定めている。一定規模以上の土砂の搬出を行う場合には、届出が必要となり、土砂の搬出に際して事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要がある。

### ⑬ 温室効果ガス等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）では、事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるように努めることが求められているほか、国及び地方公共団体の施策に協力することが義務付けられている。

また、事業活動での排出の抑制等の措置に関する計画及びその実施状況の公表に努めることが求められており、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項について事業を所管する大臣へ報告することを義務付けている。

なお、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号、最終改正：令和 5 年 3 月 30 日）に基づき、令和 7 年 4 月より、延べ床面積 2,000m<sup>3</sup>以上の建築物を新築する建築主への太陽光発電設備等設置義務が課せられることになっている。

さらに、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対し、事業活動脱炭素化取組計画書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成と提出が義務付けられている。

※対象事業者：

- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- ・連鎖化事業を行う者にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者
- ・事業者の事業活動に伴う自動車の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者
- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量が 3,000t 以上の事業者

### ⑭ エネルギー

#### a. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）では、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設発電設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2-56 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2-20 図のとおりである。

可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率 A 指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率 B 指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準として A 指標は 1.00 以上、B 指標は 44.3%以上とすることが求められている。

なお、原油換算で 1,500kL/年以上使用する特定事業者に対し、毎年度設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、報告することを義務付けている。

第 3.2-56 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

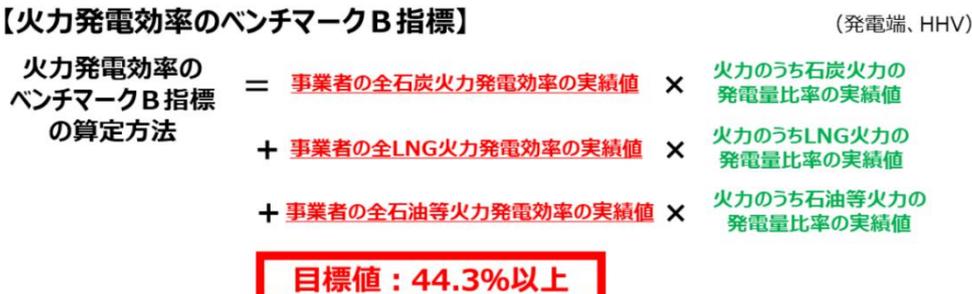
- 注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万kW未滿の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
- (1)発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。
- (2)定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」  
（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）より作成〕

### 【火力発電効率のベンチマークA指標】



### 【火力発電効率のベンチマークB指標】



$$\left[ = 41\% \times \frac{19}{41} + 48\% \times \frac{20}{41} + 39\% \times \frac{2}{41} = 44.3\% \right]$$

〔「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の実績について（令和6年度定期報告（令和5年度実績）分）」（資源エネルギー庁、令和7年）より作成〕

第 3.2-20 図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

b. エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成 28 年経済産業省告示第 112 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度（2030 年度）に 44%以上にすることが求められている。

(3) その他環境保全計画等

① 川崎市

a. 川崎市環境基本計画

川崎市では、「川崎市環境基本条例」に基づき「川崎市環境基本計画（2021～2030）」（令和 3 年 2 月改定）を定め、環境施策の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」としている。この目標実現をめざし、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環の 4 分野に目標を設定し、めざすべき環境像の実現にむけ計画を推進していく。

また、川崎市では「川崎市環境基本条例」及び同条例に基づく「川崎市環境基本計画（2021～2030）」並びにその他の環境関連条例との整合を図るものとして、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 48 号、最終改正：平成 24 年 12 月 14 日）において「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定）を定めており、環境影響評価に係る項目を示すとともに、それぞれの評価の目安として地域別環境保全水準を定めている。

対象事業実施区域が位置する川崎区扇町は臨海部に区分されており、臨海部における地域別環境保全水準は、第 3.2-57 表のとおりである。

第 3.2-57 表(1) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
地球環境	温室効果ガス		温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。
大 気	大気質	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		有害大気汚染物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		光化学オキシダント生成原因物質	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。
	悪 臭	悪臭物質、臭気指数	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
	上記以外の大気環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。
水	水 質	環境基準設定物質	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		要監視項目	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	水 温	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	
	底 質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	
地 盤	地下水位		生活環境の保全に支障のないこと。
	地盤沈下		地盤沈下を生じさせないこと。
	変 状		生活環境の保全に支障のないこと。
土壌汚染	土壌汚染	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		特定有害物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		上記以外の物質	生活環境の保全に支障のないこと。
騒音・振動・低周波音	騒 音	工場等に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る騒音	環境基準を超えないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
		航空機に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
	振 動	工場等に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
		低周波音	生活環境の保全に支障のないこと。

第 3.2-57 表(2) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
廃棄物等	一般廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	産業廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	建設発生土		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
水 象	水量・流量・流出量	河川等	生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
	湧 水		—
	潮 流	海 域	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	上記以外の水環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
生 物	植 物	植物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、群落	適切な保全・回復を図ること。
	動 物	動物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、生息地	適切な保全・回復を図ること。
生態系		適切な保全・回復を図ること。	
緑	緑の質	植栽樹木の適合性、植栽基盤（質、厚さ）	緑の適切な回復育成を図ること。
	緑の量	緑被、緑の構成	緑の適切な創出、回復育成を図ること。
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場		自然とのふれあい活動に支障のないこと。
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産		価値ある歴史的文化財の保全を図ること。
景 観	景 観		周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。
	圧迫感		生活環境の保全に支障のないこと。（工業専用地域内は除く。）
構造物の影響	日照阻害		住環境に著しい影響を与えないこと。（工業専用地域内は除く。）
	テレビ受信障害		良好な受信画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。
	風 害		生活環境の保全に支障のないこと。
コミュニティ施設	コミュニティ施設		生活環境の保全に支障のないこと。
地域交通	交通安全		生活環境の保全に支障のないこと。
	交通混雑		生活環境の保全に支障のないこと。
	地域分断		生活環境の保全に支障のないこと。
地形・地質	土砂流出		生活環境の保全に支障のないこと。
	崩 壊		—
	斜面安定		—
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。

〔「地域環境管理計画」（川崎市、令和3年3月改定）より作成〕

## b. 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市では、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の規定に基づき、市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等推進基本計画を定めることとしている。

令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところであるが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、令和4年3月31日に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。

計画改定のポイントは、以下のとおりである。

### 【Point1 2050年の将来ビジョンの明確化】

- ・エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、さまざまなアプローチで2050年のビジョンを具体化。
- ・川崎市が政令市最大のCO<sub>2</sub>排出地域であると同時に、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る大規模エネルギー供給拠点としての特性や、産業・研究開発拠点としての特性などを踏まえ、2050年の川崎臨海部が首都圏の脱炭素化に貢献する姿（川崎カーボンニュートラルコンビナート構想）をイメージ化。

### 【Point2 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等の設定】

- ・再エネ：2030年度までに33万kW以上導入。
- ・民生系：2030年度までに45%以上削減（2013年度比）
- ・産業系：2030年度までに50%以上削減（2013年度比）

### 【Point3 施策の強化と5大プロジェクト】

- ・既存計画の施策を強化した全40施策を示すとともに、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として掲載。

プロジェクト1：地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ

プロジェクト2：川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

プロジェクト3：市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

プロジェクト4：交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

プロジェクト5：市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

## ② 横浜市

### a. 横浜市環境管理計画

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成7年横浜市条例第17号、最終改正：平成18年12月25日）に基づき「横浜市環境管理計画」（平成30年11月改定）を定め、目指す将来の環境の姿として「脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」及び「水とみどり豊かな自然環境があり生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げている。

総合的な視点による基本政策として、「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の3つの視点により体系化し、総合的・横断的に取組を進めている。

環境側面からの基本施策として、「地球温暖化対策」、「生物多様性」、「水とみどり」、「都市農業」、「資源循環」、「生活環境」、「環境教育・学習」の7つの視点から施策を体系化している。

「横浜市環境影響評価条例」（平成22年横浜市条例第46号、最終改正：平成24年12月28日）に基づき、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として「横浜市環境配慮指針」（令和7年4月改定）を策定し、事業の種類別に配慮事項を定めている。

## b. 横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市では、地球温暖化に関する国内外の動向や、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（令和3年横浜市条例37号、最終改正：令和5年12月15日）の制定等を踏まえ、新たな2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、令和5年1月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定した。

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」である「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」を市民・事業者・市等がすべての力を総動員し実現するために、2030年度（令和12年度）をターゲットとした脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるための7つの「基本方針」を定めるとともに、2050年までの脱炭素化の実現も見据えながら、基本方針に紐づく対策の中から特に2030年度（令和12年度）の温室効果ガス50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定している。

なお、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成30年法律第50号、最終改正：令和5年5月12日）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」であり、「脱炭素社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づく、「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」に位置付けている。

### 【基本方針】

- 基本方針1 環境と経済の好循環の創出
- 基本方針2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進
- 基本方針3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大
- 基本方針4 市民・事業者の行動変容の促進
- 基本方針5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献
- 基本方針6 市役所の率先行動
- 基本方針7 気候変動の影響への適応

### 【重点取組】

- 重点取組1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出
- 重点取組2 脱炭素経営支援の充実

- 重点取組 3 脱炭素に対応したまちづくり
- 重点取組 4 脱炭素ライフスタイルの浸透
- 重点取組 5 市役所の率先行動

### ③ 神奈川県

#### a. 神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後、深刻化する気候変動や社会情勢の変化等を踏まえ、令和 5 年 2 月に、令和 12 年度（2030 年度）までの温室効果ガス排出量の削減目標を 46%から 50%に引き上げることを表明し、この目標の達成に向けて、令和 6 年 3 月に本計画を全面改定した。

本計画は、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」第 7 条に規定する「地球温暖化対策に関する基本的な計画」及び第 9 条に規定する「県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画」並びに「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（平成 25 年神奈川県条例第 96 号）第 7 条に規定する「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画」として、知事が定めるものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられている。

#### 【基本方針】

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

- ・緩和策：2030 年度（令和 12 年度）の目標達成に向けては、エネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。
- ・適応策：気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

#### 【目標】

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現。

中期目標：2030 年度（令和 12 年度）の県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%削減。

太陽光発電導入目標：2030 年度（令和 12 年度）までに 200 万 kW 以上導入。

## 2. 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定の状況は、第 3.2-58 表及び第 3.2-21 図～第 3.2-28 図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

対象事業実施区域は、緑化推進重点地区、特定猟具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 3.2-58 表(1) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有：○、無：×)			関係法令等	
		川崎市	対象事業 実施区域 の周囲	対象事業 実施区域		
自然 保護	自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	×	
		県立自然公園	×	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	×	
		沖合海底自然環境保全地域	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	神奈川県自然環境保全条例
		自然再生事業	×	×	×	自然再生推進法
	自然遺産	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	×	首都圏近郊緑地保全体法
		近郊緑地特別保全地区	×	×	×	
		緑地保全地域	×	×	×	
		特別緑地保全地区	○	×	×	都市緑地法
		緑地協定	○	×	×	
		生産緑地地区	○	×	×	生産緑地法
		緑の保全地域	○	×	×	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
		緑化推進重点地区	○	○	○	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	
特別保護指定区域		×	×	×		
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	○	○		
指定猟法禁止区域（鉛散弾）		×	×	×		
猟区		×	×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	
保護水面		×	×	×	水産資源保護法	

「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「近郊緑地の保全制度について」（国土交通省、令和 5 年）  
「令和 6 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「特別緑地保全地区の指定状況（令和 6 年度末時点）」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「都市緑化データベース」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「緑の保全地域の指定状況」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
「令和 6 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和 6 年）  
「令和 6 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和 6 年）  
「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 7 年）

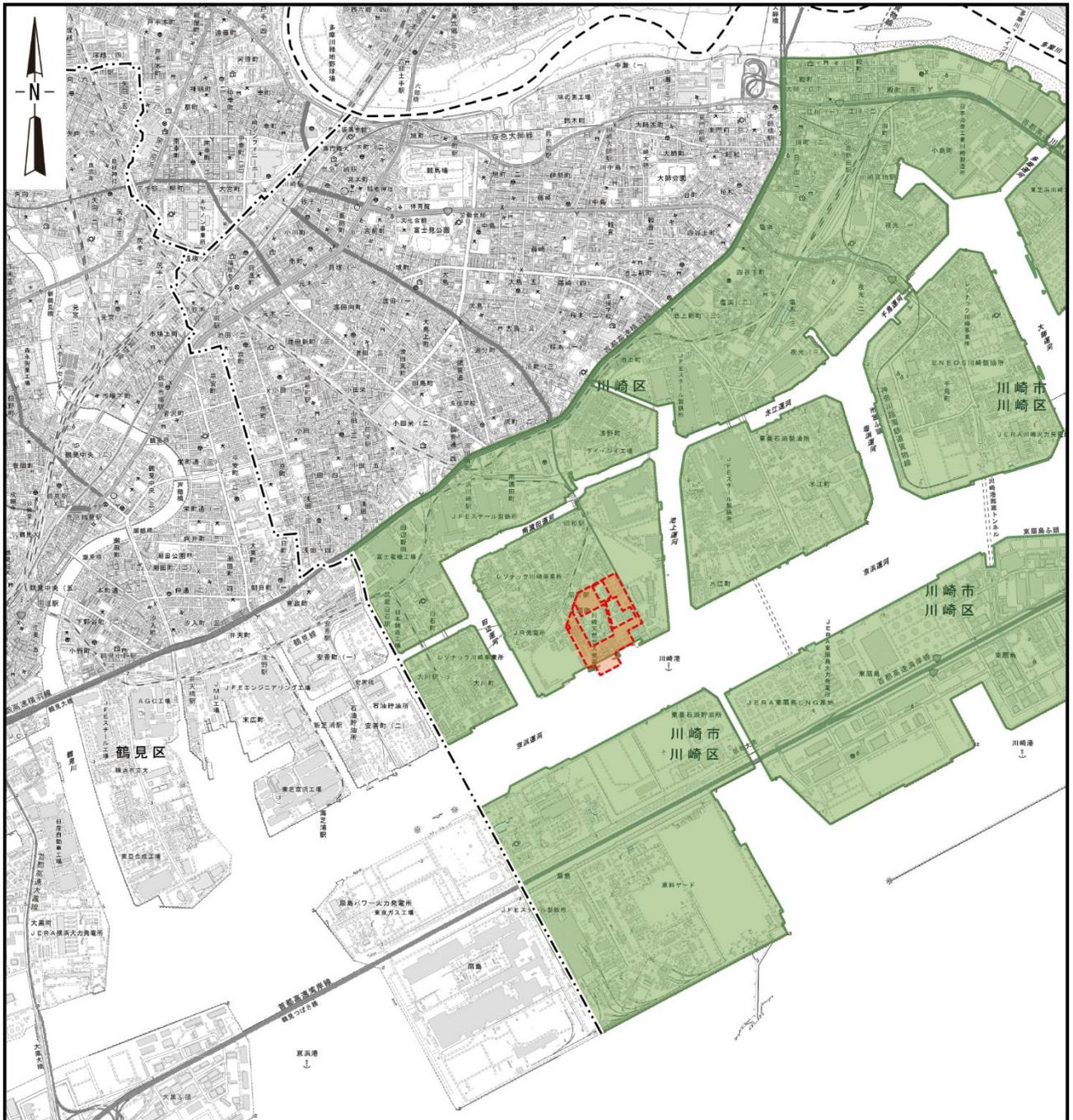
より作成

第 3.2-58 表 (2) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有：○、無：×)			関係法令等	
		川崎市	対象事業 実施区域 の周囲	対象事業 実施区域		
文化財保護	文化遺産	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	国登録有形文化財	○	○	×	文化財保護法	
	史跡・名勝	国指定	×	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	○	○	×	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	天然記念物	国指定	×	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	○	×	×	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
埋蔵文化財包蔵地	○	○	×	文化財保護法		
景観保全	重要文化的景観	×	×	×	文化財保護法	
	歴史的風土保存区域・ 歴史的風土特別保存地区	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	
	風致地区	○	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	○	景観法、川崎市都市景観条例、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	
	都市景観形成地区	○	○	×	川崎市都市景観条例	
	景観計画特定地区	○	○	×		
国土防災	保安林	○	×	×	森林法	
	海岸保全区域	○	○	×	海岸法	
	砂防指定地	×	×	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	×	地すべり等防止法	
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	

「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「文化的景観」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「令和 6 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「風致地区について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「横浜市風致地区一覧」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「都市景観形成地区とは」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「景観計画特定地区について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔神奈川県区間〕」（神奈川県、平成 28 年）  
 「かながわの海岸」（神奈川県県土整備局、平成 31 年）  
 「海岸保全基本計画について」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「国土数値情報 砂防指定地データ」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

より作成



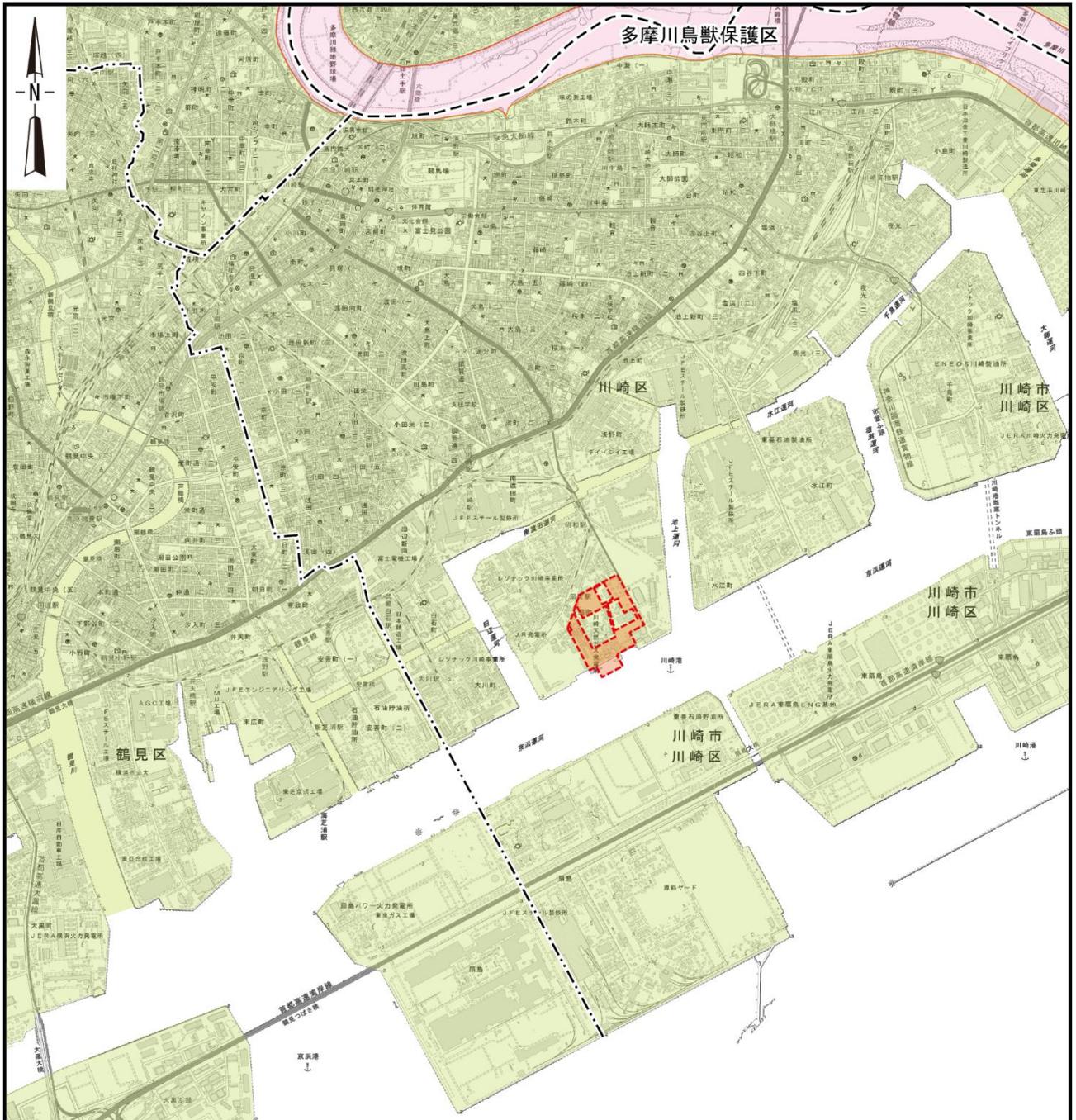
〔「ガイドマップかわさき」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡例

- 対象事業実施区域
- 緑化推進重点地区(川崎臨海地区)

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.2-21図 自然関係法令等による地域指定等の状況(緑化推進重点地区)



凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

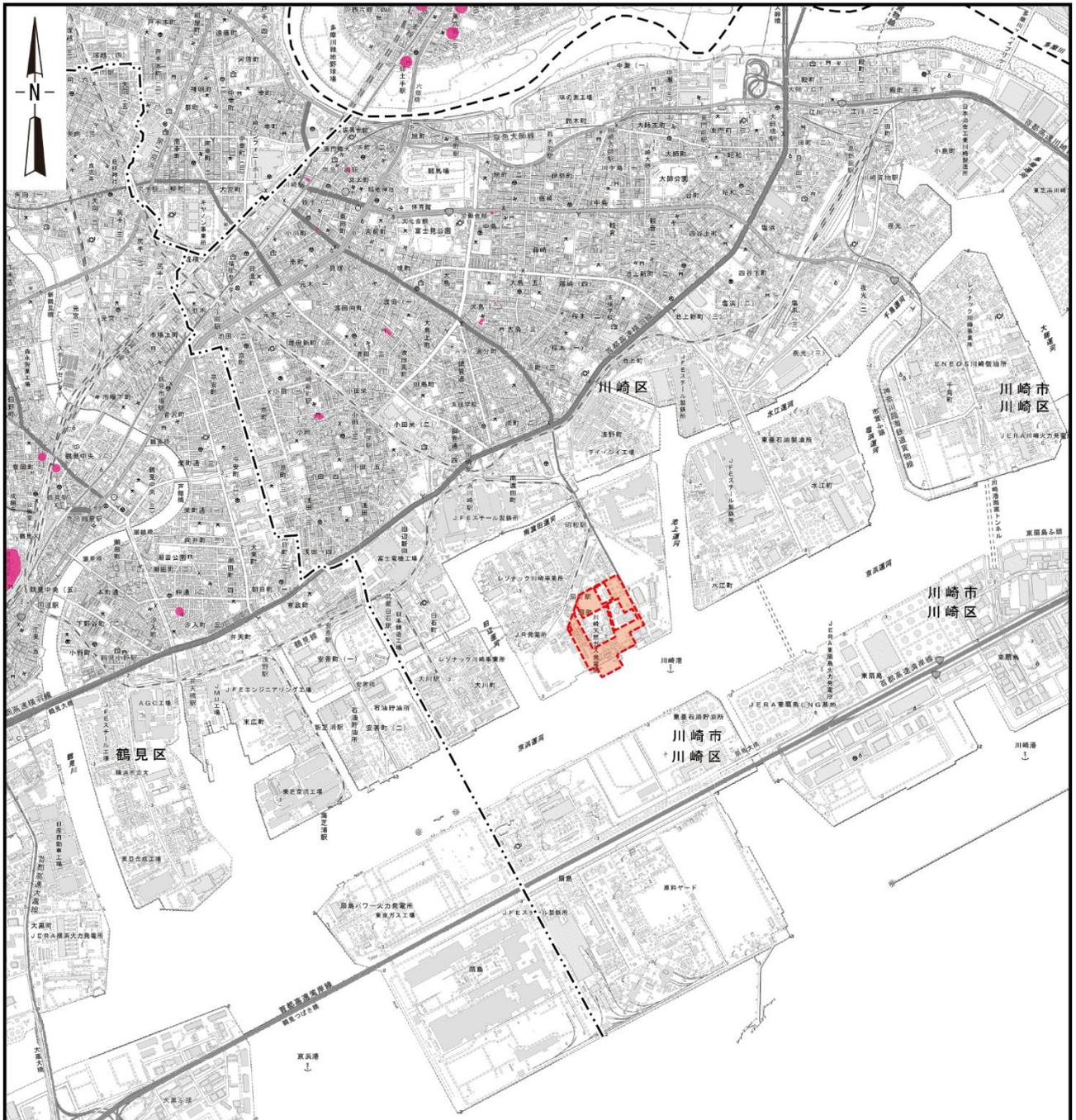
〔「令和6年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和6年）  
 〔「令和6年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和6年）より作成〕

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-22 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（鳥獣保護区）



第 3.2-23 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（指定文化財）



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地

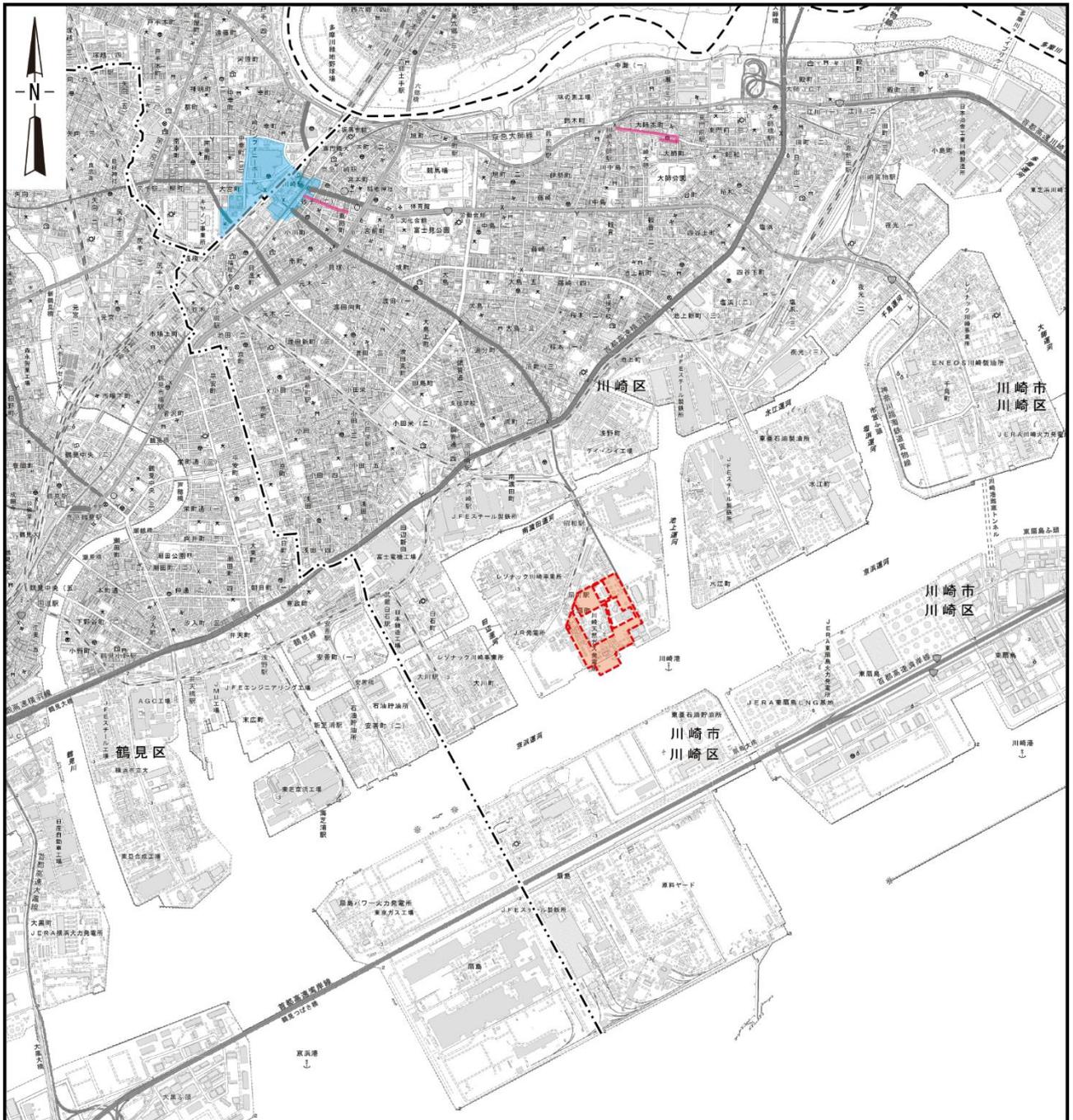
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）  
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
 （東京都教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

より作成

0 0.5 1 1.5 2 km



第 3.2-24 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（埋蔵文化財包蔵地）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都市景観形成地区
- 景観計画特定地区

※川崎市全域、横浜市全域が景観計画区域に指定されている。

〔「環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス)」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「都市景観形成地区とは」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
 「景観計画特定地区について」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 〕

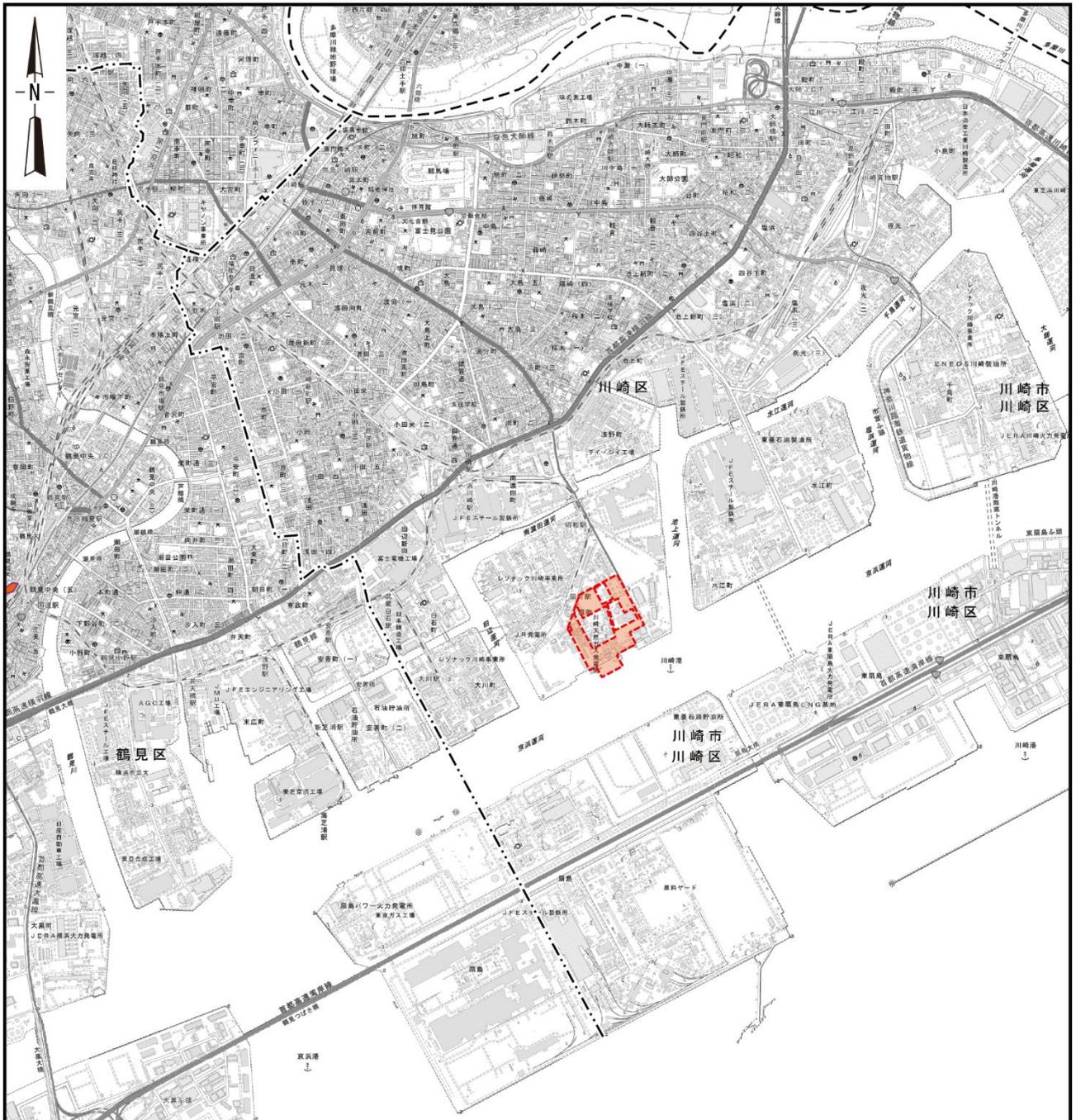
より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-25 図 自然関係法令等による地域指定等の状況 (景観計画区域等)



第3.2-26図 自然関係法令等による地域指定等の状況（海岸保全区域）



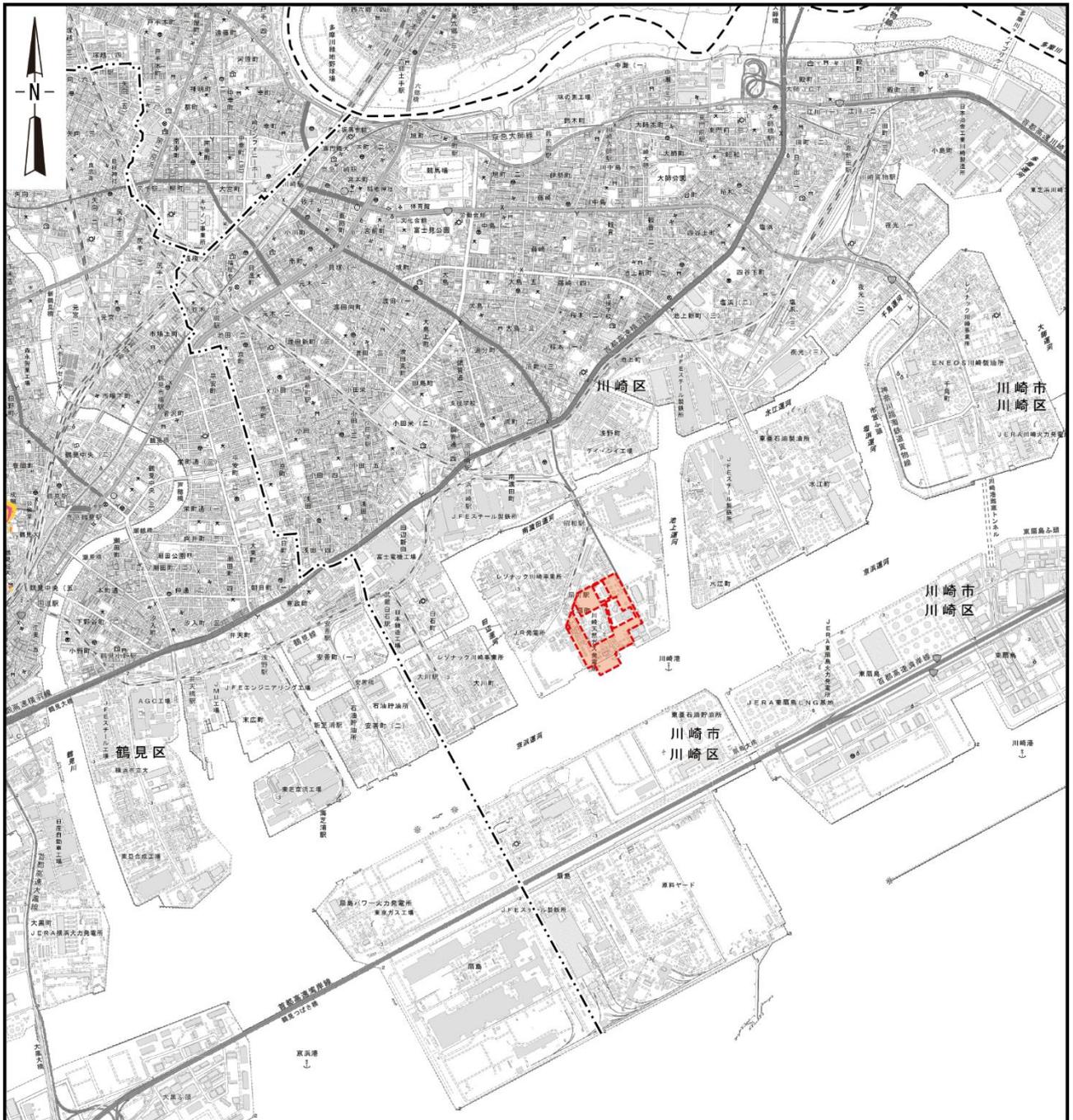
〔環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）〕（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

凡 例

- 対象事業実施区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-27 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（急傾斜地崩壊危険区域）



〔国土数値情報 土砂災害警戒区域データ〕(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)より作成

凡例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

0 0.5 1 1.5 2 km



第3.2-28図 自然関係法令等による地域指定等の状況(土砂災害警戒区域等)

(空白ページ)

# 第 4 章

計画段階配慮事項ごとの調査、  
予測及び評価の結果

## 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

### 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

#### 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）第4条に基づいて把握した本事業の配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえて影響要因と環境要素を検討するとともに、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容を整理した上で、同省令第5条の規定に基づき選定する。

本事業に係る配慮書事業特性及び配慮書地域特性は、次のとおりである。

配慮書に対する神奈川県知事意見を踏まえた窒素酸化物の1時間値予測結果については、「第7章 7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 7.2.3 発電設備の構造（煙突高さ） 2. 神奈川県知事意見を踏まえた、大気質の1時間値予測」に記載のとおりである。

## 1. 配慮書事業特性

- ・タービン、発電機等を設置する。
- ・事業実施想定区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、周辺の住居系地域までは約 1.4km の距離がある。
- ・発電設備等の規模については、利用できる敷地の面積及び電力系統連携可能規模等を考慮して、総出力約 75 万 kW とした。
- ・タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。
- ・煙突の高さは 80m 及び 100m の 2 案を設定した。
- ・燃料の種類は天然ガスとし、近隣の LNG 基地からパイプラインにより供給される。なお、脱炭素化に向けて将来的に水素の導入を検討する。
- ・燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物（NOx）が発生する。NOx 排出抑制対策として、低 NOx 燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する。
- ・復水器の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑える。
- ・プラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道を利用する。
- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備、生活排水は合併処理浄化槽により、適切な処理を行った後に、既設排水口から海域に排出する。
- ・冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等については、防音・防振対策を適切に講じる。
- ・工事中及び運転開始後の主要な交通ルートは、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する。
- ・発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。
- ・工事中は一般工事用資材及び小型機器等の搬出入、工事関係者の通勤、廃棄物等の搬出を行う。
- ・運転開始後は通常時は通勤車両、定期点検時には定修関係者の通勤並びに資機材の運搬車両がある。
- ・主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。
- ・海域における新たな工事は発生しない予定である。
- ・工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努める。
- ・排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。
- ・工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

- ・ 工事中の排水及び雨水排水は仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。
- ・ 工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。必要に応じて土壌汚染対策法に基づく対策を実施する計画である。
- ・ 発電所敷地内に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。
- ・ 景観の保全については、周辺環境との調和に配慮する。
- ・ 工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、発生量の抑制及び有効利用に努めるとともに、法に基づき適正に処理する計画である。
- ・ 基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する計画である。
- ・ 最新の高效率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

## 2. 配慮書地域特性

### (1) 大気環境

- ・大気質の状況として、20km 圏内における二酸化窒素の測定は、一般局 33 局、自排局 26 局で行われており、令和 4 年度の環境基準の適合状況は、測定が行われている全ての測定局で適合している。また、10km 圏内の一般局（9 局）の 5 年間（平成 30～令和 4 年度）における年平均値は横ばいで推移している。
- ・騒音の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、自動車騒音の測定が行われており、一般国道 132 号においては夜間に環境基準を超過しているが、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間及び夜間ともに環境基準に適合している。
- ・振動の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、道路交通振動の測定が行われており、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間、夜間ともに要請限度値内である。

### (2) 水環境

- ・水質の状況として、事業実施想定区域の周辺海域では、令和 4 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について、化学的酸素要求量の測定結果（75%値）は 10 地点中 9 地点で、全窒素の測定結果は 10 地点中 3 地点で、全リンの測定結果は 10 地点中 4 地点で環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度における化学的酸素要求量、全窒素及び全リンの経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。
- ・事業実施想定区域の周囲の河川では、令和 4 年度において 3 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について生物化学的酸素要求量の測定結果（75%値）はすべての地点において環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度の経年変化は、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。
- ・川崎区内で行われた地下水の測定結果は、すべての地点において環境基準に適合している。

### (3) 土壌及び地盤の状況

- ・「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域は、事業実施想定区域が位置する川崎区には存在しない。事業実施想定区域は、平成 29 年に同法に基づく形質変更時要届出区域（指-65 号、68 号）に指定されている。
- ・事業実施想定区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立が完了した埋立地である。昭和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。本製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。
- ・川崎事業所では、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌調査等の結果、平成 21 年 9 月 3 日に基準に適合しない特定有害物質（鉛と砒素）が確認され、応急対策実施済みと報告されている。

- ・川崎市が令和 4 年度に行った精密水準測量結果では、前年度との標高差の比較ができた有効水準点数 206 点のうち 56 点で沈下を示しており、56 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

#### (4) 地形及び地質

- ・事業実施想定区域及びその周囲は、埋立地であり、地質は埋め立て土、土壌は埋立地（人工改変土）である。
- ・事業実施想定区域の周囲の海域は、10m 以深の水深であり、底質は主に泥である。
- ・事業実施想定区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

#### (5) 動物・植物・生態系

- ・陸域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠より、事業実施想定区域及びその周囲において確認された重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 65 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。
- ・注目すべき生息地は、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。
- ・海域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、事業実施想定区域の周辺海域において確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 14 種、潮間帯及び底生生物 11 種である。
- ・注目すべき生息地としては、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。また、事業実施想定区域の周辺海域において、「多摩川河口干潟」が確認されている。
- ・現存植生としては、事業実施想定区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。
- ・陸域に生育する植物の状況として、重要な種の選定根拠より、事業実施想定区域及びその周囲において、23 種が確認されている。また、重要な群落として、特定植物群落の多摩川口の塩生植物群落等が指定され、2 件の巨樹・巨木が確認されている。
- ・事業実施想定区域近傍（約 1km 程度）の範囲は全て工場地帯・市街地である。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・景観の状況として、自然景観資源としては、「下末吉台地」及び「本牧台地」がある。
- ・一般市民による利用頻度が高く、事業実施想定区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン及び横浜マリントワー等がある。
- ・事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

#### (7) 社会的状況

- ・事業実施想定区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。
- ・事業実施想定区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・事業実施想定区域が位置する川崎港においては、漁業権の設定はされていない。

- ・事業実施想定区域の最寄の交通量調査地点である県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線での 24 時間交通量は、13,497 台である。
- ・事業実施想定区域の最寄りの学校等は、事業実施想定区域の北約 1.4km にあいせん保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。
- ・最も近い住居系の用途地域は、事業実施想定区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定がある。
- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・事業実施想定区域は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、一律排水基準及び上乗せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・事業実施想定区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。事業実施想定区域は、緑化推進重点地区、特定猟具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

以上の配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、計画段階配慮事項を第 4.1-1 表のとおり選定した。

第 4.1-1 表 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分  環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働				資 材 等 の 搬 出 入	廃 棄 物 の 発 生	
								排 ガ ス	排 水	温 排 水	機 械 等 の 稼 働			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物											
			窒素酸化物					○						
			浮遊粒子状物質											
			粉じん等											
	騒音振動	騒音												
		振動												
	水環境	水質	水の汚れ											
			富栄養化											
			水の濁り											
			水温											
底質		有害物質												
その他	その他	流向及び流速												
その他	地形及び地質	重要な地形及び地質												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)												
		海域に生息する動物												
	植物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)												
		海域に生育する植物												
生態系	地域を特徴づける生態系													
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物												
		残土												
	温室効果ガス等	二酸化炭素												
一般環境中の放射性物質		放射線の量												

注：1. 「○」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。
3. ■は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続における参考項目を示す。
4. 本事業は新設の発電所であるため、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（環境省、平成25年）には該当しない

#### 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由は第 4.1-2 表、選定しない理由は第 4.1-3 表のとおりである。

選定する計画段階配慮事項は、「大気質（窒素酸化物）・施設の稼働（排ガス）」及び「景観・地形改変及び施設の存在」とし、構造について煙突高さの複数案（煙突高さ 80m 及び 100m）を設定し、影響の違いを把握する。

なお、工事の実施に関する項目については、現段階では工事計画の熟度が低いことに加え、工事中の影響は一時的であること、工事工程の調整等により工事用資材等の搬出入車両台数の平準化や工事関係車両台数の低減を図る等の適切な環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。

放射性物質に係る項目については、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないと判断することから選定しない。

第 4.1-2 表 計画段階配慮事項として選定する理由

項 目			影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定する理由
環境要素の区分		窒素酸化物		
大気環境	大気質	窒素酸化物	施設の稼働（排ガス）	最新鋭の低 NOx 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置することにより、重大な影響を受ける可能性がある環境要素ではないと考えられるが、大気汚染物質を排出することから、煙突高さの複数案による大気質への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	視認性の高い煙突等の構造物を設置することにより、主要な眺望点からの眺望景観の変化が想定されるものの、周辺は工場地帯であり、重大な影響を受ける可能性がある環境要素ではないと考えられるが、煙突高さの複数案による景観への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。

第 4.1-3 表 (1) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項 目		計画段階配慮事項として選定しない理由			
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中に硫黄酸化物は含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。	
		窒素酸化物	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
		浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中にばいじんは含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。	
		粉じん等	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
	騒音・振動	騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	事業実施想定区域は工業専用地域であること、タービン、発電機器等の主要機器については、防音・防振対策を適切に講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
			資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
	水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
			富栄養化	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
水 温			施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。	
その他		流向及び流速	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。	
			施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。	
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には自然環境保全上重要な地形・地質は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。	

第 4.1-3 表 (2) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項 目		計画段階配慮事項として選定しない理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		施設の稼働（温排水）	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		施設の稼働（温排水）	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないため、地域を特徴づけるような生態系はないと考えられること、既存資料調査より、周辺地域の生態系は人為的な環境のもとに成立した単一的で多様性が低いものであると判断されることから、計画段階配慮事項として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		資材等の搬出入	定期点検工程の調整等を行いピーク時の車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するが、発生量の低減に努めるとともに、法に基づき適切に処理することにより、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	燃料として天然ガスを利用する、発電効率の高い最新のコンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネルギー使用量を節約する等の取組みにより、二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

### 4.2.1 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は、第4.2-1表のとおりである。

第4.2-1表 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		影響要因の区分	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)	文献その他の資料により、大気質の状況並びに気象の状況に関する情報を整理する。	数値シミュレーション解析により、寄与濃度(年平均値)を予測する。	寄与濃度(年平均値)の最大着地濃度及び一般局への寄与について、複数案の影響の違いを把握して評価する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	文献その他の資料により、眺望点及び景観資源の状況に関する情報を整理する。	事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係を把握し、直接改変の有無を確認する。 なお、眺望景観の変化については、主要な眺望点から発電設備(煙突)を見たときの垂直見込角を算出し、予測する。	地形改変については、眺望点及び景観資源の直接改変の有無を確認し、施設が存在については、主要な眺望点からの眺望景観の影響の程度について、複数案の影響の違いを把握して評価する。

### 4.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令」第6条、第7条、第8条及び第9条に基づき、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ選定した。

## 4.3 調査、予測及び評価の結果

### 4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物）

#### 1. 施設の稼働（排ガス）

##### (1) 調査

##### ① 調査方法

##### a. 気象の状況

気象の状況は、「大気環境情報」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により風向、風速、日射量及び放射収支量の情報を収集し、当該情報の整理及び解析を行った。

気象の調査地点は第 4.3-1 図のとおりであり、最寄りの一般局である大師測定局（風向及び風速）、田島測定局（日射量）及び幸測定局（放射収支量）とした。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。

##### b. 大気質の状況

大気質の状況は、「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により事業実施想定区域の周辺 10km 圏内にある一般局の情報を収集し整理した。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。



第4.3-1図 対象とした一般局の位置

## ② 調査結果

### a. 気象の状況

気象特性及び気象概要は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 1. 気象の状況」のとおりである。

大師測定局（地上高 19.2m）における令和5年度の月別平均風速及び月別最多風向は、第4.3-1表(1)のとおりであり、年間平均風速は 3.1m/s、年間最多風向は南南西となっている。

田島測定局及び幸測定局における令和5年度の日射量及び放射収支量は、第4.3-1表(2)のとおりである。

大師測定局の令和5年度の風配図は、第4.3-2図のとおりである。

第4.3-1表(1) 大師測定局における風速及び風向（令和5年度）

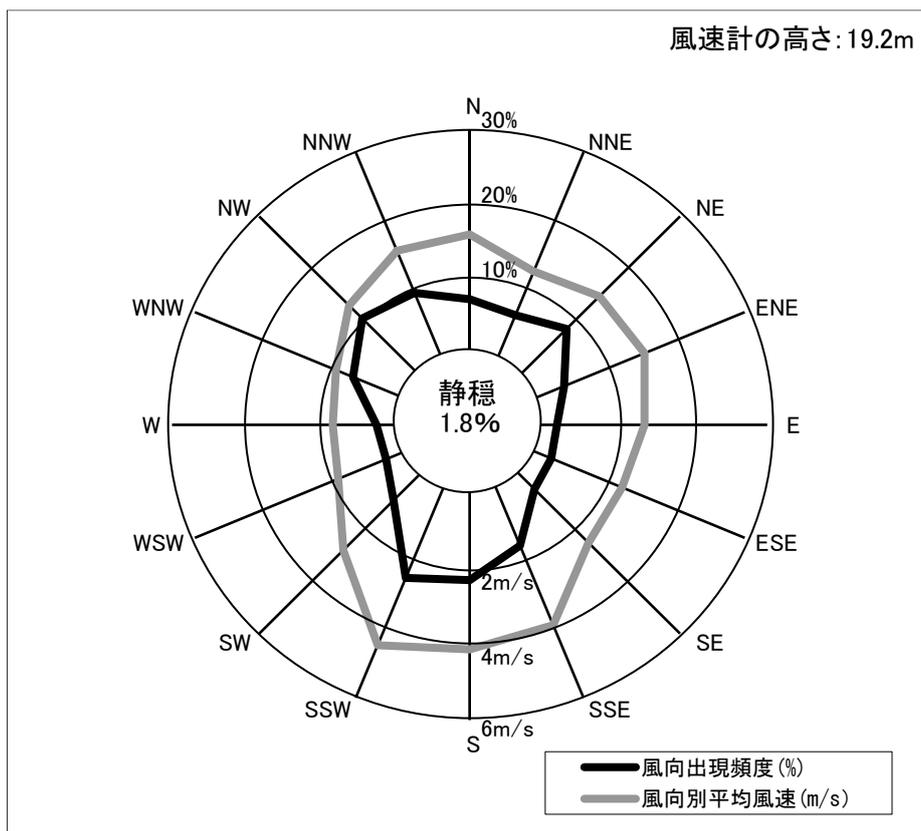
項目	年 月	令和5年										令和6年			全 年
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平均風速	(m/s)	3.8	3.4	2.8	3.5	3.6	3.2	2.5	2.7	2.3	2.7	3.3	3.4	3.1	
最多風向 出現率	(方位) (%)	SSW (26)	S (16)	S (18)	SSW (26)	S (23)	SSW (17)	NW (17)	NNW (13)	WNW (17)	NW (22)	NNW (16)	SSW (19)	SSW (12)	

注：事業実施想定区域付近において、風向・風速を測定している3測定局（大師測定局：風速計高さ 19.2m、田島測定局：風速計高さ 7.9m、川崎測定局：風速計高さ 84.5m）のうち、大気安定度の設定に適切な大師測定局とした。

第4.3-1表(2) 田島測定局及び幸測定局における日射量  
及び放射収支量（令和5年度）

項目	年 月	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
日射量	(MJ/m <sup>2</sup> ・日)	0.729	0.759	0.677	0.916	0.852	0.604	0.520	0.388	0.364	0.407	0.444	0.610	
放射 収支量	(MJ/m <sup>2</sup> ・日)	0.36	0.39	0.39	0.50	0.47	0.40	0.27	0.17	0.11	0.12	0.21	0.30	

注：日射量は、事業実施想定区域付近において測定している幸測定局と田島測定局のうち最寄りの田島測定局とし、放射収支量は幸測定局でのみ測定されていることから同測定局とした。



第 4.3-2 図 風配図 (大師測定局) 令和 5 年度

b. 大気質の状況

大気質の状況は、「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況」のとおりである。

約 10km 圏内における二酸化窒素の状況は、一般局 9 局で測定が行われており、令和 4 年度はすべての測定局で環境基準に適合している。

## (2) 予 測

予測対象物質は、施設の稼働に伴って発電所から排出される窒素酸化物とし、窒素酸化物はすべて二酸化窒素に変換されるものとして取り扱った。

### ① 年平均値の予測

#### a. 予測方法

「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（公害研究対策センター、平成 12 年）（以下「NO<sub>x</sub> マニュアル」という。）に基づく方法により予測した。予測手順は、第 4.3-3 図のとおりである。

#### b. 予測式

予測式は、以下のとおりである。

#### ア. 有効煙突高さの計算式

有効煙突高さは次式より算出した。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

[記 号]

$H_e$  : 有効煙突高さ (m)

$H_0$  : 煙突実高さ (m)

$\Delta H$  : 排ガス上昇高さ (m)

#### (ア) 有風時（風速2.0m/s以上）

有風時の有効煙突高さには、CONCAWE 式で求めた排ガス上昇高さを用いた。

#### (イ) 無風時（風速0.4m/s以下）・有風時（風速0.5～1.9m/s）

無風時の有効煙突高さは Briggs 式（風速 0.0m/s）と CONCAWE 式（風速 2.0m/s）で求めた排ガス上昇高さから、有風時の有効煙突高さは風速 0.4m/s の上昇高さ及び風速 0.5～1.9m/s の代表風速の上昇高さから線形内挿して求めた。

$$\text{CONCAWE 式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs 式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \left( \frac{d\theta}{dZ} \right)^{-3/8}$$

[記 号]

$\Delta H$  : 排ガス上昇高さ (m)

$Q_H$  : 排出熱量 (J/s)

$$Q_H = \rho Q C_p \Delta T$$

$Q$  : 単位時間当たりの排出ガス量（湿り）(m<sup>3</sup><sub>N</sub>/s)

$\rho$  : 0°Cにおける排出ガス密度 (=1.293×10<sup>3</sup>g/m<sup>3</sup>)

$C_p$  : 定圧比熱 (=1.0056 J/(k·g))

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温（月平均気温）との温度差（℃）

$u$  : 煙突頭頂付近の風速（m/s）

$\frac{d\theta}{dz}$  : 温位傾度（℃/m）

（昼間は 0.003、夜間は 0.010 を用いた）

#### イ. 拡散計算式

年平均値の算出に用いた拡散計算式は、以下のとおりである。

（ア）有風時（風速0.5m/s以上）：ブルーム式の長期平均式

$$C(R) = \frac{2Q}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z u} \exp\left\{-\frac{1}{2}\left(\frac{H_e}{\sigma_z}\right)^2\right\} \cdot 10^6$$

（イ）無風時（風速0.4m/s以下）：簡易パフ式

$$C(R) = \frac{2Q}{(2\pi)^{3/2} \gamma \eta^2} \cdot 10^6$$
$$\eta^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} H_e^2$$

[記号]

$C(R)$  : 風下距離  $R$  における着地濃度（ppm）

$H_e$  : 有効煙突高さ（m）

$\sigma_z$  : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m）

$u$  : 風速（m/s）

$\alpha$  : 無風時の水平方向の拡散パラメータ（m/s）

$\gamma$  : 無風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m/s）

$Q$  : 汚染物質排出量（ $m^3N/s$ ）

c. 予測条件

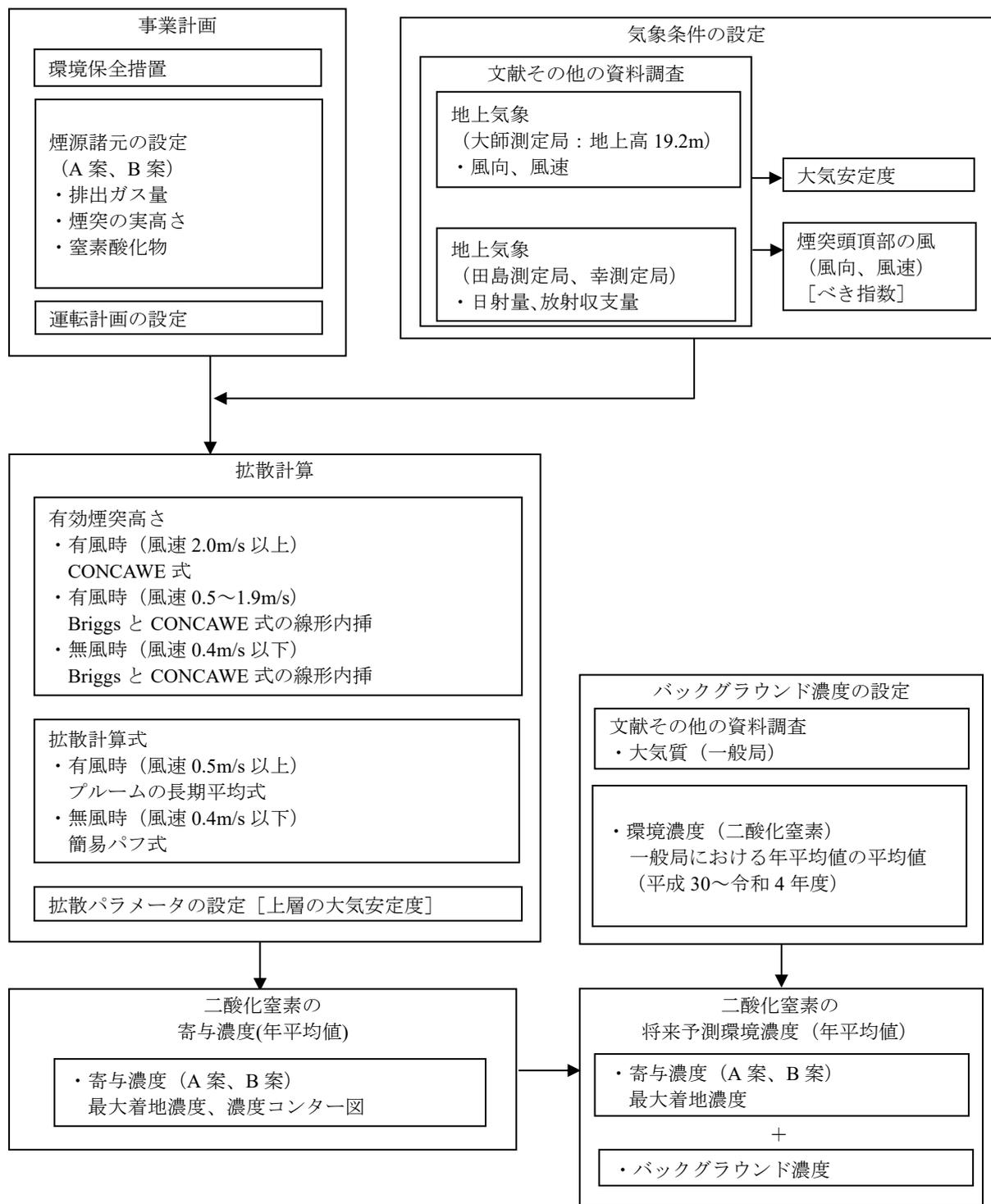
(a) 煙源の諸元

煙源の諸元は、第 4.3-2 表のとおりである。

第 4.3-2 表 煙源の諸元

項目	単位	A 案	B 案
煙突実高さ	m	100	80
排出ガス量 (湿り)	$10^3\text{m}^3/\text{h}$	3,000	3,000
排出ガス温度	°C	80	80
排出ガス速度	m/s	31.7	31.7
窒素酸化物	濃度	ppm	5 以下
	排出量	$\text{m}^3/\text{h}$	22.8

注：排出濃度は、乾きガスベースであり、 $\text{O}_2$  濃度 16% の換算値である。



第 4.3-3 図 年平均値の予測手順

(b) 気象の条件

風速は、大師測定局における令和 5 年度の測定結果を「NOx マニュアル」に示されたべき乗則より、以下の式で補正した煙突頭頂部の推計風速を用いた。大気安定度別のべき指数は、第 4.3-3 表の値を使用した。

風向は、大師測定局における令和 5 年度の地上風観測結果（1 時間値）を用いた。

$$U_z = U_s \cdot \left( \frac{Z}{Z_s} \right)^P$$

【記号】

$U_z$  : 高度Zにおける推計風速 (m/s)

$U_s$  : 地上風速 (m/s)

$Z$  : 推計高度 (=煙突高さ)

$Z_s$  : 地上風観測高度 (=19.2m)

$P$  : 大気安定度によるべき指数

第 4.3-3 表 大気安定度別べき指数

大気安定度	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D~E	F~G
P	0.10	0.10	0.15	0.15	0.20	0.20	0.25	0.30

〔「NOx マニュアル」(公害研究対策センター、平成 12 年)より作成〕

地上の大気安定度は、令和 5 年度における大師測定局における風速、田島測定局の日射量及び幸測定局の放射収支量の観測結果から分類した大気安定度を用いた。地上の大気安定度分類は、第 4.3-4 表のとおりである。

第 4.3-4 表 地上の大気安定度分類表

風速 (u) m/s	昼間 日射量 (T) kW/m <sup>2</sup>				放射収支量 Q (kW/m <sup>2</sup> )		
	$T \geq 0.60$	$0.60 > T \geq 0.30$	$0.30 > T \geq 0.15$	$0.15 > T$	$Q \geq -0.020$	$-0.020 > Q \geq -0.040$	$-0.040 > Q$
$u < 2$	A	A-B	B	D	D	G	G
$2 \leq u < 3$	A-B	B	C	D	D	E	F
$3 \leq u < 4$	B	B-C	C	D	D	D	E
$4 \leq u < 6$	C	C-D	D	D	D	D	D
$6 \leq u$	C	D	D	D	D	D	D

〔「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(原子力安全委員会、昭和 57 年)より作成〕

上層の大気安定度については、「川崎市における今後の窒素酸化物対策及び浮遊粒子状物質対策について 資料編」（川崎市公害対策審議会専門委員会、平成9年）に従い設定した。

(c) 拡散パラメータ

有風時の鉛直方向の拡散パラメータは第4.3-5表に示すパスキル・ギフォード線図の近似関数を用い、無風時の拡散パラメータは第4.3-6表に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを用いた。

第4.3-5表 有風時の鉛直方向拡散パラメータ  
(パスキル・ギフォード線図の近似関数)

$$\sigma_z(X) = \gamma_z \cdot X^{\alpha_z}$$

大気安定度	$\alpha_z$	$\gamma_z$	風下距離 X (m)
A	1.122	0.0800	0～300
	1.514	0.00855	300～500
	2.109	0.000212	500～
A-B	1.043	0.1009	0～300
	1.239	0.03298	300～500
	1.6015	0.003476	500～
B	0.964	0.1272	0～500
	1.094	0.0570	500～
B-C	0.941	0.11655	0～500
	1.006	0.0780	500～
C	0.918	0.1068	0～
C-D	0.872	0.10569	0～1,000
	0.775	0.2067	1,000～10,000
	0.7365	0.2943	10,000～
D	0.826	0.1046	0～1,000
	0.632	0.400	1,000～10,000
	0.555	0.811	10,000～
E	0.788	0.0928	0～1,000
	0.565	0.433	1,000～10,000
	0.415	1.732	10,000～
F	0.784	0.0621	0～1,000
	0.526	0.370	1,000～10,000
	0.323	2.41	10,000～
G	0.794	0.0373	0～1,000
	0.637	0.1105	1,000～2,000
	0.431	0.529	1,000～10,000
	0.222	3.62	10,000～

〔「NOxマニュアル」（公害研究対策センター、平成12年）より作成〕

第 4.3-6 表 無風時の拡散パラメータ

大気安定度	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

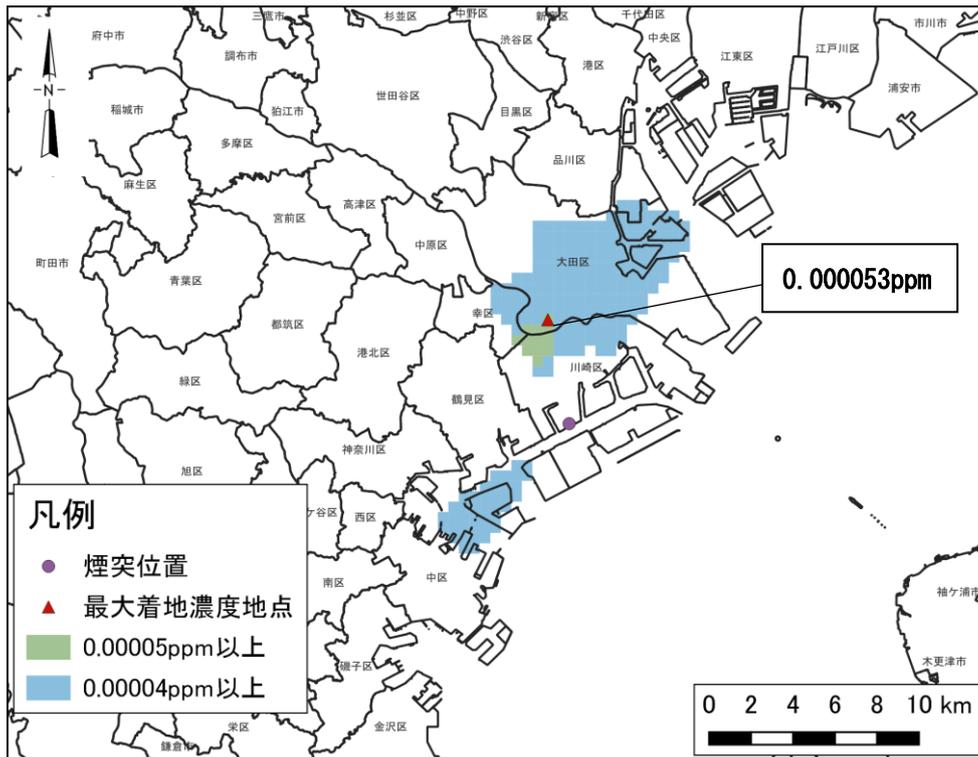
〔「NOx マニュアル」  
(公害研究対策センター、平成 12 年) より作成〕

d. 予測結果

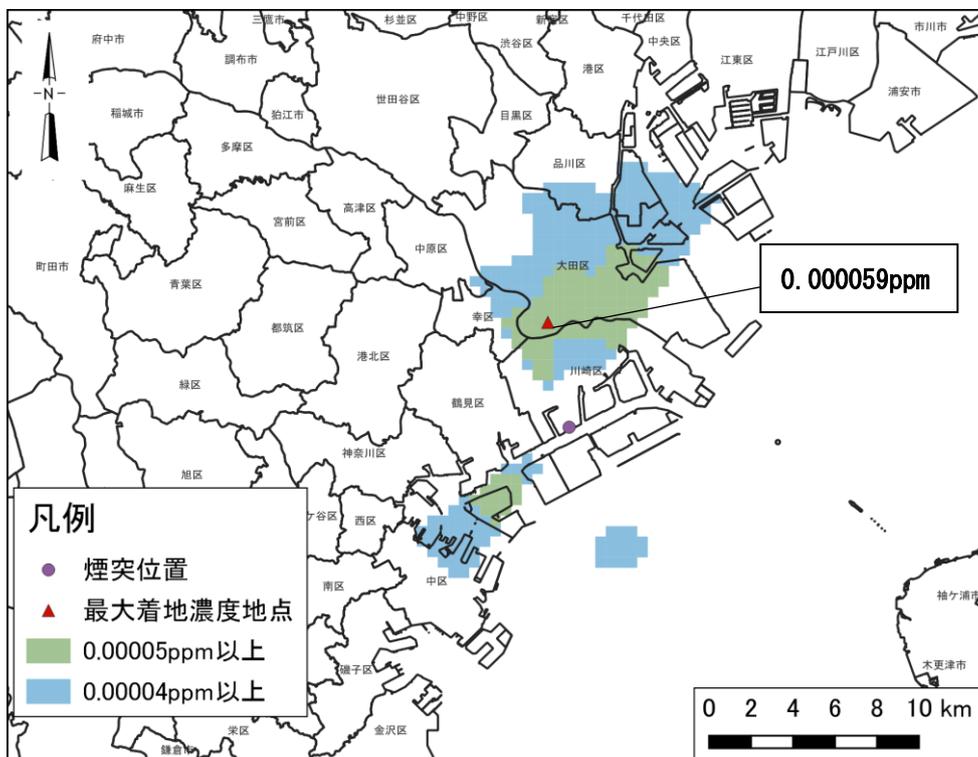
複数案における寄与濃度（年平均値）の最大着地濃度の予測結果は、第 4.3-7 表及び第 4.3-4 図のとおりである。

第 4.3-7 表 年平均値予測結果

予測ケース		寄与濃度 (年平均値) の 最大着地濃度	煙突と最大着地 濃度地点の距離	煙突からの最大着地 濃度地点の方位
A 案	煙突 100m	0.000053ppm	約 5.1km	北北西
B 案	煙突 80m	0.000059ppm	約 5.1km	北北西



第 4.3-4 図(1) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果  
 (A 案：煙突高さ 100m)



第 4.3-4 図(2) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果  
 (B 案：煙突高さ 80m)

### (3) 評価

評価は、本事業による最大着地濃度についてバックグラウンド濃度を踏まえた将来予測環境濃度と対比するとともに、最大着地濃度地点における将来予測環境濃度を、環境基準を年平均の値に換算した値（以下、「環境基準の年平均相当値」という。）と比較することにより行った。

比較結果は、第 4.3-8 表のとおりである。

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は 0.000053ppm 及び 0.000059ppm であり、バックグラウンド濃度を加えた将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33%及び 0.37%と複数案のいずれも小さくなっている。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053ppm 及び 0.016059ppm であり、複数案のいずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

第 4.3-8 表 環境基準の年平均相当値との比較結果

項目 (単位)	予測ケース	最大着地濃度 (a)	バックグラウンド 濃度 (b)	将来予測 環境濃度 (c=a+b)	寄与率 (%) (a/c)	環境基準の 年平均相当値
二酸化 窒素 (ppm)	A 案 (煙突高さ 100m)	0.000053	0.016	0.016053	0.33	0.023
	B 案 (煙突高さ 80m)	0.000059	0.016	0.016059	0.37	

注：1. バックグラウンド濃度は、発電所予定地から 10km 以内の平成 30～令和 4 年度における一般局の年平均値の平均値とした。

2. 環境基準の年平均相当値は、発電所予定地から 10km 以内の一般局の平成 30～令和 4 年度の測定値に基づいて作成した以下の式に環境基準値を代入して求めた。

$$y=0.2719x+0.0062 \quad y: \text{年平均値 (ppm)} \quad x: \text{日平均値の 98\%値 (ppm)}$$

## 4.3.2 景 観

### 1. 地形改変及び施設の存在

#### (1) 調 査

##### ① 調査方法

文献その他の資料の整理により、事業実施想定区域の周囲における眺望点及び自然景観資源の状況を把握した。

##### ② 調査結果

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点の状況は第 4.3-9 表、自然景観資源の状況は第 4.3-10 表、主要な眺望点及び自然景観資源の位置は第 4.3-5 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点として、「横浜マリンタワー」、「川崎マリエン」等が挙げられる。

また、主要な自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

第 4.3-9 表(1) 主要な眺望点の状況

図中 番号	名 称	方 向	距 離	概 要
1	京浜島つばさ公園	北北東	約 9.4km	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	北東	約 7.9km	360 度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	北北西	約 4.2km	本庁舎 25 階にある展望ロビーからは、北（東京方面）を中心に、東（臨海部・羽田方面）、西（武蔵小杉方面）の景色を一望できる。スカイデッキからは東（臨海部・羽田方面）、南（横浜方面）、西（武蔵小杉方面）が一望できる。
4	ちどり公園	東北東	約 3.5km	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台（高さ 7m）や樹木に囲まれた芝生広場がある。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
5	東扇島東公園	東	約 4.5km	平成 20 年にオープンした人工海浜を有する公園。園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めることができる。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
6	川崎マリエン	東	約 3.6km	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。 川崎市の景観資源（文化的施設）である。
7	大川町緑地	西	約 0.8km	運河に沿った緑溢れる公園。
8	東扇島西公園	南東	約 2.1km	約 4.5 万 m <sup>2</sup> の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のポートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。

第 4.3-9 表 (2) 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	方向	距離	概要
9	末広水際線プロムナード	西南西	約 3.7km	幅員 15m、延長 680m の緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	西南西	約 9.6km	69 階の展望フロアから、眼下に 360 度の大パノラマを一望できる。天気の良い日には、東京タワーやスカイツリー、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい 21 の夜景と、クルーズ船や観光船などが行きかう港ならではの夜景等がみられる。
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	南西	約 8.6km	長さ約 430m の屋上には送迎デッキを擁する広場が 24 時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
12	横浜マリンタワー	南西	約 8.9km	横浜開港 100 周年の記念事業として、昭和 36 年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ 106m、2 層の展望フロア、360 度の大パノラマを望むことができる。
13	横浜港シンボルタワー	南南西	約 7.1km	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
14	港の見える丘公園	南西	約 8.9km	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。

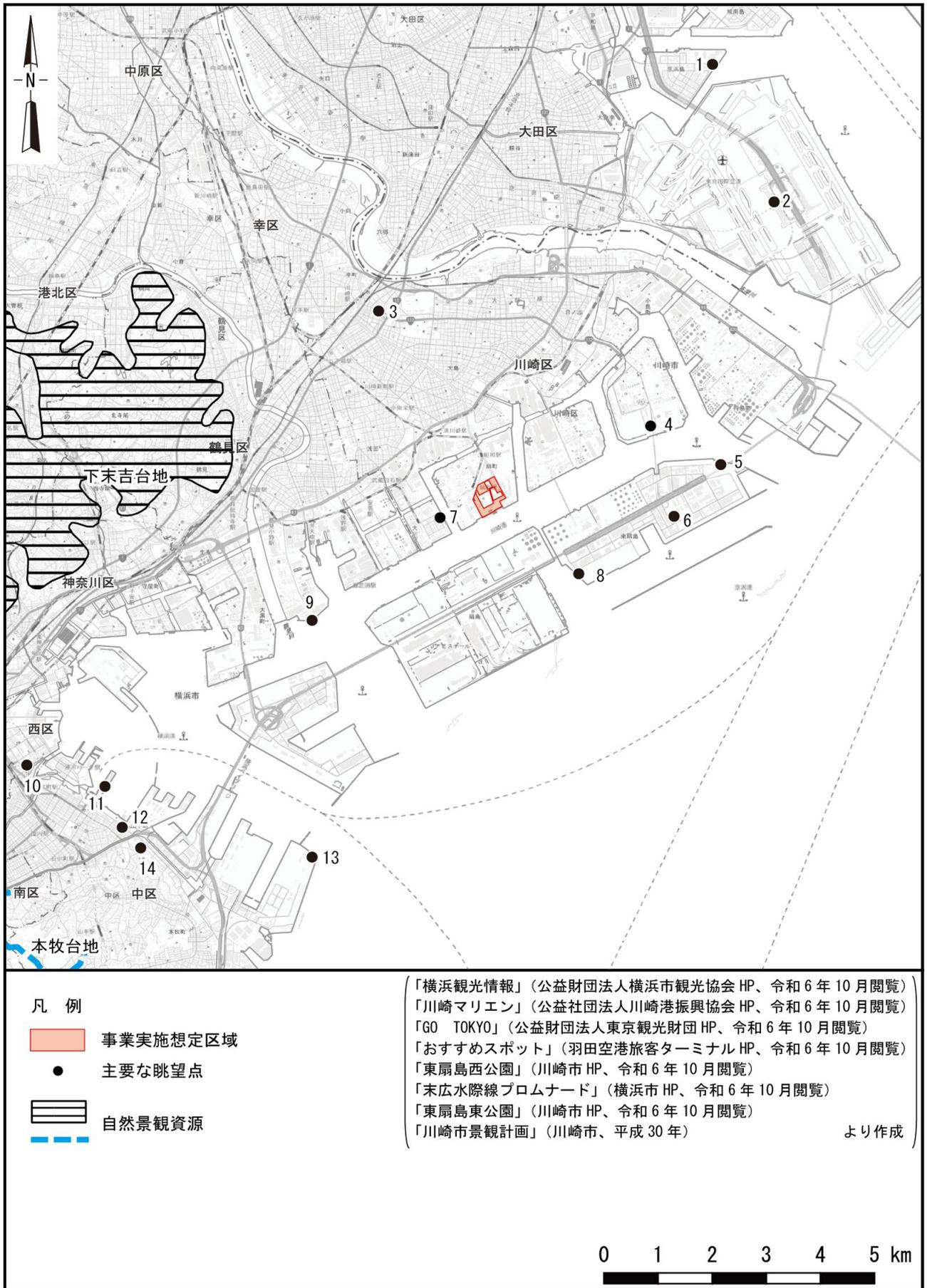
2. 方向は煙突計画位置から見た眺望点の方向（16 方位）を、距離は煙突計画位置から眺望点までの直線距離を示す。

「横浜観光情報」（公益財団法人横浜市観光協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎マリエン」（公益社団法人川崎港振興協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「GO TOKYO」（公益財団法人東京観光財団 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「おすすめスポット」（羽田空港旅客ターミナル HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島西公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「末広水際線プロムナード」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島東公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎市景観計画」（川崎永、平成 30 年）より作成

第 4.3-10 表 自然景観資源の状況

名称	区分	概要
下末吉台地	自然景観資源	海成段丘
本牧台地	自然景観資源	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕



第 4.3-5 図 主要な眺望点及び自然景観資源の位置

## (2) 予 測

### ① 予測方法

#### a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係から、直接改変の有無を確認した。

#### b. 主要な眺望点に対する影響評価

複数案として設定した煙突高さ 2 案（100m 及び 80m）による、眺望景観への影響の違いを把握するために、主要な眺望点から発電設備（煙突）を見た時の垂直見込角を算出した。

### ② 予測結果

#### a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点及び景観資源との位置関係は、第 4.3-5 図のとおりであり、事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源は重なっていないことからこれらの直接改変はない。

#### b. 主要な眺望点に対する影響評価

主要な眺望点から煙突計画位置までの距離及び最大垂直見込角は、第 4.3-11 表のとおりである。

最大垂直見込角の範囲は A 案（煙突高さ：100m）では約 0.6～7.1 度、B 案（同：80m）では約 0.5～5.7 度である。

第 4.3-11 表 計画施設供用後の煙突位置周辺が視認可能な眺望点からの距離と最大垂直見込角

図中 番号	眺望点名	煙突計画地点 までの距離 (km)	煙突の最大垂直見込角（度）	
			A 案 (100m)	B 案 (80m)
1	京浜島つばさ公園	約 9.4km	約 0.6	約 0.5
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	約 7.9km	約 0.7	約 0.6
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	約 4.2km	約 1.4	約 1.1
4	ちどり公園	約 3.5km	約 1.6	約 1.3
5	東扇島東公園	約 4.5km	約 1.3	約 1.0
6	川崎マリエン	約 3.6km	約 1.6	約 1.3
7	大川町緑地	約 0.8km	約 7.1	約 5.7
8	東扇島西公園	約 2.1km	約 2.7	約 2.2
9	末広水際線プロムナード	約 3.7km	約 1.5	約 1.2
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	約 9.6km	約 0.6	約 0.5
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	約 8.6km	約 0.7	約 0.5
12	横浜マリントワー	約 8.9km	約 0.6	約 0.5
13	横浜港シンボルタワー	約 7.1km	約 0.8	約 0.6
14	港の見える丘公園	約 8.9km	約 0.6	約 0.5

注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。

2. 垂直見込角の算出にあたっては、眺望点と事業実施想定区域が水平であると仮定した。

### (参考) 送電鉄塔の見え方

垂直見込角	鉄塔の場合の見え方
0.5 度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1 度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5～2 度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3 度	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5～6 度	やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10～12 度	眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦などところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20 度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

〔「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）より作成〕

### (3) 評価

#### ① 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域の周囲の眺望点及び景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変による重大な影響はないものと評価する。

#### ② 主要な眺望点に対する影響評価

複数案に対する眺望景観への影響比較は、第 4.3-12 表のとおりである。

このうち、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）において、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい」とされる垂直見込角 1 度以上の地点数は、A 案、B 案とも 7 地点である。

また、「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある」とされる垂直見込角 1.5～2 度以上の地点は、A 案では 5 地点、B 案は 2 地点である。

なお、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない」とされる垂直見込角 5～6 度以上の地点は、事業実施想定区域の最寄りの大川町緑地である。

「眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦などところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。」とされる垂直見込角 10～12 度の地点は A 案、B 案とも 0 地点である。

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

以上のことから、施設の存在による景観への重大な影響は回避・低減されているものと評価する。

今後の検討においては「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）や「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成 8 年）等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

第 4.3-12 表 複数案に対する眺望景観への影響比較

項 目	A 案 (100m)	B 案 (80m)
眺望景観の変化（煙突の最大垂直見込角）	約 7.1 度	約 5.7 度
（垂直見込角 1 度以上の地点数）	7	7
（垂直見込角 1.5～2 度以上の地点数）	5	2
（垂直見込角 3 度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角 5～6 度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角 10～12 度以上の地点数）	0	0

#### 4.4 総合的な評価

計画段階配慮事項に係る総合的な評価は以下のとおりである。

- ・大気質（施設の稼働：排ガス）

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は、複数案のいずれも将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33～0.37%と小さい。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053～0.016059ppmであり、いずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

- ・景観（地形改変及び施設の存在）

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点及び自然景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変及び施設の存在による重大な影響はないと考えられる。

煙突高さの複数案について評価を行った結果、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある」とされる垂直見込角5～6度以上の地点数は、A案、B案とも1地点である。

また、「眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる」とされる垂直見込角10～12度以上については、A案、B案とも確認されなかった。

眺望景観については、A案、B案とも大きな違いはないと考えられるが、煙突高さが低いほど影響は小さい。

今後の検討においては、「川崎市景観計画」や「臨海部色彩ガイドライン」等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

以上のことから、複数案を設定した煙突高さについて、重大な影響はないものと評価した。

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降においては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境影響評価項目を選定し、詳細な予測及び評価を行うことを検討する。

(空白ページ)

# 第 5 章

計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の  
意見及び事業者の見解

## 第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

### 5.1 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経済産業省

公 印 省 略  
20250512保第5号  
令和7年8月8日

ENEOS Power株式会社  
代表取締役社長 香月 有佐 殿

経済産業大臣 武藤 容治

ENEOS Power株式会社「(仮称)扇町天然ガス発電所建設  
プロジェクト計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和7年5月12日付けをもって送付のあった、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設  
プロジェクト 計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81  
号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

【連絡先】

責任者：大臣官房産業保安・安全グループ

担当者：

電 話：

メー ル：

[Redacted contact information]

(別紙)

## 1. 総論

(1) ENEOS Power株式会社(以下「本事業者」という。)のホールディングスカンパニーである ENEOS ホールディングス株式会社が2025年5月に公表した「ENEOS グループ 第4次中期経営計画 カーボンニュートラル基本計画2025年度版」(以下、「カーボンニュートラル基本計画」という。)においては、グループ全体の温室効果ガス排出量目標として2030年度に38～46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減(いずれも2013年度比)が示されている。一方で、電力分野の目標値は設定されておらず、ENEOS 株式会社の電気・都市ガス事業を分社化して設立した本事業者においても、温室効果ガス削減に係る目標が設定されていない。よって、「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」(以下「GX2040ビジョン」という。)(いずれも令和7年(2025年)2月18日閣議決定)、並びにこれら等を踏まえた関連施策を踏まえ、本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を検討し、「カーボンニュートラル基本計画」を見直す等、環境影響評価方法書以降の手續において温室効果ガス削減に係る目標及び対策の内容を適切に示すこと。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針における電力分野について、地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような目標を適切に設定した上で、グループ全体での事業方針及び設定した温室効果ガス削減に係る目標値を踏まえ、本事業者として必要な措置を、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限すること(以下「1.5℃目標」という。)と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。

(2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー、高効率化の徹底、CCUS(二酸化炭素の回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)の略称)に向けた取組及び水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。

- (3) 本事業は発電設備を新たに設置する計画であるが、本事業者全体での温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (4) 液化天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素等の脱炭素燃料及び CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、1. 5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進めること。
- (5) 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- (6) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として2030年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される2030年度、2035年度及び2040年度の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1. 5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制、休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。

- (7) 事業実施想定区域周辺の既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 温室効果ガス

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成はもとより、削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。
- ② 目標値を含む本事業者の事業方針を削減目標等に整合するように適切に示すとともに、その内容を踏まえ、省エネルギーや高効率化の徹底、CCUS に向けた取組、水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標値の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針を踏まえ、本事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。
- ③ ②で見直した内容を踏まえ、本事業において、水素混焼/専焼、CCUS 等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、稼働開始からも視野に入れ、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料、CCUS 等の実装に向け、貯蔵タンク等の附帯設備に必要な発電所内の敷地の確保の検討を行うなど、事業者として主体的に取組を進めること。
- ④ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入及び運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟

な運用を行い、ENEOS 株式会社川崎事業所として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。

- ⑤ 長期脱炭素電源オークションに参加する場合は、本事業者全体での事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえて事業者自らが作成・提出する脱炭素化ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。
- ⑥ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組み参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑦ 情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

## (2) 大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 大気環境の悪化を回避するとともに、継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法並

びに対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

- ④ 脱炭素燃料の混焼率の向上又は専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、第 5.2-1 表に示すとおりである。

第 5.2-1 表(1) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

No.	経済産業大臣意見の内容	事業者の見解
1	<p>1. 総論</p> <p>(1) ENEOS Power 株式会社（以下「本事業者」という。）のホールディングスカンパニーである ENEOS ホールディングス株式会社が 2025 年 5 月に公表した「ENEOS グループ 第 4 次中期経営計画 カーボンニュートラル基本計画 2025 年度版」（以下、「カーボンニュートラル基本計画」という。）においては、グループ全体の温室効果ガス排出量目標として 2030 年度に 38～46%削減、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）が示されている。一方で、電力分野の目標値は設定されておらず、ENEOS 株式会社の電気・都市ガス事業を分社化して設立した本事業者においても、温室効果ガス削減に係る目標が設定されていない。よって、「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」（以下「GX2040 ビジョン」という。）（いずれも令和 7 年（2025 年）2 月 18 日閣議決定）、並びにこれら等を踏まえた関連施策を踏まえ、本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を検討し、「カーボンニュートラル基本計画」を見直す等、環境影響評価方法書以降の手续において温室効果ガス削減に係る目標及び対策の内容を適切に示すこと。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針における電力分野について、地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような目標を適切に設定した上で、グループ全体での事業方針及び設定した温室効果ガス削減に係る目標値を踏まえ、本事業者として必要な措置を、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限すること（以下「1.5℃目標」という。）と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。</p>	<p>ご指摘いただいた計画等及び関連施策を踏まえ、事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を策定した後に、環境アセスメント図書に記載します。</p>
2	<p>(2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー、高効率化の徹底、CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）の略称）に向けた取組及び水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。</p>	<p>温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー、高効率化の徹底、CCS（二酸化炭素の回収・貯留（Carbon dioxide Capture and Storage）の略称）に向けた取組及び水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を検討します。</p>

第 5.2-1 表 (2) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

No.	経済産業大臣意見の内容	事業者の見解
3	<p>(3) 本事業は発電設備を新たに設置する計画であるが、本事業者全体での温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。</p>	<p>当社全体での温室効果ガスの削減に向け、送配電事業者の指示に従い、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に活用するとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、足元の温室効果ガス削減に取り組むことを検討します。</p>
4	<p>(4) 液化天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素等の脱炭素燃料及び CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進めること。</p>	<p>液化天然ガス火力をめぐる国内外の状況を踏まえ、水素等の脱炭素燃料及び CCS といった火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入について、技術・サプライチェーン・制度の整備状況からあらゆる選択肢を勘案し、経済的・技術的な課題等の解決後に 1.5℃目標と整合する形で可能な限り早急に導入できるよう進めます。</p>
5	<p>(5) 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。</p>	<p>水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、経済合理性に加え、発電所稼働時の二酸化炭素排出有無のみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含めたサプライチェーン全体の排出量を算定のうえ、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを進めます。</p>
6	<p>(6) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として 2030 年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7 プーリアサミットにおける「2035 年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成及び 2050 年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035 年度、2040 年度及び 2050 年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制、休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。</p>	<p>電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、2030 年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7 プーリアサミットにおける「2035 年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度の削減目標の達成及び 2050 年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程について可能な限り早期の確立に努め、経済的・技術的な課題等の解決後に実行に移します。</p> <p>その際、2035 年度、2040 年度及び 2050 年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けるよう、あらゆる選択肢を勘案して検討します。</p>

第 5.2-1 表 (3) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

No.	経済産業大臣意見の内容	事業者の見解
7	<p>(7) 事業実施想定区域周辺の既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p>既設発電所の稼働による環境影響を把握し、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。</p> <p>また、地域住民等に対し、住民説明会等を通じて丁寧かつ十分な説明を行います。</p>
8	<p>2. 各論</p> <p>(1) 温室効果ガス</p> <p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成はもとより、削減目標の達成及び 2050 年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。</p> <p>① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。</p>	<p>火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めます。</p>
10	<p>② 目標値を含む本事業者の事業方針を削減目標等に整合するように適切に示すとともに、その内容を踏まえ、省エネルギーや高効率化の徹底、CCUS に向けた取組、水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標値の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針を踏まえ、本事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。</p>	<p>事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策、並びに省エネルギーや効率化の徹底等の取組を策定した後に、環境アセスメント図書に記載します。</p>
11	<p>③ ②で見直した内容を踏まえ、本事業において、水素混焼/専焼、CCUS 等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、稼働開始からも視野に入れ、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料、CCUS 等の実装に向け、貯蔵タンク等の附帯設備に必要となる発電所内の敷地の確保の検討を行うなど、事業者として主体的に取組を進めること。</p>	<p>水素混焼/専焼、CCS 等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指します。</p> <p>敷地の確保については、今後の技術動向を注視し、あらゆる選択肢を勘案して検討します。</p>
12	<p>④ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入及び運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、ENEOS 株式会社川崎事業所として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。</p>	<p>調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入及び運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、足元の温室効果ガス削減に取り組みます。</p>

第 5.2-1 表(4) 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

No.	経済産業大臣意見の内容	事業者の見解
13	⑤ 長期脱炭素電源オークションに参加する場合は、本事業者全体での事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえて事業者自らが作成・提出する脱炭素化ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。	長期脱炭素電源オークションへの参加は未定ですが、参加する場合は、事業者全体での事業方針を削減目標等に整合するように適切に設定するとともに、その内容を踏まえて作成・提出する脱炭素化ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めます。
14	⑥ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組み参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。	小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者への電力供給を含め、発電事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を策定した後に、環境アセスメント図書に記載します。
15	⑦ 情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「GX2040 ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。	情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けるよう努めます。 また、「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「GX2040 ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、必要な対策を講じます。
16	(2) 大気環境 大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。 ① 大気環境の悪化を回避するとともに、継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。	大気環境の悪化を回避するとともに、継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講じます。
17	② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。	今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれを遵守し、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ります。
18	③ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法並びに対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。	光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討します。
19	④ 脱炭素燃料の混焼率の向上又は専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。	脱炭素燃料の混焼率の向上又は専焼運転への移行を図る際には、技術的動向を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減するよう努めます。

(空白ページ)

# 第 6 章

対象事業に係る環境影響評価の項目  
並びに調査、予測及び評価の手法

## 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 6.1 環境影響評価の項目の選定

#### 6.1.1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2備考第2号」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を第6.1-1表のとおり整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第21条の規定に基づき、第6.1-2表のとおり選定した。

放射性物質に係る環境影響評価項目については、「発電所アセス省令」第26条の2第1項の規定に基づき、本事業の事業特性及び地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから選定しない。

なお、環境影響評価の項目の選定に当たっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引 令和7年2月改訂」（経済産業省、令和7年）（以下「発電所アセスの手引」という。）を参考にした。

#### 1. 主な事業特性

- ・タービン、発電機等を設置する。
- ・対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、周辺の住居系地域までは約1.4kmの距離がある。
- ・発電設備等の規模については、利用できる敷地の面積及び電力系統連携可能規模等を考慮して、総出力約75万kWとする。
- ・タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界（対象事業実施区域外周）における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。
- ・煙突の高さは80mとする。
- ・燃料の種類は天然ガスとし、近隣のLNG基地から既設パイプラインにより供給される。なお、現時点において具体的な導入計画はないものの、脱炭素化に向けて将来的に水素等の脱炭素燃料の導入可能性を検討する。
- ・燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物（NOx）が発生する。NOx排出抑制対策として、低NOx燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する。
- ・復水器の冷却水の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑える。
- ・プラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道を利用する。
- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備により適切な処理を行った後に、発電所の排水口より排出する。また、生活排水については、浄化槽を経て発電設備からの排水と合流後、排水処理設備で処理する。なお、発電所の排水口から排出された後、既設排水口を通じて海域へ放水される。

- ・ 冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等については、防音・防振対策を適切に講じる。
- ・ 工事中及び運転開始後の主要な交通ルートは、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する。
- ・ 発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。
- ・ 工事中は一般工事用資材及び小型機器等の搬出入、工事関係者の通勤、廃棄物等の搬出を行う。
- ・ 運転開始後は通常時は通勤車両、定期点検時には定期点検関係者の通勤車両及び資機材の運搬車両が加わる。
- ・ 主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。
- ・ 今後の工事計画によっては、海上輸送（岸壁への荷揚げ）に必要な水深を確保するために浚渫を実施する可能性がある。
- ・ 工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努める。
- ・ 排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。
- ・ 工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。
- ・ 工事排水及び雨水排水は、仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。
- ・ 工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。対象事業実施区域の一部は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき形質変更時要届出区域に指定されていることから、土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、「土壌汚染対策法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に基づき対策を実施する計画である。
- ・ 発電所敷地内（発電所計画地）に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。
- ・ 景観の保全については、周辺環境との調和に配慮する。
- ・ 工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、発生量の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難な廃棄物については、法に基づき極力再資源化または適正に処理する計画である。
- ・ 基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する計画である。
- ・ 最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

第 6.1-1 表 一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分		一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施に関する内容	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、廃材の搬出を行う。	一般的な事業の内容と同様である。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行う。	建設機械の稼働として、浚渫工事、建築物、工作物等の設置工事を行う。	一般的な事業の内容と同様である。
	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	造成等の施工として、掘削、地盤改良、盛土等による敷地の造成を行う。	既存の用地を利用するため、一般的な事業より工事量は少ない。
土地又は工作物の存在及び供用に関する内容	地形改変及び施設の有存在	地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。	既存の用地を利用するため、地形改変は行わない。施設の有存在として、建設されたガスタービン及び汽力設備を有する。	地形改変は行わない。
	施設の稼働	燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。	燃料の種類は、天然ガスである。	一般的な事業の内容と同様である。
		排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。	排水は、排水処理装置で処理した後に川崎事業所が所有する共用の既設排水口から公共用水域に排水する。	一般的な事業の内容と同様である。
		温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。	復水器は、冷却塔による淡水循環冷却方式を採用する。なお、冷却塔は白煙抑制機能付きの乾湿併用型とし、白煙発生頻度を低減する等の環境保全措置を講じる。	冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却されるため温排水は発生しない。
	資材等の搬出入	機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。	機械等の稼働として、ガスタービン及び汽力設備の運転がある。	一般的な事業の内容と同様である。
		資材等の搬出入	資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。	資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
	廃棄物の発生	発電設備から産業廃棄物が発生する。	発電設備から産業廃棄物が発生する。	一般的な事業の内容と同様である。

## 2. 主な地域特性

### (1) 大気環境

- ・対象事業実施区域の最寄りの気象官署である横浜地方気象台の令和 6 年度の年平均風速は 3.4m/s、風向頻度は北の出現が多くなっている。
- ・令和 5 年度の大気質の状況として、20km 圏内における硫黄酸化物の測定は、一般局 29 局、自排局 3 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。二酸化窒素の測定は、一般局 33 局、自排局 27 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で環境基準の評価に適合している。浮遊粒子状物質の測定は、一般局 34 局、自排局 27 局で行われており、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、環境基準の短期的評価は 60 局中 59 局で適合しており、長期的評価はすべての測定局で適合している。また、10km 圏内の一般局 (9 局) の 5 年間 (令和元～5 年度) における各物質の年平均値は減少傾向から横ばいで推移している。
- ・騒音の状況として、対象事業実施区域及びその周囲では、環境騒音及び自動車騒音の測定が行われており、昼間及び夜間ともに環境基準値に適合している。また、測定している 1 地点では昼間、夜間ともに要請限度内である。
- ・振動の状況として、対象事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動の測定が行われており、県道 6 号 (主要地方道) 東京大師横浜線では昼間、夜間ともに要請限度内である。

### (2) 水環境

- ・水質の状況として、対象事業実施区域の周辺海域では、令和 5 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について、化学的酸素要求量の測定結果 (75%値) は 10 地点中 9 地点で、全窒素の測定結果は 10 地点中 7 地点で、全リンの測定結果は 10 地点中 3 地点で環境基準に適合している。令和元～5 年度における化学的酸素要求量、全窒素及び全リンの経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。
- ・対象事業実施区域の周囲の河川では、令和 5 年度において 3 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について生物化学的酸素要求量の測定結果 (75%値) はすべての地点において環境基準に適合している。令和元～5 年度の経年変化は、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。
- ・川崎区内で行われた地下水の測定結果は、すべての地点において環境基準に適合している。
- ・対象事業実施区域の周辺海域の水底では、令和 5 年度において 2 地点でダイオキシン類の測定が行われており、すべての地点において環境基準に適合している。

### (3) 土壌及び地盤の状況

- ・川崎市川崎区では、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域は存在しないが、形質変更時要届出区域は 73 件存在する。
- ・対象事業実施区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立が完了した埋立地である。昭

和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。本製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。川崎事業所は平成 21 年に基準に適合しない特定有害物質（ベンゼン、鉛及び砒素）が確認され、平成 29 年に形質変更時要届出区域（指-65 号、68 号）に指定されている。

- ・川崎市が令和 5 年度に行った精密水準測量結果では、前年度との標高差の比較ができた有効水準点数 218 点のうち 210 点で沈下を示しており、210 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

#### (4) 地形及び地質

- ・対象事業実施区域及びその周囲は埋立地であり、標高は約 3m である。表層地質は埋め立て土、土壌は埋立地（人工改変土）である。
- ・対象事業実施区域の周囲の海域は、航路として浚渫されており、概ね 10m 以深の水深である。底質は主に泥である。
- ・対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

#### (5) 動物・植物・生態系

- ・陸域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠より、対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 69 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。
- ・動物の注目すべき生息地（陸域）は、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。
- ・海域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、対象事業実施区域の周辺海域において確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 18 種、潮間帯動物及び底生生物 11 種である。
- ・動物の注目すべき生息地（海域）としては、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。また、対象事業実施区域の周辺海域において、「多摩川河口干潟」が確認されている。
- ・現存植生としては、対象事業実施区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。
- ・陸域に生育する植物の状況として、重要な種の選定根拠より、対象事業実施区域及びその周囲において、23 種が確認されている。また、重要な群落として、特定植物群落の多摩川口の塩生植物群落等が指定され、2 件の巨樹・巨木が確認されている。
- ・対象事業実施区域近傍（約 1km）の範囲の環境類型区分は全て工場地帯・市街地である。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・景観の状況として、地形、地質、自然現象に係る自然景観資源である海成段丘の「下末吉台地」及び海食崖の「本牧台地」がある。
- ・一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点として

は、京浜島つばさ公園、川崎マリエン及び横浜マリントワー等がある。

- ・対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

## (7) 社会的状況

- ・対象事業実施区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。
- ・対象事業実施区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・対象事業実施区域が位置する川崎港においては、漁業権の設定はされていない。
- ・対象事業実施区域の最寄りの交通量調査地点である県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線での 24 時間交通量は、13,497 台である。
- ・対象事業実施区域の最寄りの学校等は、対象事業実施区域の北西約 1.2km にうみかぜ渡田保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、診療所は北約 0.9km に株式会社デイ・シイ診療所、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。
- ・最も近い住居系の用途地域は、対象事業実施区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定があり、最寄り住居としては、扇町に住宅がある。
- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・対象事業実施区域は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、一律排水基準及び上乘せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・対象事業実施区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。対象事業実施区域は、緑化推進重点地区、特定猟具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 6.1-2 表 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働		機 械 等 の 稼 働	資 材 等 の 搬 出 入	廃 棄 物 の 発 生		
			排 ガ ス	排 水	温 排 水								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物										
			窒素酸化物	○	○			○			○		
			浮遊粒子状物質	○	○							○	
			石炭粉じん										
			粉じん等	○	○							○	
	騒音	騒音	○	○						○	○		
		振動	○	○						○	○		
	その他	低周波音								○			
		冷却塔白煙								○			
	水環境	水質	水の汚れ					○					
			富栄養化					○					
			水の濁り		○	○							
			水温										
		底質	有害物質		○								
	その他	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○							
		海域に生息する動物		○									
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○							
		海域に生育する植物		○									
	生態系	地域を特徴づける生態系											
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○							○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○						○		
		残土			○								
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○						

注：1. 「○」は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げられる「参考項目」を示す。

## 6.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は、第 6.1-3 表のとおりである。

また、参考項目について、「発電所アセス省令」第 21 条第 4 項の規定に基づき、環境影響評価の項目として選定しない理由は、第 6.1-4 表のとおりである。

なお、放射性物質を環境影響評価の項目として選定しない理由は、第 6.1-5 表のとおりである。

第 6.1-3 表 (1) 環境影響評価の項目として選定する理由

項目		環境影響評価の項目として選定する理由		
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働(排ガス)	最新鋭の排煙脱硝装置の採用等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であるが、川崎市は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっていることから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	浮遊粒子状物質		工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	粉じん等		工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	大規模な土地造成の工事は行わないが、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。

第 6.1-3 表 (2) 環境影響評価の項目として選定する理由

項目		環境影響評価の項目として選定する理由		
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	騒音	騒音	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
	振動	振動	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械等の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両が増加すること、主要な輸送経路には民家等が存在することから、項目として選定する。
	その他	低周波音	施設の稼働 (機械等の稼働)	機械(冷却塔、排熱回収ボイラ)等の稼働に伴い低周波音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。
		冷却塔白煙	施設の稼働 (機械等の稼働)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、気象条件によって白煙が発生するため、項目として選定する。
水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		富栄養化	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
		水の濁り	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。
			造成等の施工による一時的な影響	大規模な土地造成の工事は行われませんが、工事排水及び雨水排水による影響が想定されるため、項目として選定する。
	底質	有害物質	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。

第 6.1-3 表 (3) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目		環境影響評価の項目として選定する理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
動 物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工場として人為的に整備及び管理された土地であるが、工事の実施及び施設の存在による影響が想定されるため、項目として選定する。
		地形改変及び施設の存在	
	海域に生息する動物	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があるため、項目として選定する。
植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工場として人為的に整備及び管理された土地であるが、工事の実施及び施設の存在による影響が想定されるため、項目として選定する。
		地形改変及び施設の存在	
	海域に生育する植物	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があるため、項目として選定する。
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	施設の存在に伴い眺望景観の変化が想定されることから、項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、項目として選定する。
		資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道にある人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス影響を及ぼすことが想定されることから、項目として選定する。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	建設工事に伴い産業廃棄物が発生するため、項目として選定する。
		廃棄物の発生	施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するため、項目として選定する。
	残 土	造成等の施工による一時的な影響	建設工事に伴い残土が発生するため、項目として選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	施設の稼働に伴い、排ガス中に二酸化炭素が発生するため、項目として選定する。

第 6.1-4 表 環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目			環境影響評価の項目として選定しない理由	根 拠	
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	大気質	硫酸化合物	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中に硫酸化合物は含まれないため、項目として選定しない。	第 1 号
		浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガスを使用することから排ガス中にばいじんは含まれないため、項目として選定しない。	第 1 号
		石炭粉じん	地形改変及び施設の存在	発電用の燃料に石炭を使用しないため、項目として選定しない。	第 1 号
			施設の稼働 (機械等の稼働)	発電用の燃料に石炭を使用しないため、項目として選定しない。	第 1 号
水環境	水 質	水 温	施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。	第 1 号
			その他	流向及び流速	地形改変及び施設の存在
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。	第 1 号
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないことから、項目として選定しない。	第 2 号
動 物		海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	港湾施設の設置や埋立等の地形改変を行わないため、項目として選定しない。	第 1 号
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。	第 1 号
植 物		海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	港湾施設の設置や埋立等の地形改変を行わないため、項目として選定しない。	第 1 号
			施設の稼働 (温排水)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され温排水は発生しないため、項目として選定しない。	第 1 号
生態系		地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域は工業専用地域に位置し、大部分はコンクリートやアスファルトからなる造成地で、工場として人為的に整備及び管理された土地であり、地域を特徴づける生態系への影響は極めて小さいと想定されるため、項目として選定しない。	第 1 号
			地形改変及び施設の存在		第 1 号
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域は、対象とすべき人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないため、項目として選定しない。	第 2 号

注：1. 根拠欄は、選定しない根拠を示しており、「発電所アセス省令」第 21 条第 4 項では、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする規定されている。

第 1 号: 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合。

第 2 号: 対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合。

第 3 号: 特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合。

2. 石炭及び石油火力発電所から排出されるばいじんについては、一般的に脱硫装置、集じん装置等を通してくる微小な粒子であることから、予測評価に当たっては浮遊粒子状物質として取り扱うこととされている。

第 6.1-5 表 放射性物質を環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目		環境影響評価の項目として選定しない理由
環境要素の区分		
一般環境中の放射性物質	放射線の量	対象事業実施区域の周辺における空間放射線量は、令和 5 年度の年平均値が 0.02104～0.03392 $\mu$ Sv/h と低く、対象事業実施区域及びその周辺は「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）ではなく、対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないため、項目として選定しない。

## 6.2 調査、予測及び評価の手法の選定

### 6.2.1 調査、予測及び評価の手法

本事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、第 6.2-1 表～第 6.2-8 表に示すとおりである。

### 6.2.2 選定の理由

調査、予測及び評価の手法は、本事業による事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第 23 条第 1 項第 2 号「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第 8」の参考手法（以下、「参考手法」という。）を勘案しつつ、同条第 2 項（参考手法より簡略化された調査又は予測の手法）及び第 3 項（参考手法より詳細な調査又は予測の手法）の規定に基づき選定した。

なお、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、「発電所アセスの手引」や既往の環境影響評価図書等を参考にした。

第 6.2-1 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <hr/> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平年値(統計期間 1991～2020年)」(気象庁)等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(原子力安全委員会、昭和 57 年)等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.道路構造に係る状況</p> <p>調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>b.交通量に係る状況</p> <p>調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <hr/> <p>3.調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <hr/> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲にあり、窒素酸化物を測定している一般局 9 地点及び自排局 7 地点とする(第 6.2-1 図 (1))。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする(第 6.2-1 図 (1))。</p> <p>【現地調査】</p> <p>対象事業実施区域内の 1 地点とする(第 6.2-1 図 (2))。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>主要な輸送経路沿道の 4 地点とする(第 6.2-1 図 (2))。</p>

第 6.2-1 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間の連続観測とする。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。
			6.予測の基本的な手法 「NOx マニュアル」に基づく JEA 修正型線煙源拡散式を用いた数値計算により、日平均濃度の予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 「4.調査地点 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」の現地調査と同じ4地点とする。
			9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)及び「地域環境管理計画」(川崎市、令和3年3月改定)との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質 窒素酸化物	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報 (1) 窒素酸化物の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値(統計期間 1991~2020年)」(気象庁)等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域の最寄りの一般局(国設川崎(田島))とする(第 6.2-1 図(2))。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする(第 6.2-1 図(1))。 【現地調査】 対象事業実施区域内の1地点とする(第 6.2-1 図(2))。</p> <p>5.調査期間等 (1) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 「NOx マニュアル」等に基づき、日平均濃度の予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 対象事業実地区域の近傍の窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 船舶を含む建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>

第 6.2-1 表(4) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働
			10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表 (5) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質 窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)	<p>1.調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値(統計期間 1991~2020年)」(気象庁)等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 a.地上気象観測 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 b.上層気象観測 ドップラーライダーにより、煙突高度付近(80m)の風向、風速を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 c.高層気象観測 「高層気象観測指針」(気象庁、平成16年)に基づく方法等により、上空(高度1,500mまで50mごと)の風向、風速及び気温を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域を包含する範囲として、対象事業実施区域を中心とした半径約20kmの範囲(海域は除く)とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約20kmの範囲にあり、二酸化窒素を測定している一般局34地点とする(第6.2-1図(1))。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする(第6.2-1図(1))。 【現地調査】 a.地上気象観測 対象事業実施区域内の1地点とする(第6.2-1図(2))。 b.上層気象観測 対象事業実施区域内の1地点とする(第6.2-1図(2))。 c.高層気象観測 対象事業実施区域周辺の1地点とする(第6.2-1図(1))。</p> <p>5.調査期間等 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。</p>

第 6.2-1 表 (6) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物	<p>施設の稼働 (排ガス)</p> <p>(2) 気象の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新のものとする。  <b>【現地調査】</b>                      a.地上気象観測                      1年間の連続観測とする。                      b.上層気象観測                      1年間の連続観測とする。                      c.高層気象観測                      1年間のうち、四季に各1回 (1季につき1週間、1.5時間毎に1日16回の観測) とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法                      大気の拡散式に基づく数値計算とする。                      (1) 年平均値の予測                      「NOx マニュアル」等に示す方法により予測を行う。                      (2) 日平均値の予測                      「NOx マニュアル」等に示す方法により予測を行う。                      (3) 特殊気象条件下の予測                      a.煙突ダウンウォッシュ発生時                      「NOx マニュアル」等に示す方法等により、1時間値濃度の予測を行う。                      b.建物ダウンウォッシュ発生時                      米国環境保護庁 (EPA) の ISC-PRIME モデルにより、1時間値濃度の予測を行う。                      c.逆転層形成時                      「NOx マニュアル」等に示す方法等により、1時間値濃度の予測を行う。                      d.内部境界層によるフェミゲーション発生時                      Lyons&amp;Cole のフェミゲーションモデルにより、1時間値濃度の予測を行う。                      なお、内部境界層高度の推定式の比例係数は、「平坦な沿岸地域における海風時の熱的内部境界層高度 - TOKAI 1982~83 大気拡散実験の再解析及び KASHIMA 1972~77 飛行機観測との比較 -」(安達隆史他、大気環境学会誌第38巻第6号、平成15年)を参考に設定する。</p> <p>7.予測地域                      「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点                      二酸化窒素の着地濃度が相対的に高くなる地域、住居地域等の保全の対象となる地域等を考慮して選定する。</p> <p>9.予測対象時期等                      発電所の運転が定常状態となり、窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法                      調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。                      ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。                      ・「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。                      ・参考として、年平均値及び日平均値予測結果において、必要に応じて運転開始前の近接する火力発電所の予測結果を記載する。</p>

第 6.2-1 表 (7) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <hr/> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平年値(統計期間 1991~2020年)」(気象庁)等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.道路構造に係る状況 調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>b.交通量に係る状況 調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <hr/> <p>3.調査地域 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <hr/> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲にあり、浮遊粒子状物質を測定している一般局 9 地点及び自排局 7 地点とする(第 6.2-1 図 (1))。</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする(第 6.2-1 図 (1))。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする(第 6.2-1 図 (2))。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。</p> <p>【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする(第 6.2-1 図 (2))。</p>

第 6.2-1 表 (8) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。</p> <p>(2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間の連続観測とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「NOx マニュアル」に基づく JEA 修正型線煙源拡散式を用いた数値計算により、日平均濃度の予測を行う。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>「4.調査地点 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表 (9) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働
			<p>1.調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値(統計期間 1991~2020年)」(気象庁)等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域の最寄りの一般局(国設川崎(田島))とする(第 6.2-1 図(2))。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする(第 6.2-1 図(1))。 【現地調査】 対象事業実施区域内の1地点とする(第 6.2-1 図(2))。</p> <p>5.調査期間等 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 「NOx マニュアル」等に基づき、日平均濃度の予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 対象事業実地区域の近傍の浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 船舶を含む建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p>

第 6.2-1 表(10) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働
			10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-1 表(11) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

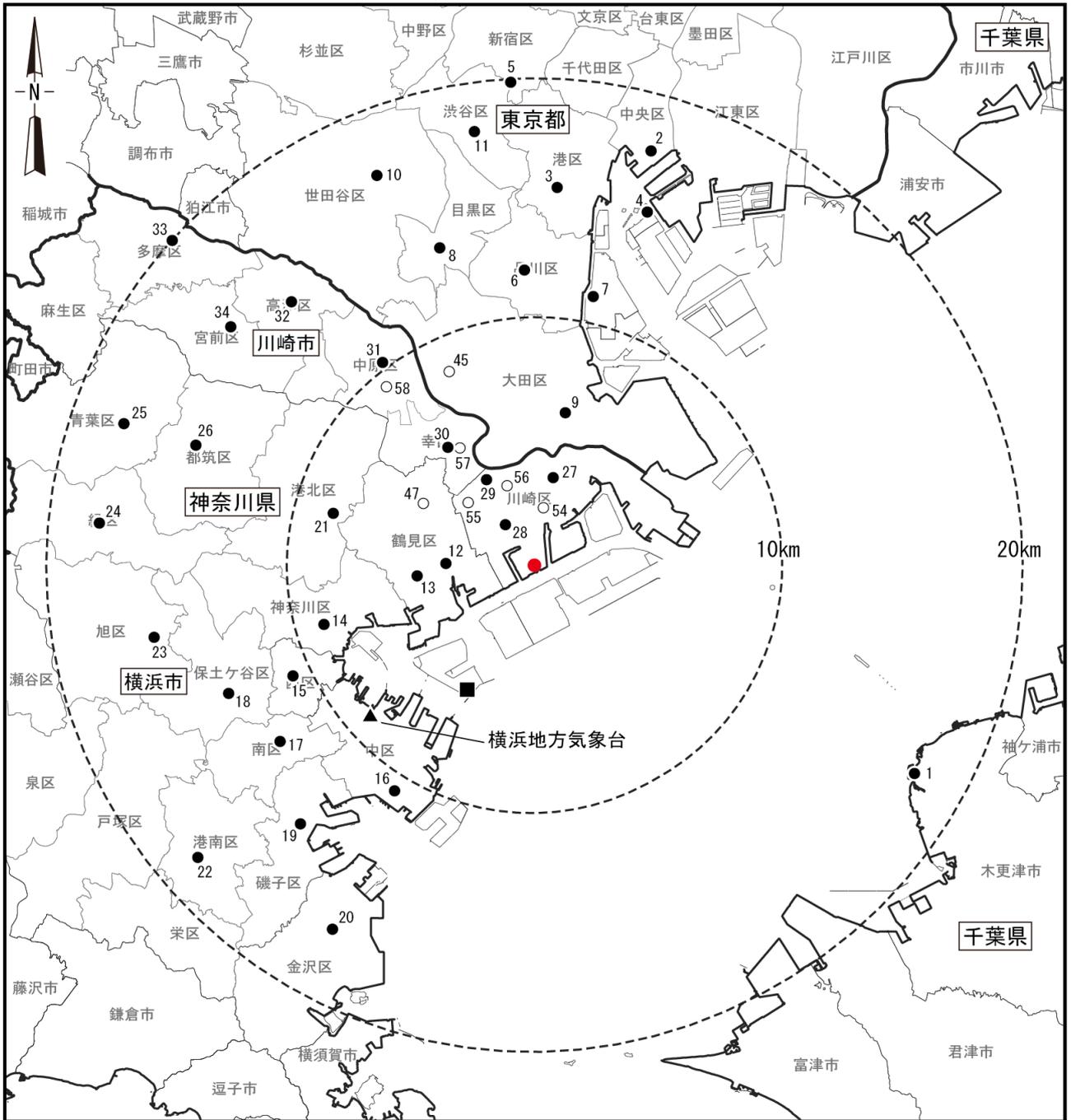
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	粉じん等 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>(2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>(2) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる車両の走行台数が将来交通量に占める割合により予測を行う。</p>

第 6.2-1 表(12) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	大気質	粉じん等	<p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点 「4.調査地点 (2) 道路交通の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(13) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	粉じん等	建設機械の稼働
			<p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、定性的な予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 対象事業実施区域周辺の住居地域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p>



凡 例

● 対象事業実施区域

【文献その他の資料調査】

● 一般局

○ 自排局

▲ 横浜地方気象台

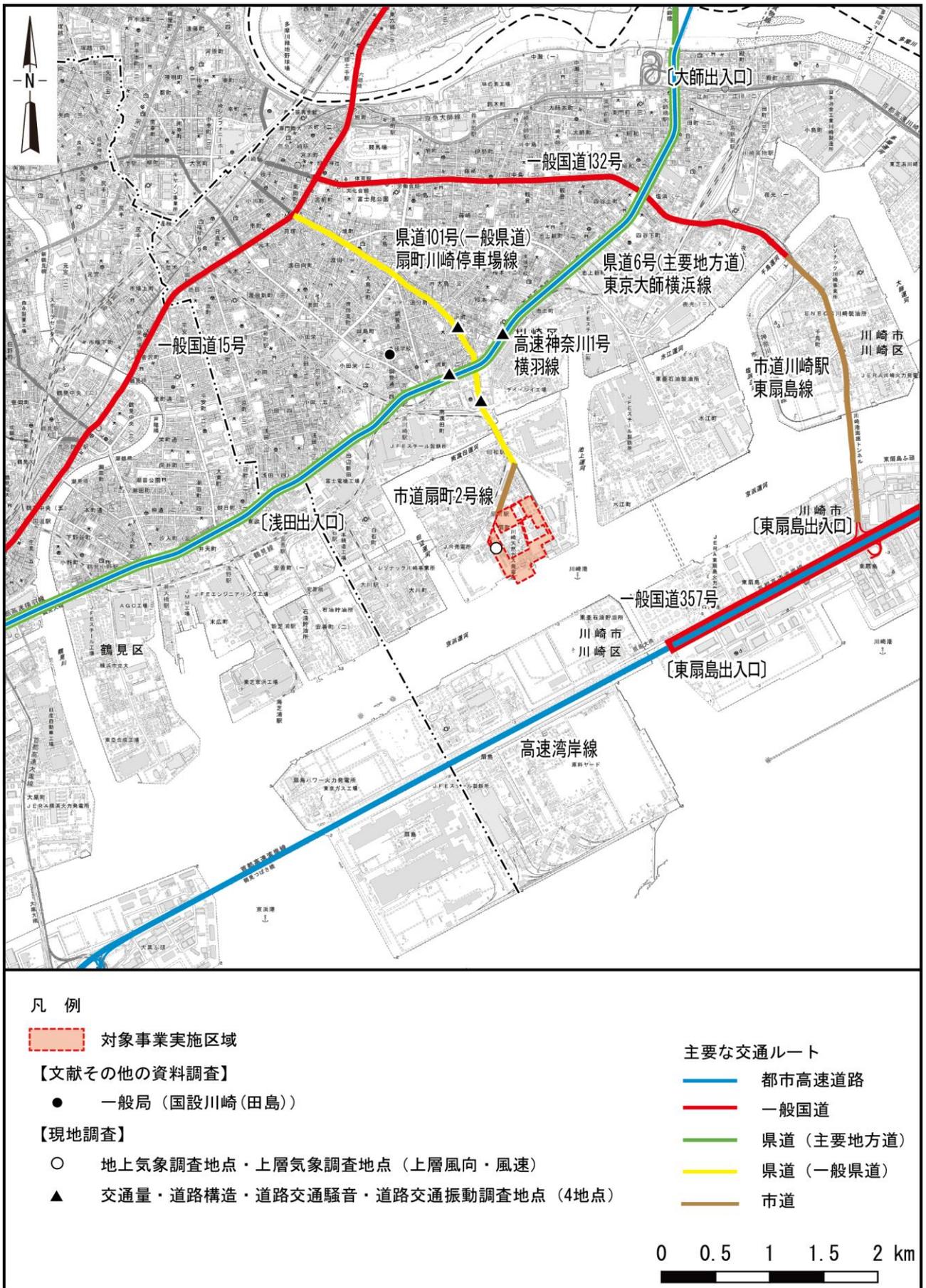
【現地調査】

■ 高層気象調査地点 (1地点)

0 2 4 6 8 10 km

注：図中番号は、p.3.1-6、7の第3.1-2表に記載の測定局番号を示す。

第 6.2-1 図(1) 大気環境調査位置 (広域：大気質、気象)



第 6.2-1 図(2) 大気環境調査位置（気象、交通量等）

第 6.2-1 表(14) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分	
大気環境	騒音	騒音 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報            (1) 道路交通騒音の状況            (2) 沿道の状況            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法            (1) 道路交通騒音の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            都市計画用途地域図等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            調査地点の沿道における学校及び病院等の施設や住宅の状況等について調査し、調査結果を整理する。            (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。  <b>【現地調査】</b>            a.道路構造に係る状況            調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状、地表面の状況について調査し、調査結果の整理を行う。            b.交通量に係る状況            調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域            工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点            (1) 道路交通騒音の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道における「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による道路交通騒音の調査地点とする。  <b>【現地調査】</b>            主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。            (2) 沿道の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            主要な輸送経路沿道とする。  <b>【現地調査】</b>            「（1）道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>

第 6.2-1 表(15) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分	
大気環境	騒音	騒音 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
			<p>5.調査期間等 (1) 道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。</p>
			<p>(2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p>
			<p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法 道路交通騒音の予測モデル(日本音響学会 ASJ RTN-Model 2023)により、等価騒音レベルの予測を行う。</p>
			<p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音に係る環境基準について」及び「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度との整合が図られているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(16) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	騒音	騒音	
大気環境	騒音	騒音	建設機械の稼働
			1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）及び「騒音に係る環境基準について」に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。
			3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。
			4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。
			5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。
			6.予測の基本的な手法 建設工事騒音の予測モデル（日本音響学会 ASJ CN-Model 2007）により、騒音レベルの予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 「4. 調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。
			9.予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。

第 6.2-1 表(17) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	騒音	騒音 建設機械の稼働	<p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているかを検討するほか、「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を準用して整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

第 6.2-1 表(18) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分	
大気環境	騒音	騒音	施設の稼働（機械等の稼働）
			<p>1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」及び「騒音規制法」に定められた騒音レベル測定方法（JIS Z 8731）に基づき等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。</p> <p>3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。</p> <p>5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「（1）騒音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 距離減衰、障壁による回折減衰、空気吸収等による減衰を考慮した伝搬理論式に基づいて、騒音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4. 調査地点（1）騒音の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、騒音に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音に係る環境基準について」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（川崎市、平成 11 年条例第 50 号）及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(19) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	振動	振動 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1.調査すべき情報                      (1) 道路交通振動の状況                      (2) 沿道の状況                      (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法                      (1) 道路交通振動の状況                      【文献その他の資料調査】                      「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。                      【現地調査】                      「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（振動規制法施行規則別表第 2 備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。                      (2) 沿道の状況                      【文献その他の資料調査】                      都市計画用途地域図等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。                      【現地調査】                      調査地点の沿道における学校及び病院等の施設や住宅の状況等について調査し、調査結果を整理する。                      (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況                      【文献その他の資料調査】                      「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。                      【現地調査】                      a.道路構造に係る状況                      調査地点の道路の構造、車線数、幅員、道路の縦横断形状及び地盤卓越振動数について調査し、調査結果の整理を行う。                      b.交通量に係る状況                      調査地点の方向別、車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域                      工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点                      (1) 道路交通振動の状況                      【文献その他の資料調査】                      主要な輸送経路沿道における「大気・水環境対策の取組」（川崎市）等による道路交通振動の調査地点とする。                      【現地調査】                      主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-1 図（2））。                      (2) 沿道の状況                      【文献その他の資料調査】                      主要な輸送経路沿道とする。                      【現地調査】                      「（1）道路交通振動の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>

第 6.2-1 表 (20) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	振動	影響要因の区分	
大気環境	振動	振動 工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等による交通量の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>
			<p>5.調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p>
			<p>(2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ日とする。</p>
			<p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ日とする。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法 「道路交通振動の予測計算式(道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)(国土交通省、平成 25 年))により、時間率振動レベルの予測を行う。</p>
			<p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ 4 地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の小型車換算交通量が最大となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(21) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	振動	影響要因の区分	
大気環境	振動	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき情報 (1) 地盤の状況 (2) 振動の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 土地分類図等により、地盤の状況等に係る情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 (2) 振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（振動規制法施行規則別表第 1 備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。</p> <p>5.調査期間等 (1) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 (2) 振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測計算を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点（1）振動の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「振動規制法施行規則」第 11 条に定める特定建設作業の規制に関する基準を準用して整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>

第 6.2-1 表(22) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

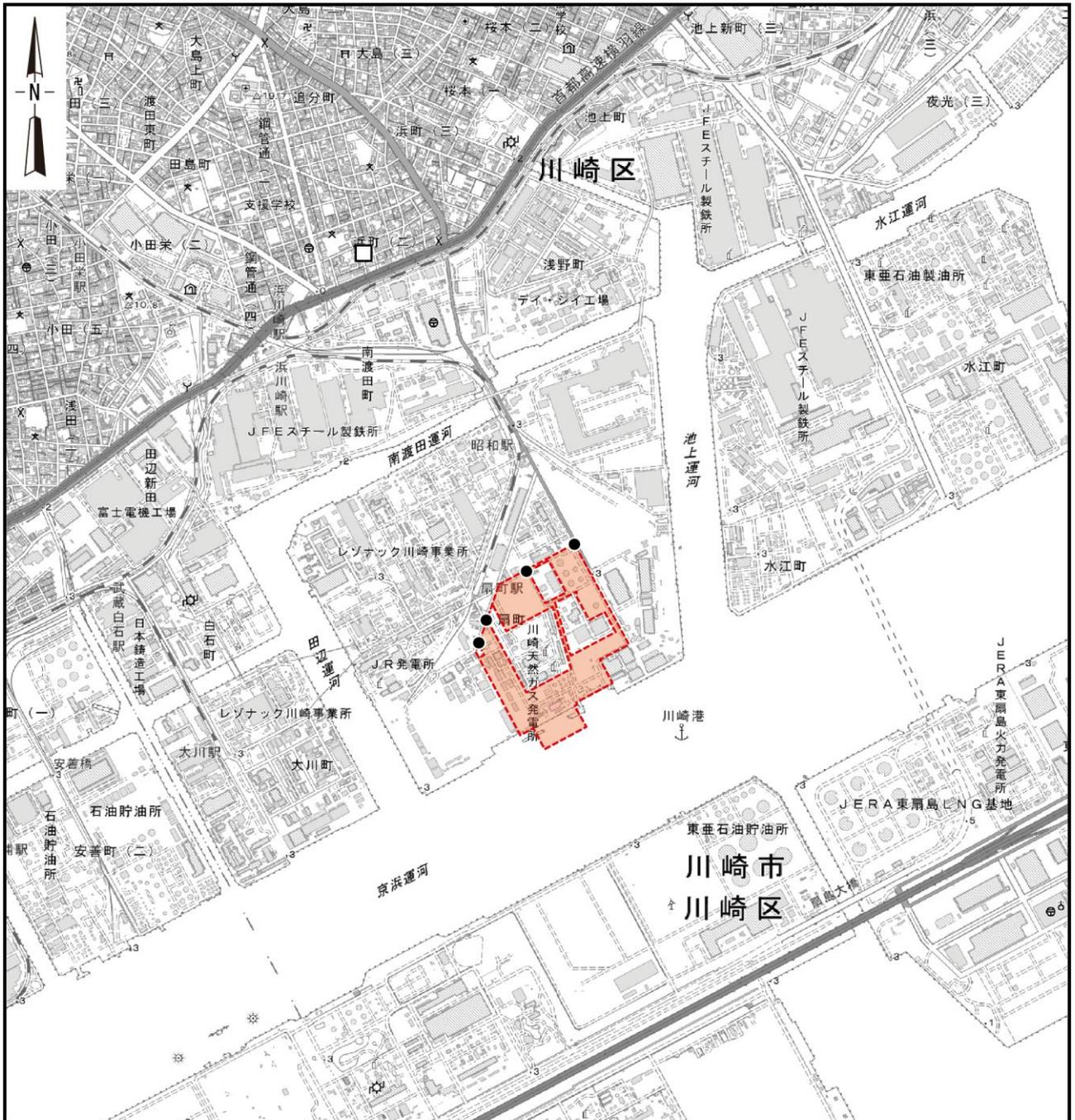
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	振動	影響要因の区分	
大気環境	振動	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>1.調査すべき情報            (1) 地盤の状況            (2) 振動の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法            (1) 地盤の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            土地分類図等により、地盤の状況等に係る情報の収集並びに当該情報の整理を行う。            (2) 振動の状況  <b>【現地調査】</b>            「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）に定められた振動レベル測定方法（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準第 1 条備考）に基づき時間率振動レベルの測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域            振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点            (1) 地盤の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とする。            (2) 振動の状況  <b>【現地調査】</b>            対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。</p> <p>5.調査期間等            (1) 地盤の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新のものとする。            (2) 振動の状況  <b>【現地調査】</b>            振動の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法            振動の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における施設の稼働に伴う振動レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域            「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点            「4.調査地点（1）振動の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となり、振動に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法            調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。            ・振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。            ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(23) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	その他	低周波音 施設の稼働 (機械等の稼働)	<p>1.調査すべき情報 (1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局 平成 12 年）に定める測定方法に定められた低周波レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況並びに障壁等の存在について、現地踏査により確認し、調査結果の整理を行う。</p> <p>3.調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の計 5 地点とする（第 6.2-1 図（3））。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 低周波音の発生源から対象事業実施区域の敷地境界及び周辺地域の住居等に至る経路とする。</p> <p>5.調査期間等 (1) 低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 低周波音の状況」の現地調査と同じ日とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算式により、予測地点における施設の稼働に伴う低周波音レベルの予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点 (1) 低周波音の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、低周波音に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・低周波音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-1 表(24) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	その他	施設の稼働（機械等の稼働） 冷却塔白煙	<p>1.調査すべき情報 (1) 気象の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「平年値（統計期間 1991～2020 年）」（気象庁）等による気象に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等に基づく方法により、地上の風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象官署である横浜地方気象台とする（第 6.2-1 図（1））。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点とする（第 6.2-1 図（2））。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間の連続観測とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 (1) 年間出現頻度の予測 地上気象観測結果及び白煙の拡散の数値モデル（「発電所アセスの手引」記載の電力中央研究所モデル）により、年間の出現頻度を予測する。 (2) 短時間の予測 (1) と同じ数値モデルにより、冷却塔白煙が最も発達しやすい気象条件における短時間の予測を行い、到達距離、高度等を把握する。 (3) 着地水滴の予測 (1) と同じ数値モデルにより、飛沫水滴の影響を予測する。</p> <p>7.予測地域 既往の事例から、対象事業実施区域から半径約 3km の範囲とする。</p> <p>8.予測地点 予測地域における、住居地域、道路、運河等を対象とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、冷却塔白煙に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・冷却塔白煙に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、周辺の住居地域及び交通機関等の保全対象への配慮が適正になされているかを検討する。</p>



凡例

対象事業実施区域

【現地調査】

- 騒音、振動、低周波音調査地点（敷地境界：4地点）
- 騒音、振動、低周波音調査地点（住居系地域：1地点）

0 0.25 0.5 0.75 1 km



第 6.2-1 図(3) 大気環境調査位置（騒音・振動・低周波音）

第 6.2-2 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
水環境	水質	水の汚れ 施設の稼働 (排水)	<p>1.調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、排水口の周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 排水口の周辺海域の公共用水域水質測定点 5 点及び川崎市水質測定点 5 地点とする (第 6.2-2 図)。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事例の引用または解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 水の汚れに係る環境影響が的確に把握できる地点として、排水口及び周辺海域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、化学的酸素要求量の負荷量が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の汚れに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく規制基準及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>

第 6.2-2 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)

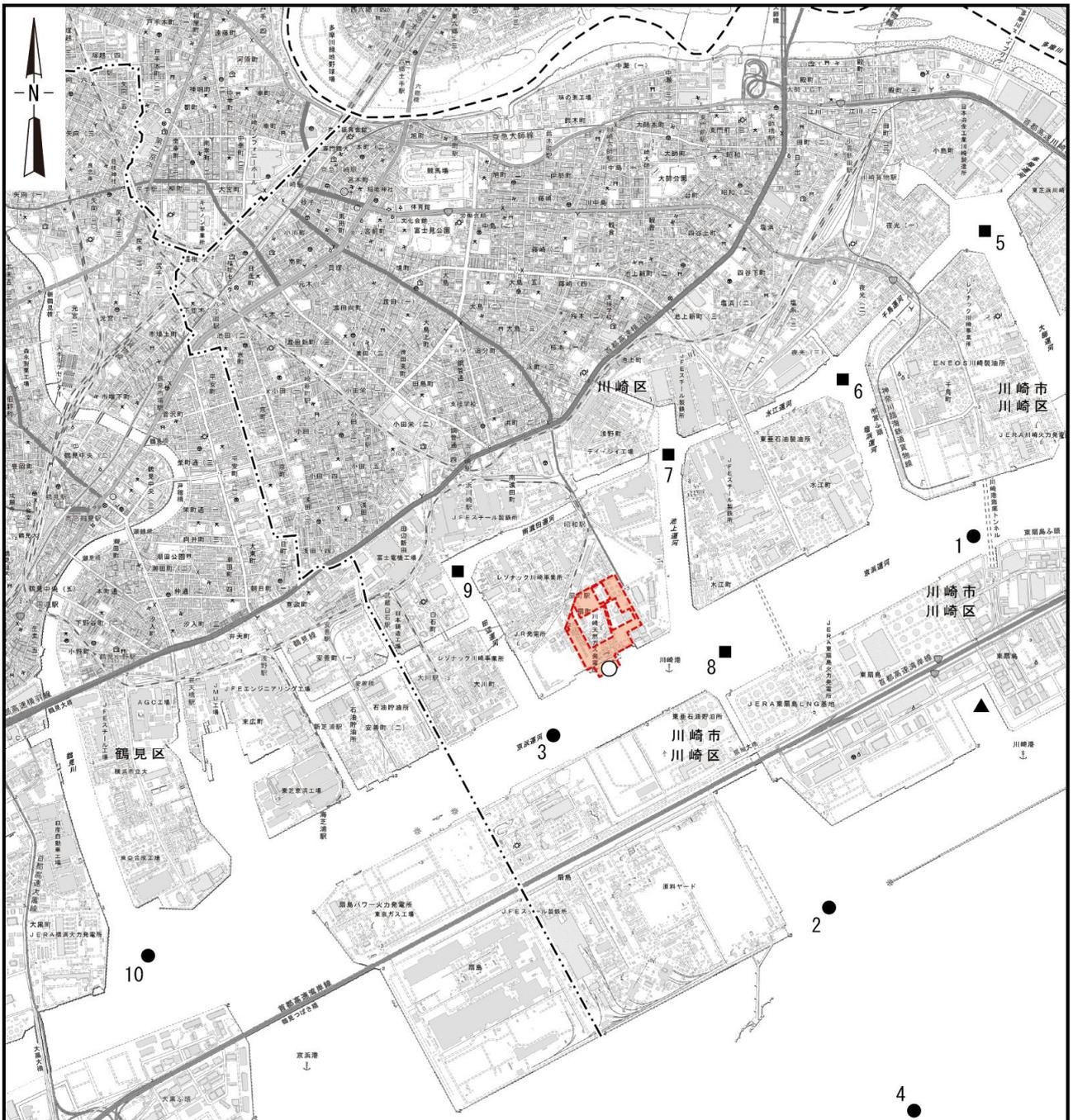
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
水環境	水質	富栄養化 施設の稼働 (排水)	<p>1.調査すべき情報 (1) 全窒素及び全燐の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、排水口の周辺海域とする。</p> <p>4.調査地点 【文献その他の資料調査】 排水口の周辺海域の公共用水域水質測定点 5 点及び川崎市水質測定点 5 地点とする (第 6.2-2 図)。</p> <p>5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事例の引用または解析により予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 水の汚れに係る環境影響が的確に把握できる地点として、排水口及び周辺海域とする。</p> <p>9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、全窒素及び全燐の負荷量が最大になる時期とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の汚れに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく規制基準及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>

第 6.2-2 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
水環境	水質	水の濁り 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	1.調査すべき情報 (1) 浮遊物質量の状況
			2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「川崎港港湾計画資料(その2)-改訂-」(川崎港港湾管理者)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 バンドーン採水器を用いて採水し、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定められた方法により浮遊物質量の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある範囲を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。
			4.調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域の川崎港港湾計画資料の水質測定点 1 地点とする(第6.2-2図)。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域の1地点とする(第6.2-2図)。
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間のうち、四季に各1回とする。
			6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、類似事例等を参考に海域への影響の程度について予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 水の濁りに係る環境影響が的確に把握できる地点とする。
			9.予測対象時期等 建設機械の稼働及び造成等の施工に伴う排水による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・水の濁りに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-2 表 (4) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
水環境	底質	有害物質	建設機械の稼働
			<p>1.調査すべき情報 (1) 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法 【現地調査】 スミス・マッキンタイヤ型採泥器を用いて採泥し、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示第 14 号)等に定められた方法により底質の有害物質の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 浚渫工事を行う範囲の海域とする。</p> <p>4.調査地点 【現地調査】 浚渫予定箇所 の 1 地点とする (第 6.2-2 図)。</p> <p>5.調査期間等 【現地調査】 適切な時期に 1 回とする。</p> <p>6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、類似事例等を参考に海域への影響の程度について予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点として、浚渫予定箇所周辺とする。</p> <p>9.予測対象時期等 浚渫工事期間とする。</p> <p>10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」に定める水底土砂に係る判定基準等との整合が図られているかを検討する。</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>



凡 例

対象事業実施区域

【文献その他の資料調査】

- 公共用水域水質測定点 (5地点)
- 川崎市水質測定地点 (5地点)
- ▲ 川崎港湾計画資料の水質測定点 (1地点)

【現地調査】

- 水質、底質調査地点 (1地点)



第 6.2-2 図 水環境調査位置 (水質・底質)

第 6.2-3 表(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形変化及び施設の存在</p>
		<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類（以下「陸生動物」という。）に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 陸生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「自然環境保全基礎調査」（環境省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>a.哺乳類：フィールドサイン調査、捕獲調査、バットディテクター調査、自動撮影調査</p> <p>b.鳥類：ラインセンサス調査、ポイントセンサス調査、任意観察調査</p> <p>c.爬虫類：直接観察調査</p> <p>d.両生類：直接観察調査</p> <p>e.昆虫類：一般採集調査、ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「神奈川県レッドデータブック生物調査報告書 2006」（神奈川県、平成 18 年）等による学術上又は希少性の観点からの陸生動物に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 陸生動物に関する動物相の状況」の現地調査で、重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合には、確認された重要な種及びその生息環境の特性に応じ、適切な手法で調査する。</p> <p>猛禽類については、定点観察調査を行う。</p> <p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 陸生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>対象事業実施区域及び周辺において、以下に示す調査ルート、調査地点とする（第 6.2-3 図(1)、(2)）。</p> <p>a.哺乳類：フィールドサイン調査・バットディテクター調査（調査ルート）、捕獲調査・自動撮影調査（2 地点）</p> <p>b.鳥類：ラインセンサス調査（3 ルート）、ポイントセンサス調査（3 地点）</p> <p>c.爬虫類：直接観察調査（調査ルート）</p> <p>d.両生類：直接観察調査（調査ルート）</p> <p>e.昆虫類：一般採集調査（調査ルート）、ベイトトラップ調査（2 地点）、ライトトラップ調査（2 地点）</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>確認された重要な種及び注目すべき生息地の特性に応じ、適切な調査ルート、調査地点を選定する。</p> <p>猛禽類については、対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点とする（第 6.2-3 図(2)）。</p>

第 6.2-3 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (動物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 陸生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。</p> <p>【現地調査】 1年間とし、周年にわたる生息状況が適切に把握できる以下の期間とする。</p> <p>a.哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回とする。 b.鳥類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回とする。 c.爬虫類：春季、夏季、秋季の各1回とする。 d.両生類：春季、夏季、秋季の各1回とする。 e.昆虫類：春季、夏季、秋季の各1回とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。</p> <p>【現地調査】 確認された重要な種及び注目すべき生息地の特性に応じ、適切な時期を選定する。 猛禽類の定点調査は、冬～初夏の各月1回とする。</p>	
		地形変化及び施設の存在		
				6.予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、陸生動物の分布及び生息環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。
				7.予測地域 対象事業実施区域とする。
				8.予測対象時期等 工事の実施による動物の生息に係る環境影響が最大となる時期及び発電所の運転開始後の動物の生息環境が安定する時期とする。
	9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。			

第 6.2-3 表 (3) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	海域に生息する動物	建設機械の稼働
		1.調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
		2.調査の基本的な手法 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 a.魚等の遊泳動物：刺網及び小型底曳網による調査 b.潮間帯生物（動物）：ベルトトランセクト法による目視観察調査及び枠取り調査 c.底生生物（マクロベントス）：スミス・マッキンタイヤ型採泥器による調査 d.底生生物（メガロベントス）：小型底曳網による調査 e.動物プランクトン：北原式定量ネットによる調査 f.卵・稚仔：まるち型改良ネットによる調査 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする。
		3.調査地域 浚渫工事による影響を考慮して、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。
		4.調査地点 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域とする。 【現地調査】 調査範囲を代表して設定した各調査地点とする（第 6.2.3 図（3））。 a.魚等の遊泳動物：2 地点 b.潮間帯生物（動物）：2 地点 c.底生生物：2 地点 d.動物プランクトン：2 地点 e.卵・稚仔：2 地点 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域内及びその周辺海域とする。 【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする。

第 6.2-3 表 (4) 調査、予測及び評価の手法 (動物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	海域に生息する動物	建設機械の稼働
		5.調査期間等 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間とし、四季に各1回とする。 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 「(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況」と同じとする
		6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、海生動物、重要な種及び注目すべき生息地について、浚渫工事による環境影響の予測結果を用い、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
		8.予測対象時期等 浚渫工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。
9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・主な海生動物、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。		

第 6.2-4 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

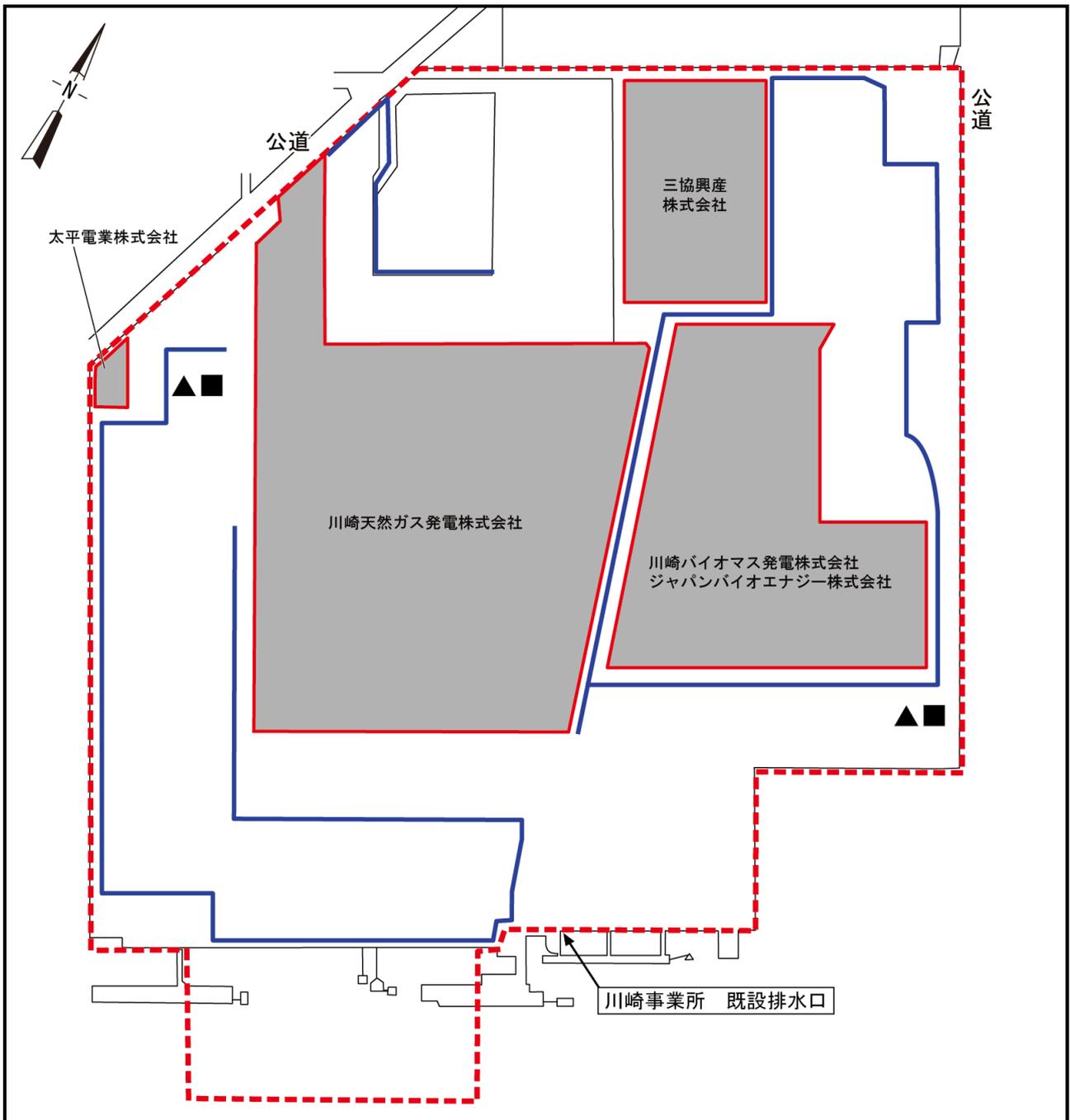
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
植物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響
		<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他の主な植物 (以下、「陸生植物」という。)に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「自然環境保全基礎調査」(環境省)等による収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.植物相の状況：目視観察調査。</p> <p>b.植生の状況：ブラウンプランケの植物社会学的植生調査法。</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」(神奈川県、令和 4 年)等による学術上又は希少性の観点からの陸生植物に係る情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査で、重要な種及び重要な群落が確認された場合には、確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、その分布、生育の状況及び生育環境の状況等を適切な手法で調査する。</p> <p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a.植物相の状況</p> <p>「第 6.2-3 図 (1) 陸生動物、陸生植物の調査位置 (対象事業実施区域内)」に示す調査ルートとする。</p> <p>b.植生の状況</p> <p>「第 6.2-3 図 (2) 陸生動物、陸生植物の調査位置 (広域)」に示す調査範囲とする。</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、適切な地点を選定する。</p>

第 6.2-4 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
植 物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の存在
		5.調査期間等 (1) 陸生植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1年間のうち、生育状況が適切に把握できる以下の期間とする。 a.植物相の状況：春季、夏季、秋季に各1回とする。 b.植生の状況：秋季に1回とする (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 確認された重要な種及び重要な群落の特性に応じ、適切な期間を選定する。
		6.予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、陸生植物の分布及び生育環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料調査による類似事例の引用または解析により予測する。
		7.予測地域 対象事業実施区域とする。
		8.予測対象時期等 工事の実施による植物の生育に係る環境影響が最大となる時期及び発電所の運転開始後の植物の生育環境が安定する時期とする。
		9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・重要な種及び重要な群落に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-4 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
植物	海域に生育する植物	建設機械の稼働	1.調査すべき情報 (1) 潮間帯生物 (植物)、海藻草類、植物プランクトン (以下、「海生植物」という。) の主な種類及び分布の状況
			2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「水環境データ集」(川崎市)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 以下の方法により現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 a.潮間帯生物 (植物) : ベルトトランセクト法による目視観察調査及び柵取り調査 b.海藻草類 : ベルトトランセクト法による目視観察調査及び柵取り調査 c.植物プランクトン : バンドーン採水器による調査
			3.調査地域 浚渫工事による影響を考慮して、対象事業実施区域及びその周辺海域とする。
			4.調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺海域とする。 【現地調査】 調査範囲を代表して設定した各調査地点とする (第 6.2.3 図 (3))。 a.潮間帯生物 (植物) : 2 地点 b.海藻草類 : 2 地点 c.植物プランクトン : 2 地点
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新のものとする。 【現地調査】 1 年間とし、四季に各 1 回とする。
			6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、海生植物について、浚渫工事による環境影響の予測結果を用い、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測対象時期等 浚渫工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。
			9.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・主な海生植物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。



凡 例

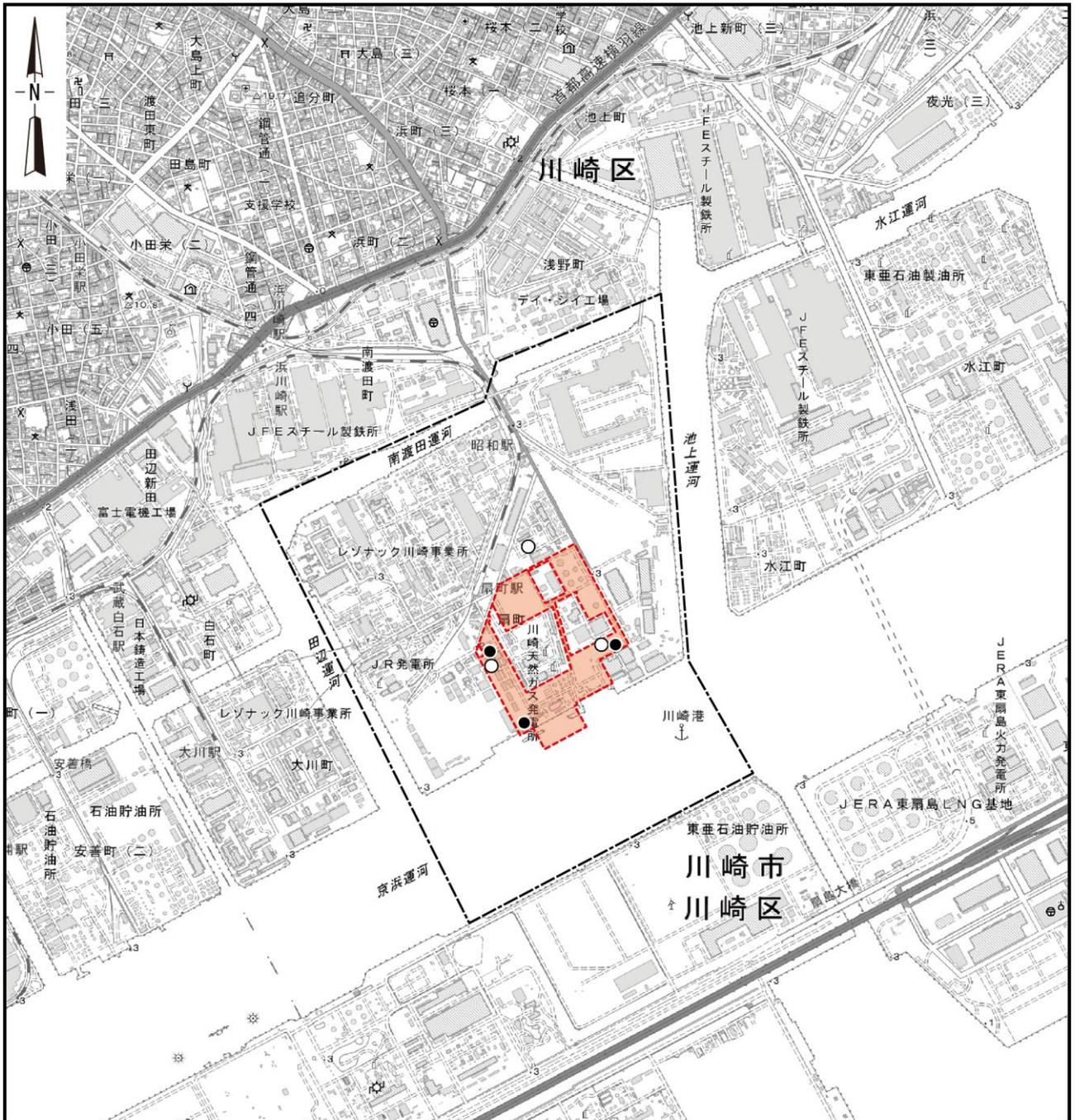
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域外

【現地調査】

- 調査ルート（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、植物相の状況）（3ルート）
- 哺乳類捕獲調査・自動撮影調査・昆虫類ベイトトラップ調査地点（2地点）
- ▲ 昆虫類ライトトラップ調査地点（2地点）

0 50 100 m

第 6.2-3 図(1) 陸生動物、陸生植物の調査位置(対象事業実施区域内)

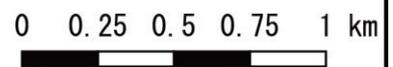


凡例

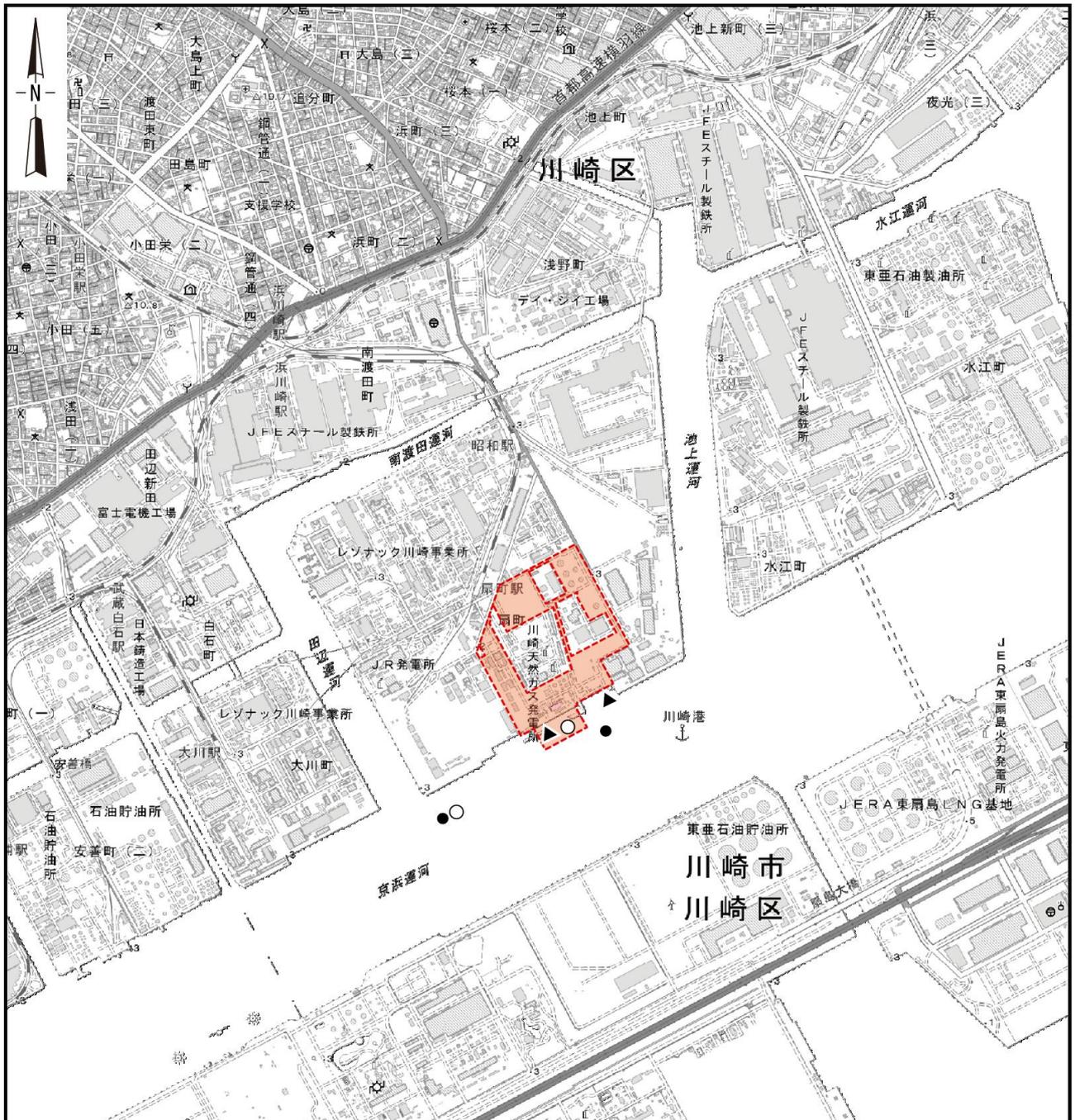
- 対象事業実施区域
- 調査範囲（植生の状況）

【現地調査】

- 鳥類ポイントセンサス調査地点（3地点）
- 猛禽類調査地点（3地点）



第 6.2-3 図(2) 陸生動物、陸生植物の調査位置(広域)



凡 例

対象事業実施区域

【現地調査】

- 魚等の遊泳動物、底生生物(メガロベントス)、動物プランクトン、卵・稚仔、植物プランクトン
- ▲ 潮間帯生物(動物・植物)、海藻草類
- 底生生物(マクロベントス)

0 0.25 0.5 0.75 1 km



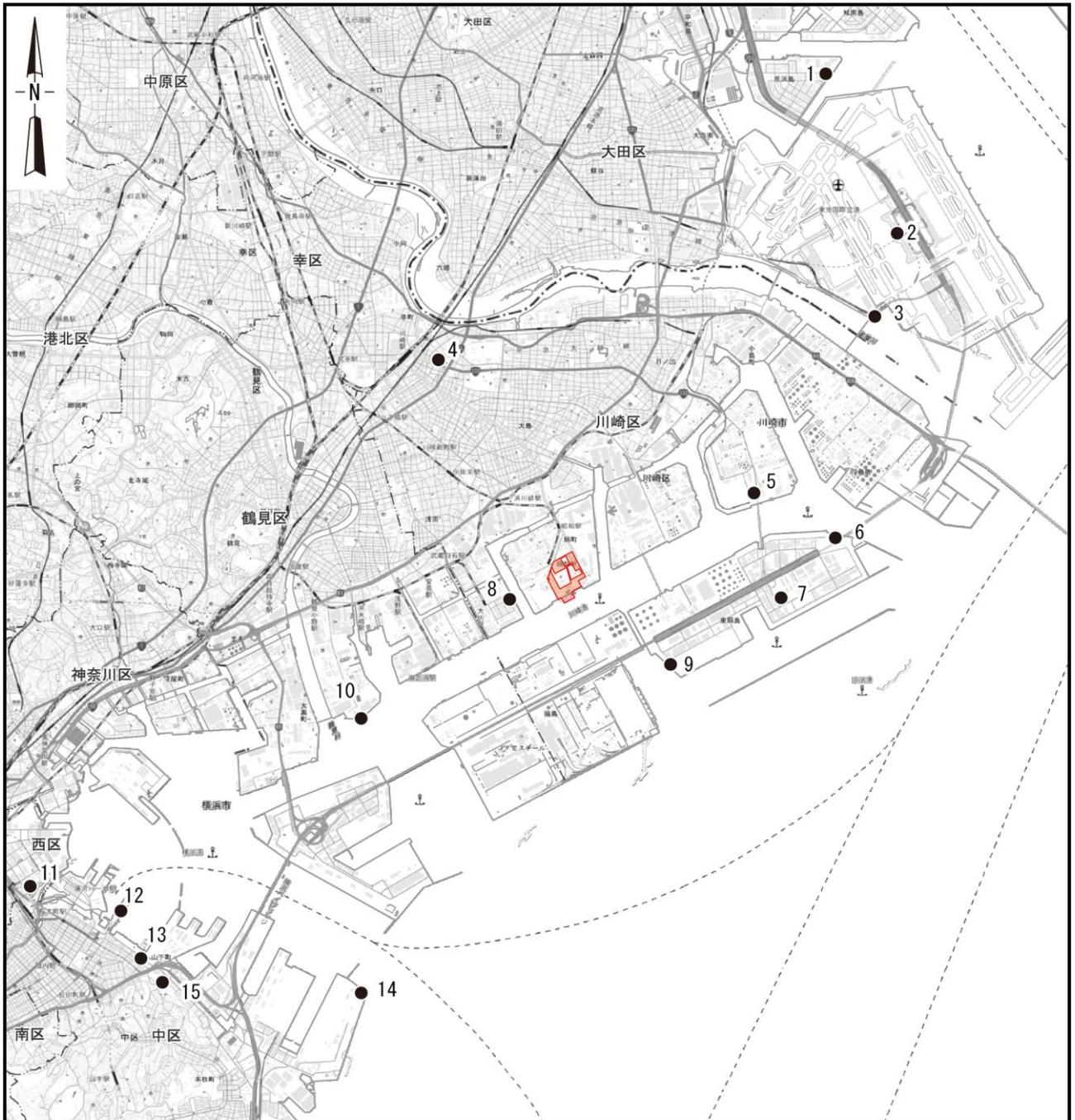
第 6.2-3 図(3) 海生動物、海生植物の調査位置

第 6.2-5 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (景観)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在
		1.調査すべき情報 (1) 主要な眺望点 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		2.調査の基本的な手法 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 「港の公園について」(川崎市 HP) 等の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 「自然環境保全基礎調査」(環境庁) 等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
		3.調査地域 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲とする。
		4.調査地点 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲内の 15 地点とする。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域を中心とした半径約 10km の範囲とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 周囲の地形の状況、主要な眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程並びに不特定多数の者の視点を考慮した 15 地点を候補とする (第 6.2-4 図)。
		5.調査期間等 (1) 主要な眺望点 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 調査地点の特性に応じて、適切な時期に 1 回とする。
		6.予測の基本的な手法 主要な眺望景観について、フォトモンタージュにより眺望景観の変化の程度について予測を行う。
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じ地域とする。
		8.予測地点 現地調査地点のうち、景観に係る環境影響が的確に把握できる地点とする。
9.予測対象時期等 発電所の建物等が完成した時期とする。		

第 6.2-5 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (景観)

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在	<p>10.評価の手法</p> <p>調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「川崎市景観計画」(川崎市、平成30年)、「臨海部色彩ガイドライン」(川崎市、平成8年)及び「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>



凡 例

対象事業実施区域

【現地調査】

● 景観調査地点：15地点

図中 番号	名 称	図中 番号	名 称	図中 番号	名 称
1	京浜島つばさ公園	6	東扇島東公園	11	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	7	川崎マリエン	12	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル
3	ソラムナード羽田緑地	8	大川町緑地	13	横浜マリンタワー
4	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	9	東扇島西公園	14	横浜港シンボルタワー
5	ちどり公園	10	末広水際線プロムナード	15	港の見える丘公園

0 1 2 3 4 5 km

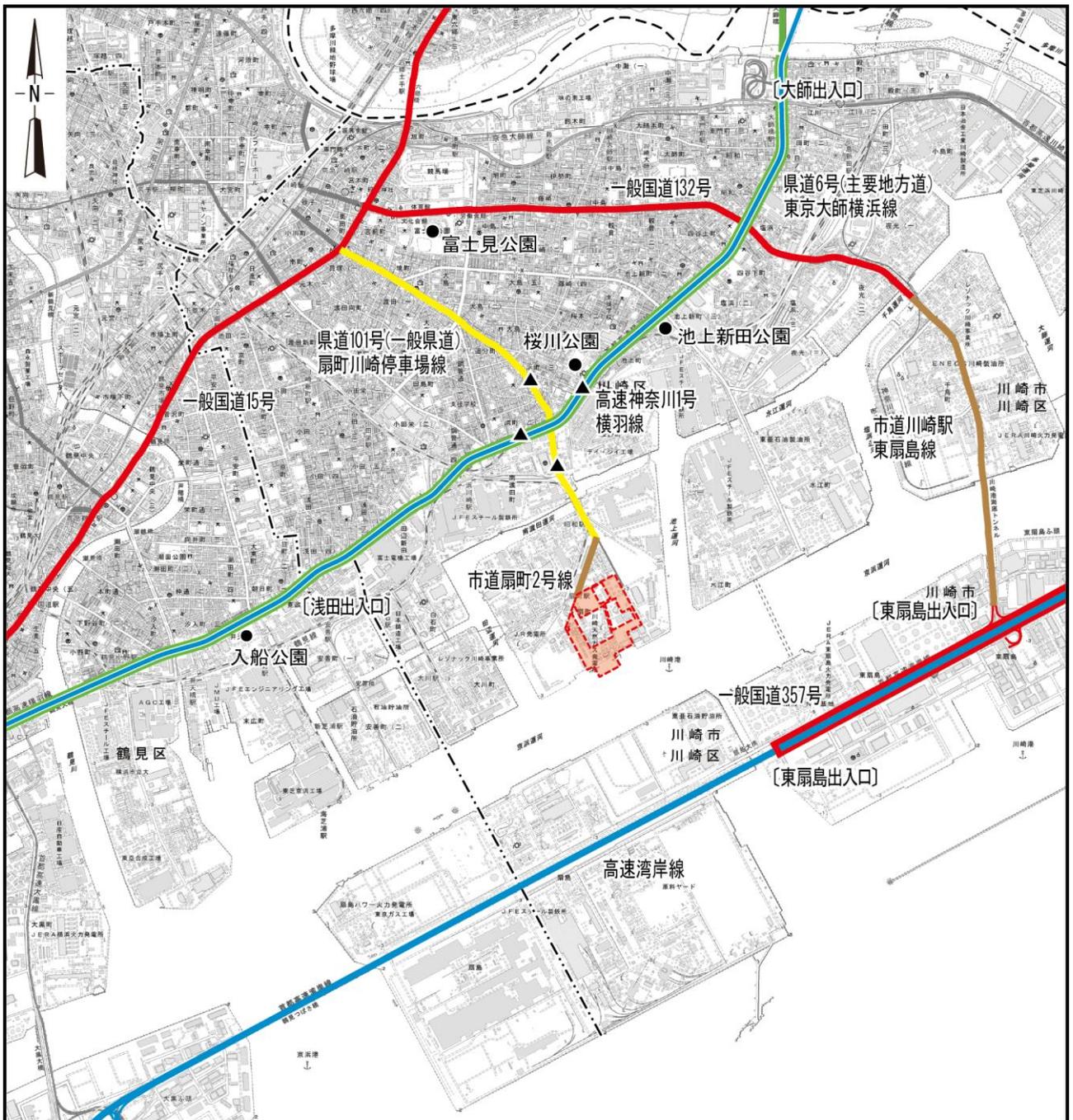
第 6.2-4 図 景観の調査位置

第 6.2-6 表(1) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>資材等の搬出入</p>
		<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「川崎の公園」（川崎市 HP）等の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境の状況について整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用特性やアクセスルート等に関する情報を抽出し、その利用状況や利用環境の状況について整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点における方向別、車種別に自動車交通量を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴う車両の主要な輸送経路沿いの地域とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とする。</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査及び現地調査】</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模及びアクセスルート等を勘案して、4地点とする（第 6.2-5 図）。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>主要な輸送経路沿道及びその周辺における「道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）等による交通量の調査地点とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>主要な輸送経路沿道の 4 地点とする（第 6.2-5 図）。</p>

第 6.2-6 表(2) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用形態等の特性を考慮し、適切な時期に1回とする。 (3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日の1日とし、24時間の連続測定を行う。
			6.予測の基本的な手法 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる車両による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を検討し、利用特性への影響の程度の予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 「4.調査地点 (3) 道路交通量の状況」の現地調査と同じ地点とする。
			9.予測対象時期等 (1) 工事用資材等の搬出入 工事用資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。 (2) 資材等の搬出入 資材等の搬出入に伴う車両の交通量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。



凡例

対象事業実施区域

【現地調査】

- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場：4地点
- ▲ 交通量調査地点：4地点

主要な交通ルート

- 都市高速道路
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道

0 0.5 1 1.5 2 km



第 6.2-5 図 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

第 6.2-7 表 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
廃棄物等	産業廃棄物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>1.予測の基本的な手法 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量について、工事計画等に基づいて予測を行う。</p> <p>2.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>3.予測対象時期等 工事期間中とする。</p> <p>4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）との整合が図られているかを検討する。</li> <li>「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>
	廃棄物の発生	<p>1.予測の基本的な手法 発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量、中間処分量及び最終処分量について、事業計画等に基づいて予測を行う。</p> <p>2.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>3.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、産業廃棄物に係る環境影響が最大になる時期とする。</p> <p>4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）との整合が図られているかを検討する。</li> <li>「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>
	残土	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>1.予測の基本的な手法 工事の実施に伴い発生する残土の発生量、再利用量及び最終処分量について、工事計画等に基づいて予測を行う。</p> <p>2.予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>3.予測対象時期等 工事期間中とする。</p> <p>4.評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>残土に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul> </p>

第 6.2-8 表 調査・予測の手法（温室効果ガス等）

環境影響評価の項目		調査及び予測の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）
		1. 予測の基本的な手法 発電所の運転に伴い発生する二酸化炭素の年間排出量及び発電電力量当たりの排出量を燃料使用量、発電電力量等から予測する。
		2. 予測地域 対象事業実施区域とする。
		3. 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期とする。
		4. 評価の手法 予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</li> <li>・「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、平成 25 年）等との整合が図られているかを検討する。</li> <li>・「地域環境管理計画」との整合が図られているかを検討する。</li> </ul>

(空白ページ)

# 第 7 章

その他環境省令で定める事項

## 第7章 その他環境省令で定める事項

### 7.1 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解

#### 7.1.1 関係地方公共団体の長の意見

発電所アセス省令第14条の規定に基づく、配慮書についての環境の保全の見地からの神奈川県知事の意見、環境影響評価法第3条の7の規定に基づく川崎市長、横浜市長意見は、次のとおりである。

## 1. 神奈川県知事の意見

### (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境 配慮書に対する意見

ENEOS Power 株式会社 代表取締役社長 香月 有佐から送付がありました(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

令和7年7月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治



## I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項に基づき、事業者であるENEOS Power株式会社から意見を求められた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の概要は次のとおりである。

### 1 事業の名称

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

### 2 事業者

ENEOS Power株式会社

### 3 事業の目的

ENEOS Power株式会社はENEOSグループの完全子会社として電気・都市ガス事業を担っており、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内に天然ガス専焼火力発電設備（LNG火力）を新たに1基建設する。本事業を通じ、国内における電力の安定供給に貢献するとともに、川崎臨海地域の活性化への寄与を目指すことを目的としている。

### 4 事業の内容

LNG 火力の発電設備は最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式であり、天然ガス専焼のガスタービン及び排熱回収ボイラで生じた蒸気を利用した蒸気タービンにより合計出力約75万キロワットの発電を行う。

### 5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町12番1号に位置する、約17.2万平方メートルの範囲である。

### 6 事業実施想定区域及びその周辺の環境

事業実施想定区域は、川崎臨海地域の埋立地であり、工業専用地域に指定されている。本事業はENEOS株式会社川崎事業所の敷地内の遊休地を賃借し実施する計画であるが、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内には、すでに他の事業者が賃借し、それぞれ別に発電施設を設置しているため、それらの土地以外の土地が事業実施想定区域である。

なお、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、事業実施想定区域から約1.4キロメートルの位置に保育園及び老人ホームが存在している。

## II 審査会の審議結果等

### 1 審査会の審議結果について

法第3条の7第1項に基づき、配慮書について知事の意見を述べるに当たり、令和7年5月29日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年6月20日に答申があった。

答申では、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させる必要があることなどについての意見があった。

### 2 関係市長意見について

条例第25条の2第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、別添1及び別添2のとおり意見があった。

## III 意見

この配慮書に対して、審査会の答申等を踏まえ、法第3条の7第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

### 1 総括事項

本計画は、LNG専焼火力を新設するものであるが、その背景として、事業者は、閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、将来の電力需要増加が見込まれる中で、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用等の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されていることを挙げている。

また、ENEOSグループの取組みとして2050年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて「カーボンニュートラル基本計画」を策定し、具体的な目標やロードマップを定めているとしている。

しかしながら、事業者においては、将来的に脱炭素化を検討するというものであり、現段階において具体的な取組みはなく、その道筋も明らかにされていない。また、ENEOSグループの「カーボンニュートラル基本計画」における温室効果ガス排出量の削減計画に、本計画は直接的に関わっていないとしている。

こうした状況にあることから、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させること。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

## 2 個別事項

### (1) 事業内容

ア 事業者は、脱炭素化に関して、ENEOSグループとしての取組みを、事業者自身の取組みとして配慮書に記載しているが、現段階において、事業者は具体の取組みを行っているものではないことから、今後、明確に区分けしたうえで、事業者の取組みを環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

イ 事業者は、ENEOS株式会社から借地して事業を実施するとしているが、その借地の区域が明確ではないことから、事業実施想定区域を最大限に設定するものの、実際は使用しない可能性の高い土地があるとし、その土地では環境アセスメントの調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）も行わないとしているが、事業実施区域内は調査等を行う必要がある区域であるから、これを踏まえて、今後、本計画の事業実施区域を精査し、必要に応じて事業実施区域をあらためて設定すること。

### (2) 大気質

窒素酸化物の予測値については、配慮書の段階で、年平均値だけでなく1時間値による調査等を行う必要があるため、事業者は、方法書において、その対応内容及び1時間値による調査等について記載すること。

以上の意見のほか、関係市長の意見についても留意すること。

以上

## 2. 川崎市長の意見

7川環評第138号

令和7年6月27日

ENEOS Power株式会社  
代表取締役社長 香月 有佐 様

川崎市長 福田 紀彦

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に  
対する意見について (回答)

令和7年5月12日付けで依頼のありました「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書の意見の聴取について (依頼)」について、別紙のとおり回答します。

(環境局環境対策部環境評価課 XXXXXXXXXX)

電話 044-200-2156

ファクス 044-200-3921

電子メール 30kanhyo@city.kawasaki.jp

## 川崎市長意見

「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」(以下「対象事業」という。)に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に対する意見は、以下のとおりである。

### 1 全般的事項

対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備(約75万kW)を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization:二酸化炭素回収・利用)やCCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素回収・貯留)により、温室効果ガスの更なる削減に努めること。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定すること。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにすること。

## 2 個別事項

### (1) 大気質

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにすること。

### (2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書等において冷却塔排気による影響について検討すること。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討すること。

### (3) 土壌汚染

事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方法書等において明らかにすること。

### 3. 横浜市長の意見

み環評第 105 号

令和 7 年 6 月 26 日

ENEOS Power 株式会社

代表取締役社長 香月 有佐 様

横浜市長 山 中 竹 春



(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る  
計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和 7 年 5 月 12 日に依頼のありました標記について、別紙のとおり回答します。

担当 みどり環境局環境保全部環境影響評価課

電話 : 045-671-2495

電子メール : mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp

## 別紙

### 1 事業計画の概要

#### (1) 第一種事業を実施しようとする者の名称等

名 称：ENEOS Power 株式会社

代表者：代表取締役社長 香月 有佐

所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

#### (2) 第一種事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト (以下「本事業」といいます。)

種 類：発電所の設置又は変更の工事業 (環境影響評価法に規定する第一種事業)

#### (3) 本事業の目的

2025年2月に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示されました。さらに、将来の電力需要増加が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization & Storage: 二酸化炭素回収・利用・貯留) の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されています。

このような背景のもと、2024年4月から ENEOS ホールディングス株式会社の100%出資会社として電気・都市ガス事業を担う ENEOS Power 株式会社は、ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地に、天然ガス火力発電設備1基の新設を計画しています。さらに、本事業の脱炭素化に向けて、LNG・水素の混焼発電やCCS (Carbon dioxide Capture & Storage: 二酸化炭素回収・貯留) など事業環境を踏まえた取りうる選択肢を将来的に検討していくとしています。

#### (4) 本事業の概要等

##### ア 位置及び面積

事業実施想定区域：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

ENEOS 株式会社川崎事業所の敷地内

面 積：約17.2万m<sup>2</sup>

##### イ 本事業の概要

本事業では、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による発電設備を1基新設します。発電出力は、約75万kWとしています。

発電用燃料は天然ガスとし、近隣のLNG基地からパイプラインにより供給される計画です。天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないとしています。窒素

酸化物（NO<sub>x</sub>）が発生します。そのNO<sub>x</sub>排出抑制対策として、低NO<sub>x</sub>燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画です。

復水器の冷却方式は、温排水の発生しない冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用するとしています。冷却塔は乾湿併用式の採用等により、白煙の発生頻度を抑えるとしています。発電設備からの排水は新設する排水処理設備により処理した後、ENEOS 株式会社川崎事業所の既設排水口から海域に排出する計画です。

現在、ENEOS 株式会社川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しますが、本事業はENEOS 株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画としています。また、ENEOS 株式会社川崎事業所の敷地内には、三協興産株式会社、川崎バイオマス発電株式会社、ジャパンバイオエナジー株式会社、川崎天然ガス発電株式会社及び太平電業株式会社が含まれますが、これらは事業実施想定区域には含めないとしています。

最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めるとしています。さらに脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入を検討するとしています。

なお、本事業は煙突高さについて複数案を設定し、周辺大気環境への影響及び眺望景観への影響を比較検討しています。

## 2 地域の特性

本事業に係る事業実施想定区域は、東京湾内の埋立地である扇町地区にあり、用途地域は工業専用地域です。扇町地区は横浜市境に近い京浜工業地帯の一角に位置しており、事業実施想定区域の南側は京浜運河に面しています。さらに、その南側には扇島があり、首都高速湾岸線が概ね東西方向に横断する形で位置しています。

また、事業実施想定区域の周辺地域は、川崎天然ガス発電所、東日本旅客鉄道株式会社川崎火力発電所、JFEスチール株式会社扇島火力発電所、扇島パワーステーション、株式会社JERA東扇島火力発電所など、複数の火力発電所が立地しています。

なお、本事業において環境影響を受ける範囲であると想定された横浜市内の地域は、事業実施想定区域から半径10km圏内に位置する鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区です。

## 3 意見

### (1) 全般的事項について

本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、又は低減するよう配慮しつつ進めてください。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心がけるとともに、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と協議してください。

- ア 方法書以降における地域概況の把握に際し、事業実施想定区域周辺の工業専用地域内における住居や配慮が特に必要な施設など、本事業による影響を受ける可能性がある対象の把握に努めてください。
- イ 工事中に、発電設備のうち大型機器及び重量物を海上輸送する計画としていることから、具体的な計画について方法書以降の図書に記載してください。
- ウ 脱炭素化に向けて、LNG・水素の混焼発電やCCSなどを将来的に検討していくとしていることから、その時期や内容について方法書以降の図書に記載してください。
- エ 本事業はENEOS株式会社により更地化された土地で実施するとしていますが、4月から5月にかけてコアジサシ等が更地にコロニーを形成する可能性があることから、更地の状態が維持される時期等に留意してください。

(2) 個別の環境要素に関する事項について

ア 大気環境

本事業は、最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による発電設備を設置し、NO<sub>x</sub>排出抑制対策をずんとしていることから、大気環境に重大な影響を及ぼすことはないと考えられますが、発電出力が比較的大きく、周囲に複数の火力発電所が立地していることから、NO<sub>x</sub>の排出抑制に配慮してください。

イ 水環境

発電設備からの排水を海域に排出するとしていますが、排出先の東京湾は閉鎖性水域で富栄養化しやすく、水温上昇が富栄養化を進行する要因でもあることから、排水の海水への影響を検討し、方法書以降の図書に記載してください。

ウ 土壌環境

工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない計画としていますが、事業実施想定区域は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、その指定区域の土壌汚染の状況及び工事を行う範囲との位置関係を方法書以降の図書で明らかにしてください。また、工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認したうえで、適切に対応してください。

エ 温室効果ガス

LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少ないとしていますが、化石燃料を使用することから、発電設備の稼働に伴う排ガス中の温室効果ガスの排出削減に最大限取り組みてください。併せて、工事中や発電設備以外の温室効果ガスの排出削減にも積極的に取り組むとともに、それらの排出削減の取組について方法書以降の図書に記載してください。

## 7.1.2 関係地方公共団体の長の意見に対する事業者の見解

配慮書についての関係地方公共団体の長の意見に対する事業者の見解は、第 7.1-1 表～第 7.1-3 表のとおりである。

### 1. 神奈川県知事の意見に対する事業者の見解

第 7.1-1 表(1) 神奈川県知事の意見に対する事業者の見解

神奈川県知事の意見	事業者の見解
<p>1. 総括事項</p> <p>本計画は、LNG 専焼火力を新設するものであるが、その背景として、事業者は、閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画において、将来の電力需要増加が見込まれる中で、LNG 火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用等の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されていることを挙げている。</p> <p>また、ENEOS グループの取り組みとして 2050 年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて「カーボンニュートラル基本計画」を策定し、具体的な目標やロードマップを定めているとしている。</p> <p>しかしながら、事業者においては、将来的に脱炭素化を検討するというものであり、現段階において具体的な取組みはなく、その道筋も明らかにされていない。また、ENEOS グループの「カーボンニュートラル基本計画」における、温室効果ガス排出量の削減計画に、本計画は直接的に関わっていないとしている。</p> <p>こうした状況にあることから、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させること。</p> <p>その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p>	<p>事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を策定した後に、環境アセスメント図書に記載します。</p> <p>その上で、以下のとおり、個別事項に適切な対応を図ります。</p>
<p>2. 個別事項</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 事業者は、脱炭素化に関して、ENEOS グループとしての取組みを、事業者自身の取組みとして配慮書に記載しているが、現段階において、事業者は具体的な取組みを行っているものではないことから、今後、明確に区分けしたうえで、事業者の取組みを環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。</p>	<p>「第 2 章 2.1 対象事業の目的」において、ENEOS グループの取組と当社の取組を明確に区分けして記載しました。</p> <p>なお、当社の具体的な取り組みを方法書に記載できない理由として、検討中である旨を記載しました。</p>
<p>イ 事業者は、ENEOS 株式会社から借地して事業を実施するとしているが、その借地の区域が明確ではないことから、事業実施想定区域を最大限に設定するものの、実際は使用しない可能性の高い土地があるとし、その土地では環境アセスメントの調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）も行わないとしているが、事業実施想定区域内は調査等を行う必要がある区域であるから、これを踏まえて、今後、本計画の事業実施区域を精査し、必要に応じて事業実施区域をあらためて設定すること。</p>	<p>対象事業実施区域内で項目ごとに適切な地点で調査等を実施します。</p> <p>なお、本計画の事業実施区域を精査した結果、今後の工事計画によって海上輸送（岸壁への荷揚げ）に必要な水深を確保するために浚渫を実施する可能性があることから、方法書段階としては、対象事業実施区域に海域も含めることとしました。また、発電設備及びその附属施設・設備が設置される区域を発電所計画地として設定し、発電所計画地以外の区域は、工事中の資材置き場や土捨て場等に使用する予定です。</p>

第 7.1-1 表 (2) 神奈川県知事の意見に対する事業者の見解

神奈川県知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 大気質 窒素酸化物の予測値については、配慮書の段階で、年平均値だけでなく 1 時間値による調査等を行う必要があるため、事業者は、方法書において、その対応内容及び 1 時間値による調査等について記載すること。</p>	<p>神奈川県知事意見を踏まえ、方法書作成までに特殊気象条件下における窒素酸化物の 1 時間値について予測を行いました。その結果については、本方法書第 7 章 (p.7.2-5~7.2-8) に記載しました。</p>

## 2. 川崎市長の意見に対する事業者の見解

第 7.1-2 表 (1) 川崎市長の意見に対する事業者の見解

川崎市長の意見	事業者の見解
<p>1 全般的事項</p> <p>対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。</p> <p>しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努めること。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定すること。</p> <p>配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するにあたっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにすること。</p>	<p>2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCS 等の採用について検討し、温室効果ガスの更なる削減に努めます。</p> <p>川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことを踏まえ、事業の実施に当たり、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り、優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた事業計画を策定します。</p> <p>また、今後の事業計画の策定にあたっては、川崎市長意見や川崎市環境影響評価審議会における意見等も踏まえて総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯を明らかにします。</p> <p>なお、煙突高さの選定にあたっては、大気質と景観を考慮した上で決定しました。詳細については、本方法書第 7 章（p.7.2-3～7.2-8）に記載しました。</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 大気質</p> <p>極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにすること。</p>	<p>近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において可能な限り明らかにします。</p>
<p>(2) 水蒸気白煙</p> <p>復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書等において冷却塔排気による影響について検討すること。</p> <p>また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討すること。</p>	<p>施設の稼働（機械等の稼働）に伴う冷却塔白煙による大気環境への影響については、環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価の手法の詳細については、本方法書第 6 章（p.6.2-27）に記載しました。</p> <p>また、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を今後準備書等において必要に応じて検討します。</p>

第 7.1-2 表 (2) 川崎市長の意見に対する事業者の見解

川崎市長の意見	事業者の見解
<p>(3) 土壌汚染 事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方法書等において明らかにすること。</p>	<p>現時点で、地権者における解体撤去工事時の土壌汚染状況調査実施予定及び土壌汚染対策について未定であり、今後、形質変更時要届出区域の指定範囲や特定有害物質が現況から変更となる可能性があります。 その可能性を考慮し、用地賃借時の形質変更時要届出区域及び特定有害物質の種類を踏まえ、本事業工事中の掘削土量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、対策を実施します。 基本的対処方針は、本方法書第 2 章 (p.2-16) に記載しました。</p>

### 3. 横浜市長の意見に対する事業者の見解

第 7.1-3 表 (1) 横浜市長の意見に対する事業者の見解

横浜市長の意見	事業者の見解
<p>(1) 全般的事項について 本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、又は低減するよう配慮しつつ進めてください。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心がけるとともに、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と協議してください。</p>	<p>環境影響評価を行う際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、又は低減するよう配慮しつつ進めます。また、図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心がけるとともに、必要に応じて関係機関と協議します。</p>
<p>ア 方法書以降における地域概況の把握に際し、事業実施想定区域周辺の工業専用地域内における住居や配慮が特に必要な施設など、本事業による影響を受ける可能性がある対象の把握に努めてください。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の工業専用地域内における住居や配慮が特に必要な施設など、本事業による影響を受ける可能性がある対象の把握に努めます。 把握の結果については、本方法書第 3 章 (p.3.2-24～3.2-34) に記載しました。</p>
<p>イ 工事中に、発電設備のうち大型機器及び重量物を海上輸送する計画としていることから、具体的な計画について方法書以降の図書に記載してください。</p>	<p>発電設備のうち大型機器及び重量物を海上輸送する計画であるため、船舶を含む建設機械の稼働について予測評価します。調査、予測及び評価の手法の詳細については、本方法書第 6 章 (p.6.2-4～6.2-5、6.2-10～6.2-11) に記載しました。具体的な輸送計画については、準備書以降の図書に記載します。</p>
<p>ウ 脱炭素化に向けて、LNG・水素の混焼発電や CCS などを将来的に検討していくとしていることから、その時期や内容について方法書以降の図書に記載してください。</p>	<p>脱炭素化に向けた、天然ガスと水素の混焼発電、CCS 等の採用は、水素や CCS の社会実装状況を踏まえて、時期や内容について検討し、準備書以降の図書に記載します。</p>
<p>エ 本事業は ENEOS 株式会社により更地化された土地で実施するとしていますが、4 月から 5 月にかけてコアジサシ等が更地にコロニーを形成する可能性があることから、更地の状態が維持される時期等に留意してください。</p>	<p>4 月から 5 月にかけてコアジサシ等が更地にコロニーを形成する可能性があることから、更地の状態が維持される時期等に留意します。 また、必要に応じて対策を実施することを検討します。</p>
<p>(2) 個別の環境要素に関する事項について ア 大気環境 本事業は、最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による発電設備を設置し、NOx 排出抑制対策をすることから、大気環境に重大な影響を及ぼすことはないと考えられますが、発電出力が比較的大きく、周囲に複数の火力発電所が立地していることから、NOx の排出抑制に配慮してください。</p>	<p>本事業は発電出力が比較的大きく、周囲に複数の火力発電所が立地していることから、低 NOx 燃焼器の採用及び排煙脱硝装置を設置して NOx の排出抑制に配慮します。</p>
<p>イ 水環境 発電設備からの排水を海域に排出するとしていますが、排出先の東京湾は閉鎖性水域で富栄養化しやすく、水温上昇が富栄養化を進行する要因でもあることから、排水の海水への影響を検討し、方法書以降の図書に記載してください。</p>	<p>排水は処理過程においてピット等で自然冷却され、周辺の海水温度と同程度まで水温が低下してから排出されることから、環境影響の程度が極めて小さいと考え、温排水を環境影響評価項目には選定しません。排水の海水への影響については、水の汚れ、富栄養化を環境影響評価項目として選定します。 なお、温排水を項目選定しない理由については、本方法書第 6 章 (p.6.1-11) に記載しました。</p>

第 7.1-3 表 (2) 横浜市長の意見に対する事業者の見解

横浜市長の意見	事業者の見解
<p>ウ 土壌環境</p> <p>工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない計画としていますが、事業実施想定区域は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、その指定区域の土壌汚染の状況及び工事を行う範囲との位置関係を方法書以降の図書で明らかにしてください。また、工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認したうえで、適切に対応してください。</p>	<p>対象事業実施区域の一部は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、その指定区域の土壌汚染の状況及び発電所計画地との位置関係を第 3 章 (p3.1-69) に示しました。</p> <p>工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認した上で、適切に対応します。</p>
<p>エ 温室効果ガス</p> <p>LNG 火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少ないとしていますが、化石燃料を使用することから、発電設備の稼働に伴う排ガス中の温室効果ガスの排出削減に最大限取り組んでください。併せて、工事中や発電設備以外の温室効果ガスの排出削減にも積極的に取り組むとともに、それらの排出削減の取組について方法書以降の図書に記載してください。</p>	<p>天然ガスと水素の混焼発電や CCS 等の採用について検討し、発電設備の稼働に伴う排ガス中の温室効果ガスの排出削減に最大限取り組みます。</p> <p>また、工事中は低炭素型建設機械の採用に努めることなどにより、供用時は所内の電力・エネルギー使用量の節約などにより、温室効果ガスの排出削減に努めます。</p> <p>詳細については、本方法書第 2 章 (p.2-17) に記載しました。</p>

### 7.1.3 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の4の規定により、令和7年5月13日に経済産業大臣に送付した配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに一般の意見の概要及び事業者の見解は、次のとおりである。

#### 1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨その他事項を公告し、配慮書を公告の日から起算して31日間縦覧に供した。

##### (1) 公告の日

令和7年5月13日（火）

##### (2) 公告の方法

###### ① 日刊新聞紙への掲載

令和7年5月13日付の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・読売新聞（朝刊 神奈川版）
- ・朝日新聞（朝刊 神奈川版）
- ・毎日新聞（朝刊 神奈川版）
- ・日本経済新聞（朝刊 神奈川版）
- ・神奈川新聞（朝刊 神奈川版）

##### (3) 縦覧場所

自治体庁舎等及び事業者関連施設の以下の17箇所で縦覧を実施するとともに、事業者のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

神奈川県及び川崎市のホームページからは事業者のホームページにリンクすること、横浜市のホームページでは直接電子ファイルを閲覧可能にすることにより、自治体ホームページから配慮書及び要約書が参照可能とした。

###### ① 自治体庁舎

- ・神奈川県環境農政局環境部環境課（横浜市中区日本大通1）
- ・神奈川県かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- ・神奈川県川崎県民センター（川崎市幸区堀川町580）
- ・川崎市環境局環境対策部環境評価課（川崎市川崎区宮本町1）
- ・川崎市川崎区役所（川崎市川崎区東田町8）
- ・川崎市川崎区役所大師支所（川崎市川崎区台町26-7）
- ・川崎市川崎区役所田島支所（川崎市川崎区田島町20-23）
- ・川崎市幸区役所（川崎市幸区戸手本町1-11-1）
- ・川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬1-7-17）

- ・川崎市中原区役所（川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課（横浜市中区本町 6-50-10）
- ・横浜市鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）
- ・横浜市神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町 3-8）
- ・横浜市西区役所（横浜市西区中央 1-5-10）
- ・横浜市中区役所（横浜市中区日本大通 35）
- ・横浜市港北区役所（横浜市港北区大豆戸町 26-1）

## ② 事業者関連施設

- ・ENEOS 株式会社川崎事業所（川崎市川崎区扇町 12-1）

## (4) 縦覧期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）～令和 7 年 6 月 12 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とした。

縦覧場所における縦覧時間は、自治体庁舎は開庁時間、ENEOS 株式会社川崎事業所は 9 時 00 分から 17 時 00 分までとし、事業者ウェブサイトにおけるインターネットの利用による公表は、24 時間閲覧可能とした。

## (5) 縦覧者数等

各縦覧場所において、縦覧者名簿に記載された縦覧者数は、合計 4 名であった。

配慮書及び要約書を公表した ENEOS Power 株式会社ウェブサイトへのアクセス数は 2,924 回であった。

## 2. 計画段階環境配慮書についての一般の意見の把握

環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）から令和 7 年 6 月 12 日（木）までとした。

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

### (2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函又は事業者への郵送による書面の提出により、受付けた。

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 4 通（意見の総数 21 件）であった。

### 3. 一般の意見に対する事業者の見解

配慮書についての一般の意見に対する事業者の見解は、第 7.1-4 表のとおりである。

第 7.1-4 表(1) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>①将来的な水素の活用については現時点で技術的な問題が多々ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料発熱量が低くガス流量を増加の必要性</li> <li>・逆火による燃焼器の焼損が起りやすい</li> <li>・断熱火炎温度が高く、NOx（窒素酸化物）が発生しやすい</li> </ul> <p>これらの問題が解決されなければ、水素の専焼はできない。</p>	<p>水素の燃焼技術は、現在も開発が進められているところですが、燃料転換に当たっては、それらの開発動向も注視し、自治体とも相談のうえ必要に応じて自主的なアセスメントを行うことを検討します。</p>
2	<p>②使用する水素は温暖化を食い止める目的であるなら、グリーン水素でなければならず、化石燃料由来のブルー水素は認められない。水素を船舶により輸入することはコスト面から見ても非現実的であり、水素を製造・備蓄する設備を作る必要がある。それでもコスト増は避けられず、高額な電力になる可能性がある。</p>	<p>水素については、様々な製造方法等が技術開発の途上であり、調達コストやサプライチェーンの構築状況なども踏まえ、2050年カーボンニュートラルに資する燃料の採用を検討します。</p>
3	<p>③CCUS についても現実的な対策とはなりえない。</p> <p>2021 年現在世界で稼働中の CCS 付き火力発電所はカナダの 11.5 万 kW の小型施設のみ。欧州でも技術的な理由や経済的な理由で実現されていない。日本での状況はさらに悪く、CCS 利用に適した地理的条件がない。可能性があるとするれば海底部への貯留であるが、技術的問題やコストの問題が大きいのしかかる。</p> <p>これらの問題を解決する見通しがあるのか？</p>	<p>今後の情勢を注視し、CCS を含めて広く検討し、技術進展及び経済性を踏まえあらゆる手段を検討します。</p>
4	<p>①～③の問題をすべて解決できなければ、ただの夢物語にすぎない。そもそも政府の政策そのものがパリ協定の 1.5℃目標の整合性のない目標であり、EU などから非難されている。なので政府の基本計画に沿った事業内容にすること自体が間違いである。</p> <p>パリ協定目標達成の為に電力供給としては再エネを増やすしかなく、新たに発電所を設けるのであれば、そうすべきである。</p> <p>日本ではグリーンエネルギーを使おうとしても、発電所が無く化石燃料由来の電気に証書を付けた「なんちゃってグリーンエネルギー」に頼らなければならない状況になっている。こうした状況を打破する為にも、再生エネルギーの発電所建設は急務である。</p> <p>少なくとも火力発電に拘るなら、手近にある LNG を安易に使うのではなくバイオ LNG にするなど、本当の意味で地球にやさしい、これから人類が何十年にもわたって安心して地球に住めるような環境を提供する対策を講じるべきだと思う。</p>	<p>発電設備は最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル設備の採用により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を、極力低減できるように検討を進めます。</p> <p>また、ガス火力として運転開始後、水素を混焼可能な発電設備に改造することを見据え、プラントメーカーの技術開発状況等を踏まえ検討を進めます。</p>
5	<p>■国際合意に整合しない</p> <p>2023 年に開催された G7 広島サミットでは、「2035 年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」こと、「遅くとも 2050 年までにエネルギーシステムにおけるネットゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書（コミュニケ）が合意された。2033 年に稼働する予定の新規 LNG 火力発電所は、この合意に全く整合していない。</p>	

第 7.1-4 表 (2) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>■科学的観点からみれば、化石燃料インフラの新規建設の余地は全くない</p> <p>IPCC 第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書 (2022 年 4 月公開) は、既存の化石燃料インフラが耐用期間中に排出する累積の CO2 総排出量を 6600 億トンと予測していた (報告書作成時点で計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると 8500 億トン、現在はさらに増加していると見られる)。すでに同報告書で地球温暖化を 50% の確率で 1.5°C に抑えるための限度として示された CO2 の累積総排出量 5000 億トンを大きく上回っているため、科学的な観点から見れば、さらなる CO2 排出源となる新規建設の余地はなく、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要がある。</p> <p>さらに、IEA が 2021 年 5 月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5°C 目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030 年までに発電量をピークとし、2040 年までに 2020 年比で 90% 低下させる」ことが示されている。</p> <p>本計画は、2033 年頃に運転開始を予定しており、年間稼働率を 70% と想定した場合、推計 150~170 万トン/年近くもの CO2 を長期にわたって排出する。この計画は中止すべきである。</p> <p>国際エネルギー機関 (IEA) :Net Zero by 2050 (2021 年 5 月)</p>	<p>発電設備は最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル設備の採用により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を、極力低減できるように検討を進めます。</p> <p>また、ガス火力として運転開始後、水素を混焼可能な発電設備に改造することを見据え、プラントメーカーの技術開発状況等を踏まえ検討を進めます。</p>
7	<p>脱炭素に向けて、将来の水素等を、発電用の燃料として導入する。CCUS を導入する。川崎市がすでに計画を進めている、扇島地区カーボンニュートラルエネルギー供給拠点からの、パイプライン等による水素等の燃料の供給方法や輸送ルート、明確に図面に表現し、今回の環境影響評価へ追加すること。脱炭素に向けて、地球の大気中から直接 CO2 を吸収する、DAC の将来の導入計画を明確に記載すること。以上よろしく申し上げます。</p>	<p>扇島地区カーボンニュートラルエネルギー供給拠点他の利用・連携については、競争上の観点から回答は差し控えさせていただきますが、脱炭素化に向けては、技術進展及び経済性を踏まえあらゆる手段を検討します。</p>
8	<p>■ENEOS「カーボンニュートラル基本計画」との整合性が不明</p> <p>貴社の「カーボンニュートラル基本計画」では、Scopel+2 の温室効果ガス排出量を 2013 年度と比較して 2035 年度に 60% 削減、2040 年度に 73% 削減を目標としている。取り組み内容としては製造工程でのエネルギー消費の効率化、CCS バリューチェーンの構築、森林・海洋を活用した CO2 吸収の推進をあげている。</p> <p>貴社は、バイオマス発電も含めると計 220 万 kW の発電容量となる発電所を全国に有し、電力の小売り販売を行っている。2024 年 8 月に五井火力 1 号機、同年 11 月に 2 号機、2025 年 3 月に 3 号機 (各 78 万 kW) と立て続けに新規 LNG 火力の運転を開始している上に、今回の扇町天然ガス発電所の新設を計画しているわけだが、削減目標については「2050 年度に Scope3 を含むカーボンニュートラルの実現を目指す」とあるのみで具体的な廃止策あるいは排出削減策は示されていない。(次ページに続く)</p>	<p>温室効果ガス削減に係る目標及び対策を早期にお示しできるように検討します。</p>

第 7.1-4 表 (3) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
8	<p>(前ページからの続き)</p> <p>エネルギー分野については、再生可能エネルギーの拡大、水素・カーボンニュートラル燃料の早期実用化を通じてエネルギートランジションを推進し、2040 年度を目途にエネルギー供給当たりの CO2 排出量の半減を目指すとするがこのままでは年間何百万トンもの新規温室効果ガス排出が発生し、排出削減目標の達成が困難になることが懸念される。Scope1,2 に比べ圧倒的に大きな Scope3 の GHG 排出についてカーボンニュートラル基本計画中に記載されていない本計画が実現した際の増加分を明示するとともに、貴社の削減目標と本計画の整合性を具体的にご教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ENEOS ホールディングス株式会社:カーボンニュートラル基本計画 2025 年度版</li> <li>・ENEOS ホールディングス株式会社:カーボンニュートラル基本計画</li> </ul>	<p>(前ページに掲載)</p>
9	<p>神奈川県や県内自治体は、排出削減に向けて非常に努力しています。それなのに、火力の新設計画には反対です。貴社には、火力ではなく再生可能エネルギーなど別の事業を積極的に検討していただきたいです。</p> <p>地球温暖化をストップできる最後の世代とも言われている私たちですが実際に夏は暑すぎて小学校の校庭で休み時間に遊べない日があります。私たちの子どもの頃と比べてもお分かりになると思います。</p>	<p>各自治体とは今後も連携していく予定です。</p> <p>また当社グループとして、再生可能エネルギー事業にも取り組んでいます。</p>
10	<p>世界的に、化石燃料から自然（再生）エネルギーへの転換が求められていると認識している。石油産業として LNG を使用することに、全く理解できないことはないが極力、太陽光や風力などの自然エネルギーを活用し、臨海部が全体として自然エネルギー基地になる方向に向けて行くべきだ。今後データセンターなどの電力需要増加が見込まれるとのことだが、同業界も自然エネルギーの活用を進めており、将来、化石燃料から作られる電力が購入されるとは限らない。</p>	
11	<p>■将来的な環境対策とされた水素混焼・CCS は対策として問題が多い</p> <p>本計画では「LNG・水素の混焼発電や CCS など（中略）を将来的に検討」（2.1 第一種事業の目的）とあるが、具体的な導入時期や方策については何も述べられていない。</p> <p>いつまでに、どこでどのように製造された水素を使用するのか、調達した水素をこの発電所内のどこに保管するのか、水素保管に際してどのような保安対策がなされるのか、水素の混焼によって環境影響評価上の項目に何らかの影響（変化）が出るかどうかをどう評価するかなど、重要な情報が何も書かれていない。このような将来的に起こりうる重大な変更についての情報提供および説明を求めたい。</p> <p>さらに、水素や CCS はそれぞれ問題点がいくつも指摘されている。</p> <p>2023 年時点で製造された低炭素水素等は水素全体の 1% 未満であり、カーボンフリーとは程遠い状況である。発電に必要な大量のグリーン水素が手に入る見込みもない。（国際エネルギー機関（IEA）：Global Hydrogen Review 2024）</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>水素導入時期は未定ですが、導入時は自治体とも相談のうえ、必要に応じて自主的なアセスメントを含む環境アセスメントを実施する計画です。</p> <p>また、水素については、様々な製造方法等が技術開発の途上であり、調達コストやサプライチェーンの構築状況なども踏まえ、2050 年カーボンニュートラルに資する燃料としての採用を検討します。</p>

第 7.1-4 表 (4) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>(前ページからの続き)</p> <p>国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) は、2022 年 1 月に公表した報告書の中で、水素利用のあり方について「水素は製造、輸送、変換に多大なエネルギーが必要で、水素の使用がエネルギー全体の需要を増大させる。したがって、水素が最も価値を発揮できる用途を特定する必要がある。無差別的な使用は、エネルギー転換を遅らせるとともに、発電部門の脱炭素化の努力も鈍らせる。」と指摘している。水素は鉄鋼や化学工業など高温の熱が必要な分野に限定して使用するべきで、発電燃料とすべきではない。</p> <p>CCS についても現実的には 6 割程度の回収にとどまり、大規模な貯留技術は開発途上である。貴社は CO2 輸出に係る CCS 事業に複数関与しているが、CCS は高リスクかつ高コストで、長期的な負債とリスクを伴う。さらに、CO2 を他国 (グローバル・サウスなど) に運搬貯留する行為は「投棄」であり、気候正義の原則に根本的に反するとして国際的に抗議されている。</p> <p>・ FoE Japan、気候ネットワークら：世界 90 団体が日本の CO2 輸出に抗議日本政府は CCS 方針の見直しを (2024 年 5 月 8 日)</p> <p>再生可能エネルギーという代替手段が存在する発電部門において、これらの技術を進めることは火力を延命し将来的な気候危機を高めるだけでなく、技術開発および導入に要するコストの増加は消費者の負担増につながるようになる。</p> <p>上記の点を踏まえてこの計画の撤回を求める。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
12	<p>2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要</p> <p>3. 発電設備等の構造に関する計画</p> <p>煙突の高さについてはビジュアルで示していただかないと意見の出しようが無い。川崎天然ガス発電株式会社の煙突と比べてどうかとか、AI 等用いて作成して頂けるとよかった。</p> <p>※自然エネルギー財団『2040 年火力の排出「実質ゼロ」は現実的か』を添付資料として同封します。</p> <p>この計画が本当の意味で持続可能な未来を見据え、その時に「作ってよかった」と言えるものになるのかどうか、ご検討ください。</p>	<p>煙突高さについては、準備書において、フォトモンタージュ等により予測結果をお示しする予定です。調査、予測及び評価の手法の詳細については、本方法書第 6 章 (p.6.2-44～6.2-46) に記載しました。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に、計画を検討します。</p>
13	<p>代替案の検討は煙突高だけでなく発電規模やエネルギー源・使用燃料等についても検討されるべきだ。</p>	<p>発電規模、燃料種等は、エネルギーセキュリティの観点や、経営戦略等の観点から一意的に決定されるため、本事業では煙突高さの複数案を設定しました。</p>

注：自然エネルギー財団『2040 年火力の排出「実質ゼロ」は現実的か』の掲載は割愛させていただきます。

第 7.1-4 表 (5) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>調査及び予測評価に関して</p> <p>①東京湾岸（発電所立地）や多摩川（最大着地濃度出現）では特異な気象となっていることが分かっており、大師や田島測定局の観測データをそのまま当てはめることに懸念がある。気象調査は計画地において、最低 1 年間実施すべきではないか。</p>	<p>今後の環境影響評価図書の中で、通年の気象調査を計画地で実施し、調査、予測及び評価の結果は、準備書で示します。</p> <p>なお、調査、予測及び評価の手法の詳細については、本方法書第 6 章 (p.6.2-2～6.2-16) に記載しました。</p>
15	<p>②現行の環境基準は、非科学性（二酸化窒素の場合）や数値が甘い（微小粒子状物質など）と云った問題点が指摘されている。予測評価する時は、環境目標値、さらには WHO 指針値も考慮に入れて実施すべきだ。</p>	<p>今後の予測及び評価では、環境基準に加え、自治体の目標値等も考慮して実施します。</p>
16	<p>③環境基準が設定され 15 年近くになるのに、未だに微小粒子状物質 (PM2.5) についての予測評価をしないのは欠陥アセスもよいところ、環境影響評価の在り方が問われている。</p>	<p>本事業では、燃料に天然ガスを使用するので、燃焼における PM2.5 の一次粒子（ばいじん）の発生はありません。また、配慮書で示したとおり、本事業では PM2.5 の二次粒子の原因物質の一つである窒素酸化物が排出されますが、年平均値の最大着地濃度は 0.000053～0.000059ppm でありバックグラウンド濃度に対する寄与率も 0.33～0.37%であることから、その影響は小さいと考えています。</p> <p>微小粒子状物質 (PM2.5) は、二次生成に係る複雑な過程が含まれているため、現在、固定発生源からの影響を把握するための予測は困難と考えています。今後、二次生成に係る複雑な過程の研究結果が揃い、固定発生源からの影響予測が可能となった際には、必要に応じて検討します。</p>
17	<p>煙源の、窒素酸化物濃度の「5ppm 以下」は技術的に古い。もっと積極的に引き下げた数値を追求すること。また、アンモニアを大気中に放出しない対策をすべきだ。</p>	<p>今後、可能な範囲で窒素酸化物の削減に努めます。また、アンモニアについては、漏洩防止対策の実施と日常的な監視を通じて環境規制値を遵守するとともに、より一層排出を低減するよう運転管理に努めます。</p>
18	<p>■計画段階環境配慮事項の項目に温室効果ガスの排出を含めるべき</p> <p>CO2 等の温室効果ガスについて、配慮書第 4.1-3 表 (2) で計画段階配慮事項として選定されていないのは問題である。</p> <p>気候変動による被害が激甚化するなか、世界はパリ協定とグラスゴー合意の下で、地球の平均気温の上昇を産業革命前から 1.5℃に抑えることを目指している。そのためには、CO2 などの温室効果ガスの排出を 2050 年に実質ゼロにするだけでなく、2030 年までに半減させなければならない。IPCC 第 6 次評価報告書によれば、1.5℃目標達成までの残余のカーボンバジェットは限られており、残された選択肢や時間はわずかであることが明らかだ。一方で、国連環境計画 (UNEP) が 2024 年 10 月に公表した「排出ギャップ報告書 2024」では、世界の温室効果ガス排出量は増加し続けており、現在のような排出が続けば、今世紀中に地球の平均気温は最大 3.1℃上昇する可能性が指摘されている。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>配慮書においては、事業における早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をとりまとめています。</p> <p>温室効果ガスについては、今後の環境影響評価図書の中で、発電設備の稼働率、燃料使用量、温室効果ガスの排出量、排出係数等を詳細検討します。調査、予測及び評価の結果は、準備書で示します。</p> <p>なお、予測及び評価の手法の詳細については、本方法書第 6 章 (p.6.2-51) に記載しました。</p>

第 7.1-4 表 (6) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
18	<p>(前ページからの続き)</p> <p>こうした危機的な現状において、個別の発電所が排出する温室効果ガスは、気候変動の加速、さらには人々の生活環境に対し多大な影響があると考えべきだ。最新式のガスコンバインドサイクルであっても 1.5°C 目標に整合する CO<sub>2</sub> 排出係数の約 2 倍の排出がある (IEA によると、1.5°C シナリオで求める 2030 年の排出係数は 0.186kg-CO<sub>2</sub>/kWh だが、LNG 火力の排出係数はガスコンバインドサイクルが 0.32~0.36kg-CO<sub>2</sub>/kWh 程度)。本計画の実施による CO<sub>2</sub> 等の温室効果ガス排出量やその影響は配慮事項に含まれるべきであり、CO<sub>2</sub> の排出係数すら示されていないことは問題である。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
19	<p>地球温暖化防止が、世界的に重大かつ緊急の課題となっているのに、計画段階配慮事項に選定されていないのは大問題だ。現状において、パリ協定の「1.5 度目標」が危ぶまれていることに鑑み、最低限これが達成される計画を講じるべき。また今後、二酸化炭素の排出係数や排出量を明示されたい。</p>	
20	<p>■天然ガスはライフサイクルで石炭よりも多く温室効果ガスを排出する恐れがある</p> <p>2024 年 10 月ガーディアン紙は、「輸出された液化天然ガス (LNG) は石炭よりもはるかに多くの温室効果ガスを排出している」という研究について報道した。LNG は石炭よりも燃焼時にクリーンだとしてエネルギー転換の「つなぎ」として使われがちだが、この研究論文には、20 年間の CO<sub>2</sub> とメタンの排出を GWP (地球温暖化係数) で比較した場合、LNG の GHG フットプリントは石炭に比べて 33% も大きい場合があることが示されている。天然ガスの掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていること、パイプラインによる輸送時に大量の排出があること、液化・タンカーによる輸送を含めれば石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどが指摘されている。LNG の使用を終わらせることは世界的な優先事項であると研究者は主張している。</p> <p>世界的には天然ガス利用の削減が進められている中、貴社は本事業を「LNG 火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少ない」「社会の温室効果ガス排出削減に貢献する」(配慮書 p.3) などと評価しているが、最近の研究を踏まえればこの評価は明らかに科学的知見に反しており、グリーンウォッシュである。</p> <p>天然ガスを利用し続けることは気候に甚大な影響を及ぼす可能性があり、貴社は本計画から撤退するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英紙ガーディアン「Exported gas produces far worse emissions than coal, major study finds」(2024 年 10 月 4 日)</li> <li>・NPR 「Natural gas can rival coal's climate-warming potential when leaks are counted」(2023 年 7 月 14 日)</li> <li>・スタンフォード大学「Methane emissions from U.S. oil and gas operations cost the nation \$10 billion per year」(2024 年 3 月 13 日)</li> </ul> <p>(次ページに続く)</p>	<p>当社が事業を計画するにあたっては、様々な科学的知見を総合的に考慮し、LNG 火力は引き続き脱炭素社会への移行期における重要な選択肢であると考えています。</p> <p>本事業は、日本のエネルギーの安定供給という社会的な使命を果たすとともに、脱炭素化に貢献するために、最新の技術と環境配慮を導入することを前提に進めています。今後も、国内外の科学的知見や政策動向を注視し、LNG 火力が気候変動に与える影響について継続的に評価していきます。</p>

第 7.1-4 表 (7) 一般の意見に対する事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
20	<p>(前ページからの続き)</p> <p>さらに、LNG に関連する事業は全体で GHG 排出および大気汚染の問題を引き起こすだけでなく、上流で生態系破壊や人権侵害、中流で海洋汚染などを引き起こしている。例として、貴社が出資するパプア LNG 事業では、パリ協定 1.5 度目標と整合しないこと、影響を受ける先住民の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」が欠如していること、事業地域の 60 種以上が調査されたことがなく生物多様性への深刻なリスクを及ぼすことなどが指摘されている。これらの面からも、本計画を含め、LNG の使用を減らすことが急務である。</p> <p>上流から下流に至る人権問題や GHG 排出量 (メタン漏れの懸念も含む) を含めた環境負荷はプロジェクトによっても異なるため、国内の LNG 火力発電所で使用する LNG の産地および入手経路およびライフサイクル GHG 排出量を算出して頂きたい。問題があった場合には適切に対処することを求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Asian People's Movement on Debt and Development (APMDD) ら : プレスリリース「13 の機関投資家がパプア LNG の環境・人権問題を精査」を公表 (2025 年 3 月 24 日)</li> </ul>	<p>(前ページに掲載)</p>
21	<p>かつての公害激甚地、今も公害が根絶されたとはいえない地域において、新たな公害発生源となりうる LNG 火力発電所を建設することについて、被害者を発生させないなど企業としての基本認識と決意を示すべきだ。</p>	<p>川崎市は、工業都市として発展した一方で、公害など社会問題に直面してきた点は、十分に認識しています。そのため、発電所建設にあたっては、最新鋭の低 NOx 燃焼器や排煙脱硝装置の採用等により、可能な限りに環境への影響の低減に努めます。</p>

## 7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

### 7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等

対象事業実施区域は川崎事業所の遊休地とした。

現在、川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しているが、本事業はENEOS株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画である。

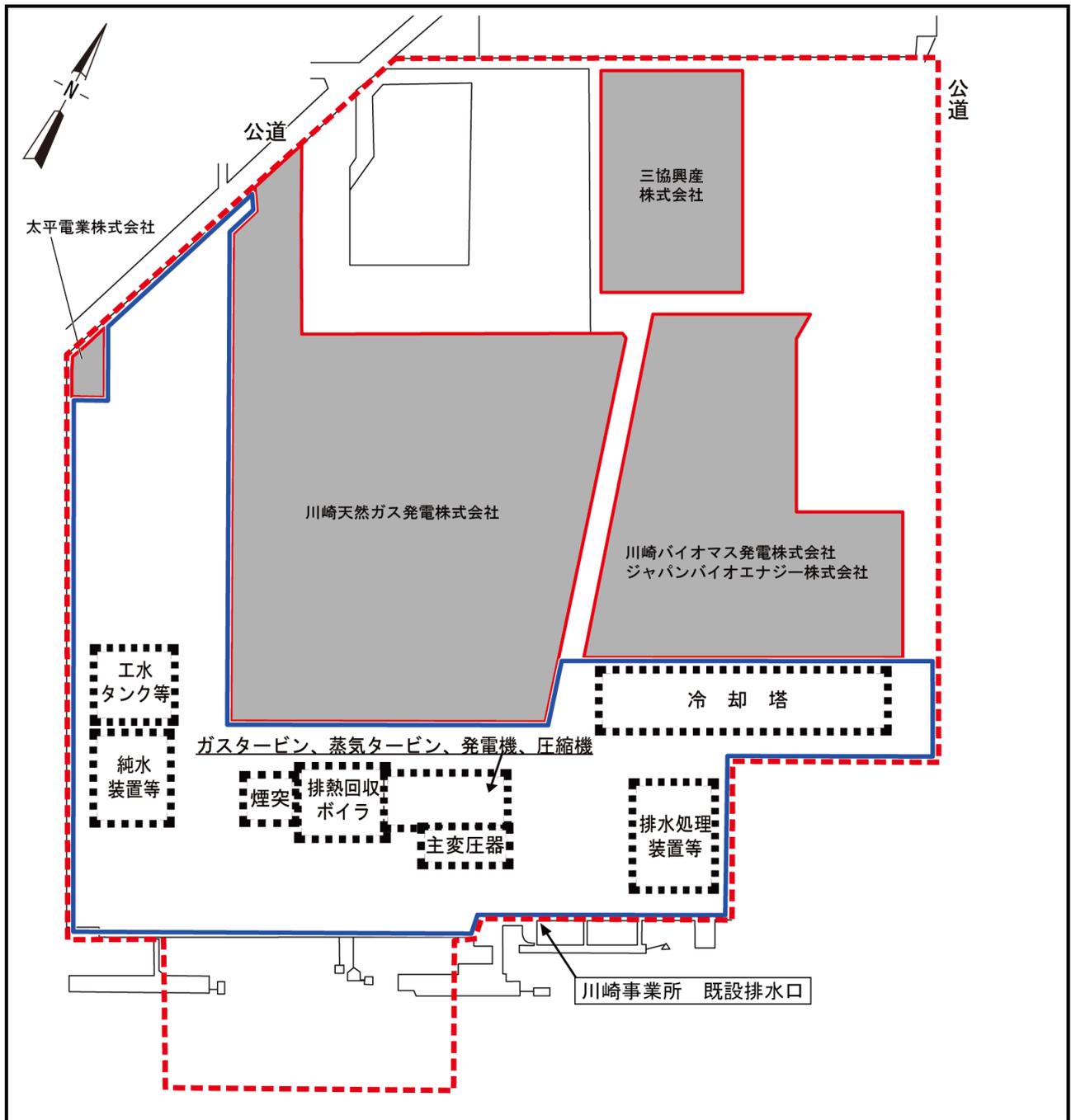
発電設備等の規模については、同敷地面積において配置可能で、電力系統連携可能規模等を考慮して、新設設備の出力を単一案として約75万kWとした。

### 7.2.2 発電設備の配置計画

発電設備の配置計画の概要は、第7.2-1図のとおりである。

発電設備については、既設の川崎市工業用水道及び燃料用パイプライン等の有効活用が可能な配置とした。

タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界（対象事業実施区域外周）における騒音・振動対策面を考慮した配置とした。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域外
- 本事業で新設する設備
- 発電所計画地

注：設備配置及び緑地等の詳細については、環境影響評価準備書において記載する。

1:4,000

0 50 100 m

第 7.2-1 図 発電設備配置計画の概要

## 7.2.3 発電設備の構造（煙突高さ）

### 1. 配慮書における検討結果

本事業では、窒素酸化物を排出すること、建設予定地が比較的住居系地域に近いことも考慮し、煙突が視認性の高い構造物であることから、周辺地域の大気環境に加え眺望景観への影響に配慮し、構造の複数案として煙突高さを選定した。

煙突高さについては、東京国際空港の高さ制限（対象事業実施区域では標高 120～130m まで）にかかることに加え、近隣発電所の煙突高さを参考に、100m 及び 80m の 2 案を複数案として設定し、周辺大気環境への影響、並びに眺望景観への影響を比較検討した。

#### (1) 大気環境・大気質

大気環境・大気質に係る予測の手法及び結果は、「第 4 章 4.3 調査、予測及び評価の結果 4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物）」のとおりであり、その予測結果の概要は第 7.2-1 表のとおりである。

排ガスによる大気質への影響については、二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は、複数案のいずれも将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33、0.37%と小さくなっている。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053、0.016059ppm であり、複数案のいずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

第 7.2-1 表 環境基準の年平均相当値との比較結果

項目 (単位)	予測ケース	最大着地濃度 (a)	バックグラウンド 濃度 (b)	将来予測 環境濃度 (c=a+b)	寄与率 (%) (a/c)	環境基準の 年平均相当値
二酸化 窒素 (ppm)	A 案 (煙突高さ 100m)	0.000053	0.016	0.016053	0.33	0.023
	B 案 (煙突高さ 80m)	0.000059	0.016	0.016059	0.37	

注：1. バックグラウンド濃度は、発電所予定地から 10km 以内の平成 30～令和 4 年度における一般局の年平均値の平均値とした。

2. 環境基準の年平均相当値は、発電所予定地から 10km 以内の一般局の平成 30～令和 4 年度の測定値に基づいて作成した以下の式に環境基準値を代入して求めた。

$$y=0.2719x+0.0062 \quad y: \text{年平均値 (ppm)} \quad x: \text{日平均値の 98\% 値 (ppm)}$$

## (2) 景 観

景観に係る予測の手法及び結果は、「第4章 4.3 調査、予測及び評価の結果 4.3.2 景観」のとおりであり、その予測結果の概要は第7.2-2表のとおりである。

このうち、「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年)において、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい」とされる垂直見込角1度以上の地点数は、A案、B案とも7地点である。

また、「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある」とされる垂直見込角1.5～2度以上の地点は、A案では5地点、B案は2地点である。

なお、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない」とされる垂直見込角5～6度以上の地点は、対象事業実施区域の最寄りの大川町緑地である。

「眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。」とされる垂直見込角10～12度の地点はA案、B案とも0地点である。

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

以上のことから、施設の存在による景観への重大な影響は回避・低減されているものと評価する。

第7.2-2表 複数案に対する眺望景観への影響比較

項 目	A 案 (煙突高さ 100m)	B 案 (煙突高さ 80m)
眺望景観の変化(煙突の最大垂直見込角)	約 7.1 度	約 5.7 度
(垂直見込角 1 度以上の地点数)	7	7
(垂直見込角 1.5～2 度以上の地点数)	5	2
(垂直見込角 3 度以上の地点数)	1	1
(垂直見込角 5～6 度以上の地点数)	1	1
(垂直見込角 10～12 度以上の地点数)	0	0

## 2. 神奈川県知事意見を踏まえた、大気質の1時間値予測

### (1) 特殊気象条件の項目

気象条件により、発電所排煙の着地濃度が相対的に高くなるとされる、煙突ダウンウォッシュ発生時（以下、「煙突 DW」という。）、建物ダウンウォッシュ発生時（以下、「建物 DW」という。）、逆転層形成時（以下、「逆転層」という。）及び内部境界層発達によるフミゲーション発生時（以下、「フミゲーション」という。）の二酸化窒素の1時間値の高濃度を感度解析により予測した。

### (2) 予測計算式

予測の計算式は、第 7.2-3 表のとおりである。

第 7.2-3 表 特殊気象条件下の予測計算式

項目	拡散計算式	出典
煙突 DW	Briggs (ダウンウォッシュ) 式	「NOx マニュアル」
建物 DW	ISC-PRIME モデル	「Development and evaluation of the PRIME plume rise and building downwash model」 (Lloyd L. Schulman, David G. Strimaitis, Joseph S. Scire, 2000)
逆転層	混合層高度を考慮した拡散式	「NOx マニュアル」
フミゲーション	Lyons & Cole のフミゲーションモデル	「Fumigation and Plume Trapping on the Shores of Lake Michigan During Stable Onshore Flow」 (Walter A. Lyons and Henry S. Cole, 1973)

### (3) 予測条件

#### ① 煙源、建物の諸元

煙源の諸元は、第 7.2-4 表のとおりである。

建物 DW を発生させる建物については、排熱回収ボイラを対象とした。排熱回収ボイラの諸元は第 7.2-5 表、配置図は第 7.2-2 図のとおりである。

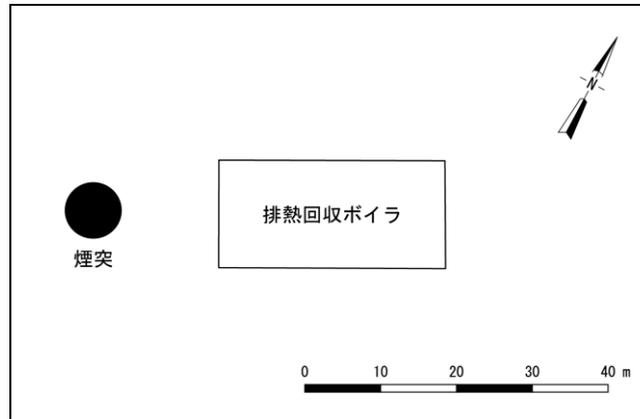
第 7.2-4 表 煙源の諸元

項目	単位	A 案	B 案	
煙突高さ	m	100	80	
排出ガス量 (湿り)	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> N/h	3,000	3,000	
排出ガス温度	°C	80	80	
排出ガス速度	m/s	31.7	31.7	
窒素酸化物	濃度	ppm	5 以下	5 以下
	排出量	m <sup>3</sup> N/h	22.8	22.8

注：排出濃度は、乾きガススペースであり、O<sub>2</sub> 濃度 16%の換算値である。

第 7.2-5 表 主な建物の諸元

建 屋	高さ (m)	幅 (m) × 奥行 (m)
排熱回収ボイラ	33	14.5 × 30



- 注：1. 図中の「●」は煙突の位置を示す。  
 2. 主な建物の諸元は、第 7.2-5 表のとおりである。

第 7.2-2 図 主な建物の配置

② 気象の条件

予測の気象条件は第 7.2-6 表のとおりである。

第 7.2-6 表 予測の気象条件

項 目	風 速	大気安定度	その他
煙突 DW	煙突高さでダウンウォッシュが生じる風速 21.2m/s 以上	地上安定度 C、D (上層安定度 C-D、D)	—
建物 DW	煙突高さで 1~10m/s、0.1m/s 間隔	地上安定度 A~F	—
逆転層	煙突高さで 0.1~10m/s、0.1m/s 間隔	地上安定度 A~G (上層安定度 C~E)	逆転層下端高度は有効煙突高さと同じとした。
フュミゲーション	煙突高さで 1~10m/s、0.1m/s 間隔	内部境界層内は A、内部境界層外は E	風向は海岸線から内陸に直角に吹くものと想定 内部境界層発達高度式の係数 6 又は 9

- 注：1. 大気安定度は「川崎市における今後の窒素酸化物対策及び浮遊粒子状物質対策について 資料編」（川崎市公害対策審議会専門委員会、平成 9 年）に従い設定した。  
 2. フュミゲーションの風速 10m/s は、内部境界層内の大気安定度が不安定側になることを踏まえ、べき指数の計算により、煙突高さ 100m は 5.5m/s までが対象、煙突高さ 80m は 5.3m/s までが対象となる。  
 3. 大気安定度は、D を中立として、A に近いほど大気の状態が不安定、G に近いほど安定であることを示す。

(4) 予測結果

二酸化窒素の特殊気象条件下の予測結果は、第 7.2-7 表のとおりである。

最大着地濃度は、フュミゲーションが最も高い結果となった。煙突 DW については、煙突高さ 80m では 0.0030ppm、煙突高さ 100m では 0.0019ppm であった。建物 DW については、煙突高さ 80m では 0.0016ppm、煙突高さ 100m では発生しなかった。逆転層では煙突高さ 80m では 0.0034ppm、煙突高さ 100m では 0.0032ppm であった。フュミゲーションでは煙突高さ 80m では 0.0085ppm、煙突高さ 100m では 0.0073ppm であった。

二酸化窒素の将来環境濃度は、建物 DW 発生時には煙突高さ 80m で 0.0886ppm、そのほかの項目では煙突高さ 80m で 0.0900～0.1114ppm、煙突高さ 100m で 0.0889～0.1112ppm であった。

第 7.2-7 表 二酸化窒素の特殊気象条件下の予測結果

項目	煙突高さ (m)	煙突高さの風速 (m/s)	大気安定度	有効煙突高さ (m)	最大着地濃度 (ppm) a	バックグラウンド濃度 (ppm) b	将来予測環境濃度 (ppm) a+b	最大着地濃度出現距離(km)
煙突 DW	80	21.2	C-D (上層)	80	0.0030	0.087	0.0900	1.3
	100	21.2	C-D (上層)	100	0.0019		0.0889	1.8
建物 DW	80	1.9	A (地上)	—	0.0016		0.0886	1.3
	100	発生しない				—	—	—
逆転層	80	0.5	C (上層)	781	0.0034	0.108	0.1114	11.2
	100	0.5	C (上層)	801	0.0032		0.1112	11.5
フュミゲーション	80	5.3	E9	285	0.0085	0.087	0.0955	1.2
	100	1.0	E9	565	0.0073		0.0943	4.8

- 注：1. 煙突 DW、建物 DW、フュミゲーションのバックグラウンド濃度は、対象事業実施区域から 10km 以内の一般大気測定局における令和 4 年度の 1 時間値の最高値（神奈川区総合庁舎）を用いた。
2. 逆転層のバックグラウンド濃度は、対象事業実施区域から 20km 以内の一般大気測定局における令和 4 年度の 1 時間値の最高値（品川区豊町）を用いた。
3. 煙突高さの風速は着地濃度が最大となった時の風速である。
4. フュミゲーションの大気安定度については内部境界層内を A とし、内部境界層外の大気安定度を示した。
5. フュミゲーションの大気安定度の横に示した数字は内部境界層発達高度式の係数を示す。

### (5) 評価

特殊気象条件下における1時間値の評価は第7.2-8表のとおりであり、本事業による最大着地濃度について、バックグラウンド濃度を踏まえた将来予測環境濃度と対比するとともに、将来予測環境濃度について、短期暴露の指針値と比較することにより行った。

建物 DW については、煙突高さ 100m では発生しなかった。煙突高さ 80m の将来予測環境濃度は 0.0886ppm であり、短期暴露の指針値を下回っている。

そのほかの項目における二酸化窒素の将来環境濃度は、煙突高さ 80m で 0.0900～0.1114ppm、煙突高さ 100m で 0.0889～0.1112ppm であり、いずれの煙突高さ、気象条件においても短期暴露の指針値を下回っている。

寄与率については、フュミゲーションが最も高く、煙突高さ 80m で 8.9%、煙突高さ 100m で 7.7%である。煙突 DW では、煙突高さ 80m で 3.3%、煙突高さ 100m で 2.1%、逆転層では、煙突高さ 80m で 3.1%、煙突高さ 100m で 2.9%である。建物 DW では、煙突高さ 80m では 1.8%である。

以上のことから、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

第 7.2-8 表 特殊気象条件下における 1 時間値の評価

項目	煙突高さ (m)	煙突高さの風速 (m/s)	大気安定度	有効煙突高さ (m)	最大着地濃度 (ppm) a	バックグラウンド濃度 (ppm) b	将来予測環境濃度 (ppm) c=a+b	寄与率 (%) a/c	短期暴露の指針値 (ppm)
煙突 DW	80	21.2	C-D (上層)	80	0.0030	0.087	0.0900	3.3	1 時間値が 0.1～0.2 以下
	100	21.2	C-D (上層)	100	0.0019		0.0889	2.1	
建物 DW	80	1.9	A (地上)	—	0.0016		0.0886	1.8	
	100	発生しない				—			
逆転層	80	0.5	C (上層)	781	0.0034	0.108	0.1114	3.1	
	100	0.5	C (上層)	801	0.0032		0.1112	2.9	
フュミゲーション	80	5.3	E9	285	0.0085	0.087	0.0955	8.9	
	100	1.0	E9	565	0.0073		0.0943	7.7	

- 注：1. 煙突 DW、建物 DW、フュミゲーションのバックグラウンド濃度は、対象事業実施区域から 10km 以内の一般大気測定局における令和 4 年度の 1 時間値の最高値（神奈川県総合庁舎）を用いた。
2. 逆転層のバックグラウンド濃度は、対象事業実施区域から 20km 以内の一般大気測定局における令和 4 年度の 1 時間値の最高値（品川区豊町）を用いた。
3. 煙突高さの風速は着地濃度が最大となった時の風速である。
4. フュミゲーションの大気安定度については内部境界層内を A とし、内部境界層外の大気安定度を示した。
5. フュミゲーションの大気安定度の横に示した数字は内部境界層発達高度式の係数を示す。

### 3. 複数案の選定結果

配慮書における検討結果及び特殊気象条件下の 1 時間値予測の結果から、いずれの煙突高さの案（A 案：100m、B 案：80m）も将来予測濃度は短期暴露の指針値を下回っており、煙突高さが低いほど眺望景観への影響が小さいことから、本事業の煙突高さを B 案（80m）とする。

(空白ページ)